はじめに

1992年の「地球サミット（国連環境開発会議、UNCED）」から20年を経た今年6月、同会議が開催された地、ブラジル・リオデジャネイロにおいて、「リオ＋20（国連持続可能な開発会議、UNCSD）」が開催される。

1992年以来、世界の温室効果ガス排出量は増え続け、生物多様性の損失も引き続き大きな問題となっている。一方で、世界の貧困問題は解決に至っていない。

こうした状況で、リオ＋20では「持続可能な開発と貧困撲滅の文脈におけるグリーンエコノミー」が主要テーマの一つに掲げられた。リオ＋20は、世界レベルで環境・貧困問題解決に資する経済システムを前進させる可能性がある。

本レポートは、リオ＋20開催を前に、リオ＋20に至る経緯・概要・成果文書の最新交渉状況を共有し、リオ＋20・グリーンエコノミーに関する様々なセクターの取組み・連携の強化、環境・貧困問題解決のための経済システムの構築、リオ＋20における効果的な成果文書の成立を目指し、発行する。

本レポートが、リオ＋20・グリーンエコノミーにご関心をお持ちの方々の一助となれば幸いである。

2012年3月

※ グリーンエコノミーフォーラムは、NGO・事業者・研究者・政策担当者の多様なセクターの連携による、環境・社会問題解決に資す経済推進のためのフォーラムです。

※ 本ペーパーにおける用語の日本語訳は、主に成果文書ゼロドラフトの環境省仮訳を使用しています。

目　次

はじめに …… *P1*

目次 …… *P2*

Ⅰ．リオ＋20経緯・概要・最新準備状況編 …… *P3*
1．リオ＋20に至る経緯とリオ＋20の概要 …… *P4*
1－1．国連人間環境会議から、国連環境開発会議、
そしてリオ＋20へ …… *P4*
1－2．リオ＋20の概要 …… *P11*

2．リオ＋20の成果文書を巡る最新の交渉状況 …… *P12*
2－1．リオ＋20に向けた準備プロセス …… *P12*
2－2．成果文書案の構成 …… *P14*
2－3．成果文書に関する政府間交渉の主要論点 …… *P15*
2－4．成果文書に関する日本政府・
その他ステークホルダーの見解 …… *P29*

最後に …… *P34*

Ⅱ．リオ＋20・グリーンエコノミー論考編 …… *P35*
論考1．グリーンエコノミーは世界を救えるか？ …… *P36*
論考2．グリーンエコノミーと開発援助・金融 …… *P48*
論考3．グリーンエコノミーと税財政 …… *P54*

Ⅲ．リオ＋20・グリーンエコノミー資料編 …… *P63*
1．人間環境宣言 …… *P64*
2．環境と開発に関するリオ宣言 …… *P67*
3．ミレニアム宣言（仮訳） …… *P69*
4．日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）
成果文書へのインプット」 …… *P73*
5．リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に
向けた日本のステークホルダーからの提案」 …… *P93*
6．リオ＋20成果文書ゼロドラフト
「我々が望む未来（環境省仮訳）」 …… *P111*
7．国際連合機構図 …… *P123*

Ⅰ．リオ +20 経緯・概要・最新準備状況編

１．リオ＋20に至る経緯とリオ＋20の概要

１－１．国連人間環境会議から、国連環境開発会議、そしてリオ＋20へ

（１）1972年国連人間環境会議から1992年国連環境開発会議へ

環境問題に関する初の大きな国際会議は、1972年にスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議（ストックホルム会議）」であった。国連人間環境会議では、人間環境宣言が採択され、国連環境計画（UNEP）の設立が決定した。UNEPの改革は、後に見るように、今回開催されるリオ＋20でのテーマの一つとなっている。

●国連環境計画（UNEP）

1972年の「国連人間環境会議」で提案され、同会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すために設立された機関。取り扱う分野は、オゾン層保護、有害廃棄物、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護等多岐にわたる。

その後、1984年には、「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が設置され、1987年には同委員会が、最終報告書「Our Common Future（ブルントラント報告）」を発表した。同報告書では、持続可能な開発を「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」と定義された。

80年代後半から、国境を越えた地球環境問題がクローズアップされ、オゾン層保護に関しては、1985年にウィーン条約が採択され、同条約の下で1987年にモントリオール議定書が採択された。気候変動問題については、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の下で気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が設立された。1990年12月の国連総会では、気候変動枠組み条約締結に向けた政府間交渉委員会（INC）の設置が決議された。有害廃棄物の越境移動に関しては、1989年にバーゼル条約が採択された。このように、新たな合意・イニシアティブが生まれていった。

地球環境問題の危機が高まる中で、1992年6月3～14日にブラジルのリオデジャネイロで「国連環境開発会議（UNCED：通称、地球サミット）」が開催された。

（２）1992年国連環境開発会議での合意

1992年の国連環境開発会議は、地球温暖化、酸性雨等顕在化する地球環境問題を人類共通の課題と位置付け、「持続可能な開発」という理念の下に環境と開発の両立を目指して開催されたもので、172ヶ国の政府代表、国際機関、NGOが参加した。行動の基本原則を示した「環境と開発に関するリオ宣言」[1]・行動計画である「アジェンダ21」及び「森林原則声明」の採択、「気候変動枠組み条約」及び「生物多様性条約」の署名開始（両条約は地球サミット直前に採択）などが行われた。

---

[1] 27原則から成る。内容については、資料編P67参照。

●アジェンダ21

国連環境開発会議で採択された、持続可能な開発を実現するための行動計画。４部構成全40章から成り、英文で500ページに及ぶ。「セクションⅠ．社会的・経済的側面」、「セクションⅡ．開発資源の保護と管理」、「セクションⅢ．主たるグループの役割の強化」、「セクションⅣ．実施手段」となっており、貧困・消費形態・人口・居住・女性・先住民・非政府組織・資金等、幅広い分野を扱っている。目次は、以下の通り。

第１章　前文

[セクションⅠ．社会的・経済的側面]

第２章　開発途上国の持続可能な開発を促進するための国際協力と関連国内政策
第３章　貧困の撲滅
第４章　消費形態の変更
第５章　人口動態と持続可能性
第６章　人の健康の保護と促進
第７章　持続可能な人間居住の開発の促進
第８章　意志決定における環境と開発の統合

[セクションⅡ．開発資源の保護と管理]

第９章　大気保全
第10章　陸上資源の計画及び管理への統合的アプローチ
第11章　森林減少対策
第12章　脆弱な生態系の管理：砂漠化と旱魃(かんばつ)の防止
第13章　脆弱な生態系の管理：持続可能な山岳開発
第14章　持続可能な農業と農村開発の促進
第15章　生物多様性の保全
第16章　バイオテクノロジーの環境上健全な管理
第17章　海洋、閉鎖性及び準閉鎖性海域を含むすべての海域及び沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発
第18章　淡水資源の質と供給の保護：水資源の開発、管理及び利用への統合的アプローチの適用
第19章　有害かつ危険な製品の不法な国際取り引きの防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理
第20章　有害廃棄物の不法な国際取り引きの防止を含む、有害廃棄物の環境上適正な管理
第21章　固形廃棄物及び下水関連問題の環境上健全な管理
第22章　放射性廃棄物の安全かつ環境上適正な管理

[セクションⅢ．主たるグループの役割の強化]

第23章　前文
第24章　持続可能かつ公平な開発に向けた女性のための地球規模の行動
第25章　持続可能な開発における子供及び青年
第26章　先住民及びその社会の役割の認識及び強化
第27章　非政府組織の役割強化
第28章　アジェンダ21の支持における地方公共団体のイニシアティブ
第29章　労働者及び労働組合の役割の強化
第30章　産業界の役割の強化
第31章　科学的、技術的団体
第32章　農民の役割の強化

［セクションⅣ．実施手段］
第33章　資金源及びメカニズム
第34章　環境上健全な技術の移転、協力および対処能力の強化
第35章　持続可能な開発のための科学
第36章　教育、意識啓発及び訓練の推進
第37章　開発途上国における能力開発のための国のメカニズム及び国際協力
第38章　国際的な機構の整備
第39章　国際的法制度及びメカニズム
第40章　意思決定のための情報

1993年には、アジェンダ21に基づいて「持続可能な開発委員会（CSD）」が設置された。CSDの改革も、リオ＋20でのテーマの一つとなっている。

●持続可能な開発委員会（CSD）

持続可能な開発委員会（CSD）は、アジェンダ21において設置が提起され、1993年に設立された。主な役割として、アジェンダ21の実施進捗状況のレビュー・評価・より一層の実施促進、部門横断的な側面に焦点を当て、改善された政策統合のための場の提供、アジェンダ21の実施に関する新たな挑戦課題と機会への取り組みが規定されている。2年ごとに会期を設け、複数のテーマに限定して集中的に議論が行われている。

（3）1992年国連環境開発会議から2012年リオ＋20へ

1992年の国連環境開発会議（地球サミット）以降、地球環境に関する合意はさらに進展した。まず、1994年には砂漠化対処条約が採択された。1997年には、京都で開催された第三回気候変動枠組み条約締約国会議にて、京都議定書が採択。1998年には、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約が採択。2000年には、カナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約特別締約国会議再開会合にてカルタヘナ議定書が採択。2001年には、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が採択された。

一方で貧困撲滅に関する国際合意においても新たな進展が見られた。2000年に国連ミレニアム・サミットにて「国連ミレニアム宣言」が採択、2001年に「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）」が取りまとめられた。ミレニアム開発目標は、開発分野における国際社会共通の目標で、2015年までに達成すべき8つの目標と21のターゲット、60の指標が設定されている。リオ＋20では、後に見るように、2015年以降のミレニアム開発目標、いわゆるポストMDGsに関しても、議論がなされている。

●ミレニアム開発目標（MDGs）

目標１：極度の貧困と飢餓の撲滅

・ターゲット1.A：2015年までに1日1ドル未満で生活する人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。
・ターゲット1.B:女性、若者を含むすべての人々に、完全かつ生産的な雇用、そしてディーセント・ワークの提供を実現する。
・ターゲット1.C:2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。

目標２：初等教育の完全普及の達成

・ターゲット2.A：2015年までに、全ての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。

目標３：ジェンダー平等推進と女性の地位向上

・ターゲット3.A：可能な限り2005年までに、初等・中等教育における男女格差を解消し､2015年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。

目標４：乳幼児死亡率の削減

・ターゲット4.A：2015年までに5歳未満児の死亡率を1990年の水準の3分の1に削減する。

目標５：妊産婦の健康の改善

・ターゲット5.A：2015年までに妊産婦の死亡率を1990年の水準の4分の1に削減する。
・ターゲット5.B：2015年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを実現する。

目標６：HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止

・ターゲット6.A：HIV／エイズの蔓延を2015年までに食い止め、その後減少させる。
・ターゲット6.B：2010年までにHIV／エイズの治療への普遍的アクセスを実現する。
・ターゲット6.C：マラリア及びその他の主要な疾病の発生を2015年までに食い止め、その後発生率を減少させる。

目標７：環境の持続可能性確保

・ターゲット7.A：持続可能な開発の原則を国家政策及びプログラムに反映させ、環境資源の損失を減少させる。
・ターゲット7.B：生物多様性の損失を2010年までに確実に減少させ、その後も継続的に減少させ続ける。
・ターゲット7.C：2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。
・ターゲット7.D：2020年までに、少なくとも１億人のスラム居住者の生活を改善する。

目標８：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

・ターゲット8.A：さらに開放的で、ルールに基づく、予測可能でかつ差別的でない貿易及び金融システムを構築する（良い統治、開発及び貧困削減を国内的及び国際的に公約することを含む。）

・ターゲット8.B：後発開発途上国の特別なニーズに取り組む（後発開発途上国からの輸入品に対する無税・無枠、重債務貧困国（HIPC）に対する債務救済及び二国間債務の帳消しのための拡大プログラム、貧困削減にコミットしている国に対するより寛大なODAの供与を含む。）
・ターゲット8.C：内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国の特別なニーズに取り組む（小島嶼開発途上国のための持続可能な開発プログラム及び第22回国連総会特別会合の規定に基づく。）
・ターゲット8.D：債務を長期的に持続可能なものとするために、国内及び国際的措置を通じて開発途上国の債務問題に包括的に取り組む。
・ターゲット8.E：製薬会社と協力して、開発途上国において人々が安価で必要不可欠な医薬品を入手できるようにする。
・ターゲット8.F：民間部門と協力して、特に情報・通信における新技術による利益が得られるようにする。

2002年には、リオデジャネイロでの地球サミットから10年目として、「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット、WSSD）」が開催され、アジェンダ21等の計画の見直しや新たに生じた課題等について議論が行われた。地球サミット以降の成果を土台とし、残されている目標の実現を促進するための実施計画として「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（JPOI）」が採択された。

●持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（JPOI）[2]

1992年の地球サミットで採択されたアジェンダ21の更なる実施のための具体的な行動計画。11部で構成されており、第1部「導入」、第2部「貧困撲滅」、第3部「持続可能でない生産消費形態の変更」、第4部「経済及び社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理」、第5部「グローバル化する世界における持続可能な開発」、第6部「保健と持続可能な開発」、第7部「小島嶼国における持続可能な開発」、第8部「アフリカにおける持続可能な開発」、第9部「その他の地域的イニシアティブ」、第10部「実施の手段」、第11部「持続可能な開発のための制度的枠組み」となっている。

しかし、同サミット以降、環境問題を巡る国際的な進展はペースダウンしたかに見える。

気候変動に関しては、例えば燃料燃焼による世界の二酸化炭素排出量は1990年に203.5億トンだったが、新興国の温室効果ガス排出量の急増もあり、2009年には279.8億トンに急増している[3]。

生物多様性に関しては、2002年の生物多様性条約第六回締約国会議（オランダ・ハーグ）で採択された「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」とした生物多様性2010年目標は、達成できなかった[4]。生物多様性条約事務局は、2010年5月に公表した報告書「地球規模生物多様性概況第3版（GBO3）」の中で、2010年目標の達成状況を評価。21の個別の目標の

---

2 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/pdfs/wssd_sjk.pdf
3 国際エネルギー機関 (IEA), CO2 Emissions from Fuel Combustion 2011 Edition
http://www.iea.org/co2highlights/co2highlights.pdf
4 http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/library/files/GBO3_booklet.pdf

全てについて達成されていないことを指摘したのである[5]。

2015年までに収入が1日1ドル未満で生活する人々の割合、飢餓に苦しむ人々の割合を1990年の水準の半数に減少させるとしたミレニアム開発目標（MDGs）における重要な目標も、サブサハラ、南アジア、西アジア、ラテンアメリカでは達成が不可能との見込み[6]が示されている。

こうした中、2012年6月20日～22日、ブラジルのリオデジャネイロにおいて、「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」[7]が開催される。リオ+20は、持続可能な社会づくりに向け停滞しつつある国際交渉や実施を進展させる契機となり得るかが問われている。

●国連人間環境会議（ストックホルム会議）からリオ+20までの道のり

1972年：「国連人間環境会議（ストックホルム会議）」開催。「人間環境宣言」採択。
「国連環境計画（UNEP）」設立。
「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）」採択。

1973年：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関するワシントン条約」採択。

1976年：「第1回国連人間居住会議」開催。「人間居住宣言」採択。

1983年：「国際熱帯木材協定」採択。

1984年：「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」設置。

1985年：「オゾン層保護に関するウィーン条約」採択。

1986年：「国際熱帯木材機関（ITTO）」設立。

1987年：「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が最終報告書「Our Common Future（ブルントラント報告）」発表。
「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」採択。

1988年：「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」設立。

1989年：「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」採択。

1990年：国連総会で「気候変動枠組み条約締結に向けた政府間交渉委員会（INC）」設置が決議。

1992年：ブラジルのリオデジャネイロで「国連環境開発会議（通称：地球サミット）」開催。
「環境と開発に関するリオ宣言」採択。「アジェンダ21」採択。「森林に関する原則」採択。「気候変動枠組み条約」署名開始（条約は地球サミット直前に採択）、「生物多様性条約」署名開始（条約は地球サミット直前に採択）。

---

[5] なお、2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第十回締約国会議では、ポスト2010年目標として愛知ターゲットが採択されるとともに、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が採択された。

[6] MDGsの達成状況については、以下の外務省ウェブサイトを参照。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/about.html

[7] 英語名はUnited Nations Conference on Sustainable Development (UNCSD)で、国連の公式ウェブサイトは下記の通り。
http://www.uncsd2012.org/rio20/index.html

1993年：アジェンダ21に基づいて「持続可能な開発委員会（CSD）」設置。

1994年：「砂漠化対処条約」採択。
「国際熱帯木材協定（新協定）」採択。
小島嶼開発途上国の持続可能な開発に関する国際会議にて「バルバドス行動計画」採択。

1995年：「第４回世界女性会議」開催。「北京宣言」「行動綱領」採択。
「世界社会開発サミット」開催。「コペンハーゲン宣言」「行動計画」採択。

1996年：環境マネジメントシステムの国際規格「ISO 14000」発効。
「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年議定書（ロンドン条約96 年議定書）」採択。
「第２回国連人間居住会議」 開催。「ハビタット・アジェンダ（居住問題解決のための世界行動計画）」採択。
「世界食糧サミット」 開催。「世界食糧安全保障に関するローマ宣言」「世界食糧サミット行動計画」採択。

1997年：国連環境開発特別総会（UNGASS、リオ＋5）にて「アジェンダ21の一層の実施のための計画」採択。
第三回気候変動枠組み条約締約国会議にて「京都議定書」採択。
企業のサステナビリティ・レポーティングの国際基準である「Global Reporting Initiative」設立。

1998年：国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関する「ロッテルダム条約」採択。

1999年：コフィ・アナン国連事務総長が「国連グローバルコンパクト」提唱。
「世界食料安全保障サミット」開催。「世界食料安全保障サミット宣言」採択。

2000年：国連ミレニアム・サミットにて「国連ミレニアム宣言」採択。
生物多様性条約特別締約国会議再開会合（モントリオール）にて「カルタヘナ議定書」採択。

2001年：残留性有機汚染物質に関する「ストックホルム条約」採択。
アフリカ統一機構首脳会議にて「新アフリカ・イニシアティブ」採択。（後に「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）」へ改称。）

2002年：「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」 開催。行動計画として「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（JPOI）」採択。
開発資金国際会議（モンテレイ会議）にて「モンテレイ合意」採択。

2003年：内陸開発途上国（LLDC）の開発に関する「アルマティ行動計画」策定。

2005年：援助効果向上に関する「パリ宣言」採択。
「国連持続可能な開発のための教育の10年（UNDESD）」開始。
国連防災世界会議にて「兵庫行動の枠組み2005-2015」採択。

2007年：「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択。

2008年：援助効果向上に関する「アクラ行動計画」採択。
国連環境計画（UNEP）が「グリーンエコノミー・イニシアティブ[8]」開始。

2010年：生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する「名古屋議定書」採択。
社会的責任の国際規格「ISO 26000」発効。

2011年：第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（釜山）にて成果文書を合意。

2012年：「国連持続可能な開発会議（通称：リオ＋20）」開催。

1－2．リオ＋20の概要

2012年6月20日～22日、ブラジルのリオデジャネイロにおいて、「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）」が開催される。

リオ＋20の目的とテーマは、以下の通り定められている。

●リオ＋20の目的

1.持続可能な開発に関する新たな政治的コミットメントを確保すること
2.持続可能な開発に関する主要なサミットの成果の実施における現在までの進展及び残されたギャップを評価すること
3.新しい又は出現しつつある課題を扱うこと

●リオ＋20のテーマ

1.持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーンエコノミー[9]
2.持続可能な開発のための制度的枠組み

ただ、交渉中の成果文書案では、課題別のセクションが設けられており、必ずしも上記の2テーマに限定されてはいない。

なお、1992年に地球サミットで採択された行動計画「アジェンダ21」と2002年にヨハネスブルクサミットで採択された「ヨハネスブルクサミット実施計画（JPOI）」の包括的なレビューは、2016年～2017年の第24会期・持続可能な開発委員会（CSD 24）で行われることになっている。

---

[8] グリーンエコノミーレポート及び関連文書の作成、グリーンエコノミー実現を目指す国に対するアドバイサリーサービスの提供、NGO・企業・他の国連機関によるグリーンエコノミー実現のための実施に関する調査を行うために国連環境計画（UNEP）が開始したイニシアティブ。
http://www.unep.org/greeneconomy

[9] グリーンエコノミーには様々な定義がある。リオ＋20準備プロセスにおいては、共通の定義を採用することはせずに成果文書の交渉が行われている。古沢論考P36も参照。
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/rio20_201107.pdf

リオデジャネイロでは、国連の本会議と並行して各種サイドイベント、キャパシティ・ビルディング・イベント[10]、ブース出展が行われる他、市民団体主催のピープルズサミット[11]、持続可能性を目指す自治体協議会(ICLEI)世界大会2012[12]、ビジネスセクター主催のコーポレート・サステナビリティ・フォーラム[13]などが開催される予定である。

2．リオ+20の成果文書を巡る最新の交渉状況

2－1．リオ+20に向けた準備プロセス[14]

リオ+20の開催は、2008年12月の国連総会において正式に決定された(国連決議64/236)。その後、準備委員会（Preparatory Committee)、非公式会合（Intersessional Meeting)、地域準備会合（Regional Preparatory Meeting）などが開催され、「持続可能な開発及び貧困撲滅の文脈におけるグリーンエコノミー」と「持続可能な開発のための制度的枠組み」の2つのテーマに関する議論が行われた。

●リオ+20に向けた国際的な準備プロセス

2009年12月24日：	国連総会で決議64/236が採択。リオ+20の開催が決定。
2010年2月21日：	国連環境計画（UNEP）がグリーンエコノミーレポート[15]を発表。
2010年5月16日～18日：	第1回準備委員会会合開催。
2011年1月10日～11日：	第1回非公式会合開催。
2011年3月7日～8日：	第2回準備委員会会合開催。目的とテーマに関する事務総長レポート[16]が提示される。
2011年9月～12月：	アジア太平洋地域、アラブ地域、アフリカ地域、ラテンアメリカ及びカリブ海地域で地域準備会合開催。

---

[10] SD-Learningと題する持続可能な開発に関するキャパシティ・ビルディング・イベントが開催される予定。内容は、オンライン投票によって決定することになっている。
http://www.uncsd2012.org/rio20/meetings_sdlearning.html

[11] ピープルズサミットの詳細は下記に掲載される予定。
http://cupuladospovos.org.br/en/

[12] 持続可能性を目指す自治体協議会(ICLEI)世界大会2012については下記参照。
http://www.iclei.org/index.php?id=12648

[13] コーポレート・サステナビリティ・フォーラムについては下記参照。
http://csf.compact4rio.org/events/rio-20-corporate-sustainability-forum/event-summary-251b87a2deaa4e56a3e00ca1d66e5bfd.aspx

[14] リオ+20の準備プロセスは、以下に詳細が掲載されている。
http://www.uncsd2012.org/rio20/index.php?page=view&type=12&nr=281&menu=32

[15] 国連環境計画(UNEP)のグリーンエコノミーレポートでは、「グリーン経済への移行は年間2%の世界GDP（現在約1.3 兆ドル)を今から2050 年までの間、投資することによって、農業、建設業、エネルギー業、漁業、林業、製造業、観光業、運輸業、水資源および廃棄物管理に関する事業の主要分野を環境に優しいものへ移行することが可能である」と結論付けている。
http://www.unep.org/greeneconomy/GreenEconomyReport/tabid/29846/Default.aspx

[16] 正式名称は「事務総長レポート・国連持続可能な開発会議の目的とテーマ」。グリーンエコノミーを実現する政策として7つの柱（グリーン刺激策パッケージ、環境効率性向上策、民間市場と政府調達のグリーン化、グリーン・インフラストラクチャーへの投資、自然資本の再生と強化、価格適正化、環境税制改革）が提示され、制度的枠組みについては、国連環境計画（UNEP）の専門機関への格上げ、持続可能な開発委員会（CSD）の理事会への格上げなどの制度オプションが提示された。成果文書ゼロドラフトの内容のベースになっていると考えられるが、グリーンエコノミーの政策オプションについては、成果文書ゼロドラフトの方が内容の具体性が低くなっている。
http://www.uncsd2012.org/rio20/content/documents/N1070657.pdf

2011年11月1日：	成果文書へのインプット受付終了。
2011年12月15日～16日：	第2回非公式会合開催。
2012年1月10日：	成果文書ゼロドラフト[17]公表。
2012年1月25日～27日：	成果文書ゼロドラフト検討会合開催。成果文書のセクションⅠ～Ⅱについて交渉。
2012年1月30日：	地球の持続可能性に関するハイレベル・パネル（GSP）報告書が潘基文国連事務総長へ提出[18]。
2012年3月19日～23日：	第1回成果文書交渉会合開催。成果文書案のセクションⅢ～Ⅴについて交渉実施。
2012年3月26日～27日：	第3回非公式会合開催。成果文書案のセクションⅠ～Ⅴについて交渉実施。
2012年4月23日～5月4日：	第2回成果文書交渉会合開催。
2012年6月13日～15日：	第3回準備委員会開催。
2012年6月20日～22日：	リオ+20主要委員会。成果文書は22日午後に採択予定。

また、2011年11月を期限として成果文書へのインプットの受付が行われ、各国政府[19]、国際機関、各ステークホルダー[20]など677の要望書が国連事務局に提出された[21]。

これらをもとに、2012年1月10日に成果文書ゼロドラフトが発表された（成果文書ゼロドラフトの内容については2－2・2－3を参照）。

成果文書ゼロドラフト公開後、2012年1月23日までにセクションⅠ～Ⅱ、1月29日までにセクションⅢ～Ⅴの修正提案受付が行われ、各国政府及び9つのメジャーグループ（企業及び産業、子ども及び青年、農民、先住民族、地方自治体、NGO、科学・技術者、女性、労働者及び労働組合）から修正提案[22]が提出された。

---

[17] 成果文書ゼロドラフトの環境省仮訳は資料編を参照。

[18] 地球の持続可能性に関するハイレベル・パネル（GSP）は、潘基文（バン・ギムン）国連事務総長のイニシアティブにより2010年8月に設置。パネル・メンバーが個人の立場から持続可能な開発を達成するためのビジョンと具体的提言についてまとめたもの。GSPの報告書は、リオ+20への重要なインプットとなることが期待されている。グリーンエコノミーについては、持続可能な開発のビジョンを達成するための包括的アプローチを提供するものと位置付け、技術革新の重要性、省エネ技術・再生可能エネルギーの促進、グリーン雇用、グリーンエコノミーの各国予算・戦略における主流化などが提起されている。また制度枠組みについては、持続可能な開発に関する情報を集約するアウトルック報告書の作成や、持続可能な開発を総合的に扱う理事会を国連総会の下に設けることの検討といった提言を行っている。持続可能な開発に関する具体的目標の策定を提言している。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/1/0131_01.html

[19] 2011年10月31日、日本政府は、「国連持続可能な開発会議（リオ+20）成果文書への日本政府インプット」を提出した。内容については、P73を参照。

[20] リオ+20は、メジャーグループ（国連における政府・国際機関以外の参加グループで、企業及び産業、子ども及び青年、農民、先住民族、地方自治体、NGO、科学・技術者、女性、労働者及び労働組合の9つのグループ分けがされている）の参加が重視されており、各グループの調整機関としてステークホルダーフォーラムが設置されている。
http://www.stakeholderforum.org/sf/

[21] 日本においては、国内のステークホルダーの対話の促進を目的として、2011年7月13日にリオ+20国内準備委員会が設立され、4回の会合と2回のワークショップを経て、10月31日に国連事務局にインプット「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」を提出した。内容については、P93を参照。

[22] 成果文書ゼロドラフトに対するメジャーグループの修正提案は以下参照。
http://www.uncsd2012.org/rio20/resources_mgcomments.html

成果文書案の交渉は、1月25日～27日の成果文書ゼロドラフト検討会合、3月19日～23日の第1回成果文書交渉会合、3月26日～27日の第3回非公式会合で行われた。2012年1月時点の成果文書ゼロドラフトは、わずか19ページの文書だったが、各国からの修正提案が加わり、3月末には206ページに膨れ上がった。

2012年4月以降は、4月後半～5月上旬にかけての第2回成果文書交渉会合とリオ+20直前の第3回準備委員会で成果文書案の交渉が行われる。

2－2．成果文書案の構成

2012年1月に公開された成果文書ゼロドラフトの構成は、以下の通りである。

●成果文書案の構成

Ⅰ. 序文／舞台設定
　ビジョン
Ⅱ. 政治的コミットメントの更新
　A．リオ原則と過去の行動計画の再確認
　B．持続可能な開発に関する主要サミットの成果の実施におけるこれまでの前進及び残されたギャップの評価並びに新たな課題への対応（統合、実施、一貫性）
　C．主要グループの関与
　D．行動のための枠組み
Ⅲ. 持続可能な開発及び貧困撲滅に関連するグリーン経済
　A．グリーン経済、課題及び機会の文脈の骨組み
　B．ツールキット及び経験の共有
　C．行動の枠組み
Ⅳ. 持続可能な開発のための制度的枠組み
　A．3つの柱の強化／改革／統合
　B．国連総会、経済社会理事会、持続可能な開発委員会（CSD）、持続可能な開発理事会（SDC）に関する提案
　C．国連環境計画（UNEP）、環境に関する提案の専門機関、国際金融機関（IFI）、各国レベルの国連業務活動
　D．地域、国、地方
Ⅴ. 行動とフォローアップのための枠組み
　A．優先順位／カギ／テーマ／分野横断的問題及び分野
　B．進展の加速及び測定
　C．実施方法（資金、技術へのアクセス及び移転、能力開発）

ゼロドラフト本文は資料編P 111参照。

各セクションで行動枠組みが提示されているが、重複した内容も多くなっており、整理・統合が必要となっている。また、各国からの提案でセクションVの「A. 優先順位／カギ／テーマ／分野横断的問題及び分野」の内容がかなり多岐にわたっており、テーマが拡大している[23]。

2012年3月の第1回成果文書交渉会合及び第3回非公式会合では、この構成についても交渉が行われた。新興国と発展途上国の交渉グループであるG77＋中国[24]は、セクションV「行動とフォローアップのための枠組み」のC「実施方法」を独立させ、セクションVIを新設することを求めた。またセクションIII「持続可能な開発及び貧困撲滅に関連するグリーン経済」のC「行動の枠組み」の内容がセクションVと重複している箇所が多いため、両者を統合するよう求めた。一方、EU、スイス、ノルウェー、韓国、日本などは、グリーンエコノミーのための行動枠組みを強調すべきとして、セクションIIIのCを維持することを求めた。

2－3．成果文書に関する政府間交渉の主要論点

成果文書案は同じような内容が複数の箇所に書かれている。したがって、以下では、成果文書案の各項目を目標、政策手段、組織、課題別に順番を並べ替え、同テーマのパラグラフを整理した上で紹介する。各交渉テーマについて、成果文書ゼロドラフトの内容[25]と、その後の交渉における各国政府の主な主張[26]を掲載した。

---

[23] 2012年3月末現在、成果文書案で提示されているテーマは、貧困撲滅、食料安全保障、水、エネルギー、持続可能なツーリズム、持続可能な交通、自然との共生、都市、健康、グリーン雇用・社会的包摂、インフラストラクチャー、海洋、小島開発途上国（SIDS）、後発開発途上国（LDCs）、アフリカ、その他の地域、自然災害、気候変動、森林、生物多様性、土地劣化・砂漠化、山岳、化学物質・廃棄物、大気、持続可能な生産と消費、教育、人口、ジェンダーの平等、企業、技術革新と投資、適正価格への引き金、採掘。なお、第1回成果文書交渉会合（2012年3月19日～23日）及び第3回非公式会合（2012年3月26日～27日）における成果文書案の交渉テキストは、会合参加者限りとして配布されており、一般公開はされていない。ただし、議論の内容は、以下の持続可能な開発に関する国際研究所（IISD）のウェブサイトでも公開されている。
http://www.iisd.ca/uncsd/ism3/

[24] 途上国や新興国から構成される交渉グループ。現時点では約130カ国が含まれている。

[25] 成果文書ゼロドラフトの本文は英語であるが、本稿では環境省仮訳を引用した。環境省仮訳は資料編を参照。

[26] 第1回成果文書交渉会合（2012年3月19日～23日）及び第3回非公式会合（2012年3月26日～27日）における成果文書案の交渉テキストは、会合参加者限りとして配布されており、一般公開はされていない。ただし、議論の内容は、持続可能な開発に関する国際研究所（IISD）のウェブサイトでも公開されている。
http://www.iisd.ca/uncsd/ism3/

◆持続可能な開発目標（SDGs）／ポスト 2015 開発枠組み／ミレニアム開発目標（MDGs）について

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ105. 我々は、持続可能な発展に向けた進展を測定、加速させるためには目標、ターゲット及び節目（マイルストーン）が不可欠であることと認識し、2015 年までに以下を策定するための包括的プロセスを開始することに合意する：

a）持続可能な発展の３つの側面の統合的で均衡の取れた取り扱いを反映し、「アジェンダ21」の原則と整合的であり、国による異なるアプローチを許容しつつも普遍的で全ての国に適用可能な、「持続可能な開発目標（SDG）」

b）定期的なフォローアップと達成に向けた進展についての報告のメカニズム

各国の主張：

- 持続可能な開発目標（SDGs）の検討については、先進国・途上国とも概ね合意を得ている。
- アメリカ・カナダ・日本は、ポスト2015開発枠組みの策定プロセスと持続可能な開発目標（SDGs）の策定プロセスの統合・一本化を求めている。
- G77＋中国は、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた進展をより重視し、SDGsの策定によってMDGsの達成を逃れることや、SDGsを開発資金の新たな条件づけの口実にしないこと等を提案している。

◆グリーンエコノミーのための政策選択について

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ28. 我々は、経済的、社会的及び環境面での開発の具体的現実並びに具体的な状況及び優先事項を尊重して、各国が適切な選択を行うことを認識する。

パラグラフ32. 我々は、各国が依然としてグリーン経済構築の初期段階にあり、お互いに学びあうことができることを認める。我々は、発展途上国を含む一部の諸国におけるグリーン経済開発のポジティブな経験に留意する。我々は、各国のニーズ及び選好に適合した政策及び措置の組み合わせが必要であることを認識する。＜後略＞

各国の主張：

- 日本・カナダ・アメリカ・G77＋中国は、各国の状況に応じて政策・実施内容を選択することのできるアプローチを支持している。
  EU、ノルウェーは、環境外部費用の内部化、税財政改革等を行うよう奨励している。G77＋中国はこれに反対している。

◆グリーンエコノミー政策促進のための開発途上国の追加的コストについて

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ30. しかしながら、我々は、開発途上国が貧困の撲滅と成長の持続における大きな課題に直面していること、そして、グリーン経済への移行は開発途上国の経済に追加的コストをもたらす可能性のある構造調整を伴うものであることを認める。この点に関して、国際社会の支援が必要である。

各国の主張：

- G77＋中国は、開発途上国のグリーンエコノミーへの移行にはリスクや追加的コストを伴うことを記載するよう求めている。
- アメリカ・カナダは、グリーンエコノミーへの移行には追加的コストが伴うとの表現の削除を求めている。EUは「短期的な追加的コスト」と書き換えるよう求めている。

◆グリーンエコノミー政策促進に伴う脅威について

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ31. 我々は、グリーン経済への転換は全ての国にとって機会となるべきであり、脅威であってはならないことに留意する。従って、我々は、各国が持続可能な開発と貧困撲滅に関連するグリーン経済構築を支援する国際的取り組みは以下のようになってはならないことを決意する：
a）新たな貿易障壁の設置
b）援助及び資金供給に関する新たな条件の賦課
c）技術ギャップの拡大ないし開発途上国の先進国に対する技術依存の悪化
d）各国が持続可能な開発に向けた独自の道筋を追求する政策余地の制限

各国の主張：

- G77＋中国は、項目に、小規模農家や漁業者への制限、貧困解消のための生産活動の制限、食料主権への負の影響等を含めることを提案している。
- EU・カナダ・アメリカ・ニュージーランド等は、上記のG77＋中国提案を削除するよう求めている。

◆グリーンエコノミー政策促進のための国際的知識共有プラットフォームの創設について

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ33. 我々は、各国のグリーン経済政策設計及び実施を促進するための国際的知識共有プラットフォームの創設を支持する。このプラットフォームには以下の事項が含まれる：

a）政策選択肢のメニュー

b）グリーン経済政策を地域、各国及び地方レベルに適用する際のグッド・プラクティスのツールボックス

c）進展を計測する一連の指標

d）発展途上国を支援しうるテクニカル・サービス、技術及び資金供給のディレクトリー

パラグラフ34. 我々は、国際機関、国連システムの関連機関及びその他の組織と協議の上、国連事務総長に上記のプラットフォーム創設を要請する。

各国の主張：

- グリーンエコノミーに関する国際的なプラットフォーム創設については韓国が積極的である。
- アメリカ・オーストラリアは、既存のプラットフォームの強化を求めている。

◆グリーンエコノミー国家戦略／国家行動計画について

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ38. 我々は、全ての諸国が複数のステークホルダーとの協議という透明性あるプロセスを通じて独自のグリーン経済戦略を策定することを奨励する。

各国の主張：

- スイスは、2015年までに国家行動計画を策定することを合意するよう求めている。
- EUは、戦略の新たな策定に限定せず、持続可能な開発に関する国家計画への統合も認めるよう求めている。
- アメリカは、グリーンエコノミー戦略の国家計画への統合を推奨するよう求めている。
- G77＋中国は、国家戦略の策定に反対している。

◆グリーンエコノミー政策促進のためのロードマップについて

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ43. 我々は、世界的な進展を測定する重要性を認識する。この点に関して、我々は、以下の指標的目標及びスケジュールを含むロードマップに導かれる。

a）2012-2015年：実施を評価する指標及び尺度を創設。技術移転、ノウハウ共有及び能力増強のためのメカニズムを創設

b）2015-2030年：実施と進展の定期的評価

c）2030年：進展の総合的評価

各国の主張：

- EUは、グリーンエコノミー政策推進のための国際的なロードマップ策定を提案している。

• アメリカ・ニュージーランド・ロシアは、具体的な時期を伴うロードマップ作成に反対している。

◆経済的手法・財政手段について

成果文書ゼロドラフトの内容：

> パラグラフ32. 我々は、各国が依然としてグリーン経済構築の初期段階にあり、お互いに学びあうことができることを認める。我々は、発展途上国を含む一部の諸国におけるグリーン経済開発のポジティブな経験に留意する。我々は、各国のニーズ及び選好に適合した政策及び措置の組み合わせが必要であることを認識する。政策の選択肢には、とりわけ、規制、経済及び財政手段、グリーン・インフラストラクチャーへの投資、財務上のインセンティブ、補助金改革、持続可能な政府調達、情報開示及び自主的パートナーシップが含まれる。

各国の主張：

• EU・ノルウェーは、環境税[27]、規制、排出量取引[28]などによる環境外部費用の内部化や生態系サービスの価格措置制度の促進[29]を求めている。
• G77＋中国は、経済的手法・財政手段を含むグリーンエコノミー実現のための政策手段の例示に反対している。

◆持続可能な開発とは相容れない補助金の段階的な廃止について

成果文書ゼロドラフトの内容：

> パラグラフ42. 我々は、グリーン経済構築に向けて大きな進展を実現するには全ての諸国において新たな投資、新たな技能育成、技術の開発、移転及びアクセス並びにキャパシティ・ビルディング（能力開発）が必要になることを認識する。我々は、この点に関して発展途上国に支援と提供する特別の必要性があることを認め、以下について合意する：＜中略＞
> c）環境に大きな悪影響を及ぼし、持続可能な開発とは相容れない補助金を段階的に廃止すると当時に、貧困層及び社会的弱者を保護する措置を講じる

---

[27] 環境税とは、環境保全のために課す税のことで、主な働きとして、「環境負荷の低減と、環境保全推進のためのインセンティブ（誘導）の付加」と「税収による環境保全や、その他の政策への貢献」がある。炭素税、窒素酸化物税、硫黄酸化物税、産業廃棄物税などが該当する。環境保全を第一の目的としたものではなく、結果的・無意識的に環境にかかわっている税は環境関連税と呼ばれ、日本の自動車関連税やエネルギー税などが該当する。

[28] 排出量取引制度は、排出削減主体が市場で排出量を取引する仕組みで、国内（域内）排出量取引の他に、国際排出量取引がある。国内（域内）排出量取引は、海外ではEUやニュージーランドが、国内では東京都と埼玉県が導入しており、政府が企業／事業者に排出枠（キャップ）を割り当て、トレード（取引）も認めるキャップ＆トレード型の制度を採用している。国際排出量取引は、京都議定書で「京都メカニズム」として認められているIET（国際排出量取引）、CDM（クリーン開発メカニズム）、JI（共同実施）がある。このうち、CDM・JIは、追加的な排出削減対策がなされない場合の排出量を「ベースライン（基準）」として設定し、ベースラインに対して、温室効果ガス削減プロジェクトの実施により得られた削減分が売買可能なクレジットとして与えられる、ベースライン＆クレジット方式に基づいている。

[29] 国際レベルでの代表的な取組みとして、生物多様性の保全が経済的利益につながることを伝えるためにはじめられた「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」プロジェクトがある。同プロジェクトでは、経済学的な観点からの生物多様性喪失について世界レベルで研究された成果を取りまとめており、報告書は、研究者向けの「D0（ドキュメント0）」、政策立案者向けの「D1」、地方行政担当者向けの「D2」、企業向けの「D3」、市民向けの「D4」の5つから構成される。D0からD3までを統合した概要版最終報告書は、2010年10月に日本の愛知・名古屋で開催された生物多様性条約COP10で発表された。
http://www.teebweb.org/Home/tabid/924/Default.aspx

パラグラフ126. 我々は、脆弱なグループを保護する保障措置を維持しつつ、化石燃料、農業、漁業に関するものを含めて、持続可能な開発への移行を妨げている市場を歪め、環境へ悪影響を及ぼす補助金の段階的な撤廃を支持する。

各国の主張：

- スイス・メキシコ・ニュージーランドは、化石燃料・農業・漁業などの補助金の段階的撤廃に対する強いコミットメントを要求している。
- EUは、化石燃料に関する補助金の段階的廃止[30]に向けた国際的な目標設定や実施促進に関する新たなプラットフォームの設置を提案している。
- カナダは、大幅な削減への修正を提案。オーストラリア・カナダ・日本は、段階的撤廃の対象を非効率な化石燃料の補助金に限定することを提案。日本は、段階的撤廃の対象から農業・漁業補助金を除外するよう求めている。アメリカは態度を留保している。

◆政府開発援助（ODA）のGNP比0.7%目標について

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ112. 我々は、多くの先進国による、その国民総生産所得（GNP）の0.7%を開発途上国への政府開発援助に当てるという目標及び国民総生産（GNP）の0.15%から0.20%を後発開発途上国への政府開発援助に当てるという目標を達成するコミットメントを含む、全ての政府開発援助コミットメントを実現するよう求める。合意されたタイムテーブルを達成するため、援助国は既存のコミットメント達成に向けた支援拠出割合を増やすためのあらゆる必要かつ適切な手段を取るべきである。我々は、いまだ目標を達成していない先進国に対し、各国の約束に従い、後発開発途上国のためのイスタンブール行動計画（2011-2020年）に沿って、国民総生産（GNP）の0.15%から0.20%を後発開発途上国への政府開発援助に当てるという特定目標を含め、国民総生産（GNP）の0.7%を開発途上国への政府開発援助に当てるという目標に向けた追加的な具体的努力を強く求める。

各国の主張：

- G77＋中国は、先進国が政府開発援助（ODA）のGNP比0.7％目標を2015年までに完全実施することを約束するよう求めている。
- EU・アメリカ・スイス・日本・カナダは、G77＋中国の提案を削除するよう求めている。

[30] 化石燃料補助金については、2009年9月にG20首脳声明で「中期的に、不経済な消費を奨励する非効率な化石燃料に対する補助金を合理化し、段階的に廃止する」が、同年11月にAPEC首脳会議宣言で「必要不可欠なエネルギー・サービスを要する者にはこれを供与する必要性を認めつつも、無駄な消費を促すような化石燃料に対する補助金を中期的に合理化し、廃止することにコミットする」とされた。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_hatoyama/apec_09/apec_seicho_ka.html

◆新たな追加的かつ大規模な資金源の提供について

成果文書ゼロドラフトの内容：

> パラグラフ42. 我々は、グリーン経済構築に向けて大きな進展を実現するには全ての諸国において新たな投資、新たな技能育成、技術の開発、移転及びアクセス並びにキャパシティ・ビルディング（能力開発）が必要になることを認識する。我々は、この点に関して発展途上国に支援と提供する特別の必要性があることを認め、以下について合意する：
> a）発展途上国に新たな追加的かつ大規模な資金源を提供する

> パラグラフ113. 我々は、開発途上国の優先順位とニーズに沿う形で、資源配分において持続可能な開発を優先すること並びに持続可能な開発に向けた開発途上国への資金協力の提供を大幅に増加させることを求める。

各国の主張：

- G77＋中国は、気候変動枠組み条約の文脈で約束された、新規かつ追加的で政府開発援助（ODA）を代替しない資金拠出の完全な実施を求めている。また、持続可能な開発の実現に向けた新たな資金ファシリティを国際金融機関に設置することを提案している。
- 先進国各国は、上記のG77＋中国提案に反対している。

◆革新的な金融手段（革新的資金メカニズム）[31] の促進について

成果文書ゼロドラフトの内容：

> パラグラフ42. 我々は、グリーン経済構築に向けて大きな進展を実現するには全ての諸国において新たな投資、新たな技能育成、技術の開発、移転及びアクセス並びにキャパシティ・ビルディング（能力開発）が必要になることを認識する。我々は、この点に関して発展途上国に支援と提供する特別の必要性があることを認め、以下について合意する：＜中略＞
> b）グリーン経済構築のための革新的な金融手段の役割を促進する国際的プロセスを立ち上げる

各国の主張：

- 革新的な金融手段の促進には概ね合意を得ている。
  アメリカは国際プロセスの立ち上げには反対しており、日本も立ち上げの検討にとどめるよう求めている。

[31] 貧困・疫病・気候変動などの問題に取り組むための新たな資金を創出・供給するための枠組みの総称。実施・検討されているものに、国際医療品購入ファシリティ（UNITAID）、予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）、航空券連帯税、通貨取引開発税、国際炭素税、生物多様性オフセットなどがある。

◆技術開発・技術移転について

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ42. 我々は、グリーン経済構築に向けて大きな進展を実現するには全ての諸国において新たな投資、新たな技能育成、技術の開発、移転及びアクセス並びにキャパシティ・ビルディング（能力開発）が必要になることを認識する。我々は、この点に関して発展途上国に支援と提供する特別の必要性があることを認め、以下について合意する：＜中略＞

d）発展途上国を関与させたグリーン技術に関する国際的共同研究を促進、開発された技術は公有に属するものとしてとどめ、発展途上国にとって手頃な価格でアクセス可能なものとする

e）グリーン技術研究開発（R&D）の結節点として中核的研究拠点の創設を奨励する

f）発展途上国の科学者、エンジニア及びエンジニアリング組織によるローカルなグリーン技術の開発及び伝統的知識の活用を行う取り組みを支援する

g）関心を示す全ての諸国に国別の助言及び必要に応じて地域及びセクター別の助言を提供し、利用可能な資金にアクセスする上でこれら諸国を支援する能力開発スキームを創設する

パラグラフ119. 我々は、持続可能な発展を推進するにあたって、各国の科学、技術及びイノベーション能力を強化することの重要性を認識する。この点に関して、我々は、効果的なメカニズム、高度な手法、適切な実施環境及び開発規模の拡大と開発途上国への技術移転に関する障害の除去の必要性を強調する。

パラグラフ120. 我々は、投資と技術移転、開発及び普及につながる国際協調を強化することに合意する。

各国の主張：

- ベラルーシ、カザフスタン、ロシアは、技術移転促進のためのグローバルファンドの創設を提案しているが、韓国、アメリカ、日本、スイス､EUは、反対している。
- 先進国は、開発した技術の公的管理や手頃な価格での提供に懸念を示しており、技術の市場価格での提供を提案している。

◆南南協力[32]・三角協力[33]について

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ115. 我々は、南南協力及び三角協力を強化、支援する持続的取り組みを歓迎する。我々は、南南協力が南北協力の代替となるものではなく、むしろ補完するものであることを強調する。我々はまた、三角協力が開発協力の効果的な形態としてより一層活用されるべきであることを強調する。

[32] 開発途上国および新興国の間での、国際開発協力の枠組み。二国間あるいは多国間で行なわれ、これらの国々の相互間における連携強化や、能力開発などが期待されている。

[33] ドナーや国際機関など途上国以外のパートナーから支援される南南協力の枠組み。

各国の主張：

- 日本、EU、スイス、カナダ、ニュージーランドは、「共通の目標、共有の原則、差異ある約束（common goals, shared principles and differentiated commitments）」[34]に基づいて南南協力を強化するよう求めている。
- EUは、三角協力において、政府系投資ファンド（ソブリン・ウェルス・ファンド）や政府の開発銀行の資金の動員を奨励することを含めるよう求めている。
- G77＋中国は南南協力・三角協力のパラグラフを削除するよう求めている。

◆企業によるサステナビリティ報告の促進について

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ24. 我々は、全ての上場企業及び大手民間企業が持続可能性問題を考慮し、報告サイクルに持続可能性情報を盛り込むことを義務付ける世界的な政策枠組み[35]を求める。

パラグラフ116. 我々は、マルチ・ステークホルダー・パートナーシップを通じたものを含め、持続可能な開発を推進する上での民間セクターの重要な役割を再確認する。公共政策は企業及び産業による長期投資及び社会的、環境的に責任ある行動につながる安定した投資環境と規制枠組みを構築すべきである。

各国の主張：

- EU・スイス・ノルウェーは企業によるサステナビリティ報告促進のための国際的プロセスの立ち上げに賛成している
- 韓国・アメリカ・カナダ・G77＋中国・ニュージーランド等はサステナビリティ報告の義務付けを含む国際枠組みに反対している。

---

[34] 「共通の目標、共有の原則、差異ある約束」は、2011年11月29日から12月1日にかけて、韓国釜山において開催された第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラムの成果文書・パラグラフ1において記載された文言。ハイレベル・フォーラムの成果文書では、「共有の原則、共通の目標、差異ある約束」となっている。http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/nakano/hlf4.html

[35] 民間企業の報告サイクルに持続可能性情報を盛り込むことを義務付ける世界的な政策枠組みを推進するマルチステークホルダーの取り組みとして、2011年12月にステークホルダーフォーラムとVitae Civilisが、Dialogue on a Convention on Corporate Social Responsibility and Accountabilityというイニシアティブを開始した。本イニシアティブのAdvisory Boardには、国連環境計画ファイナンスイニシアティブ（UNEP-FI）、Global Reporting Initiative（GRI）、ISO 26000、Carbon Disclosure Projectなどの事務局の他、Friends of the Earth UKやCivicusなどのNGO、HSBCやAviva Investorsなどの金融機関の担当者が参加している。http://www.csradialogue2012.org/

◆持続可能な開発委員会（CSD）の強化／改組について

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ49. 我々は、国連システムにおける持続可能な開発に関する高級レベル委員会としての持続可能な開発委員会（CSD）の役割を再確認する。我々は、より限定された一連の諸課題に対するより集中度が高く、均衡が取れ、応答性の高い関与及びその決定の実施強化を確保する措置を含めて、持続可能な開発の実施をより良く推進、促進及び調整するために委員会の仕事の方法、アジェンダ及び仕事のプログラムを改善するための選択肢を検討することに合意する。我々はまた、自主的レビュー・プロセスを含む委員会のレビュー機能を強化する手段を検討することに合意する。

パラグラフ49.（代替案）我々は、CSDを持続可能な開発の３つの側面の統合に関連した事項を検討する権威あるハイレベルな組織として機能する持続可能な開発理事会に改組することを決議する。

各国の主張：

- ノルウェー、スイス、韓国は、持続可能な開発委員会（CSD）の持続可能な開発理事会への改組を支持している。
- 日本、メキシコは、持続可能な開発委員会（CSD）の持続可能な開発理事会への改組に反対している。
- G77＋中国は、どちらのオプションを選択するかを留保している。EUは、加盟国内で検討中であることを表明している。

◆国連環境計画（UNEP）の能力強化／環境のための国連専門機関の創設について

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ51. 我々は、管理委員会における普遍的メンバーシップを創設することによりそのマンデートを達成するために国連環境計画（UNEP）の能力を強化することで合意し、政策調整を深化させ、実施手段を強化するためにその資金基盤の大幅増加を求める。

パラグラフ51.（代替案）我々は、UNEPに基づき、その管理委員会が普遍的メンバーシップを有し、安定的、適切かつ予測可能な資金拠出によって支えられる改定・強化されたマンデートを持ち、他の国連専門機関と対等に活動する環境のための国連専門機関の創設を決議する。ナイロビに本拠を置くこの専門機関は他の専門機関を緊密に協力するものとする。

各国の主張：

- EU、韓国は、環境のための国連専門機関の創設を支持している。
- アメリカ、カナダ、日本、ロシアは、環境のための国連専門機関の創設に反対している。
- カナダ、日本は、国連環境計画（UNEP）の能力強化を支持しつつも、資金基盤の大幅増加に反対している。

◆国際金融機関・国際貿易機関等のプログラム戦略の見直しについて

成果文書ゼロドラフトの内容：

> パラグラフ54. 我々は、世界銀行と国際通貨基金（IMF）を中心とする国際金融機関、地域開発銀行、国連貿易開発会議（UNCTAD）及び世界貿易機関（WTO）が世界貿易規制において持続可能な開発に相応の考慮を払うべきであると認識する。この点に関して、我々は、国際金融機関に対して持続可能な開発の実施のために発展途上国に対するより良い支援の提供を確保するためにそのプログラム戦略の見直しを要請する。

各国の主張：

- 国際金融機関の戦略見直しは先進国の間では概ね支持されている。アメリカは多国間開発銀行（MDBs）の環境・社会セーフガード政策[36]の見直しを含めることを提案している。ニュージーランド、日本は、国連貿易開発会議（UNCTAD）及び世界貿易機関（WTO）を戦略見直しの対象に含めることに反対している。
- G77とメキシコは、国際金融機関における途上国の投票権・発言権の強化を求める提案を行っている。この提案は、EU、アメリカ、日本、カナダ、ニュージーランド、韓国がリオ+20で議論するべき議題ではないとして反対している。

◆オンブズパースン[37]ないし将来世代のための高等弁務官の設置について

成果文書ゼロドラフトの内容：

> パラグラフ57. 我々は、持続可能な開発を促進するために、オンブズパースン（Ombudsperson＝行政監督官）ないし将来世代のための高等弁務官の設置をさらに検討することで合意する。

各国の主張：

- カナダ、ノルウェーは、オンブズパースンないし将来世代のための高等弁務官の設置を支持している。EUは、高等弁務官の設置を支持している。
- G77＋中国、日本、ロシア、ニュージーランドは、オンブズパースンないし将来世代のための高等弁務官の設置に反対している。

---

[36] 開発の過程における人々や環境への不当な悪影響を防止・軽減することを目的として世界銀行において定められた政策。環境アセスメント、自然生息地、森林、病害虫管理、有形文化資源、非自発的住民移転、先住民族、ダムの安全性、国際水路、紛争地域、借入国システムの試験的活用の11政策から成り立っている。
http://go.worldbank.org/7LW3X1OBX0

[37] 行政機関等に対する市民の苦情を受け付け、その権利・利益を護るため、中立的立場から調査したり、救済の勧告を図る制度。

◆食料に対する権利について

成果文書ゼロドラフトの内容：

> パラグラフ64. 我々は、食料に対する権利を再確認し、全ての諸国に自国内の食料生産、国内及び世界の農業食品市場へのアクセス改善及びサプライ・チェーン全体における廃棄物削減への投資増大を通じて食料生産の持続可能な強化の重点化とともに、女性、小自作農、青少年及び先住民の農業者に対する特段の配慮を求める。 我々は、国民の適切な栄養を確保することにコミットしている。

各国の主張：

- EU、ノルウェー、リヒテンシュタインは、食料に対する権利を支持している。
- G77＋中国、アメリカ、日本は、文言として食料に対する権利を記載することに消極的である。

◆食料価格の安定について

成果文書ゼロドラフトの内容：

> 65. 我々はより透明性が高く開放されている貿易システム、さらに、必要に応じて、食料価格と国内市場の安定に寄与し、土地、水及びその他の資源へのアクセスを確保し、社会的保護プログラムを支援するプラクティスを求める。

各国の主張：

- G77＋中国は、投機による食料価格の変動対策として、適切な規制の導入と監視制度の導入による市場の透明性向上を提案している。
- ニュージーランド、アメリカはG77＋中国の投機による食料価格の変動対策に関する提案に反対している。

◆水について

成果文書ゼロドラフトの内容：

> パラグラフ67. 我々は、人生の全面的喜び及びあらゆる人権にとって不可欠な人権として安全で清潔な飲料水及び公衆衛生の権利の重要性を強調する。さらに、我々は、貧困と飢餓の撲滅、公衆衛生、食料安全保障、電力、農業及び農村開発を含む持続可能な開発にとっての水資源の死活的重要性を強調する。

各国の主張：

- G77＋中国は、「安全で清潔な飲料水及び公衆衛生の権利」を含めることを支持している。
- カナダ、アメリカ、イスラエルは、「安全で清潔な飲料水及び公衆衛生の権利」を「不可欠な人権」として記載することに反対している。EUは当該記載について留保している。

◆エネルギーについて

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ70. 我々は、2030年までに消費及び生産の双方で拡張するための現代的エネルギー・サービスの基本的最小限レベルへの普遍的アクセスの提供及び全ての諸国において再生可能エネルギー源及び技術の開発及び活用の推進を通じて世界的エネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーのシェアを2030年までに倍増させることを目標とする、国連事務総長が開始した「全人類のための持続可能なエネルギー」イニシアティブ[38]をさらに前進させことを提案する。我々は、エネルギー源の効率的でより広範な活用を提供するために、発展途上国に対する十分な質を有し、時宜を得た形で届けられる適切な資金源の影響を求める。

各国の主張：

- EU、アイスランド、韓国は、国連事務総長が開始した「全人類のための持続可能なエネルギー」イニシアティブをより強いコミットメントにするよう求めている。
- カナダは、このイニシアティブに含まれている「再生可能エネルギーのシェア」を「ゼロまたは低炭素排出エネルギー」に変更するよう求めている。この変更はEUが反対している。
- G77＋中国は、「全人類のための持続可能なエネルギー」イニシアティブに関するパラグラフの削除を求めており、エネルギーアクセスの改善に重点を置いたテキストにするよう求めている。

◆社会的保護について

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ77. 我々は、正規経済に雇用されていない者を含め、社会の成員全てに社会的保護を提供する必要性を強調する。この点に関して、我々は、全ての市民に最低限の社会的保護を提供することを目的とする国及び地方政府のイニシアティブを強く奨励する。

各国の主張：

- G77＋中国は、国連総会の下でグローバルな社会的保護プログラムの立ち上げを検討するよう求めている。
- EU、アメリカ、日本は、G77＋中国の上記提案を削除するよう求めている。

◆持続可能な消費と生産に関する計画 10 年枠組みについて

成果文書ゼロドラフトの内容：

パラグラフ97. 我々は、国連持続可能な開発委員会第19回会合交渉において詳述された文書に基づき、持続可能な消費と生産（SCP）に関する国際協定の一貫として、持続可能な消費と生産に関する計画10年枠組みを構築することに合意する。

---

[38] 2011年11月に潘基文（バン・ギムン）国連事務総長が打ち出した国際的イニシアティブ。2030年までに、近代的なエネルギーサービスのユニバーサルアクセスの保証、エネルギー効率改善割合の倍増、全世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合の倍増を実現することを目的としている。
http://www.sustainableenergyforall.org/

各国の主張：

- アメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、スイスは、持続可能な消費と生産に関する計画10年枠組みを「国際協定の一環」とすることに反対している。
- G77＋中国は、非持続可能な消費と生産のパターンの改革を先進国が優先的に取り組むことを求めている。

◆リオ第７原則（共通だが差異ある責任の原則[39]）について

成果文書ゼロドラフトの内容：

> パラグラフ9. 我々は、共通だが差異ある責任の原則及び天然資源に対する各国の主権の原則に従い、我々の集団的及び各国の独自の取り組みを通じて世界的に持続可能な開発を強化する必要性を認識する。

各国の主張：

- G77＋中国は、合意文書の各所において「共通だが差異ある責任の原則」を記載するよう提案している。上記パラグラフについては、「共通だが差異ある責任の原則」を含むリオ原則に基づいて、気候変動枠組み条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約のコミットメントの完全実施を記載するよう求めている。
- 先進国各国は、リオ原則における個別の原則を抜き出して言及すべきではないとして、上記のパラグラフを含め、合意文書の各所において「共通だが差異ある責任の原則」を記載することに反対している。

◆リオ第 10 原則（情報へのアクセスや市民参加等）[40] について

成果文書ゼロドラフトの内容：

> パラグラフ17. 我々は、持続可能な開発の達成の基本的要件は意思決定への広範な国民参加であることを強調する。持続可能な開発には主要グループ、すなわち、女性、子供と青少年、先住民、非政府組織（NGO）、地方政府、労働者と労働組合、企業と産業、科学界と技術界及び農業者、があらゆるレベルで意味ある役割を果たすことを求める。市民社会の全てのメンバーの特定の知識及び実際的ノウハウを国及び地方の政策立案に取り込むことによって全メンバーが持続可能な開発に積極的に関与できるようにすることが重要である。この点に関して、我々はまた、持続可能な開発の促進における国レベルの議会の役割も認める。

---

[39] 環境と開発に関するリオ宣言の第７原則に定められたもの。「各国は、地球の生態系の健全性及び完全性を、保全、保護及び修復するグローバル・パートナーシップの精神に則り、協力しなければならない。地球環境の悪化への異なった寄与という観点から、各国は共通のしかし差異のある責任を有する。先進諸国は、彼等の社会が地球環境へかけている圧力及び彼等の支配している技術及び財源の観点から、持続可能な開発の国際的な追及において有している義務を認識する。」と規定されている。
http://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf

[40] リオ第10原則の内容は次の通り：環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意志決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進しかつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む司法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない。
http://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf

パラグラフ18．我々は、市民社会の参画改善は情報アクセスの権利の強化及びこの権利を行使する市民社会の能力を構築することにかかっていることを認識する。技術は政府が国民と情報を共有し、国民が政策決定者に説明責任を課すことを容易にしている。この点に関して、情報及び通信技術への普遍的アクセスに向けて努力することが肝要である。

パラグラフ58．我々は、必要に応じて世界、地域及び各国レベルにおいて「リオ原則10」に一段の効力を付与する措置を講じることに合意する。

各国の主張：

- スイス、EU、アメリカは、公的な情報に対する知る権利の保証、意思決定への市民参加拡大、司法への公平なアクセスの保証などの文言強化を求めている。
- G77＋中国は、市民参加の拡大を支持しつつも、知る権利の保証や司法への公平なアクセスを含めることには反対している。
- EU、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー、日本は、リオ原則における個別の原則を抜き出して言及すべきではないとして、リオ第10原則を示したパラグラフの削除を要求している。

２－４．成果文書に関する日本政府・その他ステークホルダーの見解

（１）日本政府

日本政府は2011年10月31日、国連事務局に対しリオ＋20成果文書への日本政府インプットを提出した。日本政府インプットでは、グリーン経済への移行に向けての道程を提案しているほか、日本として深い知見を有する９つの主要セクターに関する提案を行っている。制度的枠組みに関しては、組織の改編を前提とすることなく、現在の問題点を明確にした上で対応策を検討することを強調している。

以下概要を示す。本文詳細については、資料編Ｐ73を参照。

〈持続可能な開発の実現に向けた日本国政府の提案〉

●リオ＋20では、経済・社会・環境の３要素全てをバランス良く満たす世界の構築に向けた新たな政治的コミットメントの表明を図る。

●成果文書は、グリーン経済への移行と持続可能な開発のガバナンス強化に向けた世界の力強いメッセージが伝わる簡潔かつ明瞭なものとする。

●成果文書は、「１．総論」「２．持続可能な開発及び貧困削減の文脈におけるグリーン経済」「３．持続可能な開発のための制度的枠組み」の３部構成とする。

Ⅰ．持続可能な開発のためのゴールの設定に向けて地球の限界や格差の拡大等、国際社会が直面する諸課題に対応するためには、人間一人ひとりがその能力を最大限発揮し、より良い社会づくりに参画することが不可欠。

（1）グリーン経済

●持続可能な開発実現のための重要なツールとしてグリーン経済への移行を提案。

－グリーン経済の意義を「自然界からの資源や生態系から得られる便益を適切に保全・活用しつつ、経済成長と環境を両立することで、人類の福祉を改善しながら、持続可能な成長を推進する経済システム」とする。

－国際社会の主体の多様化を踏まえ、すべてのステークホルダーが参加しその能力に応じた役割を担う。特に、新興国、民間セクターの役割により焦点をあてる。

－グリーン経済の実現のため、グリーン・イノベーションをはじめとする様々な手法や経験を各国が共有することを提案する。また、各国が各々の発展段階に応じたグリーン経済戦略を作成するための仕組みを構築することに合意する。

（2）新しい国際開発戦略と目標

●ポストMDGs策定を念頭に新しい国際開発戦略を策定する。

－持続可能な開発を達成するため、人間の安全保障を新しい国際開発戦略の指導理念と位置づける。

－GDP以外の豊かさの基準として「幸福度」を提案する。

●持続可能な開発を実現するため、包括的な国際開発目標（ポストMDGs）の策定に向け、様々なステークホルダーの関与を得つつ、プロセスを本格化し、最終的に国連の場で合意することを提案。

－2015年以降の包括的なポストMDGsの策定に向けて、リオ＋20で開始される議論をポストMDGsに向けたビルディング・ブロックとする。

－ポストMDGsは国際社会の新しい現状を踏まえた取組とする。

Ⅱ. 持続可能な開発実現に向けた９つの日本提案

（1）防災 ✿ポスト「兵庫行動枠組」の策定と開発政策への統合

2015年に開催される第３回国連防災世界会議を日本に招致し、東日本大震災等の災害で得られた知見・教訓を国際社会と共有。開発政策に防災を統合するため、2005年に策定された「兵庫行動枠組」に代わる新たな国際合意を策定。

（2）エネルギー ✿大胆なエネルギーシフトに向けて✿

各国が、低炭素社会の実現に向けて、省エネルギー、再生可能エネルギー、クリーンエネルギーを推進し低炭素社会を実現するために、作業を開始することに合意。

（3）食料安全保障 ✿持続可能な農業を通じた食料安全保障の実現✿

食料増産に向けた農業分野への投資拡大、責任ある農業投資の前進、途上国での集約的・効率的な取組などの包括的な取組に国際社会が合意。

（4）水 ✿持続可能な発展の鍵：総合水資源管理✿

水と衛生の問題解決に向けた重点的分野を提示した「橋本行動計画Ⅱ」に代わる総合的な水資源管理に関する目標につき検討を開始。

（５）環境未来都市 ✿誰もが暮らしたい街✿
低炭素型まちづくり、少子高齢化対応等の取組を通じ、経済・社会・環境価値を創造し続ける「環境未来都市」のモデルを世界に提供。また、国際的な都市間協力を活用。更に我が国の3Rの取組を共有することで循環型都市を広める。

（６）持続可能な開発のための教育 ✿“持続可能な市民”育成イニシアティブ✿
一人ひとりが持続的な社会の担い手として主体的な役割を果たすための持続可能な開発のための教育の重要性を強調。各国内および国際社会全体で、持続可能な開発のための教育に係る取組の促進・共有を行い、持続可能な市民の育成に取り組むことに合意。

（７）地球観測システム（GEOSS）✿“地球観測ネットワーク”の強化✿
気候変動、大規模災害等地球規模課題に適切に対処するために、GEOSSを通じた地球観測体制ネットワークを一層強化。

（８）技術革新とグリーン・イノベーション ✿快適な次世代環境の実現✿
各国が技術革新とグリーン・イノベーションの重要性を再認識し、成長段階に応じた取組を開始することに合意。

（９）生物多様性 ✿自然と共生する世界に向けた愛知目標の実現✿
各国が、愛知目標の重要性を再確認し、そのための国際的取組への参加を促進し、愛知目標の実現に向けた取組を強化することに合意。

（２）その他ステークホルダーの見解

成果文書案に対しては様々な団体が意見を表明している。本稿でそのすべてを紹介することは難しいが、いくつかピックアップして紹介する。

◆リオ＋20国内準備委員会からの意見

リオ＋20国内準備委員会[41]は、2011年10月31日にリオ＋20成果文書に対するインプット「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案---世界最大規模の震災の経験を踏まえた持続可能な21世紀国際社会の構築へ向けた提案---」をリオ＋２０事務局に提出した。

キーメッセージとして、持続可能な開発の４本目の柱として「文化」を加え重層的な取り組みを進めること、持続可能な開発は「社会」的公平性の下、確固たる原理・原則の下で進めること、持続可能な開発に必要な「経済」基盤を一刻も早く安定化させること、自然「環境」保全と自然資本の持続可能な利用に向けた仕組みを国際的に構築すること、多様な価値観を認識してすべての人が平等に参画し、連携できる仕組みを構築すること、などが提起された。

以下骨子を示す。本文詳細については、資料編Ｐ93を参照。

[41] リオ＋20国内準備委員会とは、リオ＋20に向けて日本国内のステークホルダー間の対話を進めるため、リオ＋20に関心を有するステークホルダーが集まり、2011年7月13日に設置されたもの。

持続可能な21世紀国際社会の構築へ向けた政治的決意に対する、日本のステークホルダーからのキーメッセージ(骨子)

<u>東日本大震災の経験を踏まえて</u>

「リオ+20」の成果として採択を期待する政治的決意

- 持続可能な開発の４つ目の柱として「文化」を加え重層的な取組を進めること
  ※持続可能な開発の従来の３つの柱：環境、経済、社会
- 持続可能な開発は「社会」的公平性の下、確固たる原理・原則にしたがって進めること
- 持続可能な開発に必要な「経済」基盤を一刻も早く安定化させること
- 自然「環境」保全と自然資本の持続可能な利用に向けた仕組みを国際的に構築する
- 多様な価値観を認識してすべての人が平等に参画し、連携できる仕組みづくりを

持続可能な地球社会構築のための政策手段の採用

- 21世紀に必要な新たなエネルギービジョンとそれを担保するメカニズム
- 地域の特性とイニシアティブに基づいた、低炭素・循環型かつ生物多様性に配慮した都市・まちづくりの促進
- 安定した経済基盤の確立に向けた経済安定・雇用を確保するメカニズム
- 「国連生物多様性の10年」の推進、生物多様性の主流化の達成と農山漁村地域の活性化
- 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の継続的実施と消費者の責任ある主体的な行動を促すメカニズムの担保
- 持続可能な開発に関する新たな考え方を支える指標等のツールの開発・導入
- 必要な資金を必要な者に提供する革新的な資金メカニズムの導入
- 環境配慮型の技術・製品の世界への普及

◆世界自然保護基金(WWF)

成果文書ゼロドラフトが2012年1月10日に公表された後、1月19日には世界自然保護基金(WWF)が『「リオ+20」の成果文書素案(ゼロドラフト)への懸念』と題する記者発表[42]を実施。以下の5点の懸念を表明した。

1. 国ごとの「自主的な国ごとのコミットメント」では法的拘束力がない。そのため、各国が目標を設定することや期間内に行動することは困難となることが予想される。各国政府は、目標・実施期間・資金についての合意が必要。
2. グリーン経済の発展に関する文章には、国民経済計算、税制度、認証制度に社会的・環境的コストを計算にいれることが必要。
3. 食糧、水、エネルギー安全保障への取り組みに対する提案では、一定の目標と確固たる実施策、資金提供の合意が必要。
4. 食糧、水、エネルギーの供給を下支えしている生態系サービスと、それらに非常に大きな影響を及ぼす気候変動を文書案は考慮していない。

---

[42] 世界自然保護基金(WWF)記者発表『「リオ+20」の成果文書素案(ゼロドラフト)への懸念』は、以下を参照。
http://www.wwf.or.jp/activities/2012/01/1040923.html

5. 森林消失抑止の目標や、効果的な水管理目標など、提案の多くに明確な目標と期限が記載されていない。

◆第三世界ネットワーク（The Third World Network）

第１回成果文書交渉会合中の2012年3月22日には、第三世界ネットワーク（The Third World Network）が、以下の提案を含むブリーフィングペーパー[43]を発表した。

1. 共通だが差異ある責任を含むリオ原則を再確認するべきである。
2. 過去20年の経験に基づいて、政治的コミットメントを更新するべきである。
3. 企業の説明責任に関する国際枠組みにおける国連の役割を復権させるべきである。
4. 企業と政府のパートナーシップにおいて、公共政策とガバナンスの独立性を確保するべきである。
5. 技術移転や技術革新の促進と技術アセスメントの能力開発に関する政府間機関を設立するべきである。

◆持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）及び国際自然保護連合（IUCN）

同じく第１回成果文書交渉会合中の2012年3月22日には、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）と国際自然保護連合（IUCN）が、以下の４項目の共同提言[44]を発表した。

1. 切迫感を持った交渉をすること。経済的苦境に対処することは、持続可能性を促進するための緊急的課題のひとつであり、何もしないこと、または後退することはあってはならない。
2. 1992年以来のコミットメントの実施を確保すること。リオ+20における追加のコミットメントは、以前のコミットメント履行がなくては無意味になる。
3. 持続可能性のある解決策を促すビジネスを支援する予測可能で、安定的な政策を設定すること。より社会的責任がありインクルーシブなビジネス慣行にインセンティブを与える明確で長期的な政策や制度と、非持続可能なビジネスに対する規制が必要である。
4. 基準やルールに基づいたサステナビリティ・レポーティングを企業の明確な義務とすることを含むようゼロドラフト文書のパラグラフ24を強化すること。

---

[43] 第三世界ネットワーク（The Third World Network）のブリーフィングペーパーは、以下を参照。
http://www.twnside.org.sg/title2/sdc2012/sdc2012.120303/twn_briefing_paper_1_Rio+20fMR.pdf

[44] 持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）と国際自然保護連合（IUCN）の共同提案は、以下を参照。
http://www.wbcsd.org/Pages/eNews/eNewsDetails.aspx?ID=14461&NoSearchContextKey=true

◆ステークホルダーフォーラム等

第3回非公式会合中の3月27日には、イボン・インターナショナル、Vitae Civilis、アクセス・イニシアティブ、ステークホルダーフォーラム、カナダ人評議会（Council of Canadians）、国際消費者機構（Consumers International）、Sustain Labor、国際自由労働組合連合（International Trade Union Confederation）、CIVICUS、Women in Europe for a Common Futureの9団体が事務総長への公開書簡[45]を提出し、合同市民記者会見[46]を実施した。以下はその概要である。

1. 食料および適切な栄養に対する権利、安全で清潔な飲料水と衛生に対する権利、開発の権利などの権利を弱体化させようとしていること、1992年にリオ宣言で合意された汚染者負担の原則、予防原則、共通だが差異ある責任原則でさえも一部の国が留保していることに危惧する。これら人権や原則について、後退するべきではない。
2. 成果文書案の交渉においてメジャーグループの発言の機会が与えられていないこと、成果文書ゼロドラフトに対するメジャーグループの修正提案が公式の交渉テキストに反映されていないことを懸念する。以降の交渉においては、メジャーグループの発言の機会を確保するべきである。

以上のように、リオ＋20に関心を持つ各ステークホルダーは、成果文書案とその交渉プロセスについて更なる改善を求めていることが理解できる。

最後に　リオ＋20成果文書の意義と展望

地球サミットから20年、持続可能な開発に関する国際交渉では、個々の環境条約・議定書・イニシアティブにおける交渉の比重が増している。各環境条約・議定書・イニシアティブにおける交渉の進展が必要とされている中、未だに取り組まれていない課題や新たに生じている課題、包括的な課題には、リオ＋20のような会議で取り組まれるべきである。

個別の論点の差異を細かく見ていくと、中身に関し様々な懸念や異なる立場とその背景が、様々に推測できるのではなかろうか。このような多様な意見が交錯する中で、グリーン経済の推進は世界の潮流となりつつあり、リオ＋20における前向きな合意がそれなりに進むと思われる。また、今回を機にSDGs・ポストMDGsに関する合意や、生産と消費・防災・エネルギー・食料・水・都市・教育・海洋等に関する何らかの合意が進展するものと思われる。これらは、人類の持続可能性を担保するにはまだ不十分なものであるとしても、そのための確かな一歩のための布石としなければならない。今後とも、前向きな合意が得られるよう各国政府・各ステークホルダーが努力することを期待したい。

---

[45] 事務総長に対する公開書簡は下記を参照。
http://www.stakeholderforum.org/sf/index.php/news/440-open-letter-to-uncsd-secretary-general

[46] 合同市民記者会見の様子は下記で視聴可能である。
http://www.unmultimedia.org/tv/webcast/2012/03/press-conference-civil-society-organizations-on-negotiations-for-rio20.html

Ⅱ．リオ＋20・グリーンエコノミー
論考編

なお、以下の論考は個々人の見解であり、グリーンエコノミーフォーラム全体の見解ではない。

論考１　グリーンエコノミーは世界を救えるか？

～自然資本・生態系サービスにもとづく生命産業の育成を！～

古沢　広祐

地球サミットから20年、再びリオで国連会議が開催される。国際環境条約をめぐる動きや昨今の経済危機的状況をふまえ、グリーンエコノミーの展開について、自然・生命産業としての新たな展開の可能性について考える。

１　地球サミットから20年二つの国際環境条約の文明的意味

1992年６月にブラジルで開催された地球サミット（国連環境開発会議）は、人類の歴史において一里塚を刻む重要な出来事であった。それから20年目となる2012年６月、再びブラジルのリオデジャネイロ（以下、リオと省略）にて国連持続可能な開発会議（通称リオ＋20）が開催される。混迷を深める現代社会にとって、「リオ＋20」国連会議が再びリオで開催されることは、地球サミットが切り開いた新しい時代の幕開けの意味をあらためて再認識するうえで意義深いことである。

今ふり返ると、20年前の地球サミットを契機に生まれた二つの国際環境条約（気候変動枠組み条約、生物多様性条約）は、破局に向かいつつある現代文明の転換をリードすべく生み出された双子の条約と位置づけられる。すなわち、これまでの20世紀型文明とでも呼ぶべき発展様式は、化石燃料（非再生枯渇資源）の大量消費に依拠した文明であった。この“化石燃料文明”（非循環的な使い捨て社会）が、気候変動枠組み条約によって終止符ないし転換を促されたのである。条約成立後、温室効果ガス削減については十分な効果をあげているとはいいがたいが、世界は低炭素社会へ向けた舵取りを迫られていることは確かである。

他方、生物多様性条約（以下、多様性条約と略）はというと、他の生物種を絶滅に追いやって人類だけが繁栄する状況の脆さに警告を発し、生命循環と相互依存の原点に立ち戻っての“生命文明”の再構築（多様性と永続的な再生産を尊重する社会）への道筋をリードすべく生まれた条約として位置づけることができる。現実の多様性条約の中身は、不十分きわまりないものだが、そこに隠れている潜在的な可能性にこそ目を向けていく必要がある。このように文明史的転換の文脈で、この２つの条約のもつ潜在的可能性と歴史的な意義を明らかにしていくことは、現在進行中の条約の中身（内実）と今後の動向を検討するうえで欠かせない重要な視点である。

とくに後者の生命文明の新たな胎動という視点については、これまで遅れた古い産業と見られがちであった第一次産業の可能性について、再評価、再認識する契機となりうるものである。化石燃料依存型の旧来の工業的産業構造が、自然循環にもとづく自然・生命産業構造として新たに再編成しなおされる時代がはじまりつつあるといってよかろう。

２　遅れたものが先端に躍り出る時代　～生物多様性条約の意義

生物多様性条約をめぐっては、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10名古屋、2010年）において、愛知ターゲットという保全へ向けた具体的な20ほどの目標（陸域17％と海域10％を保護区とし、生物多様性の価値の再認識や制度・政策の推進など具体化すべき目標）が取り決

められた。これまでは抽象的に生物多様性の破壊を大幅にくい止めるとの標語だけが示されていたものが、具体的な数値目標が設定されたことで大きく前進した。多様性条約の内実が今後どう具体的に進むのかについては、各国での法的整備と運用状況にかかっており、日本でいえば生物多様性国家戦略2010の改訂と具体的な政策展開でその実効性が問われていくことになる。

生物資源利用と利益配分の取り決めごとを定める名古屋議定書に関しては、利益配分のルール作りとして論議が長年紛糾してきたもので、COP10会合で決着が付くかどうかは予断を許さない状況であった。それに関しては、たんなる利益配分以上の意味合いがあり、大きな思い入れが込められていた。途上国サイドとしては、植民地時代から生物資源を収奪されてきたという被害者意識を背景に、持ち去られ失ってきたものの存在の大きさを再認識する目覚めの契機となっていたからである。アフリカ諸国が、利益配分の対象を植民地時代までさかのぼるべきだと強く主張したことにそれは現れていた(議定書では主張は盛り込まれなかった)。

また先住民サイドからも、多様性条約には深い思いが込められていた。自然に依拠した生活として先住民族が長年引き継いできた伝統的知識や知恵は、かつては無意味で捨て去るべき対象とされてきたものだった。それが、多様性条約を契機に重要性が再認識されたのである。多様性条約は、自分たちの立場(失いかけていた威信)の復権につながる、まさに文明を反転させる契機となるほどの意味を内在させていたのである。こうした思いが、実際の条約や議定書にどこまで反映したかは今後に待つところだが、原産国や先住民の権利を確定し、具体的なルール作りを明確化する国際的なルールが産み出された意義は大きい。多様性条約をめぐっては、とくに名古屋議定書では利益配分など経済的な利害調整の側面ばかりに注目が集まったが、その奥に秘められたより深い意味内容を読みとっていくことが重要である。

日本からは、「里山(SATOYAMA)イニシアティブ」が提起されたが、原生的自然の保全とともに人の手が加わった二次的自然や農山漁村の維持についても、多様性条約は新たな地平を切り開く可能性を秘めている。自然を人間と切り離してとらえがちな西欧的な自然観に対して、「里山」に象徴される人間と自然が折り合いつつ安定的な関係を形成してきた領域の保全は、人口稠密なアジア的風土においてはとくに重要性をもつ。地域が衰退し、伝統的文化や生活が失われかけているなかで、里山の存在意義と復権、そこに育まれてきた在来種や小農民たちの営みこそが、生物多様性をも育てていたことの再認識の意味は大きい。その延長線上には、生物多様性と文化的多様性との緊密な関係性というさらなる課題が連なっている。以上のような視点に立つならば、“遅れたものが最先端に躍り出る”という、多様性条約に内在するもう一つの可能性について文明転換的な方向性が示唆されてくると思われる(1)。

(1)國學院大學研究開発推進センター編(古沢広祐責任編集)
『共存学:文化・社会の多様性』弘文堂、2012年。

3　グリーンニューディールからグリーンエコノミーへ

こうした環境サイドからの新たな枠組み形成が徐々に進む一方で、経済的には冷戦終結後、市場経済が世界を覆い尽くす勢いで広がる局面を迎えたのだった。経済のグローバリゼーションの進展により、とくに途上国においても発展の機会が拡大し、とりわけ中国、インド、ブラジルなどの新興国において急速な台頭がみられた。そうした経済の活発化をうけて、各国で大小のバブル経済的膨張が生じる事態が起きるなかで、ついに百年に一度といわれた金融危機（2008年リーマンショック）に直面したのだった（図１）。

（図１）国際状況の変遷

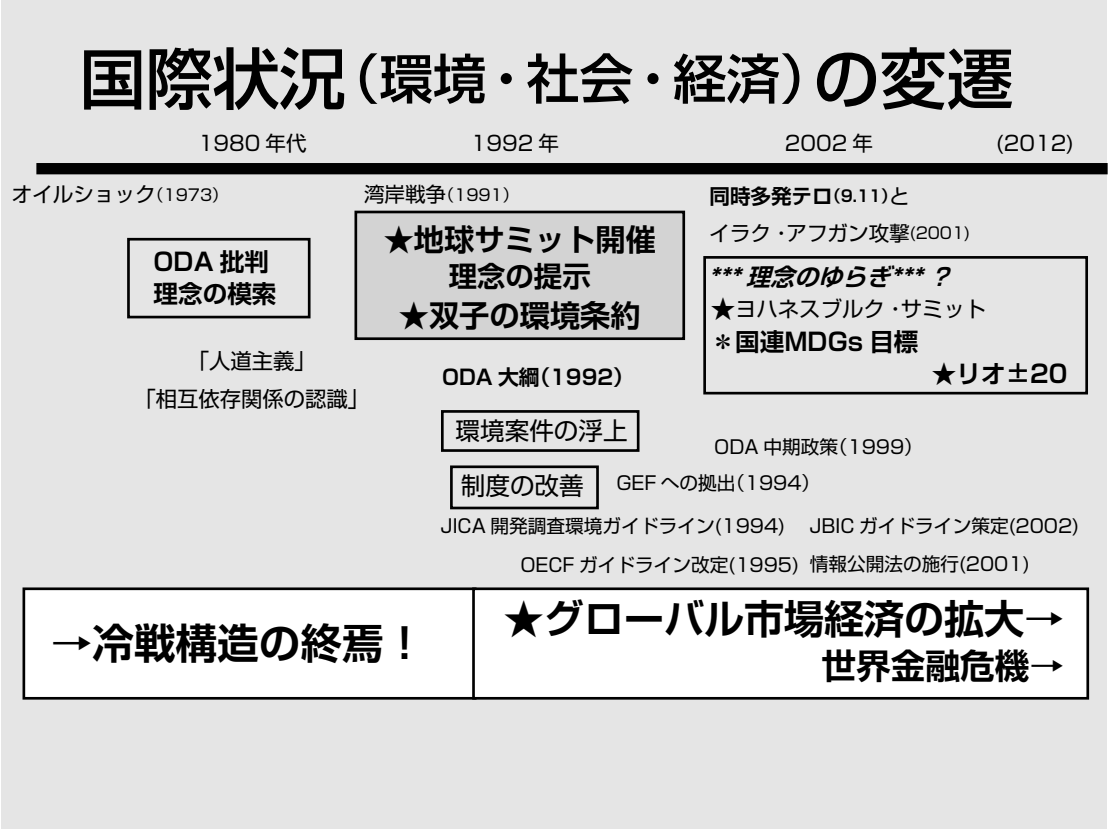

こうした危機的事態に対して、「グリーンニューディール」や「グリーンエコノミー」という提起が救世主のごとく語られ始めることになる。グリーンニューディールは、もとはといえば、米国に端を発した経済危機への対応策として、1929年恐慌の時期に打ち出された経済活性化のニューディール政策との対比で、オバマ新政権が環境投資を大きな柱にすえた政策を掲げたことで通称グリーンニューディール政策が注目された経緯がある。世界的には、英国の新経済財団（New Economic Foundation）がいち早くレポート（A Green New Deal）を発表し（2008年７月）、国連環境計画（UNEP）もグローバル・グリーン・ニューディールを提唱（2008年10月）、報告書を公表（A Global Green New Deal, Feb.2009）しており、環境面への経済的テコ入れにとどまらない経済システムの改善や世界的な貧困削減などより大きな視野に立った政策が提示されるようになった。

そうした一環として同年、国連環境計画（UNEP）はグリーンエコノミー・イニシアティブを開始した。グリーンエコノミー・イニシアティブとは、グリーンエコノミーに関するレポート及び

関連文書の作成、グリーンエコノミー実現を目指す国に対するアドバイサリーサービスの提供、NGO・企業・他の国連機関によるグリーンエコノミー実現のための実施をサポートするために開始した行動である。この流れが、今回のリオ＋20へと引き継がれてきたのである。

グリーンエコノミーには様々な定義がある。国連環境計画（UNEP）では、「経済のグリーン化とは、自然・人的・経済的資本投資に対するより良いリターンを得るために、ビジネスやインフラを再構築するプロセスであり、同時に温室効果ガスの排出抑制や天然資源の低利用、廃棄物の排出削減や社会的分裂の減少を促すものである」と定義している。こうした抽象的な内容にとどめて、リオ＋20準備プロセスにおいては明確な定義を採用することはせずに、環境と経済に資する多種多様な取り組みの推進ということを成果文書の中に盛り込むことで交渉が行われている。グリーンエコノミーの枕詞に「持続可能な開発及び貧困根絶の文脈における」という文言が加わった背景には、開発や貧困削減を重視したい途上国への配慮があったと推察される。

グリーンエコノミーに関して、いろいろな思惑が包摂されているわけだが、共通するのは経済危機の認識をより深い構造問題としてとらえ、環境面における経済的テコ入れ策という狭義の政策対応では、経済危機のみならず今日的諸矛盾の解決にはなりえないとの認識が根底にあるのではないかと思われる。本当のところは、現代社会を成り立たせている経済発展様式とともに政治的枠組みをも視野に入れた構造転換ないし変革を視野に入れた、いわばサステイナビリティに基づく対応を検討する方向性を模索したいとの意図があるはずなのだが、残念がら実際の交渉では手に余る課題として脇に置かれているというのが実態のようである。

ここであらためて確認したいことは、サステイナビリティを実現する持続可能な発展の姿とは、無限成長・拡大型システムではなく定常・安定型システムへの移行であり、偏在的な富や消費拡大ではなく社会的な平等や公正の重視、価値の単純化と切り捨てではなく多様性と共存を目指す社会の実現といってよかろう。それは、持続可能性の３つの基本的構成要素、「経済」「環境」「社会」の関係において表現するならば、経済的発展を２つの調整軸によって軌道修正する、すなわち無限拡大的な生産パターンから脱却して「環境的適正」を達成するとともに、不当な格差や差別を生まないように多様な価値を共存させる「社会的公正」の実現を目指すということである。サステイナビリティの視点から今日の世界経済危機をとらえるならば、環境的適正の枠組みを考慮しつつ経済発展を微調整していく道筋の模索という狭義のグリーンエコノミー政策では納まりきれない奥深い問題をはらんでいる。

４　進行中の世界経済危機の本質とは

ここで今日の経済危機をどう位置づけるかについて考えてみたい。20世紀の百年間に世界人口は約４倍に増加したが（15.6億人から60億人）、世界のGDP（国内総生産）総額は約18倍にまで拡大した（2兆ドル規模から38兆ドル規模、1990年基準値、Angus Maddisonデータ）。経済規模の急拡大の原動力になってきたのが様々な産品の生産増と交易の拡大であった。こうした産業資本を拡充し経済を発展させてきた動きに対し、実体経済を支える金融や信用機能が実体経済から乖離し各種大小のバブル経済の伸縮が起きてきた。

経済のバブル現象として見たとき、無謀な株式の高騰を契機に発生した1929年世界恐慌と対比して、現在の金融危機の特徴は、サブプライムローンやCDO（債務担保証券）、CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）など金融商品の過度な展開として暴走状況が引き起こされたと位置

づけられる。経済活動がモノの売買の範疇を逸脱して、信用膨張と投機（マネーゲーム）が広がり、それがグローバル化して金融経済が実体経済を大きく侵食する事態が伸展したのだった。

世界経済が金融資本と結びついて投機的マネーに揺さぶられる状況は、世界の金融資産規模（証券・債権・公債・銀行預金の総計）が総額167兆ドルとなり実体経済の約3.5倍に達したことに示されている（2006年度）。なかでも世界のデリバティブ（金融派生商品）の市場規模は12兆ドルと2000年の約3倍に拡大し（2006年度）、その想定元本は516兆ドルと実体経済の約10倍規模に達したのだった（通商白書2008年版）。実体経済がマネーゲームにより大きく翻弄される危うい世界経済構造が創り出されたのである。

ここで注意したい点は、各産業の個別生産活動で産み出される富の動向（諸資本が産出する富）を把握し、高度な情報の集積・管理・運用によって儲かる投資を操ることで巨額の利益を手にする金融資本主義的拡大が、昨今の資源高騰や金融バブルを生じさせる大きな要因となったことである。富の肥大化（諸資本の拡大・膨張）の高度展開様式（金融資本主義的発展）をどう制御するのか、当面の金融秩序の回復が優先的に議論されているが、より本質的な経済・社会制度の変革にまではたして本当に踏み込んで行くのかどうか、各国レベル、世界レベルの動向が気になるところである。

他方、経済活動と環境の関係をみたとき、経済の急拡大を下支えしてきたのがエネルギーと資源消費であり、その結果として環境問題とりわけ地球温暖化といった地球規模の環境異変を引き起こすまでに至った。20世紀の百年ほどの間に化石燃料使用量は十数倍、工業生産量は20数倍に膨れ上がり幾何級数的成長の道を歩んできた。この傾向が将来的に続けば、環境問題の深刻化、生物多様性の崩壊（種の絶滅）、資源枯渇など、どの面をとっても深刻な状況が予想されている。それは、人間社会のみならず生命・生態系への不可逆的なダメージを引き起こしつつあり、取り返しのつかない破局的事態が懸念されるに至り、冒頭でふれたように地球サミットでの２つの国際環境条約が成立したわけである。

「環境」「経済」「社会」の調和のとれたバランス形成こそが求められる目標なのであるが、その意味で、グリーンエコノミーに何が期待されているのかについて、以下、考えていく。

５　産業ピラミッドの再編成を促す

リオ＋20会合での基本テーマは、地球サミット以降の持続可能な発展をめぐる課題明示と制度強化のために、大きく２つの柱で構成されている。一つは、持続可能な発展と貧困解消につながるグリーンエコノミーの形成であり、他方は国連組織改革を含む国際的な制度枠組みの検討である。とくにグリーンエコノミーに関しては、リオ＋20に至るプロセスでは各国の思惑もあって自然エネルギーや環境ビジネスの振興など個別の技術革新や産業振興など比較的狭い考え方の議論に傾いていた。だが、冒頭の文明的転換の視点に立つならばグリーンエコノミーは、より革新的な意味を帯びたものとなると考えられる。

すなわち、これまでの産業革命以降の産業発展パターンが見直され再編成されるとの見通しの中で考えるべきだということである。これまでの経済発展の道筋は、大きくは自然密着型の第１次産業（自然資本依存型産業）から第２次産業（人工資本・化石資源依存型産業）、そして第３次産業（商業・各種サービス・金融・情報等）へ移行するなかで拡大・発展をとげると考えられてきた。いわゆる「一次産業→二次産業→三次産業」を経済・産業発展パターンとする見方（ペティ・

クラークの法則）である。これをピラミッド的に示したものが図２だが、こうした人間界での展開に対しては、自然界でのいわゆる生態系ピラミッドの図と対比してみるとその矛盾が見えやすくなる。

（図２）人間・社会経済系の展開

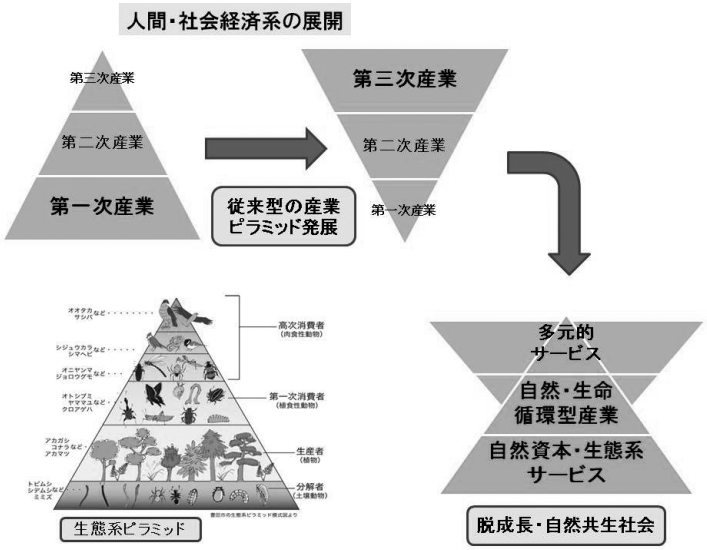

人間の社会経済システムは、これまで自然環境の限界や生態系システムとは切り離された存在として発展してきた。しかし現代の時代状況が示すように、巨大化した人間の生産力は環境の限界を突破し、生態系の相互関係性（循環の網の目）を破壊するまでに至ったのである。現在求められている課題とは、巨大化した生産力を自然生態系と調和するものへと再編成し直すことであり、グリーンエコノミーは工業的な人工資本依存よりも自然生態系の保全にもとづく、自然資本を土台とする産業育成と社会経済システムを実現するものと考えることが重要だと思われる。

それを概念的に簡潔に描けば、次のようになるだろう。かつて自然の制約下にあった近代以前の社会産業構造（自然依存型の生産力段階）が解き放たれて、地下資源とりわけ化石燃料（過去のエネルギーの長期集約・蓄積物）の利用による大規模工業生産が産業革命によって実現され、この巨大生産力と分業ネットワークの形成が促した市場経済の発展によって、大量生産・大量消費・大量廃棄の20世紀型産業社会が産み出された。日本の動向にあてはめれば、近代以前の農耕中心社会（就業人口構成の大半が第一次産業に従事）から、近代化と工業化による高度経済成長期（第二次・三次産業の隆盛）を経て、今日のポスト工業化・情報サービス化社会（第一次産業は数%、３割弱が第二次産業、約７割が第三次産業に従事）が形成されてきたのであった。

国の生産力の規模は、経済指標としては国内総生産（GDP）で評価されてきたが、今後は結果としてのGDPに注目する以上に、その土台となるエネルギーや資源利用の質的違いが問題とされる。すなわち持続可能な発展の原則に立つならば、使えば無くなる枯渇性資源（過去の遺産的ストック）や生態系に悪影響を与えるものの消費を縮小し、永続的に利用可能な自然資源（再生エネルギーやバイオマスなどの更新的フロー）や生態系循環をベースとしたものへの依存度を高めていく政策誘導が図られることになる。その関連ではグリーンGDPや持続可能性指標などの新しい評価手法の開発もはじまっている。

さらに先述した産業構造にあてはめれば、これまでのような逆三角形として示された産業構造を自然生態系の循環（生態系ピラミッド）に適合させる内容に構造変革することが求められる。それは最近一般化してきた農業の六次産業化とも通じる方向性だが（一次・二次・三次産業を複合化する考え方）、たんなる六次化ではなく生命循環にもとづいた展開が重要性を帯びて進むものとなる。すなわち、来るべき自然・生命産業の時代においては、第一次産業を経済の土台構造として位置づけ直し、自然素材を大切にする有機的生産といった質的意味が評価される仕組みの上に、同様の加工・流通・消費（サービス・情報のグリーン化を含む）の高度化・高次化が図られていくグリーンエコノミー的展開が求められているのである。

６　風土産業論、立体農業論にみる生態系産業化

グリーンエコノミーの展開に関しては、ここで先人の問題提起に注目しておきたい。その一つに三澤勝衛（1885年長野県生まれ）の風土産業論がある。長野県諏訪中学（現諏訪清陵高校）の地理の教師として教壇に立ちながら、独自の視点で地域の個性を風土としてとらえ、風土を活かした人びとの暮らしや生活、農業や産業形成のあり方を考察し、風土産業という概念を提唱した人物である。詳細は著作『風土産業』にゆずるが、大地・自然の多様性に人間が寄り添ってそこに秘められている潜在的な可能性を見出し、地域の産業や生活に活かしていく試みは、将来の自然・生命産業の発展にとって重要な示唆を与える。まさに来るべき時代の哲学、生活論、産業経営論を先取りしたものとして、注目に値するものである(2)。

一例をあげれば、風土を活かした各地の人びとの暮らしに着目するとともに、地場産業的な発展事例の土台に風土性を見出している。その具体的な循環型の産業形成の典型として「連環式経営」が提唱されている。たとえば長野の地での昔からの特産品に凍豆腐があるが、豆腐のおからが豚の餌となり、豚糞が肥料として桑畑や野菜の生産に活かされ、そこに各種加工産業が組み立てられていく連環的な展開を連関式として描き出している。それはまさしく廃棄物ゼロの循環産業形成として国連大学が提唱するゼロ・エミッション構想にも通じるものである。

同様の問題提起として注目したいものに立体農業論がある。戦前から戦後にかけて活躍した社会活動家の賀川豊彦が紹介した翻訳書『立体農業の研究』（1953年、恒星社）において、傾聴に値する問題提起がなされている。それは、平場のモノカルチャー（単一耕作）的な農業の限界を示唆し、多様な自然環境に則した複合的で立体的な農業の展開方向を提起したものだった。原書は、ラッセル・スミスによる「TeeCrops」（樹木作物）という本で、米国での穀物（一年性作物）の過剰耕作による土壌侵食を克服する手だてとして樹木作物（永年性作物）の効用を著したものであった。本書は、今日的にはアグロフォレストリー（農林複合）の先駆けとして評価される内容であり、有機農業的な展開の中ではパーマカルチャーの思想にも通じるものである(3)。

賀川は当時、貧窮にあえぐ農村と農業の再建の道を見出すべく、本書の重要性をより深く読み込んで、以下のように解説している（以下は序論より引用）。

---

(2)三澤勝衛、著作集第３巻『風土産業』農文協、2008年。

(3)ビル・モリソン、レニー・ミアスレイ著、田口恒夫・小祝慶子訳『パーマカルチャー―農的暮らしの永久デザイン』農文協、1993年。古沢広祐「日本の有機農業運動」玉野井芳郎・坂本慶一・中村尚司編『いのちと農の論理』学陽書房、1984年。古沢広祐「自然エネルギーを基礎とする農業の姿」『八郷町のエネルギー需要構造と自然エネルギー利用（Ⅱ）』未来工学研究所、1983年。

「然し立体農業は、立体的作物だけを意味しない。地面を立体的に使うという野心が含まれている。われわれは、樹木作物の間に蜂を飼い、豚を飼い、山羊を飼うことは容易であり、その傍らを流れる小川に鯉を飼うことはそう困難ではないと思っている。その他、土地を有効に、多角的にまた立体的に組合わせて日本の土地を利用すれば、今まで棄ててあつた日本の原野が充分に生き返ると私は思っている(4)」

ここでの賀川の主張は、第一次産業というあり方を自然の恵みを活かす産業として、より多面的、総合的、立体的に組み立てていく可能性とその重要性について提起したものとして読むことができる。戦前から戦後間もなくの当時の状況を考えてみると、世界経済の不安定化（世界恐慌）や資源的な限界に対応を迫られるといった逼迫した事態が背景にあった。一方で外への拡大・膨張路線へと傾く方向性が生じた反面で、逆に内への見直しないしは足下の豊かさの再発見・再構築という方向性が模索された時代でもあったと思われる。その意味では、三澤や賀川の提起は現在の時代背景とも相通じるところがあり、あらためて温故知新という意味合いからも興味深いものである。

7　自然資本・生態系サービスのもとづく多次元産業形成

過去から学ぶ視点とともに、現代的諸矛盾への批判的認識と対応についても考えておきたい。近年の富の偏在・集中度（格差）から経済発展のパターンをみたとき、すでにふれたが第１次産業（自然資本依存型産業）から第２次産業（人工資本・化石資源依存型産業）へ、そして第３次産業（商業・各種サービス・金融・情報等）へ移行・拡大し、今や富の源泉が金融・マネー経済へとシフトし集中化してきた。それは今日の大富豪が、情報や金融分野で巨額の富を築きあげていることに現れている。とくに経済発展と社会システムの関係をみたとき、20世紀の発展パターンの特徴は、世界人口の２割にすぎない先進工業国が、全体の資源・エネルギーの８割近くを独占的に消費する偏在状況に象徴されるように、経済的豊かさが地球規模で一種の階級的社会を形成してきたことである。そこでは、産業の高度化とともにグローバルに多国籍展開する投資やマネー経済（金融の運用による利益）が、富の極端な集中化や格差の歪みを生み出し、各国レベルとともにグローバル経済においても世界規模のピラミッド的格差構造を創り出したとみることができる。

第三次産業化とくに金融・情報関連産業自体が資源・エネルギー多消費というわけではないが、それらは旧来の諸産業の土台の上に築かれて産業の高度化・高次化の一角として現れており、全体として旧来の環境負荷拡大の構造の中に位置づけられる点に注意したい。その意味では、一人あたりのCO2排出量の格差とは富の偏在・集中度を示しており、これまでの経済発展の矛盾の現れでもある。近年、先進諸国の環境負荷の改善が指摘されているが、矛盾を内包している。グローバルな社会経済の構成形態としてみた場合、途上国サイドへの製造業の移転などは、世界の工場として発展をとげた中国をみるように、先進諸国の資源・エネルギー多消費構造が外部へと置き換えられているからである。経済発展と環境負荷の相関性を脱却するプロセスとは、個別技術（省エネ等）や産業構造の転換のみならず、個々人の消費とサプライチェーンのつながり状況、各国の経済的基盤がグローバルにどう組み立てられているか等、その入り組んだ構造まで詳細に分析し検討していく必要がある。

---

(4) ラッセル・スミス著、賀川豊彦・内山俊雄訳『立体農業の研究』恒星社、1953年。

このような状況認識に立ち、今日のグローバル経済の危機的状況を直視するならば、画一的（モノカルチャー）で貨幣経済一辺倒（価格づけ）に傾きがちな市場経済のグローバル統合過程とは一線を画した、地域の資源循環を重視する産業形成と地域経済のあり方、社会形成こそがめざすべき方向となる。すなわち、ローカル性や多様な価値を重視する多元的な市場形成や、非貨幣的経済（コミュニティでの互酬・相互扶助、ボランタリー経済、NPO活動等）の発展を促すような展開こそが重要なのである。

基本となる自然資本ないし生態系サービスに関しては、大きく４つの役割を持つとされている。すなわち、基盤サービス（酸素供給、土壌形成、栄養循環、水循環など）、調整サービス（気候緩和、洪水調節、水質浄化、環境調整など）、供給サービス（食料、燃料、木材、繊維、薬品、水などの供給）、文化的サービス（精神的充足、美的楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションなど）である（ミレニアム生態系評価 2005）。その価値に関しては、大きくは利用価値（直接的・間接的効用、経済的価値等）と非利用価値（将来利用的価値、存在価値）に区分されるが、今まで無視されてきた価値の可視化として貨幣評価する試みなどもさかんにおこなわれるようになってきた。各種生態系サービスの貨幣換算評価をみると、人間の生産活動をはるかに超える規模を持つことがわかる（TEEB 2010）。こうした試みや研究ははじまったばかりの段階だが、来るべき自然・生命産業の社会を展望するうえでは重要な第一歩となる。具体的にイメージしにくいことから、ここでは不十分ながら参考として図３を示しておこう。自然・生態系サービスを起点に各種産業や事業活動が広がり、そこにさまざまな主体が多様に関与する様子を多少とも想像できると思われる。

（図３）事業者の活動等と生物多様性の俯瞰図（『環境白書』H.23年版より）

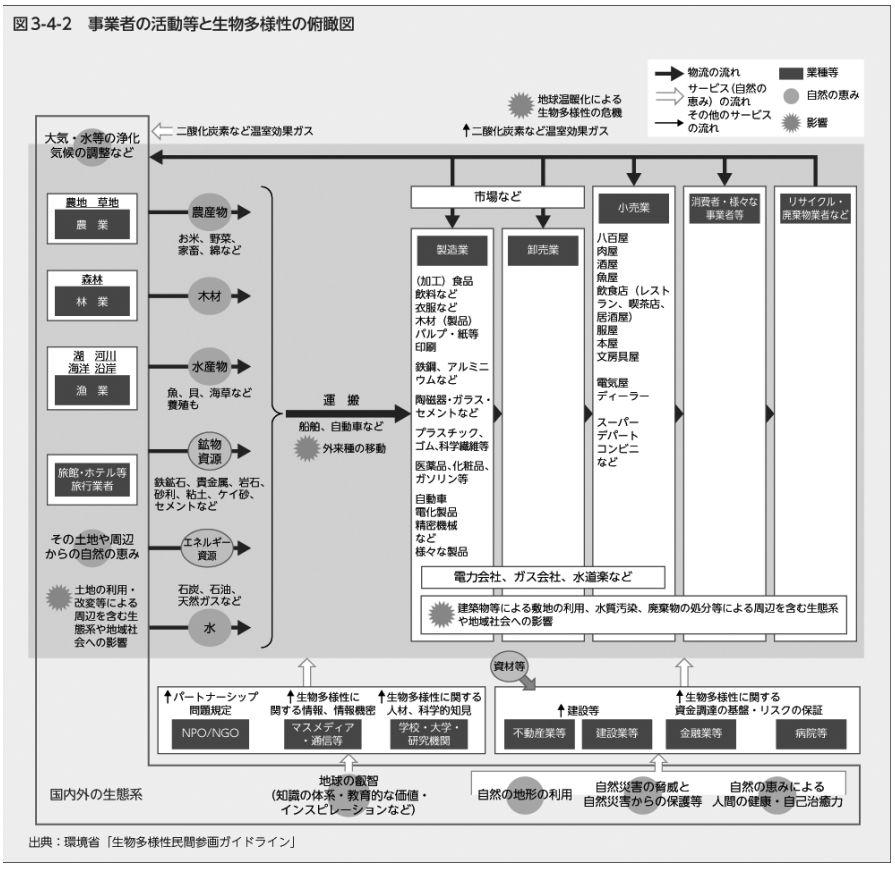

8　脱成長・多様性・地域循環にもとづく社会

危機的状況を転機とするという意味で、今日の資本主義的な競争・成長型経済がこのまま永続すると考えるよりは、内外とも行き詰まりを迎えているととらえる視点に立つことは重要ではなかろうか。近年の世界経済の不安定化とバブル経済の動向については、金融資本主義的な膨張を起因としており、いわゆる生活に密着した実体経済（生活経済）と金融を操って富（儲け）の拡大をめざすマネー経済の離反現象として特徴づけることができる。端的にいって、より利益を生み出すことに駆り立てられ、経済（市場）規模を拡大せざるをえない仕組みの中で、この成長・拡大の連鎖的活動が、外には資源や環境の限界にぶつかっていく。そして、内には格差と不平等、生活・精神面での質的な歪み（ストレス過多、いじめ、自閉、暴力、生き甲斐の喪失等）を生じさせてきたと考えられる。

すなわちサステイナビリティ（持続可能性）を実現する持続可能な社会の姿とは、競争一辺倒の経済や無限成長・拡大型システムではなく、相互安定型のシステムへの移行によってこそ軌道修正されると考えられる。偏在化する富と個人的な物的消費による拡大・膨張経済は適正規模を逸脱して調整局面を迎えており、利己的な自己実現社会から社会性を重視する公正や利他的価値の実現（ソーシャルビジネス等）へとシフトがはじまりつつある。従来のような価値の単純化と切り捨て（モノカルチャー社会）ではなく、多様性と共存を尊重する脱成長型の社会形成が新たな目標として浮上しつつあるのではなかろうか(5)。

文明パラダイム的視点からきわめて単純化して表現するならば、以下のようにいってもよかろう。かつての自然資源の限界性の中で循環・持続型社会が存続していたが、非循環的な収奪と自然破壊を加速化する現代文明に置き換えられて今日の世界に至った。それが、地球規模で再び持続可能性の壁を前にすることとなり、新たな循環・持続型文明の形成を迫られている。人間存在を支えるために築かれてきた巨大システム構造は大きな調整局面にさしかかっており、それは自然・生態系に依拠する社会経済システムの組み直しというレベルにまで至らざるをえないと考えられる。

9　環境と社会の持続性を実現するために

2000年の国連会議で、世界の貧困撲滅を達成させるミレニアム開発目標（MDGs）が採択され、2002年のヨハネスブルグ環境開発サミットを経て、20年目の節目としてのリオ＋20が到来している。しかし、この20年の歩みをふり返ると、深刻な事態は改善どころか危機的状況をより深めている。地球温暖化、生物多様性、森林保全などの地球環境問題の悪化は止まらず、南北間格差のみならず各国内でも貧富格差など社会的な歪みが顕在化し、昨今のウォール街占拠に象徴される事態（1％に富の99％が集中する格差への批判）を生じている。

不況の克服や経済成長が叫ばれているが、現実はどうかというと、数千人規模のリストラ・解雇（合理化）が報道されるやその企業の株価が上昇することに象徴されるように、人々の貧困化を梃子にグローバル競争に勝ち残る弱肉強食の経済が出現しているかにみえる。産業革命以来の工業生産による大量消費で豊かになった経済は、すでにみたとおり今日では「実体経済」を離れて、お金をどう投資し増幅するかを先読み（先取り）して利益を生じさせる「金融経済」へと移行した。実体経済に

---

(5) 広井良典『コミュニティを問い直す』筑摩書房、2009年。古沢広祐『地球文明ビジョン』日本放送出版協会、1995年。

対して金融経済を急拡大させた結果の破綻が世界金融危機であった。そして金融部門を救うための国家による巨額の財政投入が、今や各国の財政破綻を招く事態を引き起こしている。先進諸国の苦境の一方で、中国、インド、ブラジルなどの新興国の経済発展への期待が高まっているが、従来型の発展を遂げた場合は、資源や環境面での限界のリスクに直面することが懸念される。

社会的歪みの根元には、市場経済の無制限なグローバル競争がある。歪みの一例をあげると、経済拡大を最優先するあまり、法人税の引き下げや所得税最高税率の引き下げ競争が各国で同時進行し、企業サイドの経営力強化がはかられた。その一方では、コスト削減と合理化によって働く人々の賃金低下やストレス増大が広がったのだった。

また、世界中で石油・地下資源などの確保、食料や生物遺伝資源の囲い込みなど、経済的な利害が優先され、それを陰に陽に政治的圧力ときには軍事的圧力が後押しする旧態依然の時代状況が再現しつつあるかにみえる。軋轢という点では、イラクやアフガニスタン、イスラエルなどにおいて、テロリズムや民族対立の温床に火をつけるかのような様相さえ出現させている。今後の世界情勢として、有事や戦争を想定するような事態への移行は、人類が築きあげた「民主主義と人権」や「環境と平和」を、内にも外にも消滅させてしまう恐れを私たちに感じさせている。極端な言い方をすれば、人を殺すための軍事費は、冷戦体制の消滅後に一時は減少したものが再び増加し始めて、年額約１兆ドル規模となっている。本来は人々の命と生活を支援するための政府開発援助（ODA：実際の内容の評価には検討の余地がある）の世界総額に対して、10倍近い規模の軍事費への支出拡大という現実を私たちは真摯に受けとめなければならない。

10　現状を打破するために～４つの提案～

最後に、リオ＋20に期待する優先すべき課題と提案を列記して本稿を締めくくりたい。

第１の提案は、1992年地球サミットを契機に築き上げてきた重要な展開を、包括的かつ統合的に再構築する必要がある。双子の条約として理解されるべき２つの国際環境条約や、貧困撲滅をめざすMDGs等の動きなどが、個別ばらばらな取り組みになりがちな状況を打開すべきである。環境・社会・経済の調和的な関係形成を基礎に、環境的適正と社会的公正を実現する「持続可能な発展」の理念を統合的に明示化し、SDGs目標として提示することが望まれる。とくに日本からの提起としては、従来からの「人間の安全保障」：Human Securityをより拡張、深化させる概念として、SDGs目標とリンクする「持続可能性の保障」：Sustainable Securityの考え方を世界に提示し、広く連携強化をはかっていくことが重要である。

第２の提案は、グローバルな持続可能性を実現するための統合的な政策枠組みとして、各国でばらばらな税・財政の仕組みを徐々にグリーン化していく政策展開と目標の提示が求められている。環境的適正の実現のためには、持続可能性の３原則（再生可能資源を再生可能な速度内で利用する、枯渇資源利用の再生可能化ないし置き換えを計っていく、汚染物の放出を浄化範囲内に収める）を尊重することが重要である。たとえば地球の贈り物（悠久の時が産み出した賜物）とでも言うべき資源の利用や、環境汚染・負荷物の排出には、永続性や公平性に配慮した課税制度などを組み込んでいくことが必要である。社会的公正では、国連人権宣言・国連人権規約を尊重して、人々の自由権とともに生活・雇用・福祉などを満たす社会的権利の充実のための目標ないし指標を共有していくことが重要である。

第３の提案は、持続可能な発展を実現させる財政的な基盤として、92年地球サミット当時に期待されていた「平和の配当」という構造転換路線を再来させる必要がある。当時、冷戦終結による軍事費の削減が「平和の配当」として注目され、多額の軍事費を人類の福祉や南北問題、貧困の撲滅、環境問題などにあてる地球市民的な理念と政策展開が期待された。この理念と理想を再び復活させるメッセージを世界に発せられるのは、リオ＋20の場において他は無い。年額１兆ドルとは、温暖化対策に必要な途上国への資金（コペンハーゲン合意）の10倍規模、MDGs（国連ミレニアム開発目標）達成に必要な追加資金の20倍規模の金額である。裏を返せば、1／10、1／20で賄えるということである。

とくに国際社会における日本は、戦後の発展を非軍事に基礎をおいて進め（憲法９条）、それなりの成功を収めた経験を持つことから、世界に対して「平和の配当」を率先して提起すべき位置にある。

第４の提案としては、将来をみすえた巨視的・長期的な視野に立って、社会経済システムの枠組みを調整していく必要がある。すなわち、資源・環境・公正の制約下で持続可能性が確保されるためには、新たな社会経済システムの再編が「３つのセクター」のバランス形成、「**公**」「**共**」「**私**」の３つの社会経済システム（セクター）の混合的・相互共創的な発展形態として展望できると思われる（図４）。

過度な成長に頼らない持続可能な社会が安定的に実現するためには、利潤動機に基づく市場経済（私）や政治権力的な統制（公）だけでは十分に展開せず、市民参加型の自治的な協同社会の形成（共）が加わってこそ可能になる。地域（ローカル）レベルの共有財管理やコミュニティの維持・強化、地域再生と福祉基盤の充実、農山漁村と都市の交流などの地域間連携、世界レベルでの環境に関わる国境調整、大気、海洋、生物多様性などグローバルコモンズの共有管理に至るまで、市民参加や各種パートナーシップ形成こそが重要な役割を果たすからである。新たな「共」の形成・発展を、各国レベルそして世界的にも促進・強化していくべきである。

【図４】

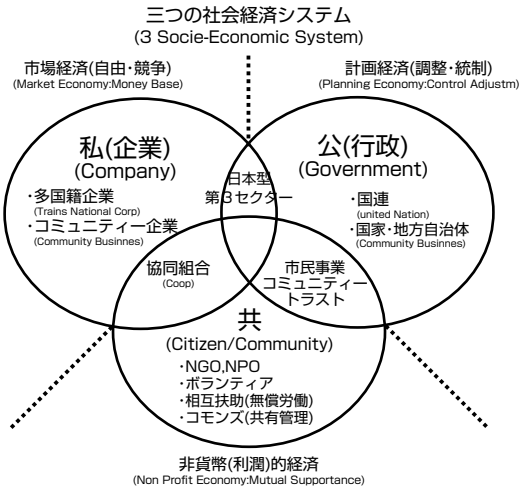

時代は変化しつつある。昨今の世界経済の揺らぎに対し、金融・財政的な調整だけで対応するのか、根本的な経済・社会制度の変革にまで踏み込んで対応するのかが問われている。企業の社会的責任の自覚と普及、通貨取引税や資産課税などの諸規制・政策の強化、社会的・環境的制度見直しなど、各国、世界レベルでの勇気ある取り組みに期待したい。

論考２　グリーンエコノミーと開発援助・資金

田辺　有輝

2000年、国連ミレニアム・サミットにて国連ミレニアム宣言が採択された。同宣言は、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）[1]として取りまとめられ、2015年までに世界の収入が１日１ドル以下の人々の割合、飢餓で苦しむ人々の割合を1990年比で半減させるなど、貧困削減に取り組む際の代表的な目標の一つとして広く認識されるようになった。

ミレニアム開発目標のうち目標１～７については、北アフリカ、東アジア、東南アジアにおいては概ね達成できる見込みであるが、サブサハラ、南アジア、西アジア、ラテンアメリカでは達成が不可能との見込み[2]が示されている。目標８は、「開発のためのグローバルなパートナーシップの推進」と題して、主に貧困撲滅のための資金問題の改善を扱っている。世界全体のODA額は、増加傾向にありつつも、GNI比0.7％の目標を達成した国は、わずか５カ国であった。

国連持続可能な開発会議（リオ＋20）の成果文書交渉における大きな論点の一つがこの資金問題である。途上国は、先進国に対しODAに関する目標の達成と新たな資金の拡大、技術移転の促進などを求めているが、先進国は金融危機による財政逼迫などもあり、資金拠出増額が難しい状況にある。資金拠出増額が難しい中で重要なことは、現在の資金を効果的で適切に活用することであろう。つまり、援助の質の向上が求められている。

これまで日本は多額の公的資金を使って、途上国における開発事業を支援してきた。しかし、開発事業実施地域の住民からは、環境破壊や人権侵害・貧困化に対する懸念の声、改善を求める声がたびたび上がっている。このような問題に対処するために、日本の援助機関である国際協力機構（JICA）や企業の海外進出を支援する公的金融機関である国際協力銀行（JBIC）などは、援助・支援に際して環境アセスメントの実施や情報公開などを定めたガイドラインを整備してきた。

しかし、実際にガイドライン施行後の開発事業を見ても、環境破壊や人権侵害・貧困化に対する住民の懸念の声、改善を求める声は少なくない。また、気候変動対策資金をはじめとした新たな資金スキームや中国やインドなど新興ドナーにおいて、環境社会影響を適切にチェックするための制度の導入が課題となっている。

このような中で、新たな資金スキームや新興ドナーに対応した環境社会配慮制度を導入するとともに、環境社会配慮の徹底を持続的に行っていくための運用体制の強化が不可欠である。具体的には、各機関内部におけるチェック体制を整えることはもちろんのこと、環境社会影響を確認するための独立した審査・評価機能の強化が必要であろう。

1　ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）は、開発分野における国際社会共通の目標で、2000年９月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を基にまとめられたもの。2015年までに達成すべき８つの目標（目標１：極度の貧困と飢餓の撲滅、目標２：初等教育の完全普及の達成、目標３：ジェンダー平等推進と女性の地位向上、目標４：乳幼児死亡率の削減、目標５：妊産婦の健康の改善、目標６：HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止、目標７：環境の持続可能性確保、目標８：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進）が設定されている。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html

2　MDGsの達成状況については、以下の外務省ウェブサイトを参照。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/about.html

本稿では、日本の開発援助・開発金融における環境社会配慮の現状を概観し、途上国の貧困削減・途上国のグリーンエコノミーへの移行を実現するために、日本の開発援助・資金が果たすべき役割と課題について考えたい。

日本の開発援助・開発金融における環境社会配慮

日本は、毎年１兆円規模の政府開発援助（ODA）[3]を使って発展途上国の開発を支援している。二国間のODAは、1)途上国に利子を付けて貸し出す有償資金協力(円借款)、2)途上国に資金贈与する無償資金協力、3）人材育成や調査などを支援する技術協力、に分類され、有償資金協力、プロジェクト型の無償資金協力、技術協力の一部をJICAが実施、外交政策に関連する無償資金協力や技術協力の一部を外務省など各省庁が実施している。

また、多国間のODAとして、世界銀行やアジア開発銀行(ADB)などの多国間開発銀行(MDBs)に対しても多額の出資・拠出を行なっており、日本は、ADBに対してはアメリカと並んで最大出資国、世界銀行に対してはアメリカに次いで第２位の出資国で、これら MDBsの投融資活動について大きな責任を負っている。さらに、ODA以外にも、JBIC[4]による日本企業への投融資など、多額の公的資金が海外での開発事業に向けられている。これら公的資金を使った開発は、ダム、発電所、道路建設、資源採掘などの大規模開発事業を支援しているが、大気汚染や水質汚濁などの環境破壊や強制立ち退きなどの人権侵害・貧困化が生じることも少なくない。

日本の援助機関・融資機関の環境社会配慮の制度・基準については、1999年に日本企業の海外進出を支援する日本輸出入銀行と円借款を担っていた海外経済協力基金（OECF）が統合してJBICが誕生し、2003年には「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」が施行された。2004年にはJICAが「環境社会配慮ガイドライン」を大幅に改訂した。JBICのガイドライン及びJICAのガイドラインは、それぞれ国際的に見ても遜色ない水準へ引き上げられた。具体的には、代替案検討[5]、環境アセスメントの実施及び報告書の公開、住民協議の実施[6]、補償・生計回復策の策定[7]などが案件実施の際の要件となり、異議申し立て制度も設置された。JICAでは、

---

[3] DAC（Development Assistance Committee）は、ODAを1）政府ないし政府の実施機関によって供与されること、2）開発途上国の経済開発や福祉の向上に役立つことを主な目的とすること、3)資金協力については供与条件が緩やかであること(グラント・エレメントが25％以上のもの)の３要件を満たす資金として定義している。

[4] JBICは、資源開発や日本産業の国際競争の強化、国際金融への対処といった分野において融資・出資・保証を行う日本政策金融金庫の国際部門。

[5] 代替案検討とは、プロジェクトによって引き起こされる望ましくない影響を、回避あるいは最小限に抑えるために、環境関連費用・便益をできるだけ定量的に評価し、プロジェクトの経済的、財務的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和を図るような案を検討することである。代替案検討の際には、複数の代替案が検討されていることが望ましく、それが環境社会配慮上よりよい案を選択することにつながる。

[6] プロジェクトが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう、地域住民等のステークホルダーとの協議を持つことをいう。特に環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から情報公開をした上で、住民協議の実施をし、その結果をプロジェクト内容に反映することが必要となる。

[7] 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならないが、回避することが不可能な場合には、プロジェクト実施主体者は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回避できるように、補償・生計回復策を策定しなければならない。補償・生計回復策には、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。

JICAが行う調査案件の環境社会配慮について、独立した専門家が助言を行なう環境社会配慮審査会[8]が設置された。

2003年に施行されたJBICガイドラインには、「ガイドラインが施行されて5年以内に包括的な検討を行なって、その結果、必要に応じて改訂を行う」との規定が定められていた。そのため、JBICの国際金融部門は、日本貿易保険と共同で、JBICの海外経済協力部門はJICAと共同で、それぞれガイドラインの見直し作業を2007年にスタートした[9]。改訂の初期段階では、ガイドラインの実施状況に関する評価が行なわれたが、個々の案件におけるガイドラインの遵守や課題が明らかではなかったために、NGOは追加調査を要請。JBICとJICAは、それぞれ現地調査を含めた個別の案件の評価を実施した。行政機関が自ら実施した案件に対して批判的な課題を示すことが難しい中で、不十分ではあるものの自ら課題を示したことは意義深いことである。

JBICは、14回のパブリックコンサルテーションを経て、2009年10月1日に改訂ガイドラインを施行した。住民移転計画書[10]や先住民族計画書[11]の公開、住民移転に伴う補償の支払い基準の改善、自然生態系の保護対象の拡大などが新たに規定された。JICAは、33回の有識者委員会を経て、2010年4月1日に新ガイドラインを公布した。JICAのガイドラインにおいてもJBICと同様の規定が含まれており、加えてJICAが実施する各種調査業務の報告書の公開も規定された。

環境社会配慮を適切に実施することは、開発事業そのものを成功に導く上でも必要不可欠だ。まず、公的資金の透明性を高めることによって、資金の問題ある使われ方を減らすことができる。民主党政権は、公的資金のムダをなくすことを強く掲げているが、これを実現する上で環境社会配慮を徹底させることは不可欠だ。また、プロジェクトを実施する前の早期段階から適切な調査を行い、環境社会影響を回避・最小化することによって、開発事業そのものの成功率を高め、貧困撲滅・途上国のグリーンエコノミー化への効果が期待できる。事業の着工後に問題が生じた場合、着工前に取り組むよりも多額のコストを要することも少なくない。あらかじめ予防的な措置を講じることによって、プロジェクトの経済性の向上にも有効だろう。

開発事業の環境社会配慮における課題

環境社会配慮に対する意識は高まり進展してきたものの、課題は少なくない。特に以下の3点を今後の課題として上げたい。

---

8 環境社会配慮審査会はJICAの協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関。第三者的な機関として常設された。JICA からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行う。2010年4月からは環境社会配慮助言委員会に改組された。

9 2008年10月に一連の政策金融改革の一環として、JBICの国際金融等業務（旧日本輸出入銀行、海外に進出する日本企業支援のための開発金融などを行う部門）は日本政策金融公庫の国際部門として存続し、JBICの海外経済協力業務（旧OECF、有償資金協力を行う部門）は、JICAと統合することになった。また、無償資金協力のうち、主にプロジェクト関連の無償は外務省からJICAに引き継がれることになった。その後、JBICは2012年4月に日本政策金融公庫から分離され、再び独立することになった。

10 住民移転が行われる際に、その手順や実施スケジュール、補償・支援の対象者やその内容などを詳しく規定したものである。

11 先住民族計画書とは、先住民族が開発プロセス進行中に悪影響を受けることがないよう、そして彼らが文化的に矛盾することのない社会・経済的利益を受けることを保証するために、必要な条件や開発計画のプロセスなどを定めたものである。

（１）独立性の高い審査・評価体制づくり

開発事業におけるNGOと政府・援助機関・融資機関との協議や環境社会配慮ガイドラインは整備されつつある。しかし、実際のガイドラインの運用では、まだまだ課題が多いのが現実だ。例えば、旧JBICが有償資金協力を実施したインドの「オリッサ州森林セクター開発事業」では森林資源に依存する地元の住民やNGOが植林事業によって生計に影響を受けることの懸念を表明していたが、案件形成段階でそれらの懸念を汲み取れるほどのステークホルダー協議や情報公開は十分に行なわれなかった。また、JICAが行なった開発調査「インド国幹線貨物鉄道輸送力増強計画調査」では、約3000キロの新軌道敷設の計画にもかかわらず、わずか３ヵ月半の環境アセスメント調査で終了し、生物種、騒音、振動、水質、土壌の調査が不十分であった。

ガイドラインが適切に実施されない背景には、環境社会配慮に関する途上国政府の認識が低く、実施体制が整っていないことの他、資金を拠出する援助機関・融資機関側の認識も十分ではないことがあげられる。援助機関・融資機関側は、環境社会被害・貧困化を生じさせないという認識を常に持つべきである。現時点でその認識は広く浸透していないようで、実際に、環境社会配慮について厳しい注文をつける世界銀行よりも、注文の少ない日本から援助を受けたい、とのインドの政府関係者の談話が現地の新聞に掲載されたこともある。

2008年に世界最大の援助機関[12]となったJICAは、職員１人当たりの事業規模が世界銀行やUSAIDなど他の援助機関の２倍～３倍となっており、これまで以上に１事業あたりの対応が手薄になるのではないかという懸念があがっている。今後、特に環境審査部門など内部チェック機能のキャパシティについては、さらなる拡充を図るべきである。

加えて、環境社会影響を確認するために独立性の高い審査・評価機能の強化も必要であろう。例えば、世界銀行やADBの評価局は事業実施部局から予算・人事とも独立しており、たびたび世界銀行やADB自身に厳しい評価結果を発表している[13]。一方、JICAの開発事業の評価は、コンサルティング会社等への委託で行なわれており、予算・人事の独立性は低い。ガイドラインを適切に運用するための独立性の高い審査・評価体制づくりが次なる課題だ。

（２）新興ドナーによる南南協力及び民間開発資金における環境社会配慮

近年、これまで援助を受けてきた中国などの途上国が経済成長を遂げたことにより、逆に援助を供与するドナーとしての立場に立つようになった。こうした国々は新興ドナーと呼ばれている。また、財政逼迫で先進国の公的ドナーによる追加的な資金拠出が困難になる中、民間開発資金への期待が高まっている。リオ＋20の成果文書交渉においても、南南協力と民間開発資金を強調する動きが見られる。

ただ、新興ドナーの台頭を巡って大きな懸念としてあげられているのは、これら新興ドナーの環境社会配慮が不十分な点である。例えば、中国は、スーダンやビルマなど深刻な人権被害を起こして国際社会から孤立しているような国々に対して援助を行ったことで問題となった。また重

---

[12] 2008年10月１日の新JICA発足に伴い、JICAは年間１兆円を超える予算規模と約100カ国にわたる海外ネットワークを持つ世界最大規模の二国間援助の実施機関となった。

[13] 例えば、ADBの評価局が1994年～2005年の非自発的住民移転を伴う案件を調査したところ、案件実施後に実際に影響を受けた住民の数は、実施前に見積もった数よりも65％も多かったとのことである。ADBは、被影響住民の見積もりを極度に過小評価していることが明らかとなった。

大な環境社会影響が懸念される採掘事業やダム建設といった案件に次々と投資している。また、民間資金においても赤道原則など環境社会配慮に関するルールは設けられているが、巨大インフラ事業等のプロジェクトファイナンスに限定されているため、民間資金の流れが適切にカバーされている状態ではない。

このような中で、新興ドナー・民間資金の環境社会配慮基準を高めることが早急に求められている。今後は、国際機関・日本政府が他国とも協力して、新興ドナー・民間資金に関する環境社会配慮基準の整備を促していくべきである。

（3）気候変動対策のための資金と環境社会配慮

気候変動が国境を越えた脅威として、協調に基づく問題解決への取り組みを国際社会に促している。先進国の削減目標の設定に注目が集まる一方で、急増する新興国の排出量をどのように削減するか、気候変動によってより大きな影響を受ける途上国がどのように対処するか、ということも大きな課題となっている。

2009年9月に就任した鳩山首相は、国連気候変動サミット（2009年9月）において2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比で25％削減することを表明し、発展途上国に日本の省エネ技術や資金を積極的に提供して温暖化対策を支援するという内容の鳩山イニシアティブを発表した。さらに、2009年12月、COP15における政治合意の成立を前提として、2012年末までの3年間に官民合わせて1兆7500億円規模の支援を実施することを表明した。今後、気候変動対策のために新たに資金を拠出する際には、既存のスキームを包括的に見直し、環境的適正と社会的公正を確保できる案件のみを適用対象とすることが必要である。

日本政府は途上国の温室効果ガス排出量の削減取組みを促進する方針を見せているものの、現行の支援内容との間には大きなギャップが生じている。米国環境NGOのEnvironmental Defense Fundの試算によると、1994年～2009年の15年間に石炭火力発電事業に世界で最も多額の支援を行った国際金融機関はJBICであり、JBICが融資した石炭火力発電所によるCO2の年間排出量は、日本国内の年間排出量の25％以上に及んでいることが明らかとなった[14]。この事実を前に、果たして日本は途上国の排出削減に寄与していると言えるだろうか。途上国のグリーンエコノミーへの移行のために、公的資金をどのように供与するのかという方針について、マクロな視点での見直しが求められている。

さらに、気候変動対策に伴って、国際的な資金源が新たに設けられようとしているが、十分な環境社会配慮基準が適用されるかどうか定かでないという問題もある。EUは、必要な資金を賄うために国際炭素市場や途上国自身による国内調達を提案している。しかし、国際炭素市場で調達した資金を活用する際の環境社会配慮基準は明確でなく、途上国の中には、資金供与における環境社会配慮基準が十分に整備されていない国も多い。環境社会影響を回避・最小化するため、国際的に新たな資金源を設定する際は、適切な環境社会配慮基準が導入されていることを前提とするべきだろう。

---

[14] 出典：Environmental Defense Fund「Foreclosing the Future」5～6ページ
http://www.edf.org/climate/report-foreclosing-future

援助機関・融資機関にアカウンタビリティを求めるNGOの役割と課題

開発事業の環境社会配慮を強化するために政府やJBIC、JICAに提言活動を行なうNGOの意義とは何であろうか。まず、問題をいち早く明らかにすることができるという意義がある。実際に環境破壊が生じ、住民が反対運動を起こしていたとしても、援助機関・融資機関が問題を十分に把握していないことも少なくない。NGOが現場に入り、住民やNGOに聞き取りすることで、住民の視点に立って問題をいち早く明らかにすることが可能になる。

例えば、ADBがネパールで融資を検討していた西セティ水力発電事業[15]では、ダムによって水没する土地に住む住民たちが、事業者による不適切な対話姿勢や不十分な補償方針に懸念を表明しているにもかかわらず、ADBは水没予定地を訪問せず、現地で直接住民と対話していなかった。また、住民が移転する予定地の地下水に砒素が含まれている問題についても調査していなかった。NGOの働きかけの結果、ADBは現地を訪問。事業者は、地下水の砒素汚染の問題を調査することを約束した。

また、政策の適切な改善を促すという意義もある。前述のようにJBICガイドラインとJICAガイドラインの改訂においても、JBIC、JICAが実施した評価では、ガイドライン実施における具体的な課題は明らかになっておらず、NGOの働きかけで追加調査を行うことになった。行政機関は、自らの課題を適切に評価しようとしない傾向が強く、政策や方針の策定においても、外部からの働きかけが重要である。

このように、開発事業の環境社会配慮の強化には欠かせない役割を果たす調査・提言型NGOであるが、そのようなNGOの抱える悩みとして、安定した資金源が国内で確保できていないことがあげられる。実際に、日本の助成財団の資金の多くが研究助成や案件実施型のNGOに向けられており、提言活動で助成金を獲得することが困難な状況が続いている。また、専門的な内容のため、幅広い市民からの寄付も集まりにくい。結果的に、活動資金の多くを欧米の民間財団に依拠しているのが現実だ。

一方で、安定した財源がないことによって、人材を育成する機会が少ないことも課題だ。提言活動には、幅広い知識や経験が問われるが、資金不足のため短期間で人が入れ替わってしまうことも多く、欧米と比べ、人材の層が薄いことも課題である。資金を安定的に確保し、人材が育つ基盤作りが必要である。

貧困撲滅と途上国のグリーンエコノミーへの移行を実現するために

2012年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催される国連持続可能な開発会議（リオ+20）では、「持続可能な発展と貧困根絶の文脈におけるグリーンエコノミー」がテーマに掲げられている。2015年以降のポスト・ミレニアム開発目標として、持続可能な開発目標（SDGs）の策定に向けたスケジュールの合意も期待されている。貧困撲滅と途上国のグリーンエコノミーへの移行を実現するためには、質の高い開発援助資金・開発金融資金の運用が不可欠であろう。今こそ、開発援助・資金に関する審査・評価機能を再構築する絶好のチャンスではないだろうか。

---

[15] 本事業はネパール政府からの事業者への開発許可が2011年3月に期限切れとなり、事業者が撤退することとなった。

論考３　グリーンエコノミーと税財政改革

～持続可能で公正な経済社会の構築に向けて～

足立　治郎

＜はじめに＞

本論考は、一部、国際社会及び各国における短期的な合意形成という観点からは、大胆すぎるのでは、と思われる提案も含んでいることを、最初にお断りしておきたい。こうした提案を敢えて含めたのは、「『持続可能な社会が希求されている』＝『人類の持続性に疑問が呈されている』」今、現実的でありつつも、思い切った改革が要請されている故である。本論考を、政策担当者・事業者・生活者・NGOの方々等の今後の取組・政策議論のたたき台として活用いただければ、誠に幸いである。

１．リオ＋20における「グリーンエコノミー」議論が問う、経済のあり方

１－１．環境・社会と共存する、「人類全体の経済の変革」が問われている

世界レベルでの持続可能な社会構築を目指して、今年６月ブラジル・リオデジャネイロで開催される「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）」の中で、「グリーンエコノミー」が大きなテーマとして取り上げられる。これは、「地球温暖化問題」「生物多様性の喪失」等の地球レベルの環境問題が、私たちの経済のあり方に変化を求めており、「経済のグリーン化」が、世界的関心事となっていることを示している、といえよう。

注意しなければならないのは、リオ＋20でテーマとされるのが、厳密には「持続可能な開発と貧困撲滅の文脈におけるグリーンエコノミー」である点だ。「グリーンエコノミー」に「持続可能な開発と貧困撲滅の文脈における」との文言が付されているのは、多くの途上国・貧困層にとっての最優先課題が貧困からの脱却であることと関係している。経済のグリーン化が進んでも、貧困のまま、仕事がないという状態は望まれていない。

日本も、貧困層・失業者を多数抱えている。特に、東日本大震災被災地にて必要とされているのは、早急な生活再建である。震災により被災地で10万人程度の雇用が失われた、との試算もある[1]。雇用対策強化が急務である。未曾有の円高が進む中、日本の製造業の海外移転検討も進んでいる[2]。雇用者１千万人を超える製造業の海外移転が進めば、最初に仕事を失うのは、短期契約の労働者等だ。海外移転がさらに進めば、失業者や自殺者のさらなる増大も懸念される。

リオ＋20で主要テーマに掲げられている「持続可能な開発と貧困撲滅の文脈におけるグリーンエコノミー」が行きつくべき先は、単に「経済の中にすこしだけグリーン経済を入れ込む」ということではなく、「環境・社会と共存すべく、人類全体の経済を変革する」ことだ、といえよう。

1　BPnet復興ニッポン「「震災失業地獄」から被災地が抜け出す「いくつかの方策＋1」清家篤慶応義塾長に聞く（前編）」2011年７月15日

2　日本経済新聞「３年内に海外移転４割」2011年７月15日朝刊など

１－２．環境・社会と共存する経済への変革には、「持続不可能かつ不公正な生産消費形態の変革」が要請される

そもそも、経済とは、「モノやサービス等を交換する仕組み」「モノ・サービス・お金の流れ」「モノやサービスの生産・流通・消費にかかわる人間活動の全体」を指す。従って、経済を環境・社会と共存するように変えることは、私たち人類の生産・消費のあり方全体を持続可能で公正なものに変革することを意味するといえる。

では、ここで、私たち人類の生産・消費の現状を少し考えてみたい。

人類は、生存し、その生活を楽しむため、食料をはじめとする様々なモノを生産し、消費してきた。古くは、資源採取・生産・流通・消費・廃棄という一連の過程は、家族単位や村単位で完結していただろう。やがて、モノの交換は、家族単位や村単位を超え、農業を営む者と漁業を営む者等の分業が進展していった。分業化の進展は、資源採掘者・生産者・流通業者・廃棄物業者・金融業者等の分業も生み出した。グローバル化（地球規模化）が進んだ現在、そうした分業は世界レベルにまで広がっている。

こうした分業の拡大は、これまで消費したことのないモノやサービスを人々が享受することを可能とした。知ることもなかった異国の地から運ばれてきた食材を得ることも、異国の地へ旅することも可能となった。

それに伴い、エネルギー資源をはじめとする様々な資源の消費量は、拡大していった。一人あたり消費量の増大と人口増加により、特に20世紀に入ってから、資源消費量は幾何級数的に増大した。21世紀に入ると、日本を含む先進国のみならず、中国をはじめとする新興国が台頭し、人類の資源消費量はさらに拡大を続けている。こうした消費拡大は、様々な地球環境問題を生み出し、人類の持続性を脅かすようになったのである。このような背景から、リオ＋20成果文書ゼロドラフトにおいて、「持続可能な消費と生産に関する計画10年枠組みを構築することに合意する」との記述がなされることとなった。

人類全体の消費拡大といっても、重要なことは、こうした資源消費には、大きな格差が存在することである。途上国と先進国の一人当たり平均の資源消費には大きな格差があり、現在の地球環境問題に対する責任の多くは、先進国にある。そのため、リオ＋20の交渉プロセスでも、G77＋中国（いわゆる途上国グループ。現時点では約130カ国）は、先進国に対して持続不可能な消費と生産パターンを変えていくことを求めている。ただし、G77＋中国には新興国が多数含まれ、そうした国々には、すでに、先進国企業以上に大きな利益をあげている企業も多数存在しており、先進国・途上国の二分論にあまりに傾斜すべきではない。

また、各国間の格差のみならず、各国内の格差にも注目することが重要である。日本では、日雇い・非正規雇用者が増え、自殺者が年間３万人と高水準となる等、社会格差が社会問題化している。新興国・途上国には、貧困層が多数存在する一方で、先進国に住む平均的な人々をはるかに超える消費を行う超富裕層もいる。貧困層が基本的なニーズの充足すら困難である状況を克服するとともに、富裕層が過剰な消費を行っている現状を変えることが問われているのである。

１－３．持続可能な生産消費形態の中身・可能性

こうした人類の資源利用の急拡大は、日本での４大公害に象徴されるように、各国・各地域の

水・大気・土壌汚染を引き起こし、人々の健康・生命および生態系の危機を生み出してきている。そして、地球温暖化や生物多様性喪失に象徴されるように、世界レベルでの環境問題をも引き起こし、人類全体の生活を脅かす危機をも生み出すに至っている。

人類の資源利用の急拡大は、こうした「環境問題・環境汚染」による人類の生活・健康・生存への脅威を生み出しているだけでなない。増大する資源利用は、「資源枯渇」や「廃棄物処分場の不足、不適切な廃棄物処理」の脅威も増大させており、これらも、人類の生産・消費の持続可能性及び健康な生活を脅かす事態となっているのである。

以上を鑑みると、持続可能な生産・消費形態を実現するためには、「将来世代・地域住民・私たち自身の生活環境を脅かさないレベルまで資源採取・生産・流通・消費・廃棄各過程において発生する環境汚染を制御すること」「資源枯渇を招かない持続可能なレベルまで資源採取を抑えること」「廃棄物処分能力の範囲内に廃棄物の発生を抑えること」が課題となる。（p59の図１も参照されたい。）

こうした課題に対応するために、ファクター４、ファクター10という資源生産性（資源投入量あたりの財・サービス生産量）を４倍ないし10倍にする、といった考え方が国際的に有名である。これらによれば、資源の投入や廃棄物の発生を２分の１にするには、生産や消費、我々の享受する便利さを半分にしなければならないわけではない。以下のような方法で我々が得られるサービス量を維持・増大させつつ資源投入と廃棄物発生を抑えられる可能性が見い出される、としている。

- **効率向上：**資源利用効率を２倍にすることができれば、資源の投入や廃棄物の発生を２分の１に抑えることができる。
- **製品の長期使用：**消費段階でメンテナンスやリフォームをしながら長期間大事に使っていく。一つの製品を従来より２倍の期間利用すれば、資源の投入や廃棄物の発生が２分の１となる。
- **レンタル進展：**コピー機などのように、消費段階で物を共有・レンタルするシステムを進める。製品生産量と廃棄物発生量を抑制することができる。
- **リユース促進：**一人の消費者が消費を終えたものを別の消費者の利用に活かす（古着など）。製品の生産のための資源利用を減らすことができる。
- **リサイクル進展：**消費を終えたものを廃棄せずに生産工程に戻す。これにより、資源採取量および廃棄物発生量を減らすことができる。

リサイクルにともなう新たなエネルギー投入・廃棄物発生など、これらの方法を実社会へ適用するには検討を要する課題もある。しかし、重要なことは、以上のような方法を適切に組み合わせれば、私たちは、得られるサービス量を必ずしも減らすことなく、生産消費活動における資源投入および廃棄物排出を大きく減らせる可能性がある点である。

１－４．持続可能な生産消費形態の実現に向け、事業者や消費者に期待される役割

人類の持続可能性が脅かされている事態に対応するため、事業者や消費者には、自主的に生産・消費形態を改善することが期待される。

例えば、モノの生産者には、次のような点が期待されよう。

＜生産者に期待される事項の例＞

- 生産工程での資源利用効率を高め、資源投入や廃棄物の発生を減少させる。
- 消費過程や廃棄過程における有害物質の環境への放出の危険のより少ない生産品を作る。
- 生産する製品の寿命を伸ばし、消費者の長期利用を可能にする。
- リサイクル(再生)可能な製品を生産する
- ある製品の「製造・販売」により利益を得る方法から、同じ製品を「製造・レンタル・メンテナンス」することによって利益を得る方法へ切り替えていく
- 環境汚染除去装置を生産する　　等

こうした活動を行う生産者の増加は、環境にとって好ましい消費者の取り組みを容易にする。また、消費者には、以下のような点が期待される。

＜消費者に期待される活動の例＞

- すぐに廃棄してしまうものは極力購入せず、長期間利用できる製品を購入する。
- 生産・流通・消費段階での環境負荷が小さく、自分にとっても安全な製品を購入する。
- モノはできる限りレンタルし、リユースやリサイクルも進める。　　等

こうした消費者の行動の拡大は、適切な生産者・流通業者・サービス業者を支援・育成し、生産消費システム全体を改善していくことにつながる。[3]

１－５．生産消費形態の持続可能性・公平性を阻む重要な要因－環境コスト・公平性を十分考慮できない現状の経済社会システム

ただし、社会全体が持続可能な生産消費形態に移行するためには、大きな障害がある。それが、「経済メカニズムに環境コストを組み込む仕組みの欠如」である。つまり、環境汚染のコストをモノやサービスの価格に反映させる社会全体の仕組みが十分ではない点である。

現状では、環境を汚染しても、そのコストを社会から負担するように強制されるケースは決して多くない。わざわざ手間・コストをかけ環境に配慮して製品を生産しようとすると、多くの場合、そうした手間・コストをかけない場合より、製品価格を高くせざるを得ない。環境を汚染するような生産方法が、価格競争上、有利となるケースが多い。その結果、環境負荷の大きな生産や消費が拡大し、有限な自然資源が乱獲され、環境汚染・廃棄物が増大することとなる。

また、現状では、労働者を不当な低賃金で、あるいは、奴隷的[4]に働かせる方が、モノやサービスの価格を安くすることができ、競争力を高めることが可能である。よって、公正でない生産や消費が継続・強化され、不当な労働・生活環境を強いられている人々が世界全体にいまだに多く存在している。

---

[3] 具体的に自分の生活のどこをどのようにすればよいのか、を考えたい方は、「環境・持続社会」研究センターウェブサイト http://www.jacses.org/ecosp/index.html もご参照ください。

[4] アフリカにおけるカカオ・チョコレート生産における事例や世界全般に広がる家事使用人の事例など、数多くの事例が存在する。

よって、資源採掘・生産・流通・消費・廃棄において、環境コストや社会的公平性を反映し、自然資源や製品の価格が決定されるシステムを作っていくことが重要である。そうなれば、持続可能で公正な生産消費形態を、「環境に良ければ、あるいは、社会的公正さが担保されれば、たとえ自分の金銭的な負担が増えてもいい」という意志、かつ、金銭的余裕を持った特定の生産者や消費者の間から、より多くの生産者や消費者に拡大していくことが可能となる。

途上国・新興国に多大な貧困層が存在し、日本・欧州・米国ですら失業・貧困が広がっている現代世界において、環境・社会に良いが高額なモノ・サービスの購入を多くの人々に期待しているだけでは、人類全体の生産消費形態を持続可能で公正なものにすることは、無理であろう。経済社会システムに、環境コストや公平性を組み込むことが求められているのである。

２．グリーンエコノミーと税財政改革

２－１．環境コスト内部化・持続可能な生産消費形態のための税財政改革

環境コスト内部化・持続可能な生産消費形態実現のために、非常に有効と考えられる手段が、政府の税財政の活用である[5]。その全体像を表１に示す[6]。

表１：持続可能な社会に向けた税財政改革

	課税（政府歳入）	財政支出（政府歳出）
持続可能性の面から問題の大きい製品や活動 Bads	↑ 導入・強化 （例：環境税導入）	↓ 削減・撤廃 （例：環境負荷の大きな公共事業への財政支出削減）
持続可能な社会の構築に貢献する製品や活動 Goods	↓ 削減・免除 （例：省エネ設備投資への税の軽減）	↑ 開始・強化 （例：自然エネルギーへの財政支援増額）

地球環境問題や資源枯渇・廃棄物問題が顕在化し、社会の持続可能性が脅かされ、経済の変革が求められている今、そうした状況に対応するための、政府の税財政改革進展も急務となっている。

それは、「①持続可能な生産・消費形態を推進するための税の減免・補助金付与等の優遇措置実施」と「②持続可能性の面から問題の大きい生産・消費形態に対する課税強化や補助金削減・撤廃」の双方を含むものである。

---

[5] 持続可能な生産・消費形態実現のためには、税財政の活用のみならず、環境汚染や過度の資源採取・野放図な廃棄物排出に対する時期を逸しない規制強化を、各自治体・各国・国際社会全体で行う必要もある。

[6] なお、労働者を不当な低賃金、あるいは、奴隷的に働かせるような状況に対しては、政府の税財政を活用しインセンティブを与えるより、そうした状況を各国政府・国際社会全体で規制・禁止することが必要と考える。

これまで日本では、環境関連の補助金や租税特別措置（税の減免等の優遇措置）、つまり、前段落の①が積極的に実施されてきた。ただし、こうした政府の歳出拡大・歳入削減を伴う措置の強化・拡大は、政府の財政破綻回避・財政赤字縮小が急務となっている現状において、容易でない状況となっている。

一方、持続可能性の面から問題の大きい生産・消費形態に対する環境税導入や補助金撤廃、つまり、前段落の②は、これまで日本政府は積極的に進めてこなかった。しかし、政府財政がひっ迫している今、こうした措置の導入・強化は、政府財政健全化の観点からも時代の要請にも沿うようになってきている。

以下、「環境税の導入」及び「環境に悪影響を及ぼす補助金の削減・撤廃」について、その可能性及び課題を考察していく。

２－２．環境税の可能性と課題－国際社会全体の導入・調整も要検討

2012年３月、日本政府は2012年10月からの地球温暖化対策のため税（炭素税）の導入を決定した。これは、地球温暖化を引き起こす主たる原因とされる二酸化炭素の排出に対し課税するもので、これまで北欧諸国を中心として導入されてきている。日本では、環境税というと、この炭素税のことを指すと考える方も少なくないが、炭素税は、数ある環境税の一例に過ぎない。炭素税のみならず、「様々な環境汚染物質排出への税（窒素酸化物税・硫黄酸化物税等）」「資源利用への税（砂利税・水税等）」「廃棄物への税（産業廃棄物税等）」といった環境税の導入が、各国・各地域で様々な形で進められ始めている[7]。日本でも、都道府県レベルで、産業廃棄物税がすでに導入されている。

これら環境税によって、資源利用効率の向上、製品の長期使用、レンタル・リユース・リサイクル進展等を図り、持続可能な生産消費システムの構築を進める事が期待される。

図１：持続可能な社会像と環境税

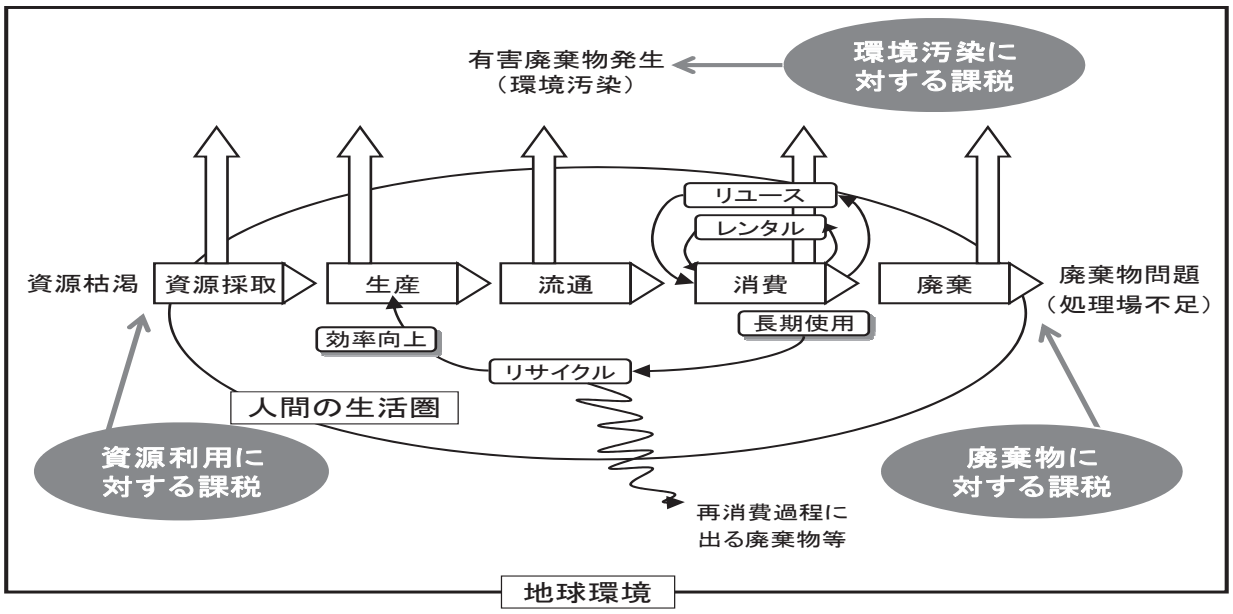

[7] 海外の環境税導入状況に関してご興味のある方は、OECDデータベース、「環境税」（築地書館）をご参照ください。

環境税を盛んに導入している欧州諸国は、環境税導入により、環境汚染など社会的に悪影響を及ぼす行為に対する課税を強化しつつ、同時に、労働など社会的に有益な行為に対する減税を行う「バッズ（Bads）課税・グッズ（Goods）減税」を推進してきた。温暖化対処のための環境税を導入する場合も、導入国[8]のほとんどは、その税収の多くを雇用対策や低所得者対策のための減税に充ててきている（温暖化対策に充てる割合は税収の２割程度）。環境税を、環境問題対応に加え、貧困・失業問題にも対応するために活用し、環境・経済・社会が鼎立する社会の構築を目指してきたのである。日本では、税収の全てを温暖化対策に充てる制度としての導入を決定したが、経済への悪影響を避けるため、その税率がかなり低率に抑えられている。

環境税導入国は、環境税が全世界で導入されていない現状で、各国毎に導入するにあたり、国際競争にさらされている企業に対し減免措置を設けたり、極めて低税率にするなどの制度設計を選択している。そのため、環境コストを十分に経済システムに内部化することに成功しているとは言い難く、持続可能な生産消費形態がそうでない生産消費形態よりもコスト的に不利を被らない状況を作り出すことに成功しているとは言い難い。日本で、震災後の景気低迷の中、地球温暖化対策税導入に与野党が合意したことは画期的なことといえるが、導入される地球温暖化対策税の税率は、きわめて低い税率であり、十分なものではない、といわざるをえない。

本来あるべき、環境コストを十分に内部化する環境税導入に向け、各国がさらに努力する必要がある。ただし、そのためには、世界全体で導入するほうがより効果的である。そうなれば、国際競争を考慮した税の減免の必要はなくなる。EUでは、EU全体での環境税導入がこれまでも追求されてきている。その実施は、現実の政治状況を考えると容易ではないが、環境コスト内部化のための国際的な管理・規制システムの強化、それをバックアップする国際経済システムの検討は必須であり、国際社会全体の環境税の導入も、検討を開始・強化すべきである。

２－３．国際社会で検討が進む、環境に悪影響を及ぼす補助金の削減・撤廃―マイナス面も含め、より詳細な検討が課題

リオ＋20準備会合で大きな焦点があたっているのが、「環境上有害な活動への補助金の削減・撤廃」である。

昨今の各国の財政危機は、持続可能な生産・消費形態に対する補助金の拠出を困難にしている。こうした状況で、持続不可能な生産・消費形態に対する補助金の削減・撤廃は、政府の財政赤字縮小をももたらすものであり、そうした観点からも推し進めるべきである。

こうした補助金の削減・撤廃は、持続可能性確保の観点から、「環境への有害物質を排出する生産消費に対する補助金の削減・撤廃」のみならず、「希少な自然資源の利用を促す補助金の削減・撤廃」や「廃棄物の排出に対する補助金の削減・撤廃」も含むべきである。

また、「持続不可能な生産・消費活動への補助金の削減・撤廃」は、それにより新たな資金を捻出でき、それを「持続可能な生産・消費活動への補助金・優遇措置の実施」へ振り向けることもできる。

---

[8] 北欧諸国・オランダ・英国・ドイツ・イタリア・スイス等

ただし、このような補助金の削減・撤廃は、各国経済の過度の失速や社会不安等を生み出す可能性がある[9]。現実に実施するには、多角的な側面からの検討を要する。

環境に有害な補助金の撤廃は、一国だけで実施しても、効果が薄く、環境に有害な産業の海外移転・空洞化を招くだけの結果になる可能性もあり、各国それぞれの実施のみならず、国際社会全体での実施の検討を加速することが重要である。ただし、こうした措置の実施は、環境上好ましい製品を生産・販売する産業の育成を促す一方で、環境負荷の大きな産業の衰退を促すことになるため、短期的に失業増大を促し、格差を拡大してしまう可能性がある。また、途上国の貧困層の生活を圧迫してしまう可能性もある[10]。国際社会全体での実施検討にあたっては、雇用や格差の観点からの検証も必要である。

２－４．環境・経済・社会鼎立のため、総合的な税財政改革が必要－法人税・所得税の改革・国際的調整や革新的資金メカニズムの検討も課題

企業経営陣の多くは、海外移転の検討理由の一つに、日本の法人税率の高さをあげる。所得税率の高さが有名なスウェーデンも、法人税率は比較的低く、それが産業の国際競争力・国の経済力を強くし、福祉国家の基礎となっている、との考察もある[11]。新興国の多くも、日本より法人税率が低い。

昨年末に少なからぬ日本企業トップが政府の地球温暖化対策税の導入方針に強く反対しなかったのは、法人税減税の実施とセットであった点が大きい。震災後、政府は、復興財源確保のため法人税の減税をとりやめ、その増税も検討し始めた。その一方で、地球温暖化対策税導入作業も進めてきた。このような状況において、人件費や税率が低い他国への工場移転を考える経営者も出てきている。

この状況を打開すべく、政府には、税財政改革を含む、総合的な雇用・空洞化対策実施が急務となっている。

その際、他国の法人税率の低さに対抗して、他国への工場移転を抑制し、日本に投資を呼び込むために、日本の法人税率を引き下げることも、とりうる選択肢となる。ただし、各国の法人税の引き下げ競争が、各国の財政危機を生み、それが世界レベルの経済停滞・経済恐慌に結び付いている側面もある。従って、こうした状況の解消のためには、国際社会全体での法人税率の調整に関する合意を追求することも、検討に値する。

また、各国の財政危機に対応しつつ、貧困削減・格差解消を進める観点からは、高額所得者の所得税率を引き上げ、税の所得再分配機能を改めて強化することも重要である。しかし、もしこうした税制改革を行うと、高額所得者が税率の低い国に移り、かえって税収を失うことも懸念される。そこで、現実には、高額所得者を呼び込むため、各国の所得税最高税率の引き下げ競争も起きている。格差解消・財政健全化の観点から、各国は、高額所得者の所得税率を引き上げる検討を進めるとともに、それに関する何らかの国際社会全体の合意形成を目指すことも検討に値しよう。

---

[9] 実際に、ナイジェリアでは2012年１月、燃料補助金廃止による暴動が起こり、それによる死者も出た。

[10] 例えば、途上国における化石燃料補助金の撤廃は、化石燃料に依拠して生活する貧困層の生活を圧迫することが懸念されている。

[11] 湯元健治、佐藤吉宗『スウェーデン・パラドックス』日本経済出版社、2010年11月など

政治家にとって、増税は人気を落とす結果を招くことが危惧されるため、回避される傾向にある。それが各国の財政危機の進展の一因となっている。こうした状況を鑑みれば、各国の財政危機に対応するには、国際社会全体で共通する資金メカニズムの導入を検討すべきである。これは、２－２で述べた国際環境税の検討のみならず、様々な税制・資金メカニズムの可能性がある。リオ＋20においても、革新的な資金メカニズムに関する議論が行われている（P21参照）。こうした資金メカニズムは、貧困・疫病・気候変動問題等に取り組むための新たな資金を創出・供給しつつ、各国の財政危機の回避にも貢献しうる。これまでに国際社会で検討・提案されている様々な革新的資金メカニズムのそれぞれには、制度設計における困難な点も伴う。しかし、各国の財政危機は、世界全体の経済に暗い影を落としている。多くの場合、各国の経済停滞の最も強い影響を受けるのは、貧困層である。各国の財政破綻は、貧困層のみならず、世界全体の多くの人々の生活を破綻させてしまう可能性もある。こうした観点から、難しい課題ではあるが、国際的な革新的資金メカニズムの検討を加速する必要がある。

＜おわりに＞

ここまで持続可能な開発と貧困撲滅の文脈におけるグリーンエコノミー実現に向けた、経済変革の必要性と税財政改革について検討してきた。一言にグリーンエコノミーの推進といっても、社会の多様な側面を考慮せずに実施されれば、別の問題を引き起こす可能性が小さくない。グリーンエコノミーは、政府の取組みのみで達成されるものではなく、企業・NGO・市民・研究者などの積極的な取組みが求められるとともに、国際的な協調・連携も非常に重要となる。その意味で、リオ＋20を機に、意義深い国際合意が形成されるかはもちろんのこと、いかに各セクターの取組・連携が広がるか、も問われている。

Ⅲ. リオ +20・グリーンエコノミー資料編

国連人間環境会議（ストックホルム会議：1972 年）

人 間 環 境 宣 言

国連人間環境会議は、1972 年 6 月 5 日から 16 日までストックホルムで開催され、人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則が必要であると考え、以下のとおり宣言する。

1．宣　言

（1）人は環境の創造物であると同時に、環境の形成者である。環境は人間の生存を支えるとともに、知的、道徳的、社会的、精神的な成長の機会を与えている。地球上での人類の苦難に満ちた長い進化の過程で、人は、科学技術の加速度的な進歩により、自らの環境を無数の方法と前例のない規模で変革する力を得る段階に達した。自然のままの環境と人によって作られた環境は、共に人間の福祉、基本的人権ひいては、生存権そのものの享受のため基本的に重要である。

（2）人間環境を保護し、改善させることは、世界中の人々の福祉と経済発展に影響を及ぼす主要な課題である。これは、全世界の人々が緊急に望むところであり、すべての政府の義務である。

（3）人は、絶えず経験を生かし、発見、発明、創造及び進歩を続けなければならない。今日四囲の環境を変革する人間の力は、賢明に用いるならば、すべての人々に開発の恩恵と生活の質を向上させる機会をもたらすことができる。誤って、又は不注意に用いるならば、同じ力は、人間と人間環境に対しはかり知れない害をもたらすことにもなる。我々は地球上の多くの地域において、人工の害が増大しつつあることを知っている。その害とは、水、大気、地球、及び生物の危険なレベルに達した汚染、生物圏の生態学的均衡に対する大きな、かつ望ましくないかく乱、かけがえのない資源の破壊と枯渇及び人工の環境、特に生活環境、労働環境における人間の肉体的、精神的、社会的健康に害を与える甚だしい欠陥である。

（4）開発途上国では、環境問題の大部分が低開発から生じている。何百万の人々が十分な食物、衣服、住居、教育、健康、衛生を欠く状態で、人間としての生活を維持する最低水準をはるかに下回る生活を続けている。このため開発途上国は、開発の優先順位と環境の保全、改善の必要性を念頭において、その努力を開発に向けなければならない。同

じ目的のため先進工業国は、自らと開発途上国との間の格差を縮めるよう努めなければならない。先進工業国では、環境問題は一般に工業化及び技術開発に関連している。

（5）人口の自然増加は、絶えず環境の保全に対し問題を提起しており、この問題を解決するため、適切な政策と措置が十分に講じられなければならない。万物の中で、人間は最も貴重なものである。社会の進歩を推し進め、社会の富を作り出し、科学技術を発達させ、労働の努力を通じて人間環境を常に変えてゆくのは人間そのものである。社会の発展、生産及び科学技術の進歩とともに、環境を改善する人間の能力は日に日に向上する。

（6）我々は歴史の転回点に到達した。いまや我々は世界中で、環境への影響に一層の思慮深い注意を払いながら、行動をしなければならない。無知、無関心であるならば、我々は、我々の生命と福祉が依存する地球上の環境に対し、重大かつ取り返しのつかない害を与えることになる。逆に十分な知識と賢明な行動をもってするならば、我々は、我々自身と子孫のため、人類の必要と希望にそった環境で、より良い生活を達成することができる。環境の質の向上と良い生活の創造のための展望は広く開けている。いま必要なものは、熱烈ではあるが冷静な精神と、強烈ではあるが秩序だった作業である。自然の世界で自由を確保するためには、自然と協調して、より良い環境を作るため知識を活用しなければならない。現在及び将来の世代のために人間環境を擁護し向上させることは、人類にとって至上の目標、すなわち平和と、世界的な経済社会発展の基本的かつ確立した目標と相並び、かつ調和を保って追求されるべき目標となった。

（7）この環境上の目標を達成するためには、市民及び社会、企業及び団体が、すべてのレベルで責任を引き受け、共通な努力を公平に分担することが必要である。あらゆる身分の個人も、すべての分野の組織体も、それぞれの行動の質と量によって、将来の世界の環境を形成することになろう。地方自治体及び国の政府は、その管轄の範囲内で大規模な環境政策とその実施に関し最大の責任を負う。この分野で開発途上国が責任を遂行するのを助けるため、財源調達の国際協力も必要とされる。環境問題は一層複雑化するであろうが、その広がりにおいて地域的又は全地球的なものであり、また共通の国際的領域に影響を及ぼすものであるので、共通の利益のため国家間の広範囲な協力と国際機関による行動が必要となるであろう。国連人間環境会議は、各国政府と国民に対し、人類とその子孫のため、人間環境の保全と改善を目指して、共通の努力をすることを要請する。

2．原　則

共通の信念を次のとおり表明する。

〔環境に関する権利と義務〕

（1）人は、尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等及び十分な生活水準を享受する基

出典：環境省環境基本問題懇談会（第2回）参考資料3「人間環境宣言（ストックホルム人間環境会議の宣言）」
http://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-

本的権利を有するとともに、現在及び将来の世代のため環境を保護し改善する厳粛な責任を負う。これに関し、アパルトヘイト（人種隔離政策）、人種差別、差別的取扱い、植民地主義その他の圧制及び外国支配を促進し、又は恒久化する政策は非難され、排除されなければならない。

〔天然資源の保護〕
（２）大気、水、大地、動植物及び特に自然の生態系の代表的なものを含む地球上の天然資源は、現在及び将来の世代のために、注意深い計画と管理により適切に保護されなければならない。

〔再生可能な資源〕
（３）再生可能な重要な資源を生み出す地球の能力は維持され、可能な限り、回復又は向上されなければならない。

〔野生生物の保護〕
（４）祖先から受け継いできた野生生物とその生息地は、今日種々の有害な要因により重大な危機にさらされており、人はこれを保護し、賢明に管理する特別な責任を負う。野生生物を含む自然の保護は、経済開発の計画立案において重視しなければならない。

〔非再生可能な資源〕
（５）地球上の再生できない資源は将来の枯渇の危険に備え、かつ、その使用から生ずる成果がすべての人間に分かち与えられるような方法で、利用されなければならない。

〔有害物質の排出規制〕
（６）生態系に重大又は回復できない損害を与えないため、有害物質その他の物質の排出及び熱の放出を、それらを無害にする環境の能力を超えるような量や濃度で行うことは、停止されなければならない。環境汚染に反対するすべての国の人々の正当な闘争は支持されなければならない。

〔海洋汚染の防止〕
（７）各国は、人間の健康に危険をもたらし、生物資源と海洋生物に害を与え、海洋の快適な環境を損ない、海洋の正当な利用を妨げるような物質による海洋の汚染を防止するため、あらゆる可能な措置をとらなければならない。

〔経済社会開発〕
（８）経済及び社会の開発は、人にとって好ましい生活環境と労働環境の確保に不可欠なものであり、かつ、生活の質の向上に必要な条件を地球上に作りだすために必須のものである。

〔開発の促進と援助〕
（９）低開発から起こる環境上の欠陥と自然災害は重大な問題になっているが、これは開発途上国の自らの努力を補うための相当量の資金援助及び技術援助の提供と、必要が生じた際の時宜を得た援助で促進された開発により、最もよく救済することができる。

〔一次産品の価格安定〕
（10）開発途上国にとって、一次産品及び原材料の価格の安定とそれによる十分な収益は環境の管理に不可欠である。生態学的なプロセスと並んで経済的な要素を考慮に入れなければならないからである。

〔環境政策の影響〕
（11）すべての国の環境政策は、開発途上国の現在又は将来の開発の可能性を向上させねばならず、その可能性に対して悪影響を及ぼすものであってはならず、すべての人のより良い生活条件の達成を妨げてはならない。また、環境上の措置によってもたらされる国内及び国際的な経済的帰結を調整することの合意に達するため、各国及び国際機関は適当な措置をとらなければならない。

〔環境保護のための援助〕
（12）開発途上国の状態とその特別の必要性を考慮し、開発計画に環境保護を組み入れることから生ずる費用を考慮に入れ、さらに要求があったときは、この目的のための追加的な技術援助及び資金援助が必要であることを考慮し、環境の保護向上のため援助が供与されなければならない。

〔総合的な開発計画〕
（13）合理的な資源管理を行い、環境を改善するため、各国は、その開発計画の立案に当たり国民の利益のために人間環境を保護し向上する必要性と開発が両立しうるよう、総合性を保ち、調整をとらなければならない。

〔合理的計画〕
（14）合理的な計画は、開発の必要性と環境の保護向上の必要性との間の矛盾を調整する必須の手段である。

〔居住及び都市化の計画〕
（15）居住及び都市化の計画は、環境に及ぼす悪影響を回避し、すべての人が最大限の社会的、経済的及び環境上の利益を得るよう、立案されなければならない。これに関し、植民地主義者及び人種差別主義者による支配のため立案された計画は放棄されなければならない。

出典：環境省環境基本問題懇談会（第２回）参考資料３「人間環境宣言（ストックホルム人間環境会議の宣言）」
http://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-

〔人口政策〕

(16) 政府によって適当と考えられ、基本的人権を害することのない人口政策は、人口増加率若しくは過度の人口集中が環境上若しくは開発上悪影響を及ぼすような地域、又は人口の過疎が人間環境の向上と開発を妨げるような地域で、実施されなければならない。

〔環境所轄庁〕

(17) 国の適当な機関に、環境の質を向上する目的で、当該国の環境資源につき計画し、管理し、又は規制する任務が委ねられなければならない。

〔科学技術〕

(18) 科学技術は経済・社会の発展への寄与の一環として、人類の共通の利益のため環境の危険を見極め、回避し、制御すること、及び環境問題を解決することに利用されなければならない。

〔教育〕

(19) 環境問題についての若い世代と成人に対する教育は―恵まれない人々に十分に配慮して行うものとし―個人、企業及び地域社会が環境を保護向上するよう、その考え方を啓発し、責任ある行動を取るための基盤を拡げるのに必須のものである。

マスメディアは、環境悪化に力を貸してはならず、すべての面で、人がその資質を伸ばすことができるよう、環境を保護改善する必要性に関し、教育的な情報を広く提供することが必要である。

〔研究開発の促進、交流〕

(20) 国内及び国際的な環境問題に関連した科学的研究開発は、すべての国特に開発途上国において推進されなければならない。これに関連し、最新の科学的情報及び経験の自由な交流は、環境問題の解決を促進するため支持され、援助されなければならない。環境に関連した技術は、開発途上国に経済的負担を負わせることなしに、広く普及されることを促進するような条件で提供されなければならない。

〔環境に対する国の権利と責任〕

(21) 各国は、国連憲章及び国際法の原則に従い、自国の資源をその環境政策に基づいて開発する主権を有する。各国はまた、自国の管轄権内又は支配下の活動が他国の環境又は国家の管轄権の範囲を越えた地域の環境に損害を与えないよう措置する責任を負う。

〔補償に関する国際法の発展〕

(22) 各国は、自国の管轄権内又は支配下の活動が、自国の管轄権の外にある地域に及ぼした汚染その他の環境上の損害の被害者に対する責任及び補償に関する国際法を、更に発展せしめるよう協力しなければならない。

〔基準の設定要因〕

(23) 国際社会において合意されるクライテリアであれ、国によって決定されるべき基準であれ、それぞれの国の価値体系を考慮することがすべての場合において重要である。最も進んだ先進国にとって妥当な基準でも開発途上国にとっては、不適切であり、かつ、不当な社会的費用をもたらすことがあり、このような基準の適用の限度についても考慮することが重要である。

〔国際協力〕

(24) 環境の保護と改善に関する国際問題は、国の大小を問わず、平等の立場で、協調的な精神により扱われなければならない。多国間取り決め、二国間取り決めその他の適当な方法による協力は、すべての国の主権と利益に十分な考慮を払いながら、すべての分野における活動から生ずる環境に対する悪影響を予防し、除去し、減少し、効果的に規制するため不可欠である。

〔国際機関の役割〕

(25) 各国は、環境の保護と改善のため、国際機関が調整され能率的で力強い役割を果たせるよう、協力しなければならない。

〔核兵器その他の大量破壊兵器〕

(26) 人とその環境は、核兵器その他すべての大量破壊の手段の影響から免れなければならない。各国は、適当な国際的機関において、このような兵器の除去と完全な破棄について、すみやかに合意に達するよう努めなければならない。

(1972 年 6 月 16 日)

(注) 宣言の原則の各項目に付してある〔 〕書きの見出しは、項目の内容を一目でつかめるよう、環境省担当者が付したものである。

出典：環境省環境基本問題懇談会(第2回)参考資料3「人間環境宣言(ストックホルム人間環境会議の宣言)」
http://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-

国連環境開発会議（地球サミット：1992 年、リオ・デ・ジャネイロ）

環境と開発に関するリオ宣言

前　文

環境と開発に関する国連会議は、1992 年 6 月 3 日から 14 日までリオ・デ・ジャネイロで開催され、ストックホルム宣言を再確認するとともにこれを発展させることを求め、各国、社会の重要部門及び国民間の新たな水準の協力を作り出すことによって新しい公平な地球的規模のパートナーシップを構築するという目標を持ち、全ての者のための利益を尊重し、かつ地球的規模の環境及び開発のシステムの一体性を保持する国際的合意に向けて作業し、我々の家庭である地球の不可分性、相互依存性を認識し、以下のとおり宣言する。

第 1 原則

人類は、持続可能な開発への関心の中心にある。人類は、自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る資格を有する。

第 2 原則

各国は、国連憲章及び国際法の原則に則り、自国の環境及び開発政策に従って、自国の資源を開発する主権的権利及びその管轄又は支配下における活動が他の国、又は自国の管轄権の限界を超えた地域の環境に損害を与えないようにする責任を有する。

第 3 原則

開発の権利は、現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を公平に充たすことができるよう行使されなければならない。

第 4 原則

持続可能な開発を達成するため、環境保護は、開発過程の不可分の部分とならなければならず、それから分離しては考えられないものである。

第 5 原則

すべての国及びすべての国民は、生活水準の格差を減少し、世界の大部分の人々の必要性をより良く充たすため、持続可能な開発に必要不可欠なものとして、貧困の撲滅という重要な課題において協力しなければならない。

第 6 原則

開発途上国、特に最貧国及び環境の影響を最も受け易い国の特別な状況及び必要性に対して、特別の優先度が与えられなければならない。環境と開発における国際的行動は、全ての国の利益と必要性にも取り組むべきである。

第 7 原則

各国は、地球の生態系の健全性及び完全性を、保全、保護及び修復するグローバル・パートナーシップの精神に則り、協力しなければならない。地球環境の悪化への異なった寄与という観点から、各国は共通のしかし差異のある責任を有する。先進諸国は、彼等の社会が地球環境へかけている圧力及び彼等の支配している技術及び財源の観点から、持続可能な開発の国際的な追及において有している義務を認識する。

第 8 原則

各国は、すべての人々のために持続可能な開発及び質の高い生活を達成するために、持続可能でない生産及び消費の様式を減らし、取り除き、そして適切な人口政策を推進すべきである。

第 9 原則

各国は、科学的、技術的な知見の交換を通じた科学的な理解を改善させ、そして、新しくかつ革新的なものを含む技術の開発、適用、普及及び移転を強化することにより、持続可能な開発のための各国内の対応能力の強化のために協力すべきである。

第 10 原則

環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意志決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進しかつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む司法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない。

第 11 原則

各国は、効果的な環境法を制定しなくてはならない。環境基準、管理目的及び優先度は、適用される環境と開発の状況を反映するものとすべきである。一部の国が適用した基準は、他の国、特に発展途上国にとっては不適切であり、不当な経済的及び社会的な費用をもたらすかもしれない。

第 12 原則

各国は、環境の悪化の問題により適切に対処するため、すべての国における経済成長と持続可能な開発をもたらすような協力的で開かれた国際経済システムを促進するため、協力すべきである。環境の目的のための貿易政策上の措置は、恣意的な、あるいは不当な差別又は

出典：環境省環境基本問題懇談会（第２回）参考資料５－１「環境と開発に関するリオ宣言」
http://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf

国際貿易に対する偽装された規制手段とされるべきではない。輸入国の管轄外の環境問題に対処する一方的な行動は避けるべきである。国境を越える、あるいは地球規模の環境問題に対処する環境対策は、可能な限り、国際的な合意に基づくべきである。

第 13 原則

各国は、汚染及びその他の環境悪化の被害者への責任及び賠償に関する国内法を策定しなくてはならない。更に、各国は、迅速かつより確固とした方法で、自国の管轄あるいは支配下における活動により、管轄外の地域に及ぼされた環境悪化の影響に対する責任及び賠償に関する国際法を、更に発展させるべく協力しなくてはならない。

第 14 原則

各国は、深刻な環境悪化を引き起こす、あるいは人間の健康に有害であるとされているいかなる活動及び物質も、他の国への移動及び移転を控えるべく、あるいは防止すべく効果的に協力すべきである。

第 15 原則

環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。

第 16 原則

国の機関は、汚染者が原則として汚染による費用を負担するとの方策を考慮しつつ、また、公益に適切に配慮し、国際的な貿易及び投資を歪めることなく、環境費用の内部化と経済的手段の使用の促進に努めるべきである。

第 17 原則

環境影響評価は、国の手段として環境に重大な悪影響を及ぼすかもしれず、かつ権限ある国家機関の決定に服す活動に対して実施されなければならない。

第 18 原則

各国は、突発の有害な効果を他国にもたらすかも知れない自然災害、あるいはその他の緊急事態を、それらの国に直ちに報告しなければならない。被災した国を支援するため国際社会によるあらゆる努力がなされなければならない。

第 19 原則

各国は、国境をこえる環境への重大な影響をもたらしうる活動について、潜在的に影響を被るかも知れない国に対し、事前の時宜にかなった通告と関連情報の提供を行わなければならず、また早期の段階で誠意を持ってこれらの国と協議を行わなければならない。

第 20 原則

女性は、環境管理と開発において重要な役割を有する。そのため、彼女らの十分な参加は、持続可能な開発の達成のために必須である。

第 21 原則

持続可能な開発を達成し、すべての者のためのより良い将来を確保するため、世界の若者の創造力、理想及び勇気が、地球的規模のパートナーシップを構築するよう結集されるべきである。

第 22 原則

先住民とその社会及びその他の地域社会は、その知識及び伝統に鑑み、環境管理と開発において重要な役割を有する。各国は彼らの同一性、文化及び利益を認め、十分に支持し、持続可能な開発の達成への効果的参加を可能とさせるべきである。

第 23 原則

抑圧、支配及び占領の下にある人々の環境及び天然資源は、保護されなければならない。

第 24 原則

戦争は、元来、持続可能な開発を破壊する性格を有する。そのため、各国は、武力紛争時における環境保護に関する国際法を尊重し、必要に応じ、その一層の発展のため協力しなければならない。

第 25 原則

平和、開発及び環境保全は、相互依存的であり、切り離すことはできない。

第 26 原則

各国は、すべての環境に関する紛争を平和的に、かつ、国連憲章に従って適切な手段により解決しなければならない。

第 27 原則

各国及び国民は、この宣言に表明された原則の実施及び持続可能な開発の分野における国際法の一層の発展のため、誠実に、かつ、パートナーシップの精神で協力しなければならない。

出典：環境省環境基本問題懇談会（第２回）参考資料５－１「環境と開発に関するリオ宣言」
http://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf

過去の記録

ミレニアム宣言
（仮訳）

平成12年9月8日

I. 価値と原則

1. 我々、元首及び政府首脳は、新たな千年期の黎明に際して、2000年9月6－8日にNYの国連本部に参集し、より平和で繁栄し公正な世界の不可欠の基礎としての国連及び国連憲章に対する信頼を再確認した。

2. 我々は、各々の社会に対する個別の責任に加え、全世界にわたり人間の尊厳、平等及び衡平を支持する集団的責任を有していることを認識する。したがって、我々は指導者として世界の全ての人々、特に、最も弱い人々、就中未来を担う世界の子供達に対して責任を負っている。

3. 我々は、時を越え普遍的なものであることが明らかな国連憲章の目的と原則に対するコミットメントを再確認する。国家と人民がますます相互に関連し依存するようになってきたことから、国連憲章の目的と原則の重要性と示唆力は大きくなってきた。

4. 我々は、憲章の目的と原則にしたがい、世界中に公正で持続的な平和をうち立てることを決意する。我々は、全ての国家の主権的平等、全ての国家の領土保全と政治的独立性の尊重、平和的手段による公正の原則と国際法に則った紛争の解決、依然として植民地支配や外国による占領下にある人民の自決権、国家の内政への不干渉、人権及び基本的自由の尊重、人種・性別・言語・宗教の違いによらない万人の平等な権利の尊重、及び経済的・社会的・文化的或いは人道的性格の国際問題の解決のための国際協力を支持するあらゆる努力を支援することに改めて献身する。

5. 今日我々が直面する主たる課題は、グローバリゼーションが世界の全ての人々にとり前向きの力となることを確保することである。というのも、グローバリゼーションは大きな機会を提供する一方、現時点ではその恩恵は極めて不均等に配分され、そのコストは不均等に配分されている。我々は開発途上国及び経済が移行期にある諸国がこの主たる課題に対応する上で特別の困難に直面していることを認識する。したがって、我々に共通な多様な人間性に基づく、共通の未来を創るための広範かつ持続的な努力を通じてのみ、グローバリゼーションは包括的かつ衡平なものとなりうる。これらの努力は、開発途上国及び移行期にある経済のニーズに対応し、これら諸国の効果的な参加により形成され実施される、世界レベルの政策や手段を含まねばならない。

6. 我々は、いくつかの基本的価値が、21世紀における国際関係にとり不可欠であると考える。それらの価値には以下が含まれる。
   - 自由：男性も女性も、尊厳を有し、飢餓から解放され、暴力・抑圧・不公平の恐怖から解放されて、生活を営み子供を育てる権利を有する。民意に基づく民主的で参加型の統治がこれらの諸権利を最大限に保障する。
   - 平等：いかなる個人、いかなる国家も、開発から恩恵を得る機会を否定されてはならない。女性と男性の権利と機会の平等は保障されねばならない。
   - 団結：グローバルな課題には、衡平と社会正義という基本的な原則にしたがって、コストと負担が公正に分担されるような方法で、取り組まねばならない。苦しんでいる者、恩恵を受けることの最も少ない者は、最も恩恵を受ける者から支援を受ける資格がある。
   - 寛容：人類は、信仰、文化及び言語の全ての多様性において相互を尊重しなければならない。社会の中の差異、及び社会同士の差異を畏れてはならず、抑圧してはならず、人間性の貴重な資産として大切にしなければならない。平和の文化と全ての文明間の対話は積極的に推進されねばならない。
   - 自然の尊重：全ての生物及び天然資源の管理においては、持続可能な開発という指針にしたがって、慎重さが示されねばならない。それによってのみ、我々が自然から享受している計り知れない富を保全し、我々の子孫に伝えることができる。現在の持続不可能な製造・消費様式は、将来の我々の福利及び我々の子孫の福利のために、変更されねばならない。
   - 責任の共有：世界の経済・社会開発並びに国際の平和と安全に対する脅威への取組の責任は、世界の国々によって分かち合われ、多角的に果たされなくてはならない。世界で最も普遍的で最も代表的な機関として、国連は中心的な役割を果たさなくてはならない。

7. これらの共有される価値を行動に変えるために、我々が特に重要と考える主要な目標を確認した。

II. 平和、安全および軍縮

8. 我々は、過去10年間に500万人以上の命を奪った、国内或いは国家間の戦禍から人々を解放するため、いかなる努力も惜しまない。我々はまた、大量破壊兵器がもたらす危険を根絶することを追求する。

9. それゆえ我々は、
   - 国内問題と同様に国際問題においても、法の支配の尊重を強化し、特に、加盟国が当事者である場合に、国連憲章に則り、国際司法裁判所の決定の遵守を確保することを決意する
   - 国連に紛争予防、紛争の平和的解決、平和維持、紛争後の平和構築・復興のために必要な資源と手段を与えることによって、平和と安全の維持に関して国連をより効果的なものとすることを決意する。この関連で、国連平和活動検討パネルの報告に留意し、総会に対して、速やかにその勧告を検討するよう要請する。
   - 国連憲章第8章の規定にしたがい、国連と地域機関の協力を強化することを決意する。
   - 加盟国による、軍備管理・軍縮分野の条約及び国際人道法・人権法の履行を確保することを決意し、全ての国に対し、国際刑事裁判所ローマ規程に署名し批准することを検討するよう呼びかける。
   - 国際テロに対して協調した行動をとること、及び全ての関連国際条約に可能な限り早期に加入することを決意する。

出典：外務省HP「ミレニアム宣言（仮訳）」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/m_summit/sengen.html

- 世界の薬物問題に対処するための我々の公約を実施するための努力を倍加することを決意する。
- 人の密輸及び不法移民、資金洗浄を含む、国際犯罪のあらゆる面に対処するための努力を強化する。
- 国連の経済制裁の、罪のない人々に対する負の効果を最小限にとどめ、かかる制裁体制を定期的に再検討し、制裁の第三者に対する負の効果をなくすることを決意する。
- 大量破壊兵器とりわけ核兵器の廃絶に向けて努力し、核兵器の危険根絶のための方策を検討する国際会議を開催する可能性を含め、この目標の達成に向け全ての選択肢を残したままにしておくことを決意する。
- 来る国連小型武器会議の全ての勧告を考慮し、特に兵器取引をより透明にすること及び地域的軍縮措置を支援することにより、小型武器と軽兵器の不正取引を終結させるために、協調した行動をとることを決意する。
- 全ての国家に対し、対人地雷禁止条約及び特定通常兵器使用禁止制限条約の改正された地雷議定書への加入を呼びかけることを決意する。

10. 我々は、加盟国に対し、個々にまた集団的に、現在および将来において、オリンピック停戦を遵守するよう、また、スポーツとオリンピックの理念を通じて平和と人類の理解を促進する国際オリンピック委員会の努力を支持するよう促す。

III. 開発および貧困撲滅

11. 我々は、我々の同胞たる男性、女性そして児童を、現在十億人以上が直面している、悲惨で非人道的な極度の貧困状態から解放するのため、いかなる努力も惜しまない。我々は、全ての人々が開発の権利を現実のものとすること、並びに全人類を欠乏から解放することにコミットする。

12. それゆえ我々は、開発及び貧困撲滅に資する環境を、各国及び世界レベルで同様に創出することを決意する。

13. これらの目標の達成の成功如何は、とりわけ国内のよい統治にかかっており、また、国際レベルでのよい統治、及び金融・通貨・貿易体制における透明性にもかかっている。我々は、開かれ、衡平で、ルールに則り、予見可能で、無差別な多角的貿易・金融体制にコミットしている。

14. 我々は、開発途上国が持続的開発に必要な資金を調達するために必要な資源を動員する上で直面している障害を懸念する。それゆえ、我々は、2001年に開催される開発資金会議の成功を確保するため、あらゆる努力を行う。

15. 我々はまた、後発開発途上国の特別なニーズに対処することを企図する。この関連で、2001年5月の第三回国連LDC会議を歓迎し、その成功を確保するため努力する。我々は先進国に対し、
    - 望ましくは第三回国連LDC会議までに、後発開発途上国からの実質的に全ての輸出品に対し、無税・無枠のアクセスの政策を採用するよう求める。
    - 重債務貧困国が貧困削減への決意を目に見える形で示すことと引き替えに、重債務貧困国に対する拡充された債務救済プログラムをこれ以上の遅滞なく実施するよう、また、これら諸国の全ての二国間公的債務の帳消しに同意するよう求める。
    - より寛大な無償開発援助を、特に自国の資源を専ら貧困削減のために活用する努力をしている諸国に提供するよう求める。

16. 我々は、また、低・中所得開発途上国の債務問題に、これら諸国の債務を長期的に持続可能なものとするような様々な国内的及び国際的措置を通じて、包括的かつ効果的に取り組むことを決意する。

17. 我々は、また、バルバドス行動計画および第22回特別総会の成果の迅速かつ完全な実施により、小島嶼開発途上国の特別なニーズに対処することを決意する。我々は、国際社会に対し、脆弱性指標の改善において小島嶼開発途上国の特別なニーズが考慮されることを確保するよう促す。

18. 我々は内陸開発途上国の特別のニーズと問題を認識する。我々は、二国間及び多国間の援助国に対し、これらの諸国の特別な開発上のニーズに沿うよう資金協力および技術協力を増加させ、交通・輸送体制の改善により地理的障害の克服を支援するよう促す。

19. 我々は、更に
    - 2015年までに、一日の所得が1ドル以下の人口の比率、及び飢餓に苦しむ人口比率を半減すること、また同期日までに、安全な飲料水を入手できず、またはその余裕がない人口比率を半減することを決意する。
    - 同期日までに、全ての地域の児童が、男子も女子も同様に、初等教育課程を完全に修了できるようにすること、また、全ての段階の教育についての男子と女子の均等な機会を確保することを決意する。
    - 同期日までに、出産死亡率を4分の3、また5歳以下の乳幼児死亡率を3分の2、それぞれ現在の数値から削減していることを決意する。
    - 同期日までに、HIV/AIDS感染、マラリアや人類を苦しめるその他の主要疾病の災禍の蔓延を止め、減少させ始めていることを決意する。
    - HIV/AIDSによる孤児に対して特別な支援を行うことを決意する。
    - 2020年までに、「スラム街なき都市」イニシアティヴの提案の通り、少なくとも1億人のスラム居住者の生活の顕著な改善を達成していることを決意する。

20. 我々は、また、
    - 貧困、飢餓や疾病に取り組み、また真に持続可能な開発を促進する効果的な方途として、男女平等と女性のエンパワメントを促進することを決意する。
    - 全ての地域の若者に適切かつ生産的な仕事を得る真の機会を与えるような戦略を策定し実施することを決意する。
    - 基本的薬品を、開発途上国でそれを必要とする全ての人々がより広く入手でき、購入可能なものとするよう、製薬産業を奨励することを決意する。
    - 開発と貧困撲滅の推進の追求において、民間部門、市民社会団体と強力なパートナーシップを発展させることを決意する。
    - 最新技術、とりわけ情報通信技術の恩恵が、経済社会理事会2000の閣僚宣言に含まれる勧告にしたがい、全ての人々に行き渡るよう確保することを決意する。

IV. 共有の環境の保護

21. 我々は、全ての人類、就中、我々の子供達や孫達を、人間の諸活動によって回復不能なまでに損なわれ、必要な資源が十分でなくなった地球に暮らす脅威から解放するため、いかなる努力も惜しまない。

出典：外務省HP「ミレニアム宣言（仮訳）」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/m_summit/sengen.html

22. 我々は、国連環境開発会議（UNCED）で合意されたアジェンダ21に盛り込まれた原則も含め、持続可能な開発の原則に対する支持を再確認する。

23. それゆえ我々は、我々の全ての環境関連の行動において、保全と管理の新しい倫理を採用することを決意し、その第一歩として、
    - 望ましくは2002年の国連環境開発会議十周年までに京都議定書の発効を確保すべく、あらゆる努力を行うこと、また、必要とされる温室効果ガス排出の削減に乗り出すことを決意する。
    - 全ての種類の森林の管理、保全及び持続可能な開発のための集団的努力を強化する。
    - 生物多様性条約、及び、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国、特にアフリカにおいて砂漠化に対処するための条約の完全実施を急ぐことを決意する。
    - 地域、国家、地方レベルで、衡平なアクセス及び適正な供給の双方を促進する水管理戦略を策定することにより、持続不可能な水資源の利用を停止することを決意する。
    - 自然災害および人によってもたらされる災害の数とこれによる被害を削減するための協力を強化することを決意する。
    - ヒト・ゲノム塩基配列に関する情報への自由なアクセスを確保することを決意する。

V. 人権、民主主義および良い統治

24. 我々は、民主主義を推進し、法の支配並びに発展の権利を含む、国際的に認められた全ての人権および基本的自由の尊重を強化するため、いかなる努力も惜しまない。

25. それゆえ我々は、
    - 世界人権宣言を完全に尊重し支持することを決意する。
    - 全ての国において、万人の市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の完全な保護と促進のために努力することを決意する。
    - 民主主義、及び少数者の権利を含む人権の尊重の原則と実践を実施する全ての国の能力を強化することを決意する。
    - 女性に対するあらゆる形態の暴力に対抗し、女子差別撤廃条約を実施することを決意する。
    - 移民、移住労働者、及びその家族の人権の尊重と保護を確保し、多くの社会で増加しつつある人種主義や外国人排斥の行動を撲滅し、及び、全ての社会においてより一層の協調と寛容を促進するための措置をとることを決意する。
    - 全ての国で全ての市民の真正な参加を可能にする、より包括的な政治プロセスのために協力して取り組むことを決意する。
    - メディアがその本質的役割を果たす自由と、大衆の情報アクセスの自由を確保することを決意する。

VI. 弱者の保護

26. 我々は、自然災害、ジェノサイド、武力紛争、その他の人道的緊急事態の影響をを不釣り合いに被る、児童や全ての市民が、できる限り早期に通常生活を再開できるように、あらゆる支援と保護が与えられることを確保するため、いかなる努力も惜しまない。
    それゆえ我々は、

    - 国際人道法に則り、複雑な緊急事態における市民の保護を強化し拡大することを決意する。
    - 難民の受入国に対する人道支援の負担分担と調整を含む国際協力を強化すること、及び全ての難民と避難民が安全かつ尊厳をもって自発的に帰還し、社会に円滑に再統合できるよう援助することを決意する。
    - 児童の権利に関する条約、児童の武力紛争への参加に関する選択議定書、並びに児童売買、児童買春、及び児童ポルノに関する選択議定書の批准および完全な実施を奨励することを決意する。

VII. アフリカの特別なニーズへの対応

27. 我々は、アフリカにおける民主主義の強化を支持し、持続的平和、貧困撲滅及び持続可能な開発におけるアフリカの人々の努力を支援し、それにより世界経済の主潮流にアフリカを統合していく。

28. それゆえ我々は、
    - アフリカにおける振興民主主義国の政治組織及び組織構造に対して完全な支持を与えることを決意する。
    - 紛争予防、政治的安定促進のための地域的及び準地域的メカニズムを奨励、支持すること、アフリカ大陸における平和維持活動のための確かな資源の流れを確保することを決意する。
    - 債務帳消し、市場アクセスの改善、政府開発援助(ODA)の拡大や外国直接投資（FDI）の流入増加、並びに技術移転を含む、アフリカにおける貧困撲滅と持続可能な開発の諸課題に対処するための特別な措置をとることを決意する。
    - HIV/AIDS及びその他の感染症の蔓延に対するアフリカの対処能力の向上を支援することを決意する。

VIII. 国連の強化

29. 我々は、国連を、全世界の人民の開発のための闘い、貧困・無知・疾病との闘い、不公正との闘い、暴力・恐怖・犯罪との闘い、及び我々共通の住まいの劣化・破壊との闘いという全ての優先課題の追求のためのより効果的な機関にするため、いかなる努力も惜しまない。

30. それゆえ我々は、
    - 国連の主たる審議機関、政策形成機関、代表的機関として、総会の中心的地位を再確認し、その役割を効果的に果たすことを可能にすることを決意する。
    - 全ての面における安保理の包括的な改革の実現のための努力を強化することを決意する。
    - 近年の成果の上に、経社理が憲章で付与された役割を遂行することを支援するため、これを一層強化することを決意する。
    - 国際問題における公正と法の支配を確保するために、国際司法裁判所を強化することを決意する。
    - 国連の主要機関がそれぞれの役割を遂行する中で、それらの間で、定期的な協議・調整を奨励することを決意する。
    - 国連が、任務遂行に必要な資源を時宜を得、かつ予見可能な方法で供給されることを確保することを決意する。
    - 事務局に対し、総会で合意された明確な規則と方法に従い、全ての加盟国の

出典：外務省HP「ミレニアム宣言(仮訳)」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/m_summit/sengen.html

利益のために、得られる最良の管理実践と技術を採用し、加盟国の合意された優先課題を反映する任務に専念することにより、これらの資源を最もよく利用するよう促すことを決意する。

- 国連要員及び関連要員の安全に関する条約への遵守を促進することを決意する。
- 平和と開発の課題への完全に調整された取組を達成するために、政策のより大きな一貫性を確保し、国連、国連機関、ブレトン・ウッズ機関、WTO並びにその他の多国間機関との間の協力を一層拡大することを決意する。
- 平和と安全、経済・社会開発、国際法と人権、民主主義及び女性問題等の様々な分野における、各国議会の世界機関である列国議会同盟を通じた、国連と各国議会の協力を更に強化することを決意する。
- 民間部門、NGO、及び市民社会一般に対し、国連の目標と計画の実現に貢献する、より大きな機会を提供することを決意する。

31. 我々は総会に対し、この宣言の規定の実施の進展を定期的に再検討するよう要請し、事務総長に対し、総会における検討のため及び更なる行動の基礎として定期的な報告を発行するよう要請する。

32. 我々は、この歴史的な機会に際し、国連が人類全体という家族の共通の不可欠な家であり、これを通じて平和、協力、及び開発のための普遍的な目標の実現を追求することを厳かに再確認する。それゆえ我々は、これら共通の目標に対する惜しみない支持と、その実現の決意を誓う。

目次

出典：外務省HP「ミレニアム宣言（仮訳）」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/m_summit/sengen.html

RIO+20
United Nations Conference
on Sustainable Development

国連持続可能な開発会議（リオ＋20）
成果文書へのインプット

日本国政府提案

平成23年10月

＊＊＊ 持続可能な開発の実現に向けた日本国政府の提案＊＊＊

●リオ＋20では，経済・社会・環境の3要素全てをバランス良く満たす世界の構築に向けた新たな政治的コミットメントの表明を図る。
●成果文書は，グリーン経済への移行と持続可能な開発のガバナンス強化に向けた世界の力強いメッセージが伝わる簡潔かつ明瞭なものとする。
●成果文書は，「1．総論」「2．持続可能な開発及び貧困削減の文脈におけるグリーン経済」「3．持続可能な開発のための制度的枠組み」の3部構成とする。

Ⅰ．持続可能な開発のためのゴールの設定に向けて

地球の限界や格差の拡大等，国際社会が直面する諸課題に対応するためには，人間一人ひとりがその能力を最大限発揮し，より良い社会づくりに参画することが不可欠。

（1）グリーン経済

●持続可能な開発実現のための重要なツールとしてグリーン経済への移行を提案。
－グリーン経済の意義を「自然界からの資源や生態系から得られる便益を適切に保全・活用しつつ，経済成長と環境を両立することで，人類の福祉を改善しながら，持続可能な成長を推進する経済システム」とする。
－国際社会の主体の多様化を踏まえ，すべてのステークホルダーが参加しその能力に応じた役割を担う。特に，新興国，民間セクターの役割により焦点をあてる。
－グリーン経済の実現のため，グリーン・イノベーションをはじめとする様々な手法や経験を各国が共有することを提案する。また，各国が各々の発展段階に応じたグリーン経済戦略を作成するための仕組みを構築することに合意する。

（2）新しい国際開発戦略と目標

●ポストMDGs策定を念頭に新しい国際開発戦略を策定する。
－持続可能な開発を達成するため，人間の安全保障を新しい国際開発戦略の指導理念と位置づける。
－GDP以外の豊かさの基準として「幸福度」を提案する。
●持続可能な開発を実現するため，包括的な国際開発目標（ポストMDGs）の策定に向け，様々なステークホルダーの関与を得つつ，プロセスを本格化し，最終的に国連の場で合意することを提案。
－2015年以降の包括的なポストMDGsの策定に向けて，リオ＋20で開始される議論をポストMDGsに向けたビルディング・ブロックとする。
－ポストMDGsは国際社会の新しい現状を踏まえた取組とする。

Ⅱ．持続可能な開発実現に向けた9つの日本提案

（1） 防災 ✿ポスト「兵庫行動枠組」の策定と開発政策への統合✿

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

2015年に開催される第3回国連防災世界会議を日本に招致し，東日本大震災等の災害で得られた知見・教訓を国際社会と共有。開発政策に防災を統合するため，2005年に策定された「兵庫行動枠組」に代わる新たな国際合意を策定。

（2） エネルギー ✿大胆なエネルギーシフトに向けて✿

各国が，低炭素社会の実現に向けて，省エネルギー，再生可能エネルギー，クリーンエネルギーを推進し低炭素社会を実現するために，作業を開始することに合意。

（3） 食料安全保障 ✿持続可能な農業を通じた食料安全保障の実現✿

食料増産に向けた農業分野への投資拡大，責任ある農業投資の前進，途上国での集約的・効率的な取組などの包括的な取組に国際社会が合意。

（4） 水 ✿持続可能な発展の鍵：総合水資源管理✿

水と衛生の問題解決に向けた重点的分野を提示した「橋本行動計画Ⅱ」に代わる総合的な水資源管理に関する目標につき検討を開始。

（5） 環境未来都市 ✿誰もが暮らしたい街✿

低炭素型まちづくり，少子高齢化対応等の取組を通じ，経済・社会・環境価値を創造し続ける「環境未来都市」のモデルを世界に提供。また，国際的な都市間協力を活用。更に我が国の3Rの取組を共有することで循環型都市を広める。

（6） 持続可能な開発のための教育 ✿“持続可能な市民”育成イニシアティブ✿

一人ひとりが持続的な社会の担い手として主体的な役割を果たすための持続可能な開発のための教育の重要性を強調。各国内および国際社会全体で，持続可能な開発のための教育に係る取組の促進・共有を行い，持続可能な市民の育成に取り組むことに合意。

（7） 地球観測システム（GEOSS） ✿“地球観測ネットワーク”の強化✿

気候変動，大規模災害等地球規模課題に適切に対処するために，GEOSSを通じた地球観測体制ネットワークを一層強化。

（8） 技術革新とグリーン・イノベーション ✿快適な次世代環境の実現✿

各国が技術革新とグリーン・イノベーションの重要性を再認識し，成長段階に応じた取組を開始することに合意。

（9） 生物多様性 ✿自然と共生する世界に向けた愛知目標の実現✿

各国が，愛知目標の重要性を再確認し，そのための国際的取組への参加を促進し，愛知目標の実現に向けた取組を強化することに合意。

Ⅲ. 制度的枠組み

●あらゆるレベルで持続可能な開発の実施を促進するための取組が重要。組織の改編ありきではなく，現在の問題点を明確にしたうえで対応策を検討することを強調。

●CSDについて，①レビュー機能の強化，②テーマ設定の改善，③開発関係機関との連携強化等，機能を充実させるための方策を提案。また，各国が，援助に際し，持続可能な開発の実現に焦点を当てる枠組を設置することも有意義。

●国際環境ガバナンスについて，UNEPとMEAsの統合や効率化を進めることとし，将来的には専門機関の設立もひとつのオプションとして視野に置きつつ，ガバナンス強化のための段階的な取組を提案。

（了）

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

＝ 第1部 ＝
成果文書に関する我が国の基本的な考え

I. 総論（新たに生じつつある課題を踏まえたリオ＋20で示されるべき方向性）

1．成果文書のあり方　✓簡潔かつ明瞭なメッセージの発信

リオ＋20に関する国連総会の合意を踏まえ，成果物たる「焦点を絞った政治的文書」は，持続可能な開発に向けた世界の力強いメッセージが伝わる簡潔かつ明瞭な政治宣言とすべきである。

具体的構成として，「1．総論」，「2．持続可能な開発及び貧困削減の文脈におけるグリーン経済」，「3．持続可能な開発のための制度的枠組み」とすることを提案する。

2．リオ＋20の目的　✓経済・社会・環境の3要素全てをバランス良く満たす世界の構築に向けた新たな政治的コミットメント

1992年には地球サミットが，2000年には国連ミレニアム・サミットが開催され，持続可能な開発の在り方について一定の方向性が示された。しかし，国際社会の構造は大きく変化し，現行制度や目標では十分に対応しきれない新たな課題が生じている。国際社会を構成する主体一人ひとりがその能力に応じた役割を果たし，環境への負荷を最小限にしつつ，格差を解消する形で社会全体として持続可能な成長を続けていくことが重要である。そのために，21世紀にふさわしい経済・社会・環境の3本柱の両立の在り方が，リオ＋20の場で議論され，国際社会により共有されるべきと考える。

各国首脳は，リオ＋20において，新しい時代にふさわしいパラダイムシフト，すなわちグリーン経済への移行を主導すべきである。

また，各国首脳は，持続可能な開発を可能とする国際的な制度的枠組みの実効性を確保するために，指導力を発揮すべきである。

3．基本的な現状認識　✓1992年からの20年間に起きた変化

（1）　国際社会の主体の多様化

地球サミットが開催された1992年から，新興国や，市民，NGO，民間企業，地方自治体等の存在感が大きくなる等，国際社会の構造は大きく変化している。持続可能な開発のためには，これらの多様な主体がそれぞれの能力に応じた役割を果たすことが必要である。同時に，先進国・途上国といった垣根を乗り越えて協力しあう国際社会を実現する必要があり，先進国と途上国の二分法を見直す時期に来ている。

（2）　地球の限界

世界の人口増加に伴い，今後，エネルギーや水・食料問題が一層深刻化することが予測される。地球の資源が限られている現実を直視し，将来の世代がそのニーズを充足する能力を損なわないように現在の世代のニーズを充足させる新たな成長モデルを模索する必要がある。

（3）　格差の拡大

先進国と途上国，途上国間，途上国の内部における多面的な格差が拡大している。持続可能な開発の柱の一つである社会的側面にてらし，格差を是正し，成長の恩恵が全体に行きわたる社会を構築することが必要である。特に，マクロ指標では必ずしも捉えられない国内格差の問題は，人間一人ひとりに着目する人間の安全保障の有益性と，GDPを超える新たな指標の必要性を示唆する。

（4）　自然災害の増加

近年は，ハリケーン等熱帯低気圧の大型化，熱波，洪水，干ばつ，多雨等異常気象が原因とみられる自然災害が世界各地で多発している。

特に我が国は，3月11日の東日本大地震の経験から，大規模な自然災害が，国内経済のみならず，世界の経済にも甚大な影響を与え得ることを身をもって体験した。大災害が経済発展に与える影響を最小限にし，持続可能な開発を進めるためには，社会の強靱性を強化し，自然災害による被害発生のリスクを軽減する必要がある。また，復興過程には女性およびあらゆる世代の人々が参画する必要がある。

上記に掲げた要素は複雑な相関関係にあり，リオ＋20ではこれらの現状認識に基づき，包括的なアプローチを検討する必要がある。その際，人間の安全保障を指導理念として位置づけることが重要である。人間一人ひとりが，その能力を最大限に発揮し，より良い社会を築くために参画することによって初めて，持続可能な開発は達成され得る。人間一人ひとりの意識を覚醒し，すべてのステークホルダーが協力して未来を創造していく。首脳は，そのような方向性を示し，人間の安全保障を具現化するための環境整備に指導力を発揮すべきである。

また，世界全体の人口は2011年10月31日に70億人に達する見通しであり，今後も人口増加は続くと見込まれている。人口問題は，持続可能な開発及び貧困削減などすべての課題の基礎となる重要な問題である。国際社会は協調して対応を強化していかなければならない。

II. 持続可能な開発及び貧困削減の文脈におけるグリーン経済

1．グリーン経済の意義　✓グリーン経済への移行を通じた持続可能な開発

I．の現状を前に，世界が一致して持続可能な開発の実現に向けて取り組む必要がある。その主要な手段となる新たな成長モデルは，グリーン経済／グリーン成長である。我が国は，グリーン経済とは，「自然界からの資源や生態系から得られる便益を適切に保全・活用しつつ，経済成長と環境を両立することで，人類の福祉を改善しながら，持続可能な成長を推進する経済システム」であると考える。グリーン経済は，環境，社会に配慮しつつ持続可能な開発を実現するための有効な手段であり，成功の鍵である。

グリーン経済への移行は，あらゆる国々の技術革新及び産業に新たな展望を提示し，

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

低炭素社会やエネルギー安全保障，自然共生社会（愛知目標）の実現，気候変動を含む自然災害に対する強靱性の強化にも大きく貢献する。さらには，新たな雇用機会の創出，経済成長の達成を可能とする。グリーン経済への移行に伴う新たな負担を懸念する声もあるが，グリーン経済による新たな成長機会の創出にはるかに大きな期待がある。成長の早い段階から，グリーン経済の要素をとりいれることで持続的開発につながるとの認識を共有すべきである。

2．グリーン経済を通じた持続可能な開発の実現に向けた参加主体の拡大　✓全てのステークホルダーが自ら行動するシステムの構築

1992年のリオ宣言において，地球環境の悪化に関する「共通だが差異ある責任」が明確化された。しかし，本原則は，すべての国が地球環境の悪化に対してその能力に応じた責任を果たすことにより持続可能な開発への取組を行うことを意味するものであり，国際社会を先進国と途上国に二分化し，このグループを固定化することを意味するものでない。地球サミットが開催された1992年当時と比べ，国際社会・経済情勢は劇的に変化した。国だけでなく，民間事業者やNGO，女性[1]，高齢者等新たなプレーヤーの役割が重要になっており，リオ＋20では，国際社会の主体の多様化を踏まえ各ステークホルダーの役割により焦点をあてる必要がある。女性等の政策形成やその実行におけるあらゆるレベルでの参画や資源へのアクセスが確保されることも重要である。首脳は，先進国による途上国への支援という従来型の支援の枠組みを越えて，様々なステークホルダー間のパートナーシップを築くために先頭に立つべきである。新興国，民間企業，フィランソロピーの資金，知見，経験も効果的に活用しなければ，持続可能な開発の挑戦に対処することはできない。

3．持続可能な開発実現のための政策ツールボックスの共有

（1）持続可能な開発の実現のための最大のツールがグリーン経済である。グリーン経済実現のためには，グリーン・イノベーションが極めて重要である。優れた環境・エネルギー技術を活かすことで，環境への負荷を軽減すると同時に，新規需要喚起による経済発展，新規雇用の創出が見込まれる。グリーン・イノベーションの鍵となるのは技術であり，その技術はスマートグリッドシステムやヒートポンプ，太陽光発電，地熱発電，エコ住宅，省エネ型家電，LED照明，適正な資源管理（3R）を実施するための技術，地球観測・気候変動予測・統合解析等，極めて多岐にわたる。技術革新への投資を促進するとともに，技術開発や普及促進のため，知的財産権の保護を含めた法整備等も必要である。

グリーン経済移行のための他の手法としては，例えば以下が挙げられる。

市場的手法

－CO2排出削減量をクレジットとして認証し，民間資金を活用しつつ低環境負荷型設備の普及を促進する制度の導入
－森林整備への補助
－省エネ家電・省エネ住宅普及促進のためのエコポイント制度
－再生可能エネルギーの全量買取制度等

グリーン調達

－公的セクターによる，環境負荷の少ない製品の調達促進
－ISO14001（環境マネジメント規格）の認証を取得した企業からの優先的調達等

金融のグリーン化

－環境に係る設備投資に対する，リースや利子補給等を通じた金融面での支援
－金融機関が自ら署名する環境金融行動原則の策定等

環境配慮型経営及び環境報告の普及拡大

－中小企業等の環境配慮型経営促進
－環境報告書の作成促進

民間資金の活用

－民間の資金を活用し，低環境負荷型の設備の普及を促進する制度の導入

環境啓蒙教育

－低環境負荷型のライフスタイルの普及

知識・技術の集約

－分野・地域毎のナレッジハブの活用[2]
－日々の研究・開発や過去の経験，各種ネットワークを通じた技術開発

（2）グリーン経済への移行に加え，国際社会が持続可能な開発を実現するためには，各国の好例を学びあうことが有意義である。

持続可能な開発実現のための主要セクターとしては，防災，エネルギー，食料安全保障，水資源の保全と活用，持続可能なまちづくり，持続可能な開発のための教育，地球観測システムの構築等が挙げられる。これらのセクターについての具体的提案は5．の通りである。また，上記3．（1）に挙げた手法をそれぞれの分野の特性を踏まえて適用することにより持続可能な開発を実現できる。

（3）リオ＋20では上記の政策ツールボックスを各国のグリーン経済戦略策定にあたって活用することに合意する。また各国が各々の発展段階に応じたグリーン経済戦略を作成

[1]我が国としては2020年までにあらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になることを目指すなど，女性の積極的な役割を期待している。

[2]グリーン経済への移行に際しては，専門家機関の有する知識・技術を有効に活用すべき。アジア・太平洋水フォーラムでは，分野ごとに高度な専門的知識や技術を有する機関をナレッジハブとして承認している。日本の機関としては，Disaster Risk Reduction としてICHARMが，Sanitationとして日本サニテーションコンソーシアム（JSC）が承認されており，国際開発援助に関する投資機関等がこれらのナレッジハブを積極的に活用していくことが望ましい。

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

するための仕組みを構築することとする。

4．持続可能な開発の実現　✓ポストMDGsに向けて

国際社会は，2001年以降，ミレニアム開発目標（MDGs）の下で，貧困撲滅を始めとする課題に取り組んできた。この取組は，MDGsの期限が到来する2015年以降も継続され，むしろ一層強化される必要がある。その際，グリーン経済への移行が持続可能な開発において果たす役割を含め，国際社会の新しい現状を踏まえた取組がなされることが重要である。2015年以降の包括的な国際開発目標（ポストMDGs）は，こうした観点を踏まえて策定すべきである。首脳は，リオ＋20において，（ア）新しい国際開発戦略（又はその柱）を策定すること，（イ）ポストMDGs策定に向け，様々なステークホルダーの関与を得つつプロセスを本格化し，最終的には国連の場において国連加盟国により合意されることを目指すことに合意し，ポストMDGsの策定に向けた強固な基礎を築くべきである。

なお，持続可能な開発目標（SDGs）について言及されることが多いが，持続可能性（sustainability）という文言は様々な意味を有することから，SDGs の範囲や対象についても様々な意見が存在する。ある者は，SDGs とは，現行MDGsを補完するものであり，現行MDGsに含まれない狭義の持続可能性を対象とする目標であると考えている。別の者は，SDGs としてポスト MDGs と同様の目標を考えている。いかなる SDGs を想起するにせよ，いずれはポスト MDGs に収斂させていく必要があり，混乱を避けるためにこのインプットでは「SDGs」との文言は使用しない。いずれにせよ，リオ＋20における議論は，ポスト MDGs の策定に向けた重要なビルディング・ブロックとなるべきものである。

（1）新しい国際開発戦略　✓ポストMDGsのあるべき姿

現行 MDGs は貧困削減に係る国際社会の羅針盤的存在となっているが，全体を貫く理念を欠いており，目標ごとのセクショナリズム的対応がなされている感が否めない。したがって，ポスト MDGs の具体的目標を策定する前に，まず，21世紀型のビジョン及び理念を明確にする国際開発戦略を定めるべきである。これにより，首脳は，持続可能な開発に向けた決意とビジョンを示すことができる。

（2）新しい国際開発戦略の理念　✓人間の安全保障

新しい国際開発戦略においては，持続可能な開発が主要な要素となり，グリーン経済はそのための有効なツールと位置づけられる。

同時に，人間の安全保障を新しい国際開発戦略の指導理念（Guiding Principle）と位置づけることを提唱したい。人間の安全保障とは，人間一人ひとりに着目し，保護と能力強化をもって人々がそれぞれの持つ豊かな可能性を実現できるような社会づくりを目指す考え方である。貧困削減や格差是正といった社会的課題に，一人ひとりの人間を中心に据えた分野横断的，包括的アプローチをもって取り組むことが重要である。高齢者，女性，

児童，貧困者といった脆弱な又は脅威にさらされている人々を保護するとともに，個々人に脅威に対処するため自ら選択・行動する能力が備わることで初めて，強靭なコミュニティーが醸成され，持続可能な成長が実現される。

人間の安全保障は，衡平性や相互扶助といった，新しい国際開発戦略に含まれるべき他の重要な要素とも密接に関連していることも指摘したい。

（3）新しい国際開発戦略の考え方

新しい国際開発戦略は，途上国だけでなく，先進国も対象にし，さらには国家だけでなく，民間企業，市民社会団体，フィランソロピーといった多様なステークホルダーのパートナーシップを促進するものでなければならない。このような21世紀型のパートナーシップの構築は，強い政治的リーダーシップによってこそ可能となるものである。

そのための推進力として，持続可能な開発の原資となる「富の創出」を図るために，経済成長の重要性に改めて焦点を当てるべき。その際，グリーン成長に加え，包摂的成長，共有された成長，知識集約型成長が重要な柱となる。

また，新戦略は，人口問題をはじめとする地球の限界との関連性を十分に踏まえ，現行 MDGs では十分にカバーされていない資源安全保障／食料安全保障，気候変動／環境，強靱性／防災といった分野も対象とするのが適当である。

（4）GDP以外の豊かさの基準

持続可能な開発を実現するためには，環境・社会・経済それぞれの側面での持続可能性を考慮する必要がある。そのため，経済社会の進歩の計測には，GDPという単一指標に依存して測定するという従来の方法とは異なる視点が必要である。このようなGDPを超える指標は，ポストMDGsの具体的目標を策定する上での基礎ともなるものであり，新しい国際開発戦略は，このような指標の策定も視野に入れるべきである。例えば，①「経済社会状況」，②「心身の健康」，③（人や人との）「関係性」といった3つの柱を軸とする「幸福度」[3]は，有益な指標の一つとなるであろう。OECDにおける幸福度・社会進歩測定に関する世界プロジェクトの成果も活用すべきである。

また，新しい指標策定にあたっては，国内における格差の問題にも焦点を当てるべきである。そのような指標を検討するに際しても人間の安全保障は重要な指針となる。

（5）リオ＋20の成果　✓ポストMDGs策定に向けた道筋

以上を踏まえ，我が国は，リオ＋20の成果として，ポストMDGsの策定に向けて以下に合意することを提案したい。

（ア）ポスト MDGs 策定を念頭に，新しい国際開発戦略（又はその柱）を策定すること。

（イ）ポストMDGs策定に向け，様々なステークホルダーの関与を得つつプロセスを本格化し，最終的には国連の場において国連加盟国により合意されることを目指すこと。

[3]出典：「幸福度に関する研究会」（内閣府）

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

（ウ）幸福度指標の策定作業を促進すること。
なお，その過程では，専門家の意見も聴取する。

5．持続可能な開発に向けた日本の9提案

持続可能な開発の実現のため，我が国としてはリオ＋20の機会に，以下9つのイニシアティブを提案したい。これらはいずれも持続可能な開発の実現のための主要セクターであると同時に，我が国として深い知見を有する分野である。

（1）防災　✿ポスト「兵庫行動枠組」の策定と開発政策への統合✿

地震，干ばつ，洪水，台風，山火事，火山噴火などの自然災害は，多くの人命と人々の生活を奪うだけでなく，経済・社会基盤を脅かし，深刻な環境破壊をもたらす。近年の自然災害の激化と頻発化は，持続可能な開発と貧困の撲滅を実現する上で重大な障壁となった。今こそ「災害は開発を阻害する(disasters derail development)」との考えの下，持続可能な開発政策の主要な要素として防災（災害リスク軽減）を位置づける必要がある。

日本は，1994年の第1回国連防災世界会議（横浜会議）及び2005年の第2回国連防災世界会議（神戸会議）をホストするなど，一貫して防災の重要性を主唱してきた。特に，2005年の神戸会議で採択された「兵庫行動枠組2005－2015」は，防災に向けた優先行動を定めるものであり，同分野における唯一の国際合意として各国の道標の役割を果たしてきた。

今般の東日本大震災を受けて得られた防災に関する知見・教訓や，より強靱で持続可能な社会の構築に向けた我が国の取組は，2015年に終期を迎える「兵庫行動枠組」に代わる新たな国際合意への重要なインプットとなる。くしくも同時期に終期を迎えるMDGsの見直しに向けた検討と歩調を合わせ，防災をポストMDGsの中に明確に位置づけるとともに，開発政策における防災の主流化を実現するための具体的なツールや方法論を盛り込んだポスト「兵庫行動枠組」の作成を提案する。

我が国は，この新たな枠組の策定に向けて貢献するため，世界各地で多発する大規模自然災害の経験を共有するハイレベル国際会議を2012年に東北で開催する。また，2015年の第3回国連防災世界会議を日本で開催し，ポスト「兵庫行動枠組」の国際合意の場とすることを提案する。

（2）　エネルギー　✿大胆なエネルギーシフトに向けて✿

二酸化炭素の排出を最小化（カーボン・ミニマム）した社会である，低炭素社会の実現のためには，産業，行政，国民など社会のあらゆるセクターが，省エネルギー・再生可能エネルギー等の推進に努めることが必要。エネルギーに関しては，国連エネルギーにより①2030年までに現代的なエネルギーへの普遍的アクセスを達成し，②同年までに現代的なエネルギー効率を40％まで高め，③同年までに世界的なエネルギー供給に占める再生可能エネルギーの比率を少なくとも30％まで高めるとの目標が掲げられている。

低炭素社会の実現に向けて，省エネルギー・再生可能エネルギー・クリーンエネルギー等の推進が必要であり，①省エネ製品に係る貿易及び投資に対する障壁の削減，②国際的な共同研究の実施，能力構築，③官民連携の推進並びに省エネで低炭素なエネルギー供給，④建物，産業及び運輸への適切なインセンティブの付与を含む，クリーンエネルギーの技術及び制度の普及を促進するための措置をとることが必要であると考える。

我が国は，リオ＋20の場において，各国が省エネルギー，再生可能エネルギー，クリーンエネルギーを推進し低炭素社会を実現するために，作業を開始することに合意することを提案する。

なお，我が国では，官民問わず広く省エネ技術が普及しており，低炭素型ライフスタイルも広く浸透している。エネルギーを多く消費する機器毎に省エネ性能を促進するための目標基準を設けるトップランナー基準制度の導入等，様々な制度も整備されており，東日本大震災後の電力不足に対応できたのも継続して省エネ，ピークカットや節電努力に取り組んできたことに加え，省エネ技術によるところも大きい。

（3）食料安全保障　✿持続可能な農業を通じた食料安全保障の実現　✿

世界的な人口増加や食料価格の高騰，限りある資源，異常気象の増加等の下，食料安全保障の確保は世界的な課題である。同時に，土地・水・生物多様性のような天然資源の持続的利用及び農業の正の外部経済に寄与するような持続可能な農業システム及び作物の多様化を促進していく必要がある。

以上を踏まえ，我が国は持続可能な農業を通じた食料安全保障の実現を提案する。その内容としては以下を盛り込むべきである。まず，2050年に90億人以上に達すると予想される世界人口を養うためには，農業生産を現在より70％程度増加させなければならないと予想されており，農業生産及び生産性の増大が必要である。また，多様な農業の共存，災害対応の改善，農村地域の振興も必要である。この際，気候変動による災害等のリスクに対応するための農業生産の地域的分散の視点からも，後進開発国でこれらの取組を推進するための各国知見の共有，途上国への支援も不可欠である。更に，責任ある農業投資，市場の透明性の改善，アグリビジネス環境の改善など，国際的な政策協調，食糧増産に向けた農業分野への投資拡大も急務である。投資は，投資家，投資受入国及び現地の人々の三者の利益を調和し最大化するため，我が国が関連国際機関（FAO，世銀，UNCTAD，IFAD）等と推進してきた「責任ある農業投資（RAI）」を前進させるべきである。

また，食料安全保障の実現のためには，ポストハーベストロスの低減や食料及び農産物の貿易の円滑化，資源管理の担い手となる農民の組織化，人材育成が極めて重要である。さらに途上国では，地域資源を活用しながら適切な農業投資（水利施設や農地整備，農業研究，肥料，農薬，市場アクセス等）を促進するとともに，集約的・効率的な取組

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

を進めていくことが不可欠である。また，先進国では，特に環境に負荷を与える過剰な投資を削減することが重要である。

（4）水　✿持続可能な発展の鍵：総合水資源管理✿

水は食料，エネルギー，人間の健康といった社会的便益と大気，自然における水循環プロセスの双方を橋渡しする持続可能な発展の鍵である。現に，農産物生産の100%，エネルギー生成（火力，水力，潮力，原子力だけでなく大量の純水を必要とする太陽光も）の95%はその過程，生産，廃棄の段階で水に関わっている。

一方で，世界にはいまだ安全な飲料水や衛生へのアクセスを有しない人の数も多い。ミレニアム開発目標においても，2015年までに，安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減することが目標として掲げられている。さらに，人口の急増，都市化の進展等により，水に対する需要の増大，水質汚濁問題の深刻化が見込まれている。また，気候変動による洪水や渇水の頻度の増加により水環境が劣化する傾向を踏まえると，これまで以上に効率的な水資源・水環境管理が求められている。我が国では，膜技術による下水の高度処理や下水バイオマスのエネルギー利用システム，アセットマネジメントシステムなどの先端的技術，ノウハウを国内及び海外事業へ適用するプロジェクトを実施している。また，我が国の水関連技術やシステムを海外に普及させるための国際標準化にも取り組んでいる。

国連「水と衛生に関する諮問委員会」（UNSGAB）は，2006年の第4回世界水フォーラムにおいて「橋本行動計画」を発表し，さらに2010年に「橋本行動計画Ⅱ」を発表した。これらの計画は，水と衛生へのアクセス改善，総合水資源管理，災害対策といった目標を策定し，水資源の有効活用に大きな役割を果たしてきた。しかしながら，その期限は2012年に到達する。2011 年 9 月に公表された UNSGAB からリオ＋20への提言では，これらの目標に加え，排水管理や農業分野におけるより効率的な水使用が新たな目標として提案されている。リオ＋20において，上記のような我が国の取組の共有促進を念頭に，持続可能性の観点から，2013年以降の水資源の管理に関する目標について検討を開始することを提案する。これはポスト MDGsの重要な要素となる。

（5）環境未来都市　✿誰もが暮らしたい街　✿

今後，新興国を中心に都市の居住人口が増えることが予想される一方，先進国では少子高齢化が深刻化している。また，環境・エネルギー問題は，世界共通の喫緊の課題となっている。このような現状に対応するため，我が国は，新たに誕生する都市と既存の都市とが，グリーン経済への移行を伴う「環境未来都市」となることを提案する。環境未来都市とは，持続可能な開発の基本である経済・社会・環境という3つの要素が，一定以上の水準でバランスが取れていることにとどまらず，この3つの要素から新たな価値を創造し続けることができる都市である。3つの要素から価値を創造するためには，低炭素型まちづくり，少子高齢化対応等の取組を，面的な広がりの中に複合的な機能を有する都

市において，集中的に実施することが重要である。多様な分野の科学技術・サービスを戦略的に組み合わせ，相乗効果や副次的な効果を引き起こしながら，社会システム・経済システムを持続可能な形へと変革させていく。その過程で，需要拡大，雇用創出，民間投資の誘発が期待できる。また，それぞれの都市においては，自然的社会的条件等の地域特性を活かしつつ，市民の目線で将来の在るべき姿を描き，その実現に向けてマルチステークホルダーで取組を進めていくことも重要である。これらを通じ，社会的連帯感の高い，誰もが暮らしたいと思える活力ある街が実現することが可能となる。さらに，我が国において，このようなモデルとなる街をいち早く実現し，都市間のネットワークを活用しながら世界に広めることで，地域住民，地域社会ひいては地球にも人にも優しい街が世界各地に誕生することが期待できる。

また，我が国では，自治体や地域住民が主体となって積極的に3Rを推進している。環境未来都市は循環型都市として，廃棄物の最少化，再利用，リサイクルおよび環境に優しい代替物質を最大限に活用する3R都市の要素も含む。日本がこれまで培ってきた廃棄物処理，リサイクル等のノウハウ・取組を廃棄物管理に関する国際的なパートナーシップ等を通じ途上国にも移転し，「3R都市」ともいえる循環型都市を国際社会に広めることもできる。

さらに，都市・地方自治体において各主体が相互に自主的に協力していくようなプロジェクトを推進や国際機関による資金的援助を含めた自治体間の国際協力の支援を行うことが重要である。

（6）持続可能な開発のための教育　✿“持続可能な市民”育成イニシアティブ✿

将来にわたって持続可能な社会を築いていくためには，一人ひとりが地球上の資源の有限性を認識すること，持続可能な社会の担い手として主体的な役割を果たすことが不可欠である。この観点から，我が国では環境，防災，生物多様性，気候変動，平和，国際理解，福祉，開発，ジェンダー，子どもの人権，エイズ，紛争防止など様々な個別課題に関する教育を持続可能な開発の観点から総合的につなげる教育を行っている。学校教育，学校外教育を問わず，国際機関，各国政府，教育関係者，NGO，企業等あらゆる主体間で連携を図りつつこのような教育を推進している。このような取組を通じ“持続可能な市民”を育成できると考える。持続可能な開発のための教育は子供だけではなく，世代を越えて社会全体に共有されるべきものである[4]。

特に，我が国では，2011年3月の大震災を受けて，これまで以上に防災教育，エネルギー教育の重要性が認識された。大規模災害や気候変動といった地球規模の課題を

[4]我が国は，2002年のヨハネスブルグ・サミットにおいて環境教育，基礎教育，国際理解等，個別課題に関する教育を持続可能な開発の観点から総合的につなげる「持続可能な開発のための教育（ESD）」という概念と共に，2005年からの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」とすることを提案した。さらに，2014年には日本で「DESD最終年会合」を開催予定である。我が国では，教育振興基本計画において持続発展教育を「我が国の教育の重要な理念の一つ」として位置づけ，学習指導要領にもその理念を盛り込んでいる。

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

解決し，持続可能な社会を構築することに貢献する人材を育成する取組の推進がより一層重要なものとなっている。

これまで各国で持続可能な開発のための教育の促進に取り組んできたところと理解しているが，持続可能な開発の実現は，個々の国の努力のみで達成できるものでは決してない。今後，2014年の国連「持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」最終年に向けて，より一層 ESD の普及促進に取り組んでいくことはもちろん，各国での取組を発信し，ESD の推進機関であるユネスコを中心として地域レベル，世界レベルでのインターセクトラルな取組を強化していくことが必要である。

特に2014年には，我が国で国連「持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」の最終年を締めくくる国際会議を開催予定であるところ，リオ＋20を，各国が，持続可能な開発のための教育を更に促進すると同時に，それらの取組を国内外に発信し，国際社会全体で持続可能な開発を支える市民の育成に取り組む姿勢を表明する場とすることを提案する。

（7）地球観測システム（GEOSS） ✿“地球観測ネットワーク”の強化✿

持続可能な開発のためには，革新的な科学技術の開発が不可欠である。特に気候変動，大規模災害等地球規模の課題に適切に対処するためには，地球に関するデータの正確な把握・分析及び国際社会での共有が重要である。

2002年のWSSDで地球観測の重要性が強調されたことを受け，2005年からの10年間で全地球観測システムを整備し，9つの社会利益分野[5]で政策決定に必要な情報を創出することが世界的な目標となっている。この目標達成をはかる指標として「GEOSS10年実施計画[6]」が定められている。我が国は，温室効果ガス観測技術衛星「いぶき（GOSAT）」による温室効果ガスの観測や，陸域観測技術衛星「だいち（ALOS）」による地震被災地や火山噴火の観測等，人工衛星による多様な地球観測を実施し，全球地球観測システム（GEOSS）の構築に貢献してきた。特に先進国・新興国において，将来的に，技術革新のための投資を行い，GEOSSの例に見られるような先端技術の成果を共有化することは，経済のグリーン化のためにも極めて有効である。

21世紀に入り，前世紀にも増してネットワークの重要性が高まっている。地球に関する正確なデータが普遍的に共有されることは，デジタル面での格差を解消するという観点からもきわめて重要である。よって，我が国は，今後，地球全体をカバーする水系，地形等の基盤的な地理空間情報を整備しGEOSSを通じた地球観測体制ネットワークを一層強化することを提案する。また，そのために各国・機関における地球観測体制を整備すること，できるだけ多くのデータが公開されること，更に，ユーザーフレンドリーなデータベースの構築を進めることを提案したい。

[5]災害，健康，エネルギー，気候，水，気象，生態系，農業，生物多様性の9分野。

[6] 2005年の第3回地球観測サミットで策定されたもの。本計画の中間年である 2010 年の第5回地球観測サミット（地球観測に関する政府間会合閣僚級会合）において，後半5年の計画をより明確化した「GEOSS 戦略目標」が策定されている。なお，GEOSS10年実施計画の着実な遂行のため，地球観測に関する政府間会合が3年毎に具体的な作業項目を設定し，各タスクの進捗状況を定性的に評価している。

（8）技術革新とグリーン・イノベーション ✿快適な次世代環境の実現✿

持続可能な開発達成のためにはグリーン経済への移行が鍵である。グリーン経済移行に向けては，技術革新とグリーン・イノベーションが極めて重要である。再生可能エネルギーや省エネルギー，スマートグリッドの構築，適正な資源リサイクルを行うための技術革新，情報通信技術の革新，住宅のゼロエミッション化，地球観測・気候変動予測・統合解析の高度化等，持続可能な社会の実現に必要となる要素を支えているのは，日々の研究・開発を通じて産み出される技術革新に他ならない。我が国が有するこのような最先端とも言える技術を更に発展させ，かつ国際社会と共有し技術革新とグリーン・イノベーションを育む環境整備に努めたい。

我が国は，2010年の「新成長戦略」の中で「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」を打ち出している。具体的な内容は以下の6項目である。すなわち，①世界最高の技術を活かすこと，②総合的な政策パッケージによる世界ナンバーワンの「環境・エネルギー大国」を目指すこと，③グリーン・イノベーションによる成長とそれを支える資源確保を推進すること[7]，④快適性・生活の質の向上によるライフスタイルの変革[8]，⑤老朽化した建築物の建替え，改修の促進等による「緑の都市」化，⑥地方から経済社会構造を変革するモデルである。また，我が国は東日本大震災を体験したが，その後の「政策推進指針」の中でも「新たな成長へ向けた国家戦略の再設計・再強化」として，革新的エネルギー・環境戦略を検討することとされている。

地球の資源の限界に鑑みても，技術革新と新たな市場の創設による雇用機会を提供する大きな要素となるグリーン・イノベーションは今後，益々重要となる。我が国は，リオ＋20で，各国がこれらの重要性を再確認し，成長段階に応じた取組を開始することに合意することを提案する。

（9） 生物多様性 ✿自然と共生する世界に向けた愛知目標の実現✿

持続可能な開発を実現するためには，豊かな生物多様性を保ち，そこから享受できる食料や水，木材，医薬品等の恩恵（生態系サービス）を最大化することが必要不可欠である。

2010 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では，「2050 年までに，生物

[7] 具体的には，蓄電池や次世代自動車，火力発電所の効率化，情報通信システムの低消費電力化など革新的技術開発の前倒しを行う。また，モーダルシフトの推進，省エネ家電の普及等により，運輸・過程部門での総合的な温室効果ガスを削減する。更に，電力供給側と電力ユーザー側を情報システムでつなぐ日本型スマートグリッドにより効率的な電力需給を実現し，家庭における関連機器等の新たな需給を喚起することで成長産業としての振興を図る。これにより，低炭素・防災の両面で優れた自立・分散型のエネルギーシステムの構築を目指す。更に，リサイクルの推進による国内資源の循環的な利用の徹底やレアメタル・レアアース等の代替材料等の技術開発を推進する。

[8] エコ住宅の普及，ヒートポンプの普及拡大，LED照明など次世代照明の100%化の実現などにより住宅・オフィス等のゼロエミッション化を推進する。

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

多様性の評価・保全・回復・賢明な利用により，生態系サービスが保持，健全な地球が維持，全ての人々に不可欠な恩恵が享受される」世界，すなわち「自然と共生する」世界の実現が長期目標（ビジョン）として採択された。自然の恵みの上に豊かさを築いてきた人類にとって，そうした世界こそが，真の意味での持続可能な開発の基礎になるものと考える。

特に，人の利用・管理により形成・維持されてきた二次的自然環境（社会生態学的生産ランドスケープ）は，大災害へのレジリエンスも強く，持続可能な社会・経済活動の維持発展に貢献するものであり，我が国は「SATOYAMA イニシアティブ」を提唱し，世界規模でのその保全の取組の推進を図ってきた。「自然との共生」というビジョンの下でも，その価値は再評価されるべきである。

また，COP10 では，この長期目標実現のための具体的行動目標として，2020 年又は 2015 年を目標年にした 20 項目の「愛知目標」を採択した。その中には，陸域・海域における保護地域の保全・拡充，生物多様性国家戦略の改定とその着実な実施などが含まれる。それらの達成に向け，国内・地域・地球規模での関連施策の推進と，必要な能力養成等の途上国支援が重要である。

さらに，あらゆるセクターによる愛知目標の達成に向けた具体的行動を促すため，国連総会で 2011 年から 2020 年までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」とすることが採択された。この重点期間において，ビジネス界，地方自治体，NGOなど幅広い主体の参画の促進（生物多様性の主流化）が図られなければいけない。

このため，リオ+20 を，各国が，愛知目標の重要性を再確認し，その実現に向けた取組を共有・支援しながら促進する取組（「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」や「アジア保護地域パートナーシップ」等）への参加を促し，愛知目標の実現に資する場とすることを提案する。

Ⅲ. 持続可能な開発のための制度的枠組み

1．現状と課題の認識　✓組織の改編ありきではなく，あらゆるレベルで持続可能な開発を促進する取組の実施が重要

持続可能な開発を実施していくためには，国，地域，国際のあらゆるレベルで，経済，社会，環境の3要素についてバランスがとれた，一体的な取組を進めることが必要である。リオ＋20においては，国際社会がこのような基本的な認識を共有した上で，国・地域レベルにおける取組を促進しうる国際機関や国際レベルの制度的枠組みを改善するための具体的な方策について合意し，行動につなげていくことが有益である。その際，我が国としては，新しい組織の設立を前提として議論を行うのではなく，現在の問題点を明確にした上で対応策を検討すべきと考える。

第一に，経済・社会・環境の持続可能な開発の3本柱に関係する国際機関が，まずはフィールドレベルにおいて機関間の連携を強化し，国レベルでの持続可能な開発の実施を支援する体制を強化することが効果的である。我が国は，「一つの国連」イニシアティブ等，国レベルでの国連機関間の連携強化のための取組を評価しており，過去の成功例や失敗例をよく分析した上で，例えば，「持続可能な開発のための一つの国連」イニシアティブとし，国レベルの開発計画や戦略における環境の主流化を一層促進していくべき。

第二に，国及び国際機関のそれぞれにおいて環境と開発の担当者の連携及び協力が不足していることが指摘できる。そのため，双方の問題点を十分に認識しないままの議論や重複した議論が行われる傾向がある。まずは国・地域・国際社会のあらゆるレベルにおいて両者の融合を図る枠組みの構築が必要である。各国が，援助に際し，持続可能な開発の実現に焦点をあてる枠組を設置することも有意義。

2．CSDの改革　✓機能の充実が焦点

まず，持続可能な開発に関する唯一のハイレベル委員会である持続可能な開発委員会（CSD）については以下の議論がある。

（1）CSDでの議論は環境政策中心となり，UNEPやMEAs等の他のフォーラムで議論されている内容が繰り返されることが多く，会合の独自性に乏しい。

（2）アジェンダ21等の実施をレビューするのみで，その実施を確保できていない，具体的には，CSDの各サイクル1年目のレビュー会合は，各国が自国で実施している政策を発表するのみで，実施を担保するためのレビューとなっていない，また，2年目の政策会合において交渉に多大な時間と労力が費やされるものの，決定を採択できなかったり，決定の実施は他のMEAs等に委ねられたりするなど，意味のある成果を出せていない，（3）CSD会合には，各国から，主に環境省の閣僚や担当者が出席しており，開発関係者との連携を確保できていない。

具体的な改善策として以下3点が挙げられる。

① CSDのレビュー機能の強化

実施に際しての問題点により着目し，その経験から各国が学びあうことができるようにすべき。持続可能な開発に関する国際的な目標の達成に向けて，各国が実施している政策等について，ピア・レビューを導入し，フォローしていくことを提案したい。CSDがピア・レビュー実施を踏まえ，世界における持続可能な開発のための取組の実施状況を総合的に評価する報告書を定期的に作成すべき。

② CSDのテーマ設定の改善

CSDで議論するテーマや内容について，MEAsのCOP等で既に議論したものは重複して取り上げない等の整理を行う。

③ 開発関係機関との連携強化

ECOSOCの実質会期とCSD会合の同時開催等により，経済・社会等の開発分野に関する議論と環境に関する議論の連携強化を図る。また，援助に際し，持続可能な開発の実現に焦点をあてる枠組みを設置することが必要と考える。

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

３．環境に関する制度的枠組みの強化　✓行政面及び財政面の効率化

持続可能な開発の3本柱の中で，環境に関する制度的枠組みの強化は喫緊の課題である。環境分野においては，環境条約体（MEAs）や関係機関が多数存在し，活動の重複や行政の非効率性が問題である。このような意味では，リオ＋20の場において，世界のリーダーが，環境分野における真に効率的でリーダーシップのある国際組織の在り方について合意することは意義がある。しかしながら，重複する組織のスクラップアンドビルドなしに，組織改革の議論のみが先行することは更なる分断化（fragmentation）に寄与することとなりかねず，望ましくない。我が国としては，段階的にMEAsのシナジー強化[9]や行政面での合理化を進め，それぞれの段階がクリアされることを条件に，最終的な姿として理想的な専門機関の創設も視野に入れるとの段階的取組が現実的であると考えている。具体的には以下の3段階を想定する。

①第１段階

- ◆ MEAs間の活動・行政面での連携強化（特に，生物多様性分野）や分野別合同COP の開催
- ◆ UNEPにおけるMEAsの活動報告に基づくレビューの実施
- ◆ 国レベルでのUNEP，MEAs事務局とUNDPの連携強化

②第2段階

- ◆ 連携するMEAs事務局の統合及び合同事務局長の任命
- ◆ 国連環境管理グループ（Environment Management Group: EMG）の調整機能の強化
- ◆ UNEP地域事務所とMEAs地域センターの統合，UNEP地域事務所と国連国別チームの協力体制の構築

③第3段階

第1，第2段階が実現することを前提として，最終段階として，UNEPとMEAsを統合した環境に関する専門機関の設立を検討。同機関においては，国際的な環境に関する取組について総会が決定を行い各MEAsはこれに従い活動する，事務局本部内に各MEAsの事務局を統合する，世銀等の国際金融機関を含む開発関係機関との協力体制を構築すること等が考えられる。これらが実現できれば，環境に関するガバナンスを強化するとともに，行政面の効率化及び財政面の合理化を図ることができる。

[9] 化学物質・廃棄物関連三条約の間で，共同活動，共同管理，共同サービス等の様々な連携強化が進められている。共同活動に関しては，国レベルでの実施支援を強化するため，キャパビルや技術支援の共同実施を進めている。2012－13年度は，共同活動として，キャパビルプログラムの共同実施や共同クリアリングハウスメカニズムの構築，科学的補助機関の連携，国別報告の連携等が予定されており，これらの活動の予算は三条約で分担して支出される。また，共同管理や共同サービスに関しては，昨年春から，三条約の共同事務局長が就任し，共同条約事務局に向けた事務局改編が進められている。共同条約事務局は，共同条約サービス・ユニット（法律，行財政管理，知識管理・情報技術，普及啓発，会議サービス，資源動員）と三条約各々の技術ユニットによって構成される。事務局機能の統合により，事務局運営予算が合理化され，2012－13年予算では，備品や翻訳・印刷経費等の固定経費が従来の半額～1/3 の規模に縮小されている。事務局スタッフについては，各条約の従来の人件費総額と比較してコスト増をもたらさない範囲で再配置が行われる予定。

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

＝ 第2部 ＝
グリーン経済への移行に向けた主要セクター毎の世界の課題・取組及び我が国の経験

グリーン経済への移行を推進していくためには，主要なセクターについての世界の課題や必要な取組を共有し，それぞれの国・地域が，各々の環境に応じた取組を進めることが重要である。

また，我が国は，これまでの経済のグリーン化に向け様々な取組を実施してきた「グリーン経済先進国」である[10]。我が国の経験を共有することは，これからグリーン経済への移行に取り組む国にとって有用である。

本セクションでは，我が国が，優先して取り組む必要があると認識するセクター毎の世界の課題・取組及びこれらセクターにおける我が国の経験・取組について記述している。

1. 自然災害リスクの軽減

（1）世界共通の課題・認識

東日本大震災に言及するまでもなく，特に近年大規模な自然災害が増加し，温暖化による極端な現象が増加する可能性が非常に高いとされていることから，自然災害リスクの軽減及び自然災害からの早期復興は国際社会全体にとって極めて重要である。持続可能な開発の観点からも，国際社会が自然災害リスクの軽減に向けた共通の課題・目標について認識を高めることが不可欠である。

自然災害は一度発生すれば，多数の人命が奪われるだけでなく，人々の離散やコミュニティーの崩壊を招くとともに，長年の開発の努力の成果が一瞬で損なわれる。一方，防災分野は，防災の取組の成果が事前に見えにくいことからこれまで必ずしも開発の主要課題としては認識されてきていない。

しかし，客観的なデータの分析と過去の災害の記録の検証に基づけば，災害のもたらす被害に対してどれだけの資源を配分すべきかについて，合理的な判断を下すのは十分可能である。2009年の防災グローバルプラットフォーム会合において提唱されているように，災害発生後に必要となる人道支援に要する費用の一部も用いて，災害予防に対する若干の追加的な投資を推進することが，人命と開発の成果を守る上で大きな役割を果たし得る。

[10]我が国はグリーン・イノベーションにより，環境分野で新たに140万人の雇用を生み出すことを目標としている。なお，雇用に関しては，2008年5月のG8労働大臣会合の新潟宣言において「政府，使用者，労働者は成長，雇用，生産性及び環境問題の相互のバランスを取るために協力する必要がある」とされており，実施すべき取組として，環境変化による雇用喪失を新規雇用に移行させるための支援，環境に優しい技術革新や産業の変化に対応するための職業能力開発の推進，新たな資源使用方法や制約等に適用した環境に優しい働き方の推進等に合意されている。我が国としては，ILOを通じて，一定の工業化を果たしている国を中心としたアジア地域諸国に対して，環境に優しい企業活動実現のための労使パートナーシップ強化，モデル企業育成のためのパイロットプログラム等，地球環境問題に配慮した雇用を促進するための支援を実施しているほか，国内において特に環境・エネルギー分野といった新分野における職業訓練等を推進してきている。

2011年の東日本大震災後には，震災の教訓を世界の防災の取り組み強化に活かすため，国際的な活動が活発化してきている。2010年11月に世界銀行が発表した報告書においては今次の津波のような低頻度ではあるが大規模な被害をもたらす災害においても壊滅的な被害は生じさせないための行動の重要性が提唱されている。また，OECD等は地球規模のショックに対する取組の強化災害リスクアセスメントの実施による強靭な社会の形成を促している。

（2）必要な取組

防災に関しては，2005年に神戸市で開催された第2回国連世界防災会議で「兵庫行動枠組2005－2015」が採択されている。その中で，優先行動として以下の5項目が挙げられている。第一に，防災を国，地方の優先課題に位置づけ実行のための強力な制度基盤を確保すること。第二に災害リスクを特定，評価，観測し早期警報を向上させること。第三に，全てのレベルで防災文化を構築するため知識，技術，教育を活用すること。第四に，潜在的なリスク要因を軽減させること。そして第五に効果的な応急対応のための事前準備を強化することである。

特に，開発途上国においては，災害発生時の早期警戒情報の提供，避難行動の誘導等人命の保護を最優先にした災害発生直前の対策のみならず，近年の災害の激化による経済被害の甚大さに鑑み，壊滅的な経済的被害を予防する措置もあわせて強化することや，地域間で連携し緊急的な災害復旧支援を実施することで，国際社会全体の取組につなげていくことが必要である。あわせて，一国だけではめったに発生しない低頻度ではあるが大規模な災害に対する危機意識を国際社会で醸成する取り組みも必要である。さらに，東日本大震災における極めて大規模な地震・津波によって引き起こされた福島原子力発電所の事故により，原子力発電の安全性の再評価が常に必要であることが確認されたところである。原子力発電所を利用または導入しようとしているすべての国々においては，原子力施設のリスク及び安全性に関する包括的な評価の実施に取り組むことが重要である。

（3）我が国の取組

我が国は，同枠組の推進に取り組みつつ，同枠組を具体化するための国際連携プロジェクトとして国際復興支援プラットフォームを提案・設立した。これにより，自然災害発生後の「よりよい復興」の実現に向け，国際的な知識の集約，教訓等の発信，人材育成等を行っている。更に，国際防災協力に一層貢献するため，2015年の第3回国連防災世界会議を日本に招致することを表明しており，本年3月の東日本大震災を受けて得られた知見・教訓等を国際社会と共有する考えである。またその準備も兼ねて，2012年に大規模自然災害に関するハイレベル国際会議を日本で開催する予定である。

また，我が国は，2005年のアジア・アフリカ首脳会議で防災・災害復興対策のため5

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

年間で25億ドル以上の支援を表明し着実に実施するなど，防災に関する支援を積極的に行ってきた。

更に，我が国は，アジア諸国の衛星画像等の災害関連情報を，インターネットを通じてアジア太平洋地域で共有するプロジェクト「センチネルアジア[11]」を主導している。

東日本大震災でも見られたように，我が国では，巨大津波による災害が繰り返されてきた歴史がある。東日本大震災の経験と教訓を踏まえ，我が国は地震・津波対策全般を見直すこととし，その基本的方向性が中央防災会議専門調査会より9月に示されたところである。最大クラスの津波災害に対しては，たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し，災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき，ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進する。下水道等のライフラインについても，ハードの整備のみならず被災時における機能確保を目的としたBCP（事業継続計画）の策定や，ICTを活用した避難システムの整備などソフト対策を充実している。他にも，自然公園法に基づく「三陸復興国立公園（仮称）」の指定による被災地の復興及び災害の経験の継承を行う予定である。

さらに，初動対応を強化するため，一地域だけではその対応能力が限界にある場合でも，被災地域外の災害対応要員を広域的に動員し，救急救護体制の支援の強化，災害復旧の迅速化を促進することとしている。これにより，災害による影響の長期化を回避し，二次災害を防止する広域防災体制を強化する予定である。

こうした我が国における災害管理の経験に基づいた知識・技術は，国際社会の持続可能な発展に大きく貢献するものである。このため，アジア防災センター（ADRC）を通じて自然災害が多発するアジア地域での防災ネットワークの拡充や防災知識の普及を促進する。また，水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）等の研究機関の連携の下，特に地球観測データから得られた災害リスク評価と予測に基づく適切な予防・被害軽減措置の選択を合理的に判断するための科学技術を国内外で活用していく予定である。

2. 気候変動・エネルギー（低炭素社会の実現）

（1）世界で共有すべき課題・目標

気候変動分野における究極的な目的は，気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ，現在及び将来の世代のために気候系を保護することである（国連気候変動枠組条約第2条）。

また，気候変動枠組条約第16回締約国会議で採択されたカンクン合意では，世界全体の気温上昇を産業化以前の水準と比して2度以下にとどめるために更なる排出削減

[11] アジア太平洋域の自然災害の監視を目的とした国際協力プロジェクト。アジア太平洋地域における宇宙利用促進を目的とした協力枠組みである「アジア太平洋地域宇宙機関会議」（APRSAF）」において我が国が提案し主導しているもの。地球観測衛星等から得た災害関連情報をインターネットにより共有し，台風，洪水，地震，津波，火山噴火，山火事など自然災害被害を軽減，予防することが目的。現在24か国・地域から67機関・11国際機関が参加。

が必要であることを認識し，早期のピークアウトを実現することを目標としている。これらの目標を達成するためには，同合意を着実に実施するとともに，全ての主要国が参加する公平かつ実効的のある国際的枠組みを構築することが必要である。

また，国連エネルギーは，①2030年までに現代的なエネルギーへの普遍的アクセスを達成し，②同年までに現代的なエネルギー効率を40%まで高め，③同年までに世界的なエネルギー供給に占める再生可能エネルギーの比率を少なくとも30%まで高めるとの目標を提案している。このような目標の設定は気候変動問題への対応及びエネルギーアクセスの確保の観点から意味がある。

（2）必要な取組

これらを実現するための有効な政策手法としては，

- ◆ 国連交渉に加え，現在着実に実施されている世界的，地域的，国及び国以下のレベルにおける低炭素社会構築のための協力推進及びそのための途上国支援の着実な実施
- ◆ 地域内の知見共有，広範なステークホルダーとの意見交換，コベネフィット・アプローチへの推進
- ◆ 公正な国際的枠組みの科学的根拠となる，気候変動リスクの特定，生起確率・影響の評価に関する情報の創出
- ◆ 適応・緩和対策の実施及び脆弱国への適応・緩和対策支援
- ◆ 緩和行動としての REDD＋[12]の活動支援やそのための測定・報告・検証（MRV）の向上
- ◆ 持続可能な森林経営の推進，保安林等の適正な管理・保全，都市緑化等の推進による二酸化炭素吸収量の確保
- ◆ 環境教育
- ◆ 新たな制度設計や制度の変更，新たな規制・規制緩和などの総合的な政策パッケージによる低炭素社会づくりの推進，環境技術・製品の急速な普及拡大，グリーン・イノベーションの促進等が挙げられる。

等が挙げられる。

（3）我が国の取組

（ア）国際社会への貢献

我が国は，低炭素社会の構築を支援している。排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国及び気候変動の影響に対し脆弱な途上国への対策として，2012年までの官

[12]途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出量は，世界の総排出量の2割を占めているとされており，その排出を削減することが気候変動対策を進める上で重要な課題となっている。REDD は Reducing Emissions from Deforestation and forest degradation in Developing countries（途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減）の略であり，REDD＋は REDD の活動に森林炭素保全等の活動を加えたもの。

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

民合わせて概ね150億ドル規模の支援を表明した。また，2011年7月末までに113億ドルの支援を実施している。カンクン合意で設立が合意された途上国支援のための「緑の気候基金」，「気候技術センター」及び設計プロセスへの積極的な関与も行っている。その一環として，2011年7月には同基金移行委員会第2回会合を東京で開催，またアフリカ諸国向けにアフリカ気候変動対策・支援に関する政策対話等も実施している。その他にも，国際社会と共有できる我が国の具体的取組として，「21世紀気候変動予測革新プログラム[13]」，「気候変動適応研究推進プログラム[14]」「低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）[15]」「アジア太平洋気候変動適応ネットワーク（APAN）[16]」「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合[17]」，「地球地図プロジェクト[18]」「農業由来温室効果ガスに関するグローバル・リサーチ・アライアンス（GRA）[19]」等を実施している。引き続き，気候変動に関する予測・影響評価技術を高度化し，リスクマネジメントに資する情報を創出するための取組を推進する。また，「アフリカ低炭素成長・持続可能な開発戦略[20]」及び「東アジア低炭素成長パートナーシップ[21]」を検討している。

さらには，国際海事機関（IMO），国際民間航空機関（ICAO）等の国際機関における国際

[13] スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用し，気候変動予測モデルによるシミュレーション計算を行い，地球環境予測，近未来予測，極端現象予測等の研究を実施。特に，国際的に気候モデルの相互比較実験を行うプロジェクト（CMIP5）の成果は，気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（AR5）の策定に貢献するとともに，気候変動の緩和・適応に関する政策に基盤的情報を提供している。

[14] 「21世紀気候変動予測革新プログラム」の全球レベルでの気候変動予測結果を地域レベルで利用できる精度に精細化するためのダウンスケーリング手法，データ同化技術，気候変動適応シミュレーション技術を開発するもの。

[15] 「低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）」とは，G8環境大臣会合のもと2009年に発足した7カ国16研究機関によるネットワーク。G8やアジア各国の研究機関が低炭素社会シナリオ分析などを通じ，低炭素社会構築のための様々な課題・手段について情報交換，知見の共有，研究協力を進めている。

[16] 「アジア太平洋気候変動適応ネットワーク（APAN）」とは，UNEPがCOP15で提唱した世界気候変動適応ネットワーク（Global Adaptation Network）を構成するアジア地域におけるネットワーク。ステークホルダー間における気候変動への適応に関する知見，経験，情報の共有及び途上国の適応ニーズと支援のマッチングを進めている。

[17] 交通分野の気候変動対策促進に焦点を当てた主要国の交通担当大臣・関係国際機関による会合。2009年の第1回会合を我が国が主催。2010年にイタリアで開催された第2回会合には，28ヶ国，5国際機関，3関連業界団体が参加。

[18] 「地球地図プロジェクト」とは，地球環境問題等に対処するために必要となる，全球の地理空間情報を整備する国際プロジェクト。現在，181カ国・地域の国家地図作成機関が参加。1992年に我が国が提唱し，国土地理院が国際運営委員会の事務局を務めるなど，プロジェクト推進の中心的役割を果たす。

[19] 世界の32ヶ国が参加する農業分野の温室効果ガス削減等に関する研究ネットワーク。畜産・水田・畑作の3分野について，温室効果ガス削減等に関する研究を実施。日本は水田分野の議長国となっている。

[20] 「アフリカ低炭素成長・持続可能な開発戦略」
本年5月のTICAD閣僚級フォローアップ会合（於：ダカール）にて，アフリカ諸国との間で「アフリカ低炭素成長・持続可能な開発戦略」を策定すると合意し，同会合コミュニケにも記載された。本戦略は，2012年のTICADフォローアップ会合において中間報告を行い，2012年中を目途に最終報告を行う。現在，アフリカ各国，TICAD共催機関とともに策定に向けた検討を行っている。

[21] 「東アジア低炭素成長パートナーシップ」構想
世界の成長センターかつ最大の温室効果ガス排出地域である東アジアにおける，低炭素成長モデルの構築をEASの下で推進する構想。右は，本年7月の東アジア首脳会議（EAS）参加国外相協議の議長声明に盛り込まれた。来年4月に本邦にて，東アジアにおけるベストプラクティス・知見・情報共有の促進のための会議を開催することを検討中。

交通分野からの温室効果ガス排出削減のための議論に積極的に参画しているほか，新幹線・都市交通，水，エネルギー，高効率石炭火力などの我が国の進んだ環境技術によるインフラ整備を通じ，環境共生型都市開発への積極的な関与について官民をあげて取り組んでおり，そのために必要な調査や人材育成，公的金融支援を行うこととしている。また，新興国等に向けて環境関連規制の導入も支援する。

（イ）国内における取り組み

昨年6月に閣議決定した「新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～」では「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」を戦略分野の一つに位置付け，再生可能エネルギーの普及拡大支援や低炭素投融資の促進，情報通信技術の活用，モーダルシフトの推進，省エネ家電の普及，効率的な電力需給，国内資源の循環的利用等に取り組んでいくこととしている。新成長戦略については，東日本大震災の日本経済への影響を踏まえ，本年8月5日に「日本再生のための戦略に向けて」を閣議決定した。それに基づき，原則，目標・工程を堅持しその実現に取り組むとともに，新たな成長へ向けて戦略の再設計・再強化を行い，年内に「日本再生のための戦略」を策定することとしている（「政策推進の全体像」平成23年8月15日閣議決定）。また，新成長戦略の戦略分野のうち「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」については，以下が定められている。第一に，エネルギー政策の見直しを含めた「環境・エネルギー大国戦略」の質的転換を図ること。第二に，本年5月に閣議決定した「政策推進指針～日本の再生に向けて～」に基づく「革新的エネルギー・環境戦略」の基本的な方針を2011年末目処で取りまとめ，「日本再生のための戦略」へ反映すること。第三に，「新成長戦略」における「環境・エネルギー大国戦略」の既存の工程について，原発への依存度逓減のシナリオを具体化し，グリーン・イノベーション戦略は強化，前倒しするという考え方のもと検討し，「革新的エネルギー・環境戦略」として新たな工程を策定することである。

さらに，昨年12月に開催された地球温暖化問題に関する閣僚委員会においては，「技術革新こそ，「環境・エネルギー・成長に関する勝利の方程式の解」」であることが基本認識とされた。その下で，新成長戦略に掲げた「環境・エネルギー大国戦略」を更に充実させ，総合的なグリーン・イノベーション戦略を策定することを決定した。第177回国会において本制度の導入を盛り込んだ再生可能エネルギー特別措置法案が成立し，平成24年7月に施行される。

3. 食料安全保障

（1）世界共通の課題・認識

世界的な人口増加や食料価格の高騰，限りある資源，異常気象の増加等の下，食料安全保障を確保していくことは世界的な課題である。ミレニアム開発目標においても，1990年から2015年までに1日1ドル未満で生活する人口の割合と，飢餓に苦しむ人々の割合を半減させることがその目標として掲げられている。

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

一方で土地，水，生物多様性のような天然資源の持続的利用及び国土の保全，水源の涵養，景観の保護，生物多様性の保全といった農業の正の外部経済に寄与するような持続可能な農業システム及び作物の多様化を推進していかなければならない。

（2）必要な取組

これらを実現するために有効な政策手法としては，

- ◆ 品種改良や灌漑施設整備などによる食料生産及び生産性の増大
- ◆ 災害対応の改善，農山漁村地域の振興気候変動と水資源管理等に関する課題への対応
- ◆ 責任ある農業投資の促進
- ◆ 食料及び農水産物の貿易の円滑化
- ◆ 市場の情報と透明性の改善
- ◆ アグリビジネス環境の改善
- ◆ 国際的な政策協調
- ◆ 最も脆弱な人々における価格乱高下の影響の逓減
- ◆ 持続的な漁業生産の実現等
- ◆ 最も脆弱な後進開発国においてこれらの取組を推進するための各国知見の共有，途上国への支援も不可欠である[22]。

（3）我が国の取組

（ア）国際社会への貢献

我が国は，APEC 食料安全保障担当大臣会合を開催し，APEC 域内の食料安全保障を強化するための「持続可能な農業の発展」及び「投資，貿易及び市場機能の円滑化」の 2 つの目標に向けた行動計画を取りまとめた。また，投資家，投資受入国及び現地の人々の三者の利益を調和し最大化する「責任ある農業投資」を関連国際機関と協力し，推進しているところである。さらに，開発途上地域における灌漑インフラ及びアフリカにおけるネリカ米普及等による農業生産や生産性の増大，農村の振興及び自然資源管理等に関して，日本とブラジルとの共同支援や南南協力を含む技術協力，資金協力及び食料援助その他の国際協力の推進に努めている。また，G8ラクイラ・サミットでは，我が国は，2010－2012年の3年間で，インフラを含む農業関連分野において少なくとも30億ドルの支援を表明しており，着実に実施している。加えて，アジア太平洋食料安全保障情報プラットフォーム（APIP）の構築，ASEAN＋3（日中韓）が連携して同地域における緊

[22] さらに，世界的な食糧の増産に向けて，民間部門も含めた農業分野への投資拡大が急務であるが，近年大規模な農地取得が急増し，「農地争奪」との批判もあるところ，その負の影響を最小化し，投資家，投資受入国及び現地の人々の三者の利益を調和し最大化するため，我が国は関連国際機関（世銀，FAO，UNCTAD，IFAD）等とともに「責任ある農業投資（RAI）」を推進してきたところであり，右をさらに前進させていく必要がある。

急米備蓄（APTERR），食料安全保障情報の整備（AFSIS）及び人材育成に取り組んでいるところである。また，WFPへの拠出による新たな稲作普及及び貧困地域の自立支援や，FAOへの拠出を通じた農業投資に関わる情報基盤の整備，農業投資の政策手引きの作成等に携わっている。

（イ）国内における取り組み

我が国は，食料自給率目標を設定し，その実現に向けて国内の農業生産を増大させるための様々な施策を総合的に推進している。また，食料安全保障上重要な農作物の適切な備蓄及び食料輸出国との安定的な貿易関係の形成のための施策も併せて行っている。これらの施策の適切な組み合わせにより我が国の食料安全保障を確保することとしている。また，我が国の食料供給の安定化・多角化に向け，食料安全保障のための海外投資促進に関する会議において指針を策定した。さらに，国際紛争や国際的な不作による輸入の急激な減少などの食料安全保障に係る不測の事態に対しては，政府及び国民が的確に対応するためのマニュアルを策定している。更に，2010年に「「食」に関する将来ビジョン」を策定し，気候変動，エネルギー・資材の価格変動など，食料安定供給に影響を与える可能性がある様々なリスクを恒常的に分析・評価し，対応策を検討・実施するための手法を新たに導入することとしている。

4. 水資源

（1）世界で共有すべき課題・目標

水は，人間の生命に直結する物質であり，水へのアクセスの十分な確保は人間の福祉の観点からも不可欠である。また，水は食糧，経済活動，エネルギーを支える基幹的な資源であり，持続可能な開発の最も重要なセクターである。今後，多くの国で人口増加と都市化が進展し，食糧やエネルギーへの需要増に伴い世界的な水需要の増加は不可避であり，既に悪化している水質汚濁等の問題も新たな対策無しでは更に深刻化することが懸念されるため，効率的かつ安定的で安全な水資源を確保しその管理を推進することが喫緊の課題である。水関連リスクの軽減なしには貧困の削減，持続可能な発展は確保されない。

2007年公表のIPCC第4次報告書では，地球温暖化の進行により干ばつの起こる地域が増加するなど，水資源に多大な影響をもたらす気候変動が発生する可能性が高いことが指摘されている。水資源に対して増大する脅威への適応は，持続可能な発展のために解決すべき最も重要な課題の一つである。

（2）必要な取組

2000年の第2回世界水フォーラムで確認された「世界水ビジョン」では，途上国全ての利害関係者が参加した総合水資源管理の確保，適正な価格システムの確立を図るほか，特に国際河川，湖沼の流域管理システムの確立に向けた国際的な体制整備が定め

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

られた。2009年の第5回世界水フォーラムで採択された「イスタンブール首脳宣言」が指摘するように，水資源管理のために，参加型，セクター間及び分野横断的なアプローチをもって協働し，地球規模の枠組が模索される必要がある。例えば，食糧分野では，2011年G20農業大臣会合で，食料安全保障と持続可能な農業生産の実現のため水資源の持続可能な供給，水管理の改善が必要であることが言及されている。灌漑用水をはじめとする水利用の一層の効率化を図ることが重要である。また，同宣言では汚染者負担の原則を適切に適用し，汚水の回収，処理，再利用の推進・実施を通じて，地表水・地下水の汚染防止を強化するため，水部門のガバナンスを改善する必要性が指摘されている。さらに，地球観測や気候変動予測による科学技術に裏打ちされ信頼性の高い水資源に関する基礎的データ（降水量，流量等）の確保やその可視化は，多様なセクターが参加し，協働するための基礎的な条件である。全球観測体制の確立は，今後の持続可能な条件で水資源が利用可能な地域の比率向上など，水に関するグッドガバナンスを拡大するための重要な取組の一つである。

一方アジア太平洋地域では，2010年に開催されたインフラ大臣会合での大臣声明において，気候変動の影響により増大する洪水，高潮，海岸浸食の被害の頻発・激化，渇水被害の頻発や深刻化，水質の悪化等の水関連リスクに対応するため，気候変動の緩和に加え，適応策を強力に推進することが提唱されている。水資源に関する地域単位の連携強化が必要である。また，2011 年 9 月に公表された国連水と衛生に関する諮問委員会（UNSGAB）からリオに向けたインプット文書では，MDGs の一つとして位置付けられている安全な水と衛生施設へのアクセスの向上に加え，人々の健康や経済活動，生態系の保全のためには，新たに排水管理に関する目標を設定することの必要性が提言されている。

（3）我が国の取組

（ア）国際社会への貢献

我が国は，水と衛生分野におけるODAの主要国（トップドナー）として，多様な水問題の解決に向け，効率的な上下水システムの整備や，水資源開発等を通じた貢献を行ってきている。近年では気候変動の影響に脆弱な途上国に対し，ODAを通じた人材育成による技術移転等を行ってきている。

また，2008年の第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）で300億円の水・衛生分野の無償資金協力を表明するなど，この分野での国際支援を推進してきた。

第3回世界水フォーラムの準備及び開催を契機に，2001年には国際洪水ネットワーク（IFNet），2004年には国際水田・水環境ネットワーク（INWEPF）やアジア水環境パートナーシップ（WEPA）が創設され，2004年にはアジア河川流域機関ネットワーク（NARBO）が，我が国の水資源機構，アジア開発銀行及びアジア開発銀行研究所により設立されている。INWEPF は，アジアモンスーン地域の国々を中心に組織され，水田農業における農業用水の重要性等について世界へ情報発信を行っている。WEPAはアジア地

域13ヶ国の参加を得て水環境の情報基盤整備と人材育成の一体的な実施を通じ，各国の水環境ガバナンスの強化による水質汚濁問題の解決を図っている。また，NARBOは，ユネスコが2009年に発表したガイドラインの作成に貢献している。また，サニテーション分野においては，アジア・太平洋地域のナレッジハブ（国際拠点）として2009年，日本サニテーションコンソーシアム（JSC）が設立され，各国の「サニテーション」に関する知識・情報の集約・普及・共有等の活動行っている。また，産学官のプラットフォームとして，下水道グローバルセンター（GCUS）が本活動を後押ししている。

そのほか，国際衛生年（2008年）の活動をフォローし，2015年のMDGの達成に向けた「衛生分野の行動推進のための5か年推進計画」の策定に大きく貢献するとともに，衛生施設の整備だけでなく総合水資源管理計画の中での汚水処理の必要性を啓発してきている。

水資源や水環境の活用と保全に関しては，①我が国が高い実績を有する汚水処理人口普及率や水質環境基準の達成率，下水再生利用率の向上，②世界の水使用量の約7割をしめる農業用水の確保及び効率的利用，③全球観測体制やデータベースの整備，④より精度や信頼性の高い各国の持つ地球観測データの共通利用，⑤地球観測データの交換・共有に向けた国際社会の意識高揚等の分野で積極的に知見を活用していく。例えば，宇宙航空研究開発機構（JAXA）によるTRMM（熱帯降雨観測衛星）や水循環変動観測衛星「しずく」（GCOM－W）の打ち上げや運用，GFAS（全球洪水警報システム），IFAS（早期洪水予警報システム），GS－MAP（全球衛星降水図），地球地図の活用，アジア水循環イニシアティブ（AWCI）やアフリカ水循環相互調整イニシアティブ（AfWCCI）等の地球観測の国際的な協力枠組等は，科学技術を活用し水（資源）に関するグッドガバナンスの確立を支援する先進的な取組となっている。

また，今後は，増加する水資源インフラストックのアセットマネジメント，激化する水災害リスクの管理に関する制度的・技術的支援も実施していくこととしている。

（イ）国内における取り組み

我が国は，水資源開発促進法や水質汚濁防止法の制定等の水管理体系の整備やそれらに基づく国，事業者・地方公共団体等のたゆまぬ努力により，かつての深刻な水不足や激甚な水質汚濁，地盤沈下を克服してきた。また，技術を活用した取組として，水環境や健全な水循環を維持・回復しつつ，費用対効果の高い技術や地震等の自然災害に強い施設の導入を推進している。例えば，貯水池（ダム）の統合運用による流域単位での水資源の効率的な利用，雨水，地下水，表流水等の多様な水資源の一体的管理を進めている。それとともに資源・エネルギー再生を同時に達成する循環型下水道システムの普及や，人口の少ない地域に適した分散型の排水処理施設である浄化槽の整備を推進し，効率的な水処理や，健全な水循環の確保につなげている。増大する施設ストックの効率的な機能維持のため，今後，一層老朽管渠の調査，点検技術や非開削更生技術等を活用したアセットマネジメントを確立していく。また，ダムや頭首工の基幹的農業水利

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

施設は，我が国の農業生産に不可欠な基本インフラである。そのため，これらの機能を将来にわたり安定的に発揮し，地域で必要な農業用水を確保できるようリスク管理を行いつつ，施設のライフサイクルコストを逓減している。また，施設機能の監視・診断，補修，更新等を機動的かつ確実に行う戦略的な保全管理を推進している。

また，我が国では，膜技術による下水の高度処理や，下水バイオマスのエネルギー利用システムなどの先端的技術を国内および海外事業へ適用するため，下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）を実施している。また，日本，中国，韓国で下水再生水の都市内利用に関する標準化について連携する等，我が国の水関連技術やシステムを海外に普及させるための国際標準化にも取り組んでいる。さらに，雨水や再生水も活用した多様な水源の確保や，節水機器の導入を通じ，気候変動による渇水リスクの対応が必要な場合にも柔軟に対応できる社会の構築に向けた自治体や企業の取組が進められている。例えば，大型の都市型水循環システムを導入する試みとして，2011年12月に完成予定で自立式電波塔として世界一の高さ（634m）となる東京スカイツリーには，周辺を含めた地下に，保有水量約7，000トンの「大容量水蓄熱槽」を設置している。これは夜間電力で製造した冷水（夏期）・温水（冬期）を翌昼間の冷暖房に利用することによる使用電力のピークシフトと，地中熱利用による省エネに効果をあげるものと見られる。大規模災害時には保有水を生活用水や消防用水として活用できる仕組みを構築することとなる。このように，我が国は都市型の水システム構築を自治体レベルで推進している。

5. 生物多様性

（1）世界で共有すべき課題・目標

豊かな生物多様性及び生態系が保たれることにより，食料や木材，医薬品等の確保，健全な水循環，気候の調節等，我々は生存に欠かせないさまざまな恩恵を享受している。また，サンゴ礁やマングローブ等による津波被害の軽減，森林による山地災害の防止等，自然災害リスクの軽減という観点からも生物多様性及び生態系の保全は重要である。

生物多様性に関しては，2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)において，生物多様性戦略計画2011－2020及び愛知目標が採択された。2050年までの展望として自然と共生する，すなわち生物多様性が評価され，保全され，回復され，そして賢明に利用され，それによって生態系サービスが保持され，健全な地球が維持され，全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる社会の実現が合意された。また，2020年までの短期目標として生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することに合意された。さらに，生物多様性の価値を国や地方の開発計画等へ統合すること，持続可能な利用を促進すること，2020年までに陸地の17%，海域の10%を保護区等の手段により保全するなどとした，短期目標の達成に必要な20の個別目標が設定されている。また，愛知目標の実現に向けた進捗を評価するための指標として，現在，生物多様性事務局で20の個別目標に対応した指標

が検討されている。国連総会で 2011 年-2020 年を「国連生物多様性の10年」とすることが決定されたが，このような指標をもとに達成状況を確認しつつ，2020 年には愛知目標が実現されることが重要である。

（2）必要な取組

生物多様性に係る国際社会の取組として，

- ◆ 愛知目標を踏まえた生物多様性国家戦略の見直しを始めとする立法上，行政上，または政策上の措置の制定や見直し
- ◆ 陸域・海域における保護地域の保全・拡充
- ◆ 希少野生動植物種の保全，生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークの形成
- ◆ 事業に必要な資源確保
- ◆ 資金メカニズムの開発
- ◆ 生物多様性の経済価値評価
- ◆ 干潟・藻場の保全及び造成

等が挙げられる。

（3）我が国の取組

我が国としては，共通の目標達成のため，国際社会への貢献として，生物多様性条約COP10の議長国としてのイニシアティブ及び IPBES 設立に向けたイニシアティブを発揮している。特に途上国との関係では，COP10で採択された世界全体の生物多様性の戦略計画である愛知目標に基づき，途上国が国家戦略を策定してその目標達成を目指す努力を支援するために，2010年から3年で総額20億ドルの支援を行う「いのちの共生イニシアティブ」を表明した。また，本イニシアティブの下での具体策として，途上国の生物多様性国家戦略の改定を支援する生物多様性日本基金（10億円）や ABS 名古屋議定書実施基金（10億円）を設立して途上国によるCOP10成果の実施を支援している。また，アジア地域における保護地域のパートナーシップを構築している。

さらに，生物多様性国家戦略の見直しや生物多様性保全活動促進法の施行，SATOYAMAイニシアティブの推進等をおこなっている。また，生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する農家への直接支払い等生物多様性をより重視した農林水産施策の推進を行っている。地方自治体の生物多様性保全に関する取組について支援を行っている。

海洋保護区に関しては，我が国は国立公園の海域公園地区の面積を2009年の 2，359ha から2012年度末までに約 4，700ha に倍増するという数値目標を設定している。

6. 海洋資源

（1）世界で共有すべき課題・目標

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

漁業は，食料の安定供給のほか，雇用，文化，経済等にとってもきわめて重要な役割を担うものである。生物多様性条約の愛知目標6は，過剰漁獲の回避や資源回復計画の実施等について定めている。これを踏まえ各国が，または適当な場合はFAOや地域漁業管理機関等を通じ，すべての漁業資源を適切な管理の下，将来的な持続的利用の実現を達成することが世界の共通目標である。

（2）必要な取組

上記課題への対策としては，

- ◆ 科学的データに基づく適切な資源管理の実施
- ◆ IUU漁業対策の推進
- ◆ FAOの責任ある漁業のための行動規範の実施，国際行動計画及び技術ガイドラインの実施
- ◆ 埋め立て等からの海洋環境の保護
- ◆ 干潟・藻場の保全及び造成
- ◆ 陸域からの負荷の逓減等を含む，海洋生物資源にとっての重要な生息環境の保全対策の推進
- ◆ 地域の漁業者等による自主的な資源の保存管理や漁業環境改善の取組の推進

等の取組が必要である。

（3）我が国の取組

海洋資源を保全していくために，①モニタリング調査と適切な解析を通じた資源状況の把握，②資源量，資源や海域の特性等を踏まえた保存管理措置の導入とその実施，遵守，③資源の保存管理や持続的利用推進の必要性に関する認識の向上，④国際機関との連携，⑤地域内各国の情報交換及びネットワーク構築が有意義である。2011年度末までに水産資源の生育環境を保全・創造するため，藻場・干潟の造成・再生に向けた整備を5，000ha実施するという目標を設定。2007年～2010年度にかけて4，841haを整備。2012年度以降の目標については，今後検討される予定。

海洋資源に関する我が国の途上国に対する支援としては，専門家の派遣といった直接的な技術協力や，FAO，SEAFDEC等のプロジェクト実施支援といった間接的な技術協力の他，海洋保護区データベースの整備，サンゴ礁分布図の整備等が挙げられる。

7. 森林保全

（1）世界共通の課題・目標

生態系の保全，自然災害リスクの軽減，低炭素社会の実現等，森林は持続可能な開発に欠かすことのできない要素である。国際社会が達成すべき目標として，①森林減少傾向の反転，②森林由来の経済的・社会的・環境的便益の強化，③保護された森林及び持続可能な森林面積の大幅な増加と持続可能な森林からの生産物の増加，④持続可能な森林経営のための能力開発の強化，⑤持続可能な森林経営の推進による気候変動緩和への貢献等が挙げられる。

（2）必要な取組

具体的な達成をはかるための取組としては，第7回UNFFで合意された「すべてのタイプの森林に関する法的拘束力を持たない文書（NLBI）」に掲げる25項目の国内政策・措置及び19項目の国際協力・実施手段が適切に実施されているかが指標となる。

（3）我が国の取組

我が国では，森林が国土の約7割を占めることもあり，これまで①森林・林業再生プランの策定や森林・林業基本計画の改定といった法整備，②自然災害・震災復興の観点からの海岸防災林の復旧・再生，③生物多様性の観点に立った国有林における，森林生態系保護地域をはじめとした適切な保護林の設定，④気候変動の観点に立った森林吸収源対策といった諸政策を実施してきている。これらは，他国においても適用可能なものである。

8. 持続可能な生産と消費（廃棄物・化学物質管理含む）

（1）世界共通の課題・目標

持続可能な開発の達成のためには持続可能な生産と消費が不可欠である。現在，国連持続可能な開発委員会で，「持続可能な生産と消費のための10年取組枠組み」が議論されているが，早期にこの発足を図る必要がある。また，生産と消費における資源の利用を可能な限り抑制していく必要がある。

持続可能な生産と消費には，とりわけ適正な廃棄物管理が重要である。アジェンダ21の中でも，廃棄物の最少化，環境上適正な廃棄物再利用及びリサイクルの最大化，廃棄物の環境上適正な処分及び処理の促進が取り上げられている。これらはヨハネスブルグ・サミット（WSSD）実施計画にも引き継がれている。また，化学物質に関しては，WSSD行動計画の中で，2020年までに化学物質が人の健康と環境への著しい悪影響を最小化する方法で生産・使用されるようにすることを目指すとの目標（2020年目標）が設定されている。また，同目標達成のための国際戦略・行動計画として採択された「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」（SAICM）の「ハイレベル宣言」の中で，①アジェンダ21及びWSSD実施計画に従って化学物質及び有害廃棄物のライフサイクルを通じた適正管理を推進するとのコミットメントの再確認，②生活水準の改善，公衆衛生及び環境保護のため，グリーンケミストリーを含む化学の利益を実現させるとともに，化学物質の安全な生産及び使用のために引き続き協働するとの決意等が示されている。さらに，SAICMの「包括的方針戦略」においては，①有害物質と有害廃棄物の環境面で適正な回収とリサイクルの推進，②環境面で適正でより安全な代替の推進等の戦略が

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

示され，「世界行動計画」においては，各国政府，国際機関，産業界等の関係者がとり得る行動として273項目がリストアップされ，進捗指標が設定されている。

（2）必要な取組

これらを実現するための必要な取組としては，

- ◆ 廃棄物の環境上適正な管理に係る法制度の導入・改正
- ◆ 化学物質の製造・使用から廃棄までのライフサイクルを通じた環境上適正な管理
- ◆ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する諸法令に基づいた既存化学物質の適切かつ迅速な安全性評価，廃棄物の環境上適正な管理
- ◆ これらを通じた持続可能な生産消費形態への転換のため，各国による行動計画の遵守
- ◆ 循環型社会の形成
- ◆ 3R の優先
- ◆ 指標や数値目標の設定
- ◆ 処理施設や体制の整備等
- ◆ 政府調達における環境物品等の調達，グリーン購入の推進
- ◆ 省エネ家電・省エネ住宅等の環境配慮型消費財へのシフト
- ◆ 廃棄物管理に関する技術供与，能力開発支援を行うための，国際的な廃棄物管理に関するパートナーシップの創設

といった取組が必要である。

（3）我が国の取組

我が国はシーアイランド・サミットで3Rイニシアティブを提唱して以来，積極的に3Rを推進している。国内では，循環型社会形成推進基本法や，各種リサイクル法の制定により3R を推進している。また，廃棄物処理法の改正等による廃棄物の適正処理，グリーン購入法制定による環境負荷低減に資する製品・サービスの調達，環境配慮契約法制定による温室効果ガス等の排出量に配慮した契約，環境配慮促進法制定による環境報告書等の公表を促進してきている。その他にも，家電エコポイント制度や住宅エコポイント制度，エコリフォーム，エコ・アクション・ポイント等を実施し，様々な環境配慮型の商品・サービスの購入・利用や環境に良い行動を促進している。更に，家庭・事業者向けエコリース促進事業による低炭素機器の普及促進，環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業による低炭素社会の形成推進等を行っている。

持続可能な生産と消費という観点からは，特に製造事業者の責任が重大である。そのため，環境に配慮した事業活動の実施，とりわけ廃棄物の発生を抑制する製品，製造プロセス，ビジネスモデルの確立，排出者責任，拡大生産者責任（EPR）等，循環型社会への転換が不可欠である。

化学物質管理に関しては，WSSD2020年目標を踏まえた取組を進めており，2009年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の改正を行い，包括的な化学物質管理を進めることとした。具体的には，既存化学物質を含めたすべての化学物質を対象にリスク評価を行い，必要に応じて製造・輸入・使用の規制等の対象とすることとした。また，流通過程にある化学物質の管理に資するための情報伝達に関する措置を講じている（2011年4月施行）。PRTR制度については，制度開始以降，事業者から届け出された対象化学物質の排出・移動量が着実に減少しており，事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と，環境保全上の支障の未然防止に寄与している。2009年には対象化学物質及び対象業種の見直しを実施するなど（2011年4月施行），化学物質に関する最新の状況を勘案した制度のより一層の向上に取り組んでいる。さらに，化学品の有害性分類・表示の国際調和に関してGHS対応を進展させるため，従来2つに分かれていた情報伝達に関するJIS（MSDSと表示）を統合し，2011年に改訂された国連GHS文書最新版のJISへの導入を進めている。他にも「化学物質リスク研究事業」や「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」等の取組を推進・強化している。

9. 持続可能なまちづくり

（1）世界共通の課題・目標

今後，経済発展が著しい新興国を中心に，都市の居住人口が増え，巨大な都市が数多く誕生することが予測される。このような，新たな巨大都市において，旧来型の多資源・多エネルギー消費型のまちづくりを行うことは，気候変動そのほかの環境問題に多大な影響を与える。また，都市部の貧困の解消と衛生の向上は重要であり，持続可能な開発の実現のためには持続可能な都市づくりも重要な課題になっている。

現在，持続可能性をめざす自治体協議会（ICLEI）や世界大都市気候先導グループ（C40）等先進的な自治体が，低炭素都市づくりをはじめとする持続可能なまちづくりについて議論を行っている。リオ＋20において，様々な都市・地方自治体の取組を世界規模に発展させ，まちづくりの観点から各都市の特徴や課題を考慮した上で目標を設定することが重要である。

（2）必要な取組

これらを実現するために必要な取組としては，

- ◆ 再生可能エネルギーや蓄電技術等を活用した災害に強く低炭素な自立・分散型エネルギーシステムの導入
- ◆ 自立性と分散性を兼ね備えた低炭素・防災型のスマートグリッドの構築
- ◆ 低エネルギー消費型のグリーンビルディングの導入推進
- ◆ 環境的に持続可能な交通（EST）の推進
- ◆ 集約型都市構造の実現

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

◆ 公共交通の利用促進
◆ エネルギーの面的利用と未利用エネルギーの活用
◆ 緑地の保全と都市緑化等の推進
◆ 持続可能なまちづくりのコンセプトを国際社会との共有
◆ 地方自治体による廃棄物処理施設の適切な設置
◆ ゴミ収集の細分化・リサイクルの徹底などによるゴミの減量
◆ 先進国及び途上国の地方自治体のパートナーシップの構築による，適切な技術移転・キャパシティービルディングの推進等が必要である。

（3）我が国の取組

我が国は2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」の中で「環境未来都市」構想をとりあげている。この施策は，環境・超高齢化対応等に係る成功事例（技術，仕組み，サービス，まちづくり等）の創出を通じて，環境価値・社会的価値・経済的価値を継続的に創造することができる都市を環境未来都市として選定し，その実現に向けた取組を支援するものである。本年12月を目処に選定を行う予定である。また，「環境未来都市」構想の実効性を高めるため，環境・超高齢化対応等に係る国内外のベストプラクティスの収集・整理，発信等も行う予定である。

また，特に低炭素都市づくりに関しては，2008年から，地球温暖化対策法に基づき，一定規模以上の地方公共団体では，それまで自らの事務事業に関する事項に限られていた地方公共団体実行計画制度について，区域の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込むことが義務付けられた。同計画の中で，各地方公共団体は，自らの区域における温室効果ガス排出量の把握，削減目標の設定，再生可能エネルギーの導入促進等の具体的な対策メニュー等を盛り込むこととされている。これを受け，各地域の主体的かつ計画的な地球温暖化対策が進みつつある。政府は，計画策定のノウハウを提供するとともに，各種財政措置により，地方公共団体における低炭素型の地域づくりを支援している。

より具体的な事業として，地方公共団体実行計画に基づく省エネ事業等の実施を支援し，持続可能な地域経済社会の構築と雇用創出を実現するための「グリーンニューディール基金」を都道府県等に設置している。その他，都市未利用熱等の活用，低炭素型交通システムの構築等の分野でのCO_2削減に効果的な先進的対策の実証を行うための「チャレンジ25地域づくり事業」が挙げられる。他にも，横浜市，豊田市，北九州市などで電気の有効利用，工場の廃熱などの未利用エネルギーの地域での有効利用を行っている。また，地域の交通システム整備を含めたスマートコミュニティづくりを進めるための「次世代エネルギー・社会システム実証」をはじめているところである。更に，低炭素社会づくりと地域活性化の同時達成を目指す「環境モデル都市」の取組も進めている。

また，東京都は，2002年に一定規模以上の大規模事業所に，温室効果ガスの削減計画の提出・公表を求めるとともに，2010年からは大規模事業所にエネルギー起源

CO_2排出量の上限を定める制度を導入した。更に，延べ床面積の大きいビルの新築，増築に当たり省エネなどの環境配慮を求める建築物環境計画書や，マンションの省エネルギー性能の情報を表示する表示制度を導入している。このように，事業所やマンションなどのグリーン化を進める取り組みを進めてきたことで，大規模事業所の温室効果ガス排出量は2005年から2009年に12．7%減少し，世界トップレベルの省エネ性能を誇る「グリーンビルディング」が相次いで建設されるようになっている。更に，我が国は途上国に対し，主に技術協力を通じて廃棄物管理の能力向上に取り組んでいる。

我が国の成功事例を普及させ知見の共有をはかることは，世界各国における持続可能な都市づくり，その実現に資する国際連携・都市間連携の強化にも資するものである。

10. 地球観測システムの構築

（1）世界共通の課題・目標

持続可能な開発のためには，革新的な科学技術の開発が不可欠である。とりわけ気候変動，大規模災害等の地球規模の課題に適切に対処するためには，地球に関するデータの正確な把握・分析及び国際社会での共有が重要である。分野を超え，国・地域を越えて，データや情報を共有し，経験や考え方を分かち合うためには，地球観測，気候変動予測，データ統合・解析，管理システム，教育システムを連携させ，様々な分野が協働できる機能の構築と能力開発を推進しなければならない。国や地域，分野を超えたネットワークを確立し，正確な情報を共有し，必要な情報を創出することで，健全な意思決定が支援され，レジリエントな社会が形成される。

2002年のWSSDでは地球観測の重要性が強調された。これを受け，国際的な連携によって，衛星，地上，海洋現場観測等の地球観測データや情報システムを統合し，地球全体を対象とした包括的かつ持続的な「全球地球観測システム（GEOSS：Global Earth Observation System of Systems）」を2005年から2015年の10年間で整備・構築することが世界的な目標となっている。具体的な分野として災害，健康，エネルギー，気候，水，気象，生態系，農業，生物多様性という9つの分野が挙げられている。

（2）必要な取組

目標達成をはかる指標として，「GEOSS10年実施計画[23]」が定められており，その着実な遂行のために地球観測に関する政府間会合が3年毎に具体的な作業項目を設定し，各タスクの進捗状況を定性的に評価している。

（3）我が国の取組

我が国は，人工衛星の協調観測（コンステレーション）の確立等に主体的に貢献するなど，「地球観測に関する政府間会合（GEO）」の執行委員国としてGEOSSの構築に向

[23] 2005年の第3回地球観測サミットで策定されたもの。本計画の中間年である 2010 年の第5回地球観測サミット（地球観測に関する政府間会合閣僚級会合）において，後半5年の計画をより明確化した「GEOSS 戦略目標」が策定されている。

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

け積極的なイニシアティブをとっている[24]。また，1992年の地球サミットを踏まえ地球地図プロジェクトを提唱し，全世界の国家地図作成機関と協力しつつ全球陸域のデータ整備のための中心的な役割を果たしている。

今後，地球全体をカバーする水系，地形等の基盤的な地理空間情報の整備・更新を進めるとともにGEOSSを通じた地球観測体制の強化をはかるためには，各国・機関における地球観測の推進や体制の整備，データの公開，使いやすいデータベースの構築が必要である。我が国では，様々な地球観測データを政策決定に必要となる情報に変換するための基盤整備を推進するため「地球環境情報統融合プログラム[25]」を推進している。

その他にも，我が国は人工衛星による多様な地球観測を実施している。例えば，温室効果ガス観測技術衛星「いぶき（GOSAT）」を用いた温室効果ガスの観測，陸域観測技術衛星「だいち(ALOS)」を用いた自然災害による被災地の観測，米国の地球観測衛星TRMM に搭載された降雨レーダ（PR）を用いた降雨量の観測，米国の地球観測衛星AQUA に搭載されたマイクロ波放射計(AMSR-E)を用いた北極海氷面積の観測等である。この他にも様々な地球観測データを統合して科学的・社会的に有用な情報に変換するデータ統合・解析システム（DIAS）の開発を進め，GEOSSの構築に貢献してきた。引き続き，地球規模課題の解決に資する人工衛星の研究開発を推進するとともに，衛星，地上，海洋現場観測等から取得される地球観測データの統融合を進め，社会利益分野に関する有益な情報の創出に貢献する。特に先進国・新興国において技術革新のための投資を行い，GEOSSの例に見られるように科学技術の国際的なネットワークづくりを図って先端的科学技術の成果を共有化する。これらは，経済のグリーン化のためにも極めて有効である。

[24] GEOSSの構築に向け，我が国としてはアジアモンスーン地域水循環・気候変動プロジェクト，対流圏大気観測研究プロジェクト，地球温暖化・炭素循環観測研究プロジェクトを「地球観測システム構築推進プラン」により実施している他，温室効果ガス観測技術衛星「いぶき（GOSAT）」による温室効果ガスの観測や陸域観測技術衛星「だいち（ALOS）」による地震被災地や火山噴火の観測等，人工衛星による多様な地球観測を実施している。また，アジア・太平洋地域におけるGEOSS推進のため，GEOSSアジア水時循環イニシアティブ，GEOSSアフリカ水循環イニシアティブ等を主導している。

[25] 地球観測データや気候変動予測データ，社会・経済データ等を統合・解析し，科学的・社会的に有用な情報に変換して政策決定者等に提供することを目的とした「データ統合・解析システム」の高度化・拡張を実施している。

出典：日本政府「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）成果文書へのインプット」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1031_05_02.pdf

RIO+20
United Nations Conference
on Sustainable Development

持続可能な開発の推進に向けた
日本のステークホルダーからの提案

---世界最大規模の震災の経験を踏まえた
持続可能な２１世紀国際社会の構築へ向けた提案---

2011 年 10 月

リオ＋20 国内準備委員会

リオ＋20　国内準備委員会とその活動

「リオ＋20 国内準備委員会」は、国連決議 64/236 を受け、リオ+20 に向けて、日本国内のステークホルダー間の対話を進めるため、リオ＋20 に関心を有する９つのメジャーグループを含め、幅広いステークホルダーが自発的に集まり 2011 年 7 月 13 日（水）に設立された。その初会合において本準備委員会の共同議長が選任された。本準備委員会では、リオ＋20 に関するステークホルダー間の情報共有や意見交換などの活動を実施し、国連事務局で求めているリオ＋20 の成果文書案へのインプットに対して広範に呼びかけてワークショップを行い、リオ＋20 国内準備委員会としての意見・提言を本文書に取り纏めた。

＜持続可能な２１世紀国際社会の構築へ向けた政治的決意に対する、日本のステークホルダーからのキーメッセージ＞

東日本大震災の経験を踏まえて

地球環境は、リオサミットから 20 年の間に、多くの努力にも関わらずさらに悪化し、世界経済も各地で低迷の傾向にある。私達は世界の人々と協力し、将来世代が著しい環境リスクや生態系の危機(Ecological Crisis)にさらされることなく、健康で快適な生活を送ることができるよう、今こそ行動を起こさねばならない。

このような中で日本に暮らす私達は、2011 年 3 月に未曽有の震災と津波、原子力発電所事故を経験し、復興の過程の中で、地域の自然、経済、社会、文化的価値観に配慮した回復力のある社会づくりに努力している。また、復興の過程では、世界各国から多大なる支援を頂いた。各国からの支援に心から感謝するとともに、東日本大震災と復興の経験に基づき、日本からの教訓として次のことをメッセージとして発したい。

原子力発電を利用するすべての国と国際社会は、今回の事故から学び、抜本的な安全対策強化を図る必要がある。原子力の今後の利用の方向性と持続可能なエネルギー政策への転換について国内および国際的に多くの人々の参加を得て検討すべきである。また、この原子力発電事故によって広がった放射能により、食料、水、海洋、土壌が汚染され、経済活動・健康的な日常生活が脅かされており、周辺住民は避難を強いられることとなった。この経験から、私たちは 21 世紀の社会は人類の生存基盤である自然の保全と生態系サービスが確保されるシステムを大前提にしなくてはならないことを学んだ。

震災後に示された地域・国境を超えた「共助」の精神は、まさに持続可能な社会づくりに必要な姿勢を示したものである。被災地域の伝統や文化に基づいて、強みであった農林水産業の早期の復興を目指し、生物多様性の保全と開発を両立させながら、自然資本[1]の持続可能な利用を柱とした震災復興、いわゆる“グリーン復興[2]”を、リオ＋２０における持続可能な発展・開発の議論の参考として日本から供したい。

日本は、世界的に見ても優れた省エネ・環境・リサイクル技術を有しており、省エネトップランナー方式、自主行動計画などの社会的制度の実績を持っている。また、東日本大震災では、安全に停止した新幹線や耐震性を発揮した高層建築等の耐震技術・安全管理、防災の社会的仕組みが確実に機能したことも事実である。日本の優れた技術やそれを支える社会的システムを一層高め、国内外での理解・普及「・キャパシティビルディングを一層深め、持続可能な世界の構築に貢献したい。

[1] 自然資本：人の生活に欠かせない自然から得られる財やサービス
[2] グリーン復興：地域の豊かさと強さにつながる生態系の回復力を助け、自然と社会が共生する復興。東北大学が NGO・企業団体らと共に提唱している。

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

「リオ＋20」の成果として採択を期待する政治的決意

持続可能な開発の４つ目の柱として「文化」を加え重層的な取組を進めること：

２１世紀の持続可能な地球社会の構築には、環境・経済・社会に文化を加え、複合的かつ重層的関係性を踏まえた持続性の一体的達成が不可欠である。たとえば日本の「もったいない」やアイヌ民族の自然に調和した精神世界など、国や地域に根差した歴史や先住民族の知恵などに学び、文化の多様性を尊重し、地球社会を構成するすべての異なるステークホルダーが敬意をもって連携するなど、持続可能な開発に向けた重層的な取組の推進が重要となる。

持続可能な開発は「社会」的公平性の下、確固たる原理・原則の下で進めること：

すべての民族や国に共有されるべき原理・原則が、持続可能な社会の実現には欠かせない。具体的には、世界人権宣言にうたわれている人々の人権を尊重、世代間・ジェンダー間・地域間の社会的公正の実現、法の支配、あらゆる公共情報の国民各層への開示、女性や子ども・若者など社会的弱者をはじめ市民社会の政策決定プロセスへの参画の保障、政策形成・実施・監理・評価における透明性の確保、地方分権・地域主権の確立、汚染者負担原則と受益者負担原則、予防原則を取り入れた科学的知見に基づく意思決定ルールの確立、特に既存・新生技術の多角的な審査等を徹底することが必要である。

持続可能な開発に必要な「経済」基盤を一刻も早く安定化させること：

世界の持続可能な開発、貧困の根絶には、健全かつ現在・将来の地球の環境容量内での経済構築が必須であり、変調をきたしている世界経済を、一刻も早く、新たな安定的な軌道へ移行することが必須である。そのためには、国際的な資金の偏在を是正し、特に財政赤字と国際収支の赤字を解決し、人々の日常生活に不可欠な食料、経済産業活動の基礎にある原油や鉱物資源等の国際価格を不当に引き上げ、国際金融市場に混乱をもたらしている「投機的な資金」を国際的に規制することが不可欠である。

自然「環境」保全と自然資本の持続可能な利用に向けた仕組みを国際的に構築する：

グローバル化による化石燃料、鉱物資源、漁業資源、水資源、森林資源等の資源の収奪競争は、地域によっては国家間に外交的緊張、武力衝突の危険性をも増幅させている。また、気候変動現象の顕在化や生物多様性の喪失などによって自然資本の劣化も進んでいる。自然の保全と自然資本の持続可能な利用に向けて、世界的規模での生物多様性の保全（特に愛知ターゲットの達成）、地域社会の意思決定の尊重、持続可能な消費へのライフスタイルの大転換、環境と経済の両立する製品・サービスの生産を主流化した持続可能な生産体制の確立が望まれる。また、自然資本の利用に関しては、利用者の回復原則に基づく自然

資本の利用[3,4]という提案もあり、その議論が深められることを期待する。

多様な価値観を認識してすべての人が平等に参画し、連携できる仕組みづくりを：

アジェンダ21のメジャーグループの見直し及び拡充を図るとともに、すべてのメジャーグループ並びにその他のステークホルダーが、各国においても国際社会においても二項対立に陥ることなくマルチ・ステークホルダーの対話による多様な価値観・視点の認識を深めた上で、持続可能な開発に向けた個々の役割を再確認し行動に移すことが重要となる。その重要性を政府も認識して、マルチ・ステークホルダーによる国際連携・協力体制強化のための環境整備を早急に進める必要がある。また、政府間についても同様の取組を求める。

持続可能な地球社会構築のための政策手段の採用

上記の国内・国際的な政策目標を世界的規模で実現するための、あらゆる国の政策手段。

i)21世紀に必要な新たなエネルギービジョンとそれを担保するメカニズム

(a) エネルギー・資源効率の向上、風力・太陽（光・熱）・既存水力の増強・小水力・地熱・バイオマス等再生可能エネルギーに関する技術開発、再生可能な資源の最大限の利用・活用と必要な政策（補助金、税制優遇、コンソーシアム、国際連携など）の導入

(b) 優れた技術、ベストプラクティスを世界に普及させるための国際的な政策イニシアティブの推進。

(c) 適切な廃炉時期の検討も含めた原子力発電の国際的基準に基づく安全性の強化、核廃棄物の適正処理。なお、原子力発電の今後については、早期計画的撤退あるいは選択肢として残すという議論がある。

ii)地域の特性とイニシアティブに基づいた、低炭素・循環型かつ生物多様性に配慮した都市・まちづくりの促進

(d) このような都市づくりを行うための、自治体の関連施策（土地利用、建築、交通、エネルギー等）の推進

(e) ITや、環境負荷の少ない先端技術の活用

(f) 資源の高度利用を通じた循環型都市社会の構築

(g) 地産地消の促進、食料や水、エネルギー生産・消費地間の協力や、技術移転促進のための国内外の都市間協力促進

(h) このような都市づくりを行うための、国とのパートナーシップ作り

iii)安定した経済基盤の確立に向けた経済安定・雇用を確保するメカニズム

(i) 環境や生物多様性に資する仕事（グリーン・ジョブ）の拡充と産業構造転換に伴う雇用対策（just transition「公正な移行」）の実施

(j) 中小企業や社会的企業、後進地域での男女の雇用拡大、特に若年層の雇用拡大に

[3]日本のＮＧＯからの新たな概念の提案であり、別途、日本のＮＧＯである地球サミット2012が同時に提出するインプットを参照のこと。

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

向けたメカニズムの構築
(k) 先進国や多くのアジア諸国が今後急速に高齢化社会へ突入することを念頭に置いた対応策（高齢者層の雇用拡大への税制金融上の優遇措置の拡充等）

iv)国連生物多様性の 10 年の推進、生物多様性の主流化の達成と農山漁村地域の活性化
(l) 生態系の保全と回復、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、適切な資金資源の提供と、能力開発促進、世界各地のグッドプラクティスの共有
(m) 生物多様性の意味・価値の普及と生物多様性をベースにした政策統合による生物多様性の主流化及び適切な政策の効果的な実施、及び意思決定の予防的アプローチ。
(n) 経済的に立ち行かなくなっている農山漁村地域の振興と農山漁村の自然資源の適正な管理
(o) 森林の多面的な利用原則、適切な管理と持続可能な経営の推進

v)国連持続可能な開発のための教育の 10 年の継続的実施と消費者の責任ある主体的な行動を促すメカニズムの担保
(p) 国連持続可能な開発のための教育の(以降、「ESD の 10 年」)に基づく学校教育、社会教育、企業教育の推進を通じた人材育成、「ESD の 10 年」後に向けた具体的な行動計画の策定と実施
(q) 産業構造の転換につながる、消費者の責任ある主体的行動を促す消費者市民教育とそのための情報整備。第三者からの審査を受けるなど、グリーン・ウォッシュを防止するメカニズム

vi)持続可能な開発に関する新たな考え方を支える指標等のツールの開発・導入
(r) MDGs の貢献の評価と 2015 年開発目標・指標に関する国際的合意・実現に向けたロードマップの作成
(s) 従来のGDP成長指標に代わる生活の質の向上や社会的公正を示す指標の導入による開発水準の測定
(t) 自然資本のストック、資源生産性、再生速度を含めた、持続可能性指標の確立
(u) 自然環境の保全・回復に資する廃棄物ゼロ・環境技術・製品・サービスの生産を主流化した低炭素産業構造への転換とそのためのIT の広範な応用等技術革新の推進
(v) 地産地消に基づいた地域開発や伝統文化・芸術の維持・革新

vii)必要な資金を必要な者に提供する革新的な資金メカニズムの導入
(w) 中小企業、発展が遅れた地域における税制、金融上の優遇措置
(x) 貧困削減と持続可能な開発に直接・間接的に資する投資資金の優先的配分
(y) 金融のグリーン化による持続可能な開発のための資金の確保

viii)環境配慮型の技術・製品の世界への普及
(z) 適正な環境技術の相互移転の促進（地域住民の合意が前提）
(aa) 環境配慮型の生産技術、製品やサービスの各国の社会システムへの組み込み（エコポイント・トップランナー方式の活用

1　リオ地球サミットからの進展と残された課題・新たな課題

1.1　　リオ地球サミットからの進展と残された課題

リオの地球サミットから 20 年。世界は 21 世紀に入り、冷戦は終結し、新興国が台頭し、グローバル化が進展する中で、世界システムの構造は大きく変化した。1992 年の地球サミット後、世界貿易、外国直接投資及び資本市場の分野におけるグローバリゼーションおよびグローバルな市場競争の激化は、人、物、資金、情報の流通を加速化させ、正負両面の影響を地球規模で与えている。グローバリゼーションの結果、大きく経済が成長したが、他方では、先進国、途上国共に失業人口の増大、特に、若者の失業率の上昇や、食料価格の高騰により、飢餓人口も急増している。リオ地球サミットからの２０年間で、外国からの直接投資や輸出拡大により、東アジア・太平洋州では飛躍的に所得水準が向上し、教育・水・衛生状況がが著しく改善した反面、国内での地域・所得格差が深刻化した。一方で、アフリカや後発開発途上国を中心として、貧困、低いレベルの社会開発、不十分なインフラ整備により、世界経済のグローバリゼーションから取り残されている。

また、世界は温室効果ガス排出量の増加、気候変動現象の顕在化や世界各地の経済成長や急速な都市化に伴う、環境悪化やエネルギー・天然資源の逼迫、世界規模での生物多様性の損失、悪化、というかつて経験したことのない地球規模の重大な問題に直面している。本来、こうした地球規模の問題に対応するために、リオ宣言・ヨハネスブルグ宣言及び行動計画が発表されたが、それらの進捗が著しく遅れている。他方、MDG s の設定、気候変動枠組条約／生物多様性条約の制定、砂漠化対処条約、国連森林フォーラム、WSSD タイプ 2 パートナーシップなどの枠組みが制定され、ESD の 10 年、生物多様性の 10 年などの取組も開始し、20 年前と比べて社会開発の視点が重視されてきたが、現状では十分なモニタリング・評価が行われているとは言えず、各国及び国際的なモニタリング・評価システムの強化が不可欠である。

(a) **国際経済環境**：グローバリゼーションの結果、一国の経済危機が、世界全体の経済危機へと急速に波及するような構造も生まれた。2008 年のリーマン・ショックで世界に拡大した世界金融危機は、あらゆる国における持続可能な発展への努力の成果が外部要因により大きく影響を受けることを示した。また、金融市場の混乱が実体経済に悪影響を及ぼしている。
(b) **貧困**：「国連ミレニアム開発目標（MDGs）報告 2011」によると、世界全体の貧困率は 2015 年までに 15%未満に低下すると見られ、MDGs が掲げる目標値の 23%を下回る。東アジア、中南米などで大きく改善が図られた一方で、特に南アジア、サハラ以南アフリカなどの地域では依然として貧困にあえいでいる人口が過半数である。特に、食料・エネルギー価格高騰問題や気候変動問題の影響により、貧困層の

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

生活は一層深刻なものとなっている。

(c) **保健**：最貧層の子どもの健康状況の改善が特に遅れている。国連ミレニアム開発目標（MDGs）報告によると、2009 年の時点で、開発途上国では子どものほぼ 4 分の 1 が体重不足であり、その中で最も深刻なのは最貧層の子どもたちである。開発途上国の最貧層世帯の子どもは、最富裕層世帯の子どもに比べ、5 歳の誕生日を待たずに命を落とす危険性が 2 倍以上高くなっている。

(d) **持続可能な消費と生産**：日本や欧州における３Ｒ関連法制度の整備とＤｆＥやＤｆＲ、リサイクル関連技術開発、普及啓発活動により、先進国における持続可能な消費と生産に若干の進展が見られた。特に、消費行動が環境問題や都市問題に与える影響（メリット・デメリット）に関する正確な情報を消費者に提供・啓発するなど、消費者教育を通して資源節約・環境保全等の観点を踏まえた消費行動が徐々に進展している。他方、新興国などでは、経済成長を背景に生産と消費が球速に拡大しており、大量の廃棄物が発生するとともに、資源消費量も拡大している。

(e) **気候変動**：京都議定書が発効し、先進国での温室効果ガス排出量削減の義務化や、開発途上国への技術移転が一定程度進んだが、気候変動には緊急な対応が必要という認識からリオサミットで気候変動枠組条約が生まれたのにも関わらず、条約・議定書下の交渉と取組が遅れている。エネルギー起源の CO_2 で、世界第 2 位の排出国であるアメリカの京都議定書への非批准や、今や世界最大の排出国である中国を始めとした新興国の経済発展による温室効果ガス排出量の急増等の問題が生じている。世界全体で取組を進める必要性が高まる中、新たな課題を踏まえた枠組みの構築が求められている。また気候変動現象が各地で顕在化し、その対策も緊急の課題である。

(f) **生物多様性：**生物多様性条約は加盟国が 193 カ国に増え、遺伝子改変生物に関するカルタヘナ議定書が整備され（なお、名古屋・クアラルンプール補足議定書が 2010 年 10 月に採択された）、遺伝子資源の利用と利益分配に関する名古屋議定書、生物多様性の保全に関する「愛知ターゲット」が合意されている。日本は現在生物多様性条約の議長国であり、自ら推進する責任を有している。しかし、ミレニアム生態系評価や地球規模生物多様性概況などのグローバルな評価では、いずれも生物多様性をめぐる状況は悪化していることが示されている。

(g) **水と衛生：**21 世紀に入り気候変動、都市化、人口増、水源をかん養する森林の減少・劣化により世界の水問題は深刻さを増している。世界中で大干ばつ、地下水位の低下、湖沼汚染、塩水化が人々を苦しめている。過去の 100 年間で人口の伸びは 3.7 倍であったが、水需要の増加は約 7 倍にも達している。水と衛生はすべての人々の基本的人権であり、ジェンダー平等、教育、疫病防止の基本インフラであるが、アフリカ・中東・アジア地域では MDG s の達成が困難な見通しである国々が多い。

(h) **森林**：森林の課題は各国で異なることや、重ねてその課題は相互に関連しているこ

とに対する個人の認識が低い。2008 年 1 月の国連総会で決議された「すべての森林に関する法的拘束力を有さない文書（NLBI）」及び「多年度活動計画（MYPOW）」に基づく持続可能な森林経営の推進に向けたすべてのレベルでの各国、国際機関及び国際的なイニシアティブの努力を歓迎するが、毎年 1300 万ヘクタールの多面的機能を有する森林が他用途への転用や森林火災、自然災害、違法伐採等により失われ続けていることを深く憂慮する。森林の減少・劣化はリオ 3 条約をはじめとする地球的課題に大きく関わっているとの認識に基づき、この傾向を反転させるために国際社会の努力が求められている。

(i) **有害化学物質・有害廃棄物**：電気・電子機器の有害物質対策は、ここ数年規制の強化が行われて機器に含まれる有害物質自体の削減が進んだが、途上国ではリサイクル環境の構築が未整備であり、不適正なリサイクルにより健康被害が発生していることが報告されている。また、途上国では、有害廃棄物処理の監視体制の整備が不十分なまま急速な経済発展を遂げた国も多く、そうした国における有害廃棄物処理が課題となっている。なお、今回の原子力発電所の事故では、使用済み核燃料の最終処分の課題も浮き彫りになった。

(j) **エネルギー**：ヨハネスブルグ実施計画に盛り込まれた地方電化の拡大や地域分散型のエネルギー・システムは依然として課題として残っている。再生可能なエネルギー利用は、先進国・途上国の一部の国で導入が進んでいるが、多くの国では利用の拡大が課題である。また、再生可能エネルギーの普及には、長期的な利用拡大を見据えつつも、適切な普及スピードや費用規模及びその負担のあり方など検討すべき課題も多い。

なお、エネルギー消費増、化石燃料の枯渇、気候変動等への対処の意味から期待が寄せられていた原子力発電の評価については、ステークホルダー間で今後の利用のあり方について見解が大きく分かれる。

(k) **女性・ジェンダー**：女性の就業機会は依然として限られており、性別賃金格差も大きく、貧困層における女性の比率も高い。また、教育や能力向上の機会、意思決定への参画におけるジェンダー平等も達成されていない。特に開発途上国における女性の貧困は依然として大きな課題である。

(l) **子ども・若者／教育**：MDGs の目標のひとつである初等教育への就学率が大幅な上昇を見せたことは政策の実行と資金の動員により目標が達成可能なことを示したが、一方で、7,600 万人の子どもが初等教育を受けられていない。

「持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」の下で、ESD が、特に初等・中等教育の国の教育政策及びカリキュラムや持続可能な開発及び環境戦略に組み込まれるようになった国が増えたが、まだ国レベルの特定の ESD 政策または戦略がなく、その普及が課題になっている国も多く残されている。他方、公教育以外に様々な形で教育･意識啓発の機能を担っているアクターが存在するが､その分析や評価は

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

まだ十分になされていない。成人教育や生涯学習の重要性を再認識し、包括的にとりくむ必要があるが、ESDと学校教育、社会教育部門の連携協力は限定的である。

(m) **先住民族の権利：**1992年の国連環境開発会議では、先住民族の権利が大きく促進された。例えば、生物多様性条約に「先住民族地域共同体（ILC）」が明記されたこともこれを示している。2007年の国連総会では、先住民族の権利に関する国際連合宣言」（UNDRIP）に先住民族に固有の基本的人権と地位が尊重されるべきであることが明記された。日本では、2008年に、衆議院・参議院国会において、アイヌ民族をわが国の「先住民族」と認めた。2009年政府が設置した、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書で、「今後のアイヌ政策は、アイヌの人々が先住民族であり、その文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき、先住民族に係わる政策のあり方の一般的な指針としての『国連宣言』の意義やわが国の最高法規である憲法等を踏まえ、展開していくべきである。」と報告された。

(n) **自然災害対策**：1990年代の「国際防災の10年」の活動を引き継ぎ国連国際防災戦略事務局（UN/ISDR）が設立され、国連防災世界会議で「兵庫行動枠組2005-2015災害に強いコミュニティの構築に向けて」が採択され、兵庫行動枠組を効率的、効果的に推進するため、防災グローバル・プラットフォームが設置されるなど、自然災害に対して国際的に連携していく仕組みが構築されてきた。他方、国連世界防災白書2011が示すように、東日本大震災での地震と大津波、原子力発電所の事故による「複合災害」など、現代社会における技術の複雑さや相互依存から派生する「新たな脆弱性」に対処するために、自然災害に対してしなやかで強靭な社会をつくらなければならないことを我々は改めて認識した。

(o) **資金源・資金メカニズム**：欧州の一部の国をのぞいて、2015年までにODAのGNI比0.7%を達成する目標の実現が難しい状況にある。日本はグレンイーグルズ・サミットで2005～2009年にODAを2004年の水準より100億ドル上積みすると約束したが、景気や予算上の厳しい制約や一部の債務国によるODA融資の早期大型返済、またもとより政治的意思の欠如により、現時点でこの公約を36億ドル下回っている。

(p) **雇用労働：**2008年に引き起こされた世界同時金融危機は、多くの雇用機会を奪い、若者、高齢者、マイノリティなど弱いところにその影響が及んでいる。世界的雇用危機への抜本的改善には、良質で安定的な雇用を生み出すことが不可欠である。2009年6月にILOは「グローバル・ジョブズ・パクト(仕事に関する世界協定)」を政労使で採択した。新たなグローバルガバナンスの形成が求められており、重層的な積極的雇用対策や社会的セーフティーネットを拡充し、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を中心に据えた雇用の拡大をはかるとともに、劣化した雇用の質を回復させる必要がある。

また、上記のような個別の課題に加え、旧来は問題視されていなかった、課題間のジレンマも顕著になってきている。例えば、温室効果ガス削減政策として欧州、米国などが進めたバイオ燃料推進政策は、リーマン・ショック後行き場を失った投機マネーの先物市場への流入を誘発し、世界的な食料価格高騰を招き、結果として貧困層の生活を圧迫した。

日本も、こうした世界の課題解決に貢献するため、様々な取組を進めてきた。日本政府は、1997年のアジア通貨危機の中で、人間の安全保障の概念を示し[5]、2002年のリオ＋10で「持続可能な開発のための教育の10年」を提起した。アジア諸国に対して、資金面・技術面・人材面の貢献を行い、アジア諸国の発展に寄与し、各国から一定の評価を得られた一方で、昨今は国内の経済不況のみならず、政治的意思の欠如により、国際合意であるODAのGNI比0.7%目標を達成できずにいる。

1.2　新たな課題(emerging issues)

1.2.1 世界が直面する新たな課題

我々は、新たな課題への対応にも迫られている。特に重要な課題として、エネルギー、食料の安全保障（食料の安定的供給、遺伝子組換え食品の問題）、自然災害対応、持続可能な都市づくり、高齢者人口の増加と過疎化の進展が挙げられる。

(a) 世界的なエネルギー需要の増加：世界全体でエネルギー需要が高まり、かつ、温室効果ガスの排出による気候変動の進展が進展するなかで、化石燃料に依存したエネルギー供給の体制をシフトする必要がある。

(b) 水と食料の安全保障（水と食料の安定的供給）：世界各所で干ばつの発生が増加しており、気候変動との双方影響も指摘されている。投機資金も作用し食料価格が地球規模で連鎖反応する中で、国家間での食料をめぐる争いが懸念される。人類は地球規模での食料の安全保障を確保する課題に直面している。水は人々の生存にとって代替性のない基本的権利であり、社会の持続可能な発展にとって最も基本的なインフラである。世界各地で発生している水を巡る葛藤や紛争は、最優先で解決されるべき地域の安全保障上の課題である。地域間の水の葛藤の問題にとどまらず、食料の供給地と消費地がグローバル化する中で、ある地域の干ばつによる食料価格の高騰は地球規模で波及し、国家間の食料争奪戦という地球規模の安全保障上の課題となっている。気候変動、大量消費、都市化、人口増による過剰取水により、世界各地で深刻な干ばつや地下水位の低下が発生しており、水と食料の安全保障は厳しい課題に直面している。

(c) 多発する自然災害への対応：東日本大震災に限らず、世界全体で自然災害が発生しており、気候変動の影響によりその被害が拡大している。自然災害への対応策は先進国を中心に蓄積されているが、この知見を世界全体で共有し普及させる必要があ

[5] 参考：国連開発計画（UNDP）の「人間開発報告1994」で世界的に提唱した概念

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

る。

(d) 都市への人口集中および都市インフラ整備需要の拡大:現在既に都市人口は世界人口の半数を超え、2050 年には 70%に達する。都市は世界のエネルギーの 67%を消費しているが、2030 年には 74%にまで増加する。途上国・新興国では都市建設が急速に進みメガシティが相次いで登場するが、今日建設される建築物や都市インフラは、今後数十年にわたり都市のエネルギー消費量と温室効果ガスの排出量を固定化する。膨大な都市建設需要とその低炭素化は、グリーン経済を牽引し、グリーン雇用を拡大する。

(e) 新たな持続可能な都市づくりのニーズの拡大：農村人口の都市への移動及び都市部での人口増加が急速に進んでいる。都市開発と経済活動の拡大によって排出される温室効果ガスが増加していることから、よりコンパクトでエネルギー消費の少ない都市づくりや都市の再開発が求められている。都市における居住、移動、エネルギー供給をより持続可能な形へ移行する、持続可能な都市、自然と調和した都市づくりのあり方を提示し、世界全体で進める必要がある。

(f) 高齢化と過疎化の進展：日本が直面している高齢化の問題は、長期的に見ると、これらは徐々に世界的な課題になると思われる。人口は増える一方、地球全体の高齢化が進む中で、我々は新たな対応が必要になることが予想される。上述の都市への移動も、若年層が中心であり、農山村の高齢化が世界的に広がることも予想される。

(g) 自然資本の急速な減損・劣化による制約：人類は産業資本・金融資本の急激な蓄積と引き換えに自然資本の減損や劣化を招いてきたが、その結果これらの資本の相対的な稀少性は逆転し、特に近年では、先進国及び新興国を中心に世界の消費が急増する中、一人当たりが利用可能な自然資本の量は消費量の増加速度を上回るペースで減少している。このままの発展のパターンでは、今後 90 億人になる世界の人口を支えられなくなる恐れがあることから、自然資本の減損・劣化によって課される制約が今後どの程度となり、どれくらいの内容・速度・規模で発展パターンを変えていく必要があるのかについて、人類全体の共通認識の醸成が喫緊の課題である。

このように 21 世紀を迎えた国際社会は、早急な解決が待たれる深刻な地球的規模の諸問題（global issues）に直面している。私たちは「持続可能な開発」を進めることでそうした諸問題を解決していこうとしているが、そのためには、なぜ「開発」が「持続不可能なもの」となってしまったのか、すなわち「過剰開発（over-development）」や「乱開発（mal-development）」を引き起こしてきた原因や仕組みを冷静かつ謙虚に自問自答することが今後の取組の大前提になる。持続可能な社会を構築するためには、リオ地球サミット時には想定していなかった新たな課題に対して、世界全体で協力して対処せねばならない。

1.2.2 課題先進国日本と東日本大震災

課題先進国日本

高齢化や環境・エネルギー問題など、日本は「課題先進国[6]」として、他国がこれまで経験していなかったような新たな課題に直面している 。これらの課題に対応を進める上で、日本は、持続可能な開発の先にある理想の姿、「持続可能な社会」について考え、長期的なビジョンを打ち立てる必要性に迫られている。

東日本大震災

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災では、「持続可能な社会」とは何かが改めて問われることとなった。2011 年 3 月 11 日、日本は、マグニチュード 9.0 という、世界の地震の観測史上 4 番目に大きい地震と、日本観測史上最高の 40.5m を記録した津波の被害という、世界最大級の災害を体験した。津波の想定の甘さもあり、巨大津波により 2 万人に及ぶ死者・行方不明者が出るとともに、国際原子力事象評価尺度（INES）レベル 7 の原子力発電所事故による放射性物質の拡散により、甚大な環境的・社会的被害が発生している。現在でも、多くの被災者は仮設住宅での生活を余儀なくされており、東日本大震災からの復興が我々の課題となっている。原子力発電所事故の経験は、日本社会に、エネルギーの大量消費、ライフスタイル、技術への過信などを問い直すことにつながっている。

他方、巨大地震の中で、新幹線が適切に緊急停止して重大事故が発生せず、高層建築がほとんど倒壊せず、日本の震災対策技術の有効性について認識が高まったことも事実である。

現在、日本では、略奪も暴動も発生することなく、人々が思いやりをしっかり持って、国全体で協力して震災からの復興に取り組みつつある。その中で、様々なステークホルダーが協力して取り組む多くの好事例が生まれつつある。地方公共団体および地域住民、企業・産業、農業者、労働組合、協同組合が復興に向けて渾身の努力を進める一方、NGO がコーディネーター役となって現場の細かなニーズを吸い上げ、世界各国から集まった若者・子ども、ＮＧＯによるボランティアが力を合わせて復興の支援を行っている。生産活動、社員生活基盤の一刻も早い回復に向けて企業・産業も様々な努力と支援を行っている。労働組合はそのスケールメリットを活かし被災地における救援・支援活動などをはじめとする震災対策に取り組んできた。たとえば、連合は、震災発生後、直ちに災害対策本部を設置し、先遣隊を被災地に派遣し、当該地方連合会と協力し、地域活動や拠点づくり、交通手段の確保などを調整するとともに、政府・政党、経済団体への緊急要請、災害救援カンパ、支援物資の提供も実施した。また、多くの自治体が被災し、公共サービスが提供できなくなったが、日本国内の多くの他の自治体からの惜しみない助力により、機能回復が進んだ。また、今後 2 度とこのような人的・物的被害を起こさないよう安全な都市づくりのために、多くの自治体が災害復興戦略の見直しを行ない、自治体を核とした復興を行お

[6] 参考：小宮山宏「『課題先進国』日本―キャッチアップからフロントランナーへ」2007 年

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

うとしている。復興のプロセスでは、まさに、持続可能な開発に向けた様々な取組が開始されつつあると言える。

また、復興基本法や基本方針などで、復興に向けた各種の政策決定プロセスに女性が加わるべきことがうたわれた。これにより女性・高齢者・子ども、障害者など弱者のニーズに対応できるようになり、女性が政策決定プロセスに参画することの重要性を示すことができた。

現在、原子力発電所の事故によって、日本はエネルギーに関するパラダイムシフトに直面している。エネルギーの問題の重要性について、改めて国民一人ひとりが考える機会となった。脱原子力については、ステークホルダー間で見解がわかれるものの、長期的に見て、再生可能エネルギーの利用を一層促進していくことについては、産業や国民への負担も考慮しつつ、適切に実施することでおおむねコンセンサスが取れている。さらに、2011年夏に電力需給が逼迫する中、企業の努力と国民の節電取組で対応した経験も大きい。電力供給に関する危機感は、国民のライフスタイルをも変えた。再生可能エネルギー利用促進と省エネルギーによる環境負荷低減という、持続可能な開発を進める中で重要な取組を、震災・原子力発電所の事故という危機の中で進めつつある。

こうした日本の経験は、リオ＋20 における持続可能な発展の議論にも参考になると思われる。未曽有の災害からの復興、様々なものが失われてしまった中で新たに構築していく取組、原子力事故による放射能汚染対応は、多くの課題を浮き彫りにしたことで、リオ＋20 の持続可能な開発の議論の参考にもなると思われる。

２．　リオ+20 の成果に関する提案

２．１　リオ+20 に期待する成果

日本の多くの関係者は、これまでの経済・社会・環境に加えて、文化的なものを柱とすべきなど、リオ＋20 を持続可能な開発の考え方を見直す機会としたいと考えている。時代の変化を踏まえた上で、持続可能な開発の考え方を見直す必要がある。特に、リオ＋20 に関わるステークホルダーの世界感、価値観が異なることを認識した上で、それぞれの地域に応じた持続可能な社会の理想像を前提としつつ、特定の価値観に偏り過ぎずに、多様な視点から持続可能な開発を進めることが重要と考える。日本のステークホルダーが考える持続可能な開発の基本的な考え方で特筆すべき点は以下の通りである：

(a) **マルチ・ステークホルダー対話の導入**：各国政府は国際レベルおよび国内レベルでのマルチ・ステークホルダー対話を重視し、各ステークホルダーとともに参加の機会を確保し、積極的に議論に参加する。なお、サイレントマジョリティに配慮し、メーリングリストやインターネットなどによる対話も活用する。

(b) **社会的に声が反映されにくい人たちの視点の尊重**：持続可能な開発のための制度的な枠組みは、市民の社会参画の実現と、各ステークホルダーの相互学習によって制定すること。またその際、女性、子ども、マイノリティ、障害者、先住民族などの社会的に声が反映されにくい人たちの視点を尊重すること。

(c) **ジェンダー平等の視点の考慮**：持続可能な社会の定義にジェンダー平等の達成を含む社会的公正の実現を強調すべきである。持続可能な開発の推進には、男女の平等な方針決定への参画が不可欠であること、その推進のためにはポジティブアクションなどの方法をとることが重要である。地域分散型の多様で持続的かつ再生可能な自然エネルギー資源への転換における男女の平等な決定参画と便益の享受が必要である。持続可能な社会形成に女性の「視点」が加わることの利点を明確に打ち出すべきである。

(d) **子ども・若者の声を反映させた世界の創造**：宣言の目指す共通の知識や価値を共有し、課題を解決して共に生きる平和な地球社会を創造することが人類にとって何ものにも代えがたい第１の価値である。また、私たちが取り組む課題が子ども・若者世代をはじめとする将来世代に大きな影響を与え、かつ私たちが宣言・約束することを実行しなければいけないのは将来世代であることを意識し、子ども・若者の意見をより積極的に反映すべきである。

(e) **先住民族の視点と価値観の尊重**：今後の地球環境、開発を考える上で、アイヌ民族をはじめとする先住民族の価値観に、これまで以上に重きを置いていくべきである。持続可能な開発に関わる関係者は、世界観、価値観には、この様なアプリオリ（先入観）の厳然たる差異があることを認識する必要がある。特に、科学・経済至上主義的な価値観に思考を委ね過ぎず、偏りのないバランス感覚を保つことが肝要である。伝統的知識や慣習も尊重し[7] 1992 年から今回のリオ＋20 までの間に国連では2007 年に「世界の先住民族に関する権利宣言」が採択されたことから、この権利宣言を世界の国々が尊重すべきである。

(f) **地方自治体のエンパワーメントの支援**：低炭素型でレジリアントな都市、生物多様性が保全され、持続可能な利用が図られる農山村、および社会の実現に向けて、自治体の役割の重要性を一層認識し、地方自治体に対する国際社会の支援（制度的バックアップ）を進める必要がある。利害関係が輻輳する環境問題では先行的事例が全体の理解を牽引し、合意を形成する。都市・自治体の先行的取組が低炭素社会とグリーン経済への理解を高め、国際合意を後押する。地方自治体の先進事例を国際的にも活用するため、国際社会の途上国支援資金を地方自治体間の国際協力に活用できるしくみの創設を期待する。

(g) **森林の重要性及びその森林の適切な管理を実現に導く強固な国際条約の重要性の**

[7]日本のアイヌ民族は、「天から役割なしに降ろされたものはひとつもない」というアイヌ民族のことわざにある通り、動植物、物質も含め、そのものが持っている物性・特性に着眼し、その固有の価値を尊重、感謝し、それぞれに命を包摂しているものと捉えている。

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

再認識：世界人口の 4 分の 1 近くに当たる 16 億の人々が、生存、生計、雇用や収入確保のために森林に依存している。経済や社会の発展、貧困の削減、環境の持続可能性、食料安全保障と農業、エネルギー、水、気候変動の緩和と適応、砂漠化や土地劣化への対処、生物多様性の保全、流域の保全や災害リスクの低減に関する複雑で相互に関連した地球規模の課題に対処するために多面的機能を有する森林は重要な役割を果たす。従って、森林に係る問題は、リオ 3 条約をはじめ関連するプロセスや国際機関間で連携を取りながらグローバルに対処するような体制を強化すべきである。森林の持つ二酸化炭素の吸収・貯留効果を活用すべきであり、途上国における森林の減少・劣化対策、違法伐採対策や適切な森林管理、持続可能な経営を推進すべきである。また森林の課題が各国で異なることや、重ねてその課題は相互に関連していることに対する個人の認識が低いことが改善される仕組みや体制が構築されるべきである。

(h) **すべてのパートナーの対等な立場と責任**：世界が更に多様化している中で、環境問題を南北問題、先進国と途上国という二項対立的にとらえることでは解決しないのが現状である。二項対立の構図で物事を強く主張しすぎると、個人レベルの異なる観点に欠落が生じたり、反発がつきまとうことになる。持続可能な開発の実現には、関係者が慎重かつ丁寧に理解促進を図るべきであり、誠意を持って真摯に事に当たる態度、姿勢そのものの貴重さが尊ばれるような環境や場の設定、ルール作りが必要である。

(i) **地球環境問題の解決を最優先の政治課題として設定：**リオ+20 では、リオ及びヨハネスブルグ以降の持続可能な開発の進捗を総括する必要がある。世界及び各国の政策とその実施状況について確認し、世界の首脳が地球環境問題の解決を最優先の政治課題とすることを確認せねばならない。

(j) **教育の果たすべき役割の再認識：**持続可能な開発に向けた「教育」の果たすべき役割やその重要性を再確認するとともに、各ステークホルダーや担当部署間のセクショナリズムを排して、「持続可能な開発に向けた人づくり」に関係する様々な計画や実践（例えば、ESD、EFA（Education for All）、MDGs（Millennium Development Goals）、各種環境条約の CEPA（Communication, Education and Public Awareness）、成人教育・生涯学習など）を横断する組織的・制度的・資金的な枠組を再構築し、それぞれの相乗効果を高めていく必要がある。

(k) **持続可能な農業による食料の安全保障:**持続可能な農業による食料の安全保障には、世界の国々の気候風土にねざした伝統農漁法・生物多様性を重視した食料増産体制を確立する必要がある。

(l) **自然資本の管理・ガバナンス**：持続可能な発展のためには、自然資本の管理・ガバナンスが経済判断に含まれることが必須である。効果的なガバナンスには政府だけでなく、様々なレベルの幅広いステークホルダーが関与し連携することが必要である。大地や風土の多様性、地域特異性から恩恵や被害を直接受ける人こそが、自然資本の管理主体になることが最も優れた共生の方法であり、地域主権型の国土運営、政策運営に転換する必要がある。

日本の多くの関係者は、リオ+20 を、過去の宣言で盛り込まれた内容について改めてコミットする場にすべきと考えている。例えば、ヨハネスブルグサミットでは、「清浄な水、衛生、適切な住居、エネルギー、保健医療、食料安全保障及び生物多様性の保全といった基本的な要件へのアクセスを急速に増加させることを決意する。同時に、我々は、互いに、資金源へのアクセスを獲得し、市場開放からの利益を得て、キャパシティ・ビルディングを確保し、開発をもたらす最新の技術を使用し、また、低開発を永遠に払いのけるための技術移転、人材開発、教育及び訓練を確保できるよう共に取り組む」との内容が盛り込まれている。特に、人材育成に関しては、我が国からの提案を踏まえ、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」が 2005 年から開始されている。日本の関係者からは、水問題に世界で取り組むことの重要性や、国連総会「食料の権利に関する決議」やＦＡＯ世界食料サミット、世界食料安全保障委員会の延長として途上国をふくめ独立した国家としての食料安全保障の権利を有する方向を確認すること、技術移転、人材開発、教育の重要性などを再確認するべきとの提案があった。

日本で発生した原子力発電所の事故は深刻な問題であり、持続可能なエネルギー社会への転換について考える重要なきっかけを与えた。脱原発については、原発から早期に撤退するべきとの考えや、現状では原発に依存せざるを得ないという考えなど、日本国内でも考え方に幅がある。原子力発電については、世界全体で開発・利用に伴うすべてのリスクについて捉えなおすために、様々なデータを用意する必要がある。また他の電源との競争上の公平性なども明らかにされるべきである。また、電力市場の再構築、系統連携のルール作り、関連法制度の見直し等により地域分散型のエネルギー利用体制の推進を図るべきとの意見もある中、慎重に検討すべきとの意見もある。エネルギーシフトの在り方に関しては、事実と論理にもとづき、十分な情報公開と透明性を確保して、合理的かつ多面的な議論をする必要がある。各国は、再生可能エネルギー、省エネルギー、火力発電の更なる効率化の追求などを中心に据えた、持続可能なエネルギー利用に関する中長期的なビジョンを作っていくべきである。

原子力発電所事故については、その原因の徹底究明と、それに基づく安全基準の見直しについて世界で共有化し、世界中の原発の安全性を高めていくべきである。同時に、いったん深刻な炉心溶融事故が発生し、放射能漏洩が起きた際の、短期、長期の対策、除染、健康管理など原子力発電所の対策で経験した（あるいは今後経験する）さまざまな知見、経験、ノウハウ、課題を、世界の共有財産としていくことで、今後の原発管理のレベルアップにつなげていくことが重要である。また、日本は関連する国際的な共同研究イニシアティブやネットワークに積極的に参加をしていくことが求められる。

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

リオ＋20 と MDGs のポスト 2015 年目標とを結びつける重要性についても指摘された。過去 20 年を振り返り、その進捗・残った課題を適切に把握した上で、MDGs 等の開発目標に反映することが重要である。また、MDGs のポスト 2015 年目標の検討と同時に、必要な長期ビジョン・行動計画を検討するとともに、適切な指標を用いて進捗を把握することが重要である。

地球サミットで生まれたリオ 3 条約（生物多様性条約、気候変動枠組条約、砂漠化防止条約）の目的の達成に向けて、加盟国全てが全力をあげて取り組むことに改めてコミットメントすることが重要である。特に、生物多様性条約では、2020 年を目標年として 20 の目標からなる「愛知ターゲット」に合意している。また、国連総会においては、それまでの 10 年（2011-2020）を「国連生物多様性の 10 年」として、愛知ターゲットの達成を目指すことを決議している。この重要性をリオ+20 の議論の中でも改めて認識することが重要である。

２．２ リオ+20 に対する具体的提案

日本の多くの関係者が、持続可能な開発に関する共通認識を改めてリオ＋20 の成果文書に盛り込むべきと考えており、そのエッセンスは、冒頭のキーメッセージで述べている。今、我々には、持続可能な開発に関する長期ビジョンとそれに沿った具体的な行動が求められている。日本のステークホルダーからの主な提案を以下に示す。

a) **エネルギーに関する提案**：エネルギーに関する政策は、国内外の安定的な経済成長及び気候変動など地球環境問題の解決においてとても重要である。しかしながら、実施からその効果が現れるまで大変長い時間を要するため、現在の世代のためにも将来の世代のためにも早急かつ野心的な対策[8]の実施が不可欠である。各国が長期（例 2030 年）の再生可能エネルギー目標を定め、そしてそのためのイニシアティブをスタートさせ、関連政策・対策を導入することを各国に勧告することが期待される。エネルギー需給に関しては、これまでの供給サイドの政策議論偏重から、需要サイド（例えば、世帯や中小企業）の省エネルギー政策議論を活発化する等、需給のトータルバランスを再検討する必要がある。また、今後需要の増加が予想される途上国に向けては、再生可能エネルギーに関する技術やノウハウの移転を効率的に行なうための仕組みを提供するなど、「共に考える」ためのプラットフォームを構築する必要がある。

b) **貧困対策に関する提案**：貧困層・脆弱層の人権の保障とエンパワーメントを実現すること。また、政策形成に途上国の市民、特に最も貧しい人達の参画を保障すると共にそれらを支える世論の形成が必要。貧困層・脆弱層に直接アプローチし、途

[8] ただし、推進すべき具体的な政策については、日本のステークホルダーでも意見が分かれる（例：電力固定価格買取制度（Feed-in Tariff: FiT））。

上国の市民のニーズを反映した政策の実施とそれを支える世論を形成する必要がある。グリーン経済を「貧困解消や人権保護などの社会問題を取り込んで成立するシステム」として捉え、共存・共生・社会的公正の実現のプロセスを構築すべきである。

c) **水と衛生に関する提案**：水問題は地域ごとに多様な要因に根差しており、その解決には一律の合理的な手法ではなく、その地域の文化を尊重したきめ細かい持続可能な手法が選択されなければならない。特に、日本の地方自治体が果たす途上国への貢献への期待は大きい。世界中の途上国が直面している困難な問題は、上下水道の水インフラの整備と運営・維持管理である。多くの国では、中央政府または地方政府が水インフラの整備・運営・維持管理を担当しており、水道料金の徴収や漏水問題で苦闘している。これら水問題の解決には、最先端技術よりも水システム全体の維持管理が必要である。この要請に答えられるのは、長く水インフラの整備と維持管理の経験を積んでいる日本の自治体である。日本の自治体は、途上国の水インフラの整備・維持管理の新しいビジネスに向かって歩み始めた。長続きする国際貢献は単なるボランティアではなく、利潤追求主義でもない。それは適正な利潤を伴うビジネスの上に成立する。日本の自治体は公共的精神を持ち、かつ長続きする水ビジネスという世界に例がない大切な使命を途上国で展開していく。

d) **大気保全・気候変動に関する提案**：気候変動防止に向けた法的拘束力ある枠組への合意を約束：コペンハーゲン会議での合意実現が叶わなかった後、2013 年以降の次期枠組み作りが現在も続いている。UNFCCC プロセスにおいて、公正で（fair）、野心的で(ambitious)、拘束力がある(binding)枠組みに合意することを約束し、UNFCCC 交渉の加速を後押しすべきである。最新の科学的知見を踏まえ、気候変動対策への国際合意を定め、その上で各国の取組を進めなければ、地球上における生命の持続可能性は確保できない。具体的に、先進国、途上国を問わず、各国の責任と能力に応じた大幅削減、脆弱な途上国への資金支援・適応対策・技術移転・キャパシティ・ビルディング・森林減少・劣化対策の強化をパッケージで合意し、できるだけ早く法的拘束力ある枠組みを採択すべきである。今後深刻化が予想される気候変動にともなう異常気象現象(extreme climate events)による甚大な被害に対するレジリエンスを十分に考慮する必要がある。その実現には、こうした社会の構築を促進するための、新しい持続可能な開発のための制度的枠組み(IFSD)が不可欠であり、また災害の予見可能性の向上に資するよう、WMO を中心に進められている各国気象データの開示推進が望まれる。

e) **生物多様性の保全・環境保全型農林漁業に関する提案**：愛知ターゲットの達成に向け、国連や各国政府並びに関係ステークホルダーの連携のもと、国連生物多様性の 10 年の積極的な推進を図る。また、日本の第一次産業が本来持っている自然共生的な特徴を再び発揮させる方向で政策誘導し（環境保全型農林漁業）、その方向に努

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

力している農林漁業者およびその地域が直接支払い制度や都市住民からの支援といった形で報われるような仕組みをおこす必要がある。

f) **農山漁村地域の振興に関する提案**：経済的に立ち行かなくなっている農山漁村地域の振興を図るため、地元のイニシアティブで地域自然資源を活かした再生戦略が作られ、成功している国内外のグッドプラクティスに学び、都市住民の人的、財政的支援を引き出す政策を進めるべきである。本来豊かな農山漁村の自然資源を本来そうしていたように労働集約的にきめ細かく手入れをし、なおかつ生産活動が経済的に成り立ち、雇用を生むことが最も典型的なグリーン経済に他ならない。ストック資源の枯渇が現実的になってきた今、これまでの「発展戦略」を根本的に転換していく制度設計が求められている。

g) **原子力の安全性強化に関する提案**：原子力発電所の事故が明らかにした課題について日本が可能な限り国際社会との共有を図り、また、世界規模で、原子力事故、放射能汚染の危険性、緊急対策、恒久対策などに関する情報交換を行い、事故を未然に防ぐとともに、事故が起きた場合の国際的な協力体制を整備するなど、各国における原子力発電の安全性強化に貢献していく必要がある。放射能が人体・動植物に与える悪影響に関する国際的科学研究に基づいた国際的安全基準の見直しとモニタリング機能の見直しが必要である。

h) **ジェンダー平等の達成・女性の参画に関する提案**：政策決定の場に女性が加わることで、女性の視点で対応できるようになり広がる。すべての分野の意思決定の場における女性の割合を、年限を示した数値目標、「優遇制度」、「クオーター制度」などのポジティブアクション、クロスコンプライアンスなどの資金助成に際しての条件付けなどの具体的手法を書き込む。女性の能力向上のための機会を増やす。

i) **先住民族に関する提案**：先住民族の権利の前進は、リオ＋20 の関心事であるべきである。アイヌ民族のアイヌ語の保存と振興、アイヌ文化と宗教の権利、土地と資源の権利、教育と情報の権利、経済的・社会的権利、参加の権利、自己決定の権利が保証されなければならない。こうした努力は、日本政府の国際的な義務であり、リオ＋20 で再確認しなければならない視点である。

j) **子ども・若者に関する提案**：リオ宣言の実現には、すべての人が基本的権利として教育を受けられる地球社会の実現が不可欠であること。学校教育、社会教育、生涯学習など、人生のあらゆる年令段階にある人々への教育活動を通じて、目標の達成を目指すこと。上記の教育を学校教育（Formal Education）及び社会教育(Non-formal education)の場で、公的機関や NGO の有機的なパートナーシップにより推進するとともに、子どもや若者が国や地方の政策決定、国際会議等に際して意見を表明する機会を飛躍的に増やすことが必要である。具体的に学ぶ内容としては、例えば地域の課題が地球規模の課題と繋がっていることを認識し、地域で活動し地球規模で思考するような(Think globally and act locally)活動を推進すること。

また、途上国に対する教育分野の資金提供も重要である。

k) **地方自治体に関する提案**：人口と産業が集中する都市での環境負荷軽減のための自治体の積極的な対策が大きな効果をもたらし、自治体が重要な役割を果たすことが明らかになってきた。しかし、いまだに自治体が地球環境問題に取り組む必要性について理解を得られていないところも多い。そのため、リオ＋２０の成果文書では、より多くの自治体の積極的参画を後押しするため、国際社会が、大都市をはじめとする自治体に対し、地球環境問題への取組を明確に要請することが重要である。

l) **雇用及び労働者・労働組合に関する提案**：世界的な社会的保護の下限を設定する。特に開発途上国における、児童労働の解決、男女の平等な就業機会の保障、最低賃金の保障など、グリーン・ジョブの創出におけるミニマム基準を明確にすることが必要である。2015 年までにグリーンでディーセントな仕事を少なくとも 50%増やすとともに、気候変動問題への対処と雇用・労働の構造転換を同時に進行させ、低炭素社会の実現につなげようとする長期的な戦略である、「グリーン・ジョブ戦略」を一層促進・展開する必要であり、その課題共有と実現に関する国際的な合意形成が期待される。労働者に対する教育・訓練の実施、住居・生活の支援や、「ディーセント」で「グリーン」かつ「持続可能な」 雇用の維持・創出、再就職先の斡旋などが必要である。これらの雇用対策をはじめ、マルチ・ステークホルダーによる正式な協議を通じ、気候変動対策と雇用対策を同時に推進する「公正な移行 」が必要であり、その課題共有と実現に関する国際的な合意形成が期待される。特に開発途上国における、児童労働の解決、男女平等参画、最低賃金の保障など、グリーン・ジョブの創出におけるミニマム基準を明確にすることが必要である。

m) **資金源及びメカニズムに関する提案**：各国の財政悪化が深刻になる中において、官民連携プロジェクト等を通じ、民間資金がより有効に活用される仕組みについて検討がなされるべきである。また、これら民間資金が潤滑に供給されるためにも、金融機関における SRI が一層推進されることが求められるが、この動機付けとなるよう、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の下で策定済ないし策定中の原則に根差し、保険を含む金融機関において、ESG（環境・社会・ガバナンス）課題に基づいた意思決定プロセスが浸透し、「金融のグリーン化」が進展することが望まれる。また、MDGs 達成のための資金を確保するために、GNI の 0.7%を ODA に拠出するという目標について、より具体的なモニタリングのための強固な枠組みをつくるべきである。たとえば、各国は 0.7%目標達成のための工程表を作成することを義務付けるなどの方策が考えられる。また、日本の一部のステークホルダーは、持続可能な開発に係るさまざまな事業実施を可能にする予算措置として「次世代税」や「国際連帯税」を実現させるべきであると考えている。ただし、税は財源確保のための有力なツールとなり得るが、具体的な検討にあたっては、税の目的や使途、負担などを明確にし、幅広い議論を通じて、国民各層の理解と合意を形成した上で

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

実施することが必要である。

n) **援助効果／開発効果の向上に関する提案**：開発を行う際には、援助効果／開発効果の向上とともに社会的公正の実現を図る努力をすること。各国政府はパリ宣言、アクラ行動計画を遵守するとともに、２０１１年１２月の釜山ハイレベルフォーラムで制定される予定の合意事項を遵守すること。また NGO は、開発効果を高めるためのイスタンブール原則（Open Forum CSO Development Effectiveness）を規範にするとともに、各団体でアカウンタビリティ向上のための取組を強化すること。さらに、援助効果／開発効果向上のために、新たなアクターである新興ドナーや民間セクターを議論に巻き込んでいくことも重要である。

o) **環境上適正な技術の移転、協力及び対処能力の強化に関する提案**：資源制約や環境制約を考えたとき、今後中国につづき多くの途上国経済が発展軌道にのることで、貧困問題や自然災害などの途上国の抱えるさまざまな社会問題を克服していくことは望ましいことであるが、一方で限られた地球資源の制約やエネルギー供給制約が、そうした発展の妨げとなる。このジレンマを解決するのが、最小の資源消費、エネルギー消費で最大の富と社会基盤を実現するための技術である。日本の企業、産業は過去オイルショックや円高不況、公害問題といったさまざまな社会、環境制約を克服して成長をしてきた過程で、そうした資源節約型技術、エネルギー節約型技術、環境保全技術、さらにはさまざまなリサイクル技術による循環経済への基盤技術を持っており、こうした技術が今後世界に普及し、途上国の経済発展に供されることで、地球全体の資源・エネルギー節約、環境保全を実現し、地球全体の持続可能性を高めていくことが重要である。世界的に高水準にある日本の環境技術を、途上国とWin-Winの関係を保ちつつ移転していくことが重要である[9]。そのスムーズな推進のためには、知的所有権の担保が重要である。

p) **教育、意識啓発及び訓練の推進に関する提案**：国連「ESD の 10 年」を強力に推進するとともに、2014 年の「ESD の 10 年」終了後も引き続き世界的に ESD を推進するような仕組みづくりが必要である。具体的には、世界的行動計画の策定と資金措置、ESD に関する情報・経験共有の仕組みづくり、地域へのオーナーシップを持つ住民の育成、地域で持続可能な社会づくりを進める様々なステークホルダーの連携協力を推進するためのコーディネーターの育成と育成支援システムの構築等を、学校教育、社会教育等のあらゆる教育・訓練を通じて進める必要がある。行動計画については、「グリーン経済教育プログラム」や「持続可能な開発のための生涯学習プログラム」の制定なども含めるとともに、2007 年に国連総会にて採択された先住民族に関する宣言の履行確保や国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約等における能力育成、普及啓発事業等とのシナジー効果について配慮する必要がある。

[9] その際のジェンダー平等も重要

q) **意思決定のための統計データおよび情報収集・整備に関する提案**：女性や子ども・若者の意思決定への参画を促進するため、持続可能な社会の実現に向けた課題を把握し、対処するためのデータとそれを世代間で共有することが国際的に不足している。持続可能な開発に関するデータを集め、多様なデータベースをインターネットおよびその他の利用可能なツールで公開する。またそれを利用するために、世代間や国際間で利用しやすい形で共有化し、それを相互発信することができるようにすることが重要である。

r) **分散型の社会の確立に関する提案**：自然災害に対応し、気候変動に適応するために、分散型のレジリアント（回復力のある）な社会を実現することの必要性も提唱された。この過程において、グリーン経済の追求が重要な役割を果たし、こうした社会の構築を促進するためには、持続可能な開発のための制度的枠組み（IFSD）が不可欠である。こうした社会のあり方を宣言の中に改めて示すことが日本の関係者から示された。

s) **自然資本の保全と持続可能な利用に関する提案**：ＮＧＯからは、共有材的性質を有する自然資本を、世代を超えて持続的に利用するため、“自然資本の利用者は、持続可能なペースを逸脱して利用した場合の原状回復と費用負担の責任を有する”という考え方を中心とした「利用者回復の原則」を確立し、関係国で制度化の方向性について合意すべきとの提案があった。

t) **森林に関する提案**：森林は二酸化炭素の吸収・貯留効果を持っており、この機能を活用すべきである。また、適切な森林管理、持続可能な経営を推進すべきである。森林の重要性の再認識、及びその森林の適切な管理の実現に導く強固な法的拘束力を有する枠組みに向けた継続的な議論を設ける。また国際的な市民レベルでのネットワーク／プラットフォームを構築することにより、人と情報の交流が促進し、森林の課題に対する認識が向上し、行動の変化を起こす必要がある。

２．３ 国連の既存の提案に対する意見

グリーン経済ロードマップについては、グリーン成長の概念の中に、自然資本の持続可能な活用や社会的公正の実現が前提として共有されていることが重要である。

現状でも国連レベルの様々な目標がある中で、目標の整合性を確保することが必要である。「発展」を捉える指標の在り方について、これまでの持続可能性指標についての各種の試みや環境評価手法についての蓄積を踏まえ、国際社会の取組の基盤となるような、汎用性の高い指標を確立する。基本的には、現在改定作業が行われている環境・経済統合勘定（SEEA）や、OECD や UNEP で検討されているグリーン経済指標に集約する形で、国際社会の検討をさらに促進する。また、こうした持続可能性指標の枠組みの一環として、自然資本のストック量や資源生産性に加え、再生速度の概念を導入し、当該指標における自然資本の評価方法の一環として組み入れる。

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

一人一人が持続可能性を認識しないと、指標を設定しても意味がない。そのためには、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）の役割が重要である。わかりやすい提示と同時に、数値目標の限界を認識することが必要である。

２．４ 実施上のギャップを埋める方法に関する提案

ライツ・ベース・アプローチによる貧困削減：アジェンダ 21 行動計画や MDGs と照らして、特に、進捗が遅れている貧困の問題は、単に所得が低いという問題ではなく、社会的・政治的な権利の剥奪の問題でもあると認識し、社会的弱者の権利保障のためにすべてのステークホルダーが必要な役割を果たす必要がある。すなわち、ライツ・ベース・アプローチによる貧困削減をより一層重視することが重要である。なお、ここで言うライツには先住民族の人権、すなわち「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に掲げられている先住民族独自の権利が含まれ、その実現が促進される。

民間参画の促進：ギャップを埋めるためには、政府の努力だけでなく、民間参画が重要である。民間セクターを、解決策を提供する重要な主体として認識すべきであり、国家間の交渉プロセスが限界にきている中、民間セクターの重要性を認識したうえで、プロセスの中での民間セクターの役割を明確にすべきと日本の関係者は考えている。

自治体参画の促進：自治体は、都市の低炭素化とグリーン経済の推進に関し大きなポテンシャルを有しているが、先進国、途上国の双方でその認識や政策形成能力が不十分なところも多い。国際社会が都市自治体に低炭素都市づくりへの参画を呼びかけることで、低炭素型の都市建設を促進し、グリーン経済を活性化することができる。自治体の都市建設への効果的参画は、途上国の都市貧困層のための基礎的な公共サービス提供能力を高めることができ、生活環境の改善に寄与する。これらの政策支援や人材育成には、自治体間協力が最も効果的である。国際機関は、都市間国際協力プログラムを開発しこれを支援すべきである。

財政的規律の確保：先進国、途上国ともに財政赤字が年々増大しており、赤字国債の発行によって財政的ギャップを埋めているのが現状である。次世代の国民に財政的負担を強要することは、世代間の不公平につながるがゆえに、ギャップを埋めるための政策として、税を含む財政的規律の確保が必要である。例えば、次世代のための資金確保に税を活用するという考え方も示された。

自主的アプローチ：わが国産業は、企業も「良き企業市民」たることを旨とし、また環境問題への取組が自らの存在と活動に必須の要件であることを認識のうえ、行政をはじめステークホルダー各層との相互理解・協力の下に環境自主行動計画を実施してきた。わが国独自の取組として、これまで廃棄物対策や循環型社会形成、気候変動対策などにおいて顕著な実績を積み上げている。

インセンティブの付与：持続可能な開発の計画にあたっては規制的な手法だけでなく、炭素に価格をつけるなどして、取組をエンカレッジする方法で進めることも重要との意見もある。市場メカニズムを活用した経済的手法の導入などが代表例である。しかしながら、環境技術に優れた日本では、このような手法は機能せず、更なる先端技術の開発のための原資が奪われるなど、地球規模の問題解決への貢献に却ってマイナスとなるとの見方もある。導入にあたっては、その果たすべき目的と負担のあり方を十分検討し、国民各層の理解と合意が必要である。

取組をエンカレッジする方法で進めることも重要である。例えば、低炭素社会、循環型社会を構築するための研究開発に対する優遇措置、循環型社会を実現するための使用済み製品の規制の見直し、持続的発展可能な社会実現のために実施される寄付、社会貢献活動、投資に対する税制上の優遇措置などが日本の関係者からは提案された。

２．５ 具体的な協力メカニズム／パートナーシップ／実施ツール（道具）に関する提案

水問題の解決に向けた金融スキーム：水分野の問題の解決には、民間企業の水分野での国際貢献を支援する金融スキームを創設し、民間企業と地方公共団体が連携した水道・下水道事業の運営を進めることが必要である。運営維持管理分野への継続的な人材・技術支援や、セクターローン等の小規模プロジェクト推進とＮＰＯ活動との連携、政治主導による行政分野の枠を超えた機動的で大胆な政策の提言が必要である。また、世界では水道事業の民営化による問題も発生していることなどから、水確保を基本的人権として検討すべきである。

国連生物多様性の 10 年の推進と生物多様性の問題の解決に向けた対話の仕組み・組織の立ち上げ：「愛知ターゲット」の実現に向け、これまで不十分であったセクター間の対話を強化する仕組みを作ることが必要である。各国における縦割り行政上の課題の解決が必要である。各国で、生物多様性損失の根本原因を究明し、その解決に向けて取り組み、それを政策に反映させることを明確なミッションに持つ組織を持つことが必要である。

消費者の責任ある主体的な行動を促す仕組みの導入：地球規模課題の解決に向けて、消費者の役割は重要であり、消費者の責任ある主体的な行動を促す消費者市民教育を推進することが必要である。また環境ラベルに代表される環境コミュニケーションを行なうことで、お互いの意識を高めることが必要である。消費者が関心をもち、消費者の日常の物やサービスの選択に影響を与えるためには、環境ラベルの整備、環境コミュニケーションの推進、環境教育の実施が必要である。

若者向けプログラム間の協力促進：子ども・若者の育成に向けて、現在各国政府や企業または学校が推進している若者向けのプログラムおよび若者が自主的に行っているプログラム間での協力関係を築くことが必要である。具体的には、総合的に情報を扱う大規模な国際会議の開催と、世界のあらゆる若者向けプログラムを網羅したインターネット上のデータベースが必要不可欠である。これらは、国連が主導しながらも、必要となるリソースは各国政府およびグローバルに展開する企業が、その社会的責任として拠出することが期

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

待される。

ＥＳＤ推進のための地域の拠点作り：持続可能な開発のためには、地域コミュニティ（local community）レベルにおいて学校教育、社会教育、企業研修等あらゆる教育機会を活用した人材育成が重要である。そのため、地域におけるさまざまなステークホルダーが、より多くの協働の機会を得られるような仕組み、例えば ESD 地域コーディネーターの発見・養成や ESD 推進のための地域の知の拠点づくりが必要である。

WSSD タイプ 2 パートナーシップのレビュー：WSSD において開始されたタイプ 2 パートナーシップの結果及び進捗についてレビュー及び報告を促し、持続可能な開発においてパートナーシップが果たしてきた役割と今後のあり方を検討していくことが必要である。

２．６ 持続可能な開発の推進（経済のグリーン化を含む）に向けた各ステークホルダーの役割

1992 年の地球サミットでメジャーグループとして 9 グループが認識されているが、その見直しが大前提である。例えば、持続可能な開発に大きな役割を果たしている消費者、協同組合、教育セクターを加えることが必要である。その上で、各ステークホルダーが以下のような役割を確認することが重要である。

女性の役割：女性をグリーン経済を推進する主体として位置付ける。またグリーン経済を通じてジェンダー平等の推進を図る。

子ども・若者の役割:持続可能な社会の実現は将来世代が当事者となる重要な問題であるため、子ども・若者世代の理解や協力、実践が必要不可欠である。今日まで行われてきた ESD などの取組をはじめ、あらゆる手段を通じて子ども・若者のキャパシティ・ビルディングを実施するべきである。また、子ども・若者の社会に対する自らの取組をより強化し、社会に対して子ども・若者の声が反映された世界を創造していくべきである。その実現には、子ども・若者グループのみならず、あらゆるステークホルダーの支援が必要である。

ＮＧＯの役割：多様な社会において柔軟できめ細かい行動ができるのは、NGO の特性である。たとえば、震災復興の際には、災害ボランティアとして、各地の NGO は政府の届かない分野に対して多くの活躍を果たした。また、NGO は既存の社会システムの経済転換を図るための政策提言に関して専門性を有した活動も展開している。これらの NGO は政策形成の中で重要な役割を果たす。NGO は、市民の声を政策決定機関に届ける（政策提言）、行政や企業の行いの監視の役割を果たしている。また個人や、多様なステークホルダーがパートナーシップ形成し、また、市民が自発的に参加し活動を起こすための柔軟なプラットフォームとしての機能も有している。

地方自治体の役割：地方自治体は、都市整備、交通、上下水道、廃棄物処理、教育、自然資源の保全と活用等の分野での権能を通じて、低炭素化を推進し、グリーン経済を促進することができる。地方自治体は、それ自体が事業主体となる公共施設建設、インフラ整備、公共交通運営等でパイロットとして低炭素事業を実施することができるだけでなく、

規制的権能や市場メカニズムを活用した制度により、民間セクターを含む地域社会全体での建築物の省エネ性能の向上や、経済産業活動からの GHG 排出抑制等を推進することができる。また、地域の事業者や消費者に最も近い政府として、エネルギー消費に関してきめ細かな指導や助言が可能であり、エネルギーの需要サイドにおける対策を徹底して行うことができる。

労働組合の役割:気候変動への対応、持続可能な社会、良質な雇用の創出を目的として 2007 年 6 月に ILO が提起したグリーンジョブ構想は、2008 年 9 月、ITUC、ILO、UNEP、IOE の共同報告書『グリーン・ジョブ』において、2030 年までに再生可能エネルギー部門で 2000 万人以上の雇用創出が見込まれていることが紹介されている。カンクン合意で確認された「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセントワーク）」を創出する「公正な移行（Just Transision）」を実行するため、労働組合のナショナルセンターである連合が加盟する ITUC とともに、市民社会と協力して、雇用、ジェンダー、賃金、労働条件、労働安全衛生などに悪影響を及ぼしかねない側面にどう対処すべきか提言する民主的な社会対話を促進し、フォローアップが必要である。そうした必要性に鑑み日本労働組合総連合会は、第 59 回中央委員会（2010 年 12 月）で、目指すべき社会像／ビジョンを示す「働くことを軸とする安心社会にむけて」を確認した。持続可能性の前提となる、「地球環境保全」と「グリーン・ジョブの創出」の必要性を示すとともに、いかなる国においても中核的労働基準を満たした「ディーセント・ワーク」と「公正な資源配分」、「国家間の緊張緩和と平和の達成」の必要性を示した。

また 2011 年 8 月には、労働者が拠出した、ないしは労働者のために拠出された基金を社会的責任に配慮した企業行動および金融取引を促す責任投資を実行することにより、公平且つ持続可能な社会形成に貢献するため「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン」を定め、労働者（労働組合）に対し行動を求めた。

協同組合の役割：協同組合は、組合員が出資し共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために、自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織であり、世界で 10 億人を超える人びとがさまざまな協同組合に加入している。協同組合は、地域社会に根ざし助け合いを促進することで生活を安定化させコミュニティを活性化させる機能をもっており、持続可能な社会づくりをすすめる役割を果たしている。

企業・産業の役割：日本の企業・産業は、日本の優れた技術を途上国の経済開発に適用し、最小限の資源消費、環境負荷で持続的発展を支援することこそ、日本の産業界のはたすべき役割であると考えている。また、世界からの調達力として、サプライチェーン面でのグリーン化（環境に配慮した原料調達・生産等の推進）を積極的に進めることができる。すなわち、カーボンフットプリントやエコロジカルフットプリントなど、環境に配慮した資材調達である「グリーン購買」を推進することができる。

科学技術コミュニティの役割：持続可能な開発において各ステークホルダーが参画して

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

いく中で、正しい情報が各ステークホルダーにインプットされていることが重要である。科学者には、環境の現状に関するモニタリング、モニタリングしたデータをみた将来の予測、予測を踏まえた対策を提示する役割が求められる。またその情報を一般にわかりやすく説明するのも科学者の役割である。特に、日本は、地理情報、温室効果ガス、生物多様性の状況といった地球環境問題に資する基礎的な科学データを提供し、途上国が主体的に持続可能な開発を考える環境の整備のために貢献ができうる。

教育者の役割：持続可能な社会に向けた人材育成に際しては、教育者が果たすべき役割がきわめて重要である。大学等の高等教育機関は、教育カリキュラムの見直し等により、将来社会のクリティカル・マスを構成すると期待される学生に対する ESD 教育を推進するとともに、ESD を理解した教員の養成に努め、また、専門家として、地域コミュニティにおける持続可能な社会づくりに向けた活動に対する助言等の支援を行うことが求められる。初等・中等教育に関しては、幼稚園から高校までのすべての段階の教育カリキュラムに ESD の観点を導入するとともに、発達段階（年齢）に応じた能力育成ができるよう、学年間、校種間の情報交換、連携を強化し、また、ESD 推進に向けた地域の関係者等との協働を模索する必要がある。さらに、教員のみならず、博物館や図書館、公民館等の学芸員や自然公園のインタープリター等も地域における ESD の推進に向けて積極的な役割を果たすことが期待される。

メディアの役割：持続可能な開発を進める上で、市民・企業の意識改革を促すことは重要であり、その際にもっとも大きな影響力をもつのが、メディアである。メディアを重要なステークホルダーとして定義し、その役割を明確にすることが重要である。さらに、従来型の一方向の発信だけでなく、参加型社会を推進するソーシャルメディアなど、双方向の発信が重要となる。

個人の役割：個人の役割も重要である。世界のあらゆる組織は個人で形成されており、個人が複数のメジャーグループに属しているケースが多い。個人には、消費者としての自覚を持ち、持続可能なグリーン経済への購買、時間選択、政策の選択におけるコンプライアンスが求められる。個人が、職場やプライベートやコミュニティでそれぞれどのような役割を担っていても、持続可能な未来への最終責任は個人であるとの強い認識を持って行動することが、すべての変革の鍵である。

２．７ 持続可能な開発を達成するためのライフスタイル転換

日本では、「もったいない」の考え方に沿って、伝統的に資源の効率的な利用に努めてきた。日本で震災後の電力危機を乗り切ったのは、企業による節電努力やピークカットの貢献が大きいが、ライフスタイルの転換も貢献している。照明をカットし、服装も変える等の行動を通じ、日本は、ライフスタイルの転換も持続可能な開発を達成するための重要な要素であることを体験した。

ライフスタイルの転換のためには、それを促すきっかけが必要である。例えば、家庭、

個人のライフスタイルが省資源・省エネ・低炭素型へ転換できるような環境整備を地域的、全国的に展開（例示：改善型エコポイント、エコ地域通貨制度の導入・普及、農林水産物や家電製品などに対するラベリング、地産地消、車の効率的な活用のためのインフラ整備とそのための統計整備、公共交通の利用促進等、社会コストが最小となるような、交通・移動環境の整備等）することなどが考えられる。

また、ライフスタイルの転換には教育の役割も重要である。現在「ESD の 10 年」により推進されている学校教育、社会教育、企業・団体教育、市民教育とこれらを繋ぐ地域の ESD 拠点（ＲＣＥ）、ＥＳＤあるいはＥＳＳ（Education for Sustainable Society）活動の各地域社会での強化など望まれる。

個人にとっての Green Economy の意義が明確になれば、行動につながる。持続可能な未来への最終責任が個人にあることを意識し、ライフスタイルの変革につなげることが重要である。

３．　特定テーマに対する意見

３．１ 持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン経済に関する提案

３．１.１「経済のグリーン化」で優先的に取り組むべき分野，取組手順

日本のステークホルダーは、グリーン経済を、持続可能な開発を進める上で重要なものとして認識している。グリーン経済を議論する必要性について、以下のような理由が挙げられた。

a) 環境問題の根底には経済活動があり、根本的な課題を議論する必要がある。
b) 経済活動を支える生物多様性や自然資本は現在著しく劣化しており、自然資本劣化のコストや、将来世代を含めた人間に対するリスクを反映した経済の仕組みが必要である。
c) 資源制約や気候変動下においては、制約を意識した経済が必要である。

効率的な資源利用技術の開発や、道路・建築物等インフラ分野でのグリーン・イノベーションによる低炭素戦略は優先的に取り組むべき分野であると考えられる。また、省エネルギーの推進に資する分野の取組を進めることが必須の課題である。（例：省エネ・低炭素技術の開発・改善・普及、長寿材料・製品の開発・普及、省エネ・低炭素への産業構造転換、、再生･自然エネルギー利用等）。昨年の生物多様性条約第 10 回締約国会合 CBD-COP10）において採択した愛知ターゲットおよび名古屋議定書に基づき、持続可能な生態系サービスの利用も推進が望まれる。金融や農林水産業のグリーン化も重要な問題である。

グリーン経済を推進するために必要な取組・取組手順として、様々なアイデアが提案された。

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

a) 経済を円滑に進めるためには各国のガバナンスの安定性が重要であり、民主的なシステムや法規制、自由貿易や投資を促進する仕組みが必要である。
b) グローバルな多国籍企業と金融システムのガバナンスも重要であり、ISO26000 のような取組をさらに進めるべき。
c) グリーン経済に関する市民の認識・知識が欠けており、学校教育や市民社会を通じた周知が必要である。
d) 自然資本のバランスを崩さないための消費スタイルを確立するべき。
e) 個々人がそれぞれ環境等の情報を認識した上で購買意思決定を行うことが重要であるため、そのための情報を提供すべき。
f) 法整備、行政制度改善、情報公開、全ステークホルダー参加、第三者監視機関を整備すべき。
g) 適切な指標を活用し、進捗を把握しつつ取組を進めるべき。

リオ＋20を契機として国際社会が進めるグリーン経済の取組の基礎としてCEPAの視点を位置づけ、生物多様性条約における愛知ターゲット達成及び国連生物多様性の10年推進のための CEPA 活動、さらには気候変動枠組条約・砂漠化防止条約等における普及啓発、教育、訓練に関する各国の義務との相乗効果を促すことが必要である。

３．１.２「経済のグリーン化」を推進するために各分野において必要な政策

共有材的性質を有する自然資本を世代を超えて持続的に利用するため、“自然資本の利用者は、持続可能なペースを逸脱して利用した場合の原状回復と費用負担の責任を有する”という考え方を中心とした「利用者回復の原則」について議論を深め、関係国で制度化の方向性について検討する。

持続可能な開発・発展には、地球の環境容量の限界を踏まえつつ、経済成長の実現と雇用の創出が前提となる。また、現在の資本市場においては、金融市場の安定化が重要な要素となる。グリーン経済推進のためには、企業活動が阻害されるような金融不安定は大きな障害となり、推進力の後退を招く。過度な投機的な投資に対する規制、乱高下に対する歯止め的規制などが前提となる。

経済のグリーン化の前提として、自然資本を実経済で考慮していくことが必要である。世界銀行で現在実施している生態系サービスの国民経済計算への組み込みなどが参考になる。

「経済のグリーン化」を推進するためのツールは多岐にわたることが示された。大きくは、規制とインセンティブ、マネジメントツール、自主的取組に分けられ、以下のようなツールが有効と考えられる。

(a) **規制**：固定価格買取制度などの再生エネルギー促進のための制度導入や、環境税、国際連帯税など、将来世代を含む「他者」へ課したコストやリスクを反映した課税制度の活用、環境規制の強化等
(b) **インセンティブ**：環境に優しい技術製品開発・普及を推進する企業、団体等への税制・金融・財政上の優遇措置、表彰制度の拡充、事業者の取組の評価・公表等、？？会計基準の適正化
(c) **国際規格・ガイドラインの活用**：グリーン経済具体化のためのツールとしての国際標準の活用も有効。昨年 11 月に発行された ISO26000 を、グリーン経済を組織経営において具体化するためのツールとして位置付け、国際レベルで推進することも重要である。
(d) **自主的取組（Pleadge and review）**：グリーン経済を推進するための自主的取組が重要であり、それを支えるための制度作りも重要である。

グリーン経済を推進する上で、消費者の役割も重要である。そのためには、生産者と消費者の間のコミュニケーションも重要である。有効なツールとしては、現行の環境ラベルでは不十分な点を見直し、国際的に改善を図ることが重要である。

国際機関及び各国政府は、自然資本の保全と持続可能な利用を促進するための情報環境として、世界各地域における自然資本の賦存量等についての国際的なデータベースを共同で構築するとともに 、その利用状態についての監視・評価・検証体制を確立する。

資源制約下におけるプロダクトデザインを促進するため、各国の研究機関やプロダクトデザイナー、企業、伝統工芸家、消費者等が参加した「持続可能な社会を支える有限設計イニシアティブ」を発足させ、１）有限設計研究に係る関係機関の連携強化、２）有限設計に資する共通製品プロトコルの策定（リサイクルやリユースの軸となる工程や部品に係る共通の製品プロトコルを作成・共有し、社会コストの削減を図る）、３）トップランナー方式の普及、４）自然資本利用の持続可能性の度合いの可視化（消費者が身近に触れる財やサービスについて、その製造に要した自然資本の量や再生されるまでの“待ち時間”などを定量的に示し、自然資本利用の持続可能性の度合いを可視化）などの取組を行う。

グリーン経済を支える資本市場の形成を図るため、世界の機関投資家に対して責任投資原則への参加を求めるとともに、投資行動についての透明性を高めるよう要請する。また、企業は、財務面だけでなく持続可能性課題も併せた統合的な企業報告を行うとともに、政府や取引所はこうした報告を制度化する。

性別格差に基づくグリーン経済は持続可能な開発とは言えないことから、グリーン経済を推進する部門とジェンダー平等を推進する部門の制度的・組織的連携に基づいてグリーン経済の推進を図る。

３．１.３「経済のグリーン化」を通じて経済成長と貧困根絶を図るために必要な取組

グリーン経済の推進は、従来の資源収奪的な経済成長を打開し、地球の環境容量に則した経済成長へと成長の方向性を転向することを意味する。新たな環境技術開発の促進や、

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

労働集約的かつ持続可能な国内産業の再建を通じて、経済成長や雇用促進、食料安全保障などともに、低炭素化や持続的な資源利用を図ることが可能になる。また、産業界が、サプライチェーン全体で環境や人権に配慮した製造・サービス提供をすること等も不可欠である。あらゆる取組において、貧困層、特に途上国の貧困女性がグリーン経済の便益を受けられるように制度的仕組みを整えることが必要である。

環境技術開発、とりわけ再生可能資源に基づく小規模発電技術の進展は、農村部の貧困層への廉価なエネルギーの提供に貢献する。また、持続可能かつ対応力のある農林水産業の発展は同じく自然資源への依存度が高い農村部の貧困層に対し、雇用や食料の確保という点から寄与する可能性が高い。

貧困根絶を図るために、持続可能な BOP（Base of the Pyramid）ビジネスが脚光を浴びている。貧困で暮らしている人々の雇用・起業・暮らしを応援し、購買力を高めることにより、急速に顧客層を広げ、彼らの経済成長とともに事業拡大につながるという視点である。先進事例について普及啓発を行うとともに、これに関与するステークホルダーの協議の上、BOP ビジネスに取組む際の支援の枠組みを作る必要がある。

３．１.４「経済のグリーン化」によってもたらされる価値

経済のグリーン化は経済成長や雇用促進、食料安全保障などともに、低炭素化や持続的な資源利用の実現に貢献し、同時に貧困削減にも寄与するものであるべきである。グリーン経済の推進は現在ある構造的格差を固定化するものではなく、格差の是正に寄与するべきである。とりわけ雇用促進の側面は極めて重要性が高い。各国がグリーン経済関連の雇用目標をそれぞれに定め、日本においても 140 万人規模の雇用創出が新成長戦略に掲げられている。今後は、グリーン経済によるネットの性別に平等な雇用創出の実現が期待される。

また、グリーン経済においては持続可能な国内産業の育成や代替資源・代替エネルギーの開発が促進され得ることから、現在国際社会が直面している食料や資源、エネルギーの価格高騰に対しても、対外依存度を削減することで適応力を向上させることが期待できる。経済のグリーン化により、「非経済的価値」も改めて認識される。経済価値では測れない、自然資本の豊かさやコミュニティく成員相互の無償の協力のほか、見えにくい形で将来世代を含む「他者」へ課したコストやリスク等が考慮されるようになる。

経済のグリーン化は、人々の価値観・個人の選択肢の変革を促し、人々の持続可能なライフスタイルの志向を促す。

３．１.５「経済のグリーン化」で生活・心の豊さや従来考慮していなかったコストやリスクを目に見える形にするための適切な指標は何か

生活・心の豊さや従来考慮していなかったコストやリスクを目に見える形にするには資源・エネルギー効率や二酸化炭素排出量など、既存の指標に加えて、新たな指標が必要である。特に、グリーン勘定等、生態系サービスの経済的な価値を国家会計システムに反映させることは、開発による自然環境への負の影響を認識する上で極めて重要であるものと考えられる。特に自然資本については、そのストック量や資源生産性に加え、再生速度の概念を導入し、自然資本の評価方法の一環として組み入れることが重要である。

物理的・客観的な社会評価指標とともに、生活の主体である人々の満足度といった主体的な指標が必要である。ただし、「生活の豊かさ」は、人々の価値観にも依存しており、画一的な指標では図れないとの指摘もあった。社会評価指標にはグリーン経済を通じてジェンダー平等が達成されたことを示すものも含めるべきである。

３．２ 持続可能な開発のための制度的枠組みに関する提案

３．２.１持続可能な開発に関する国際的・国内的な組織的・制度的枠組みの問題点及び改善方法

新たな課題の相違、現行の国連システムは時代遅れであり、制度的枠組みの議論は、リオ＋20 を契機に強化されるべきである。

持続可能な開発に関する制度的枠組みは、時代の変化を取り入れた制度設計が必要であり、次の 3 点が基本的な視点として重要である。第 1 に、マルチレベル・ガバナンスの重要性である。持続可能な開発は、国連だけではなく、多国間、域、国、地方、RCE のすべてのレベルで対処する必要がある。第 2 に、マルチ・ステークホルダーの参加の重要性である。持続可能な開発は、政府のみに任せられることではない。その他の多様なステークホルダーもまた、プロセス、意思決定に参加する必要がある。第 3 に、国連にすべての問題解決を頼ることはできないという認識である。

制度改革については、改革案の目標、ビジョン、及び、時間軸を明確化する必要がある。単に制度だけではなく、それを含む問題の全体を扱わなければ、持続可能な開発に向けた有効な制度設計はできない。

また、水・食料・エネルギー・資源・放射能汚染に関する国際ガバナンスの構築が急務である。特に農業者には、安全保障のためにも食料の自給が最も重要であり、一次産業が成り立つためのビジョンとシステムが重要である。食料・水は人間にとって基本であり、最低限の生活を保障するシステム構築が優先されるべきである。

UNEP から提案されている 5 つの選択肢は、おおまかな方向性を示すものであり、必ずしも十分に具体的な提案になっていないため、それらの比較評価は基本的に困難である。現段階で必要なのは、選択肢をより具体化することである。例えば、国連環境計画（UNEP）、国連経済社会理事会(ECOSOC)、国連持続可能な開発委員会(CSD)の強化には様々な方法が考えられる。５つの選択肢はすべて、国連の組織構造の改革と関連するため、実施にかなりの時間を要することが予想され、効果が現れるのは中長期的。国連改革は各国政府および国際機関だけではなく、地域、国、地方、およびすべてのステークホルダーといった多

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

層レベルにおける、適切な措置と相まって実施されて、始めて効果的なものとなる。5つの選択肢は理論的には相互に排他的ではなく、例えば、選択肢の一つである世界環境機関(WEO)の設立と、ECOSOC と CSD の改革は、同時に支持することができる。また、改革後の ECOSOC は、持続可能な開発のための統括組織、例えば、既に議論されてきたように持続可能な開発理事会（Sustainable Development Council＝SDC）に転換することができる。UNEP の機能強化は、将来的に UNEP の WEO への転換を含むこともできる。具体的な選択肢を評価するための基準は、持続可能な開発の実施を促進するだけでなく、効率性も重視すべきである。また、政治的な実現可能性も考慮する必要がある。

UNEP の強化や専門機関化については、UNEP を専門機関にすれば全てが解決すると考えるのは誤りであり、UNEP の改革は、現行のプログラム、例えば経済社会開発政策における環境視点の主流化、環境アセスメントや啓発の強化に注力すべきで、キャパシティ・ビルディングは、他の組織の方が適当であるといった考え方がある一方、UNEP の強化が先決であるとの意見や WEO の機能を明確にすべきとの意見もあった。

３．２.２持続可能な開発に関する国際的・国内的な組織的・制度的枠組みに関する具体的な提案

環境保全の政策統合（EPI）の推進：環境と開発政策と実践の間の相乗効果を高めるために、国レベルで一層の努力がなされるべきである。「環境保全の政策統合（EPI）」は有効な方法のひとつである。これは、環境、経済、および社会的な目標間において交換条件が生じる前に、環境保全を優先する意図的な試みである。とりわけ、政策統合すべき課題を具体的に提起できる基礎自治体による政策統合が歓迎され、尊重されるような「補完性の原則」に立脚した制度が求められる。

条約間の調整：多くの多国間条約等により、制度が分散され調整が不十分である。環境条約のほとんどは地域的な条約であり、加盟国が各々に異なっている。これをグローバルに調整するのは困難と考えられる。グローバルな条約（例えば化学物質条約、生物多様性条約、ワシントン条約）間では事務局間での協力が進んでおり、こうしたアプローチが現実的である。

国連とブレトンウッズ機関等他の国際的なパートナーシップとの強化：国連機関は、持続可能な開発のため国際協力を進めている国際機関との国際的なパートナーシップの強化の必要性が必要である。

モニタリング機能の強化：持続可能な開発に関して、市民による check and balance 機能の強化が必要である。また、放射能汚染については、内部被ばくなどの放射能汚染等の健康被害および環境モニタリングと勧告の機能を有する NGO を加えた専門的な国際組織の強化が必要である。

ボトムアップアプローチの推進：制度的枠組みにおいて、根本的に問われているのはリーダーシップである。特定の国家のリーダーシップに期待するのではなく、Bottom-up

approach(自治体、NGOs、企業・産業、地域レベル)などによって、有効な課題解決策を持っている人々のガバナンスにおける地位を上げていくという方向性も考えられる。

マルチレベル・ガバナンスの構築：国家の元首や政府間機関のみの決定ではなく、マルチ・ステークホルダーの力により、世界基準は作られつつある（例:ISO26000)。全体を包括できるマルチレベル・ガバナンスが重要である。

企業の変革を促す制度の構築：企業の責任投資を促進するような仕組みの構築が必要である。環境会計等、企業の社会的責任（CSR）を促進するシステムが重要であり、グローバル・コンパクトはその第一歩として評価できる。

法順守と施行の強化：各国の固有の条件に合った法律や規制は、環境と開発にかかる政策を行動に移すために極めて重要な手段の一つである。これらの法律や規制の効果的な順守と実行がなければ、人間の健康と持続可能な開発を目指す施策は失敗に終わるであろう。先進国から発展途上国へのベストプラクティスの共有等を通じて、継続的に地域、国家、及び自治体における関連法の順守と施行を強化することが重要である。このためには、多くの途上国で法施行のためのキャパシテイビルデイングとその国際支援が不可欠である。

持続可能な開発を担保する資金メカニズムの構築：持続可能な開発に関与する機関の効果を高めるためには、追加融資の確保と、既存の資金の有効活用は極めて重要である。各国は、知恵を絞り、持続可能な開発を担保する資金メカニズムを構築する必要がある。

民間参画の強化：国連拠出金の増加は期待できない中、民間資金を持続可能な開発に生かすためには、例えばグローバル企業から、資金を引き出すためには、枠組みの中に、企業を加えることが重要である。また企業の具体的な環境活動（ベストプラクティス）を更に国際的に発信する必要がある。また、グローバル企業の活動を適切にモニタリングし、監視するための仕組みが、一部の分野（例えば、国際決済銀行 Bank for International Settlement）で既に存在するが、持続可能な開発に関するすべての分野で必要である。

地方自治の強化を念頭においたガバナンス体制の構築：地方自治体（特に大都市）が気候変動対策における主要な主体であり、自然資源を多く抱える地方自治体が生物多様性政策における主要な主体であることを明確に認識し、これを反映したガバナンス体制を構築しなければならない。地方自治体に積極的な取組を呼びかけ、自治体間の国際協力を支援・促進する新しい機能を設ける必要がある。イクレイ、C40 等の自治体・大都市国際ネットワークをガバナンス体制にどのように位置づけるかについて検討をすべきであり、自治体間国際協力を支援するため、世界銀行、地域開発銀行、GEF、CIF、グリーン気候基金等の環境・気候資金プログラムへの自治体のアクセスを可能にし、先進自治体のノウハウを活用するプログラムを開発すべき。

ジェンダー平等推進政策との統合：持続可能な開発を進めるためにはジェンダー平等と女性のエンパワーメントが不可欠であることから、持続可能な開発の推進に関係する官民のあらゆる部局・部署に、男女共同参画を推進する専任の部局・部署を設置し担当者を配置するなどの手法を採用することが必要である。

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

新たな地球規模条約の策定：具体的な提案の一つとして、リオ宣言第 10 原則と、それを受け国連欧州経済委員会（UNECE）で作成されたオーフス条約に沿った理念を実現する、地域的あるいは地球規模の条約を制定することが考えられる。市民・市民団体による情報のアクセスに法的権限が付与され、実質的にガバナンスが多層レベル化してアカウンタビリティとステークホルダーとの対話を促進することになる。

変動性への対応力を高めるための地球環境の予報科学の推進:変動性への対応力を高めるために、ダイナミックに変動する地球環境における社会システムの不確実性を減らす為に、「Global Forecast Service(地球環境予報サービス)」を積極的に推進する。気候変動や生物多様性や水などの基本的な問題は、各地域別での影響を正しく知ることで、特に発展途上国の政府の政策立案や防災整備につなげることができる。地球の科学情報がわかりやすくオープンに提供されることは、マルチ・ステークホルダーにとってグローバルな環境問題解決の主流化の原点となる。日本の大学や研究機関のネットワークがイニシアティブをとり、企業が技術を提供することで可能になる。また、災害に対する科学的な知見（例えば、健康被害等を含めた）を共有し、意見交換する場の設定が重要である。

４．　リオ＋20　国内準備委員会　委員名簿

表 1　リオ＋20 国内準備委員会　委員

女性	有田　芳子	主婦連合会　副会長、環境部長 NPO法人日本メディエーションセンター理事
	織田　由紀子	日本女性監視機構(JAWW)　副代表 北九州サステイナビリティ研究所　主席研究員
子供・若者	島津　正敦	(財)ユネスコ・アジア文化センター　事務局長
	寺尾　明人	(公社)日本ユネスコ協会連盟　企画広報部長
	福島　宏希	エコ・リーグ(全国青年環境連盟)　事務局長
先住民	阿部　一司	(社)北海道アイヌ協会　副理事長
	宇梶　静江	アイヌウタリ連絡会　代表
NGO	竹村　公太郎	(NPO法人)日本水フォーラム 事務局長
	鈴木　克徳	(NPO法人)「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議(ESD－J)国際プロジェクト　理事 金沢大学環境保全センター　教授
	星野　智子	社会的責任向上のためのNPO/NGOネットワーク代表協議者 (一社)環境パートナーシップ会議　副代表理事
	古沢　広祐	(NPO法人)「環境・持続社会」研究センター(JACSES)代表理事
	平田　仁子	(NPO法人)気候ネットワーク　東京事務所長
	後藤　敏彦	サステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク(NSC)　代表幹事
	高山　進	国連生物多様性の10年市民ネットワーク　代表
	岡田　康彦	(公社)日本環境教育フォーラム　会長
	崎田　裕子	(NPO法人)持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長
	岩附　由香	(NPO法人)国際協力NGOセンター(JANIC)副理事長 (NPO法人)ACE（エース）代表
	冨田　沓子	リオ+20 地球サミットNGO連絡会
地方自治体	内藤　元久	持続可能な開発のための教育を推進する地域拠点(RCE：Regional Centers of Expertise on ESD)岡山ESD推進協議会　事務局長
	岸上　みち枝	(一社)イクレイ日本　事務局長
労働者・労働組合	逢見　直人	日本労働組合総連合会　副事務局長
	杉山　豊治	日本労働組合総連合会　総合政策局　社会政策局局長
	大沢　年一	日本生活協同組合連合会組織推進本部　環境事業推進室長

企業・産業	澤田　澄子	(社)日本経済団体連合会 (キヤノン(株)コーポレートコミュニケーションセンター社会文化支援部長)
	手塚　宏之	(社)日本経済団体連合会 (JFEスチール(株)技術企画部理事)
	長村　政明	(社)日本経済団体連合会 (東京海上日動火災保険(株)経営企画部次長 兼 CSR室長)
	長谷川　雅世	(社)日本経済団体連合会 (トヨタ自動車(株)環境部担当部長)
	青木　雄一	(社)日本経済団体連合会 (三井物産(株)理事　環境社会貢献部部長)
	竹島　克朗	日本商工会議所 (清水建設(株)総合企画部長)
	浦野　光人	(公社)経済同友会　幹事 (株)ニチレイ　会長)
科学技術コミュニティ	小宮山　宏	(株)三菱総合研究所　理事長 東京大学総長顧問
	岸井　隆幸	日本大学理工学部土木工学科　教授 (社)日本都市計画学会　会長
	廣野　良吉	成蹊大学　名誉教授 財団法人　地球環境戦略研究機関(IGES)参与
	武内　和彦	国連大学　副学長
	平石　尹彦	(財)地球環境戦略研究機関(IGES)理事・上級コンサルタント (IPCCビューロー委員、温室効果ガス・インベントリータスクフォース共同議長)
	末吉　竹二郎	国連環境計画(UNEP)　金融イニシアチブ　特別顧問
	松原　隆一郎	東京大学大学院総合文化研究所　教授
	山地　憲治	東京大学　名誉教授 財団法人 地球環境産業技術研究機構(RITE)理事・研究所長
	亀山　康子	(独)国立環境研究所 社会環境システム研究センター 持続可能社会システム研究室 室長
	蟹江　憲史	東京工業大学大学院社会理工学研究科 准教授 国連大学高等研究所 リサーチフェロー／コンサルタント
農業者	佐々木　陽悦	全国エコファーマーネットワーク　会長
	前田　直登	(社)日本林業協会　副会長
	木上　正士	(社)大日本水産会　事業部長

出典：リオ＋20国内準備委員会「持続可能な開発の推進に向けた日本のステークホルダーからの提案」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/nr20111101_rioj.pdf

RIO+20

国連持続可能な開発会議（UNCSD）

（環境省仮訳）

国際連合

2012 年 1 月 10 日

我々が望む未来[1]

目次 **パラグラフ**

I. 序文/舞台設定

ビジョン 1-5

II. 政治的コミットメントの更新

A. リオ原則と過去の行動計画の再確認 6-9
B. 持続可能な開発に関する主要サミットの成果の実施におけるこれまでの前進及び残されたギャップの評価並びに新たな課題への対応（統合、実施、一貫性） 10-16
C. 主要グループの関与 17-21
D. 行動のための枠組み 22-24

III. 持続可能な開発及び貧困撲滅に関連するグリーン経済

A. グリーン経済、課題及び機会の文脈の骨組み 25-31
B. ツールキット及び経験の共有 32-36
C. 行動の枠組み 37-43

IV. 持続可能な開発のための制度的枠組み

A. 3 つの柱の強化/改革/統合 44
B. GA、ECOSOC、CDS、SDC に関する提案 45-49
C. UNEP、環境に関する提案の専門機関、IFI、各国レベルの国連業務活動 50-58
D. 地域、国、地方 59-62

V. 行動とフォローアップのための枠組み

A. 優先順位/カギ/テーマ/分野横断的問題及び分野 63-104
B. 進展の加速及び測定 105-111
C. 実施方法（資金、技術へのアクセス及び移転、能力開発） 112-128

[1]加盟国及びその他のステークホルダーが検討するための成果文書のゼロ・ドラフト（原案）を 2012 年 1 月初旬までに提出するという第 2 回準備委員会の決定に従い、事務局に代わって共同議長が提出。

出典：国際連合「我々が望む未来（環境省仮訳）」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

I. 序文/舞台設定

1. 我々、国家と政府の首脳は、2012 年 6 月 20-22 日にブラジルのリオデジャネイロで会合し、我々の国民と我々の地球の豊かで安全な持続可能な未来のためにともに取り組むことを決意する。

2. 我々は、あらゆる形態の貧困の撲滅を通じて人間を飢餓と欠乏から解放し、全ての人々に恩恵をもたらす経済的安定と成長のために公正、公平かつ包含的な社会を作るために努力するという我々の決意を再確認する。

3. 我々は、「ミレニアム開発目標（MDG）」を含む国際的に合意された開発目標を 2015 年までに達成し、最貧困層の生活を改善するための進展を加速させるために全力を尽くすことにコミットしている。

4. 我々はまた、協力を強化し、我々の共通の家である共有する地球の生命維持システムを保全、保護しながら、全ての人々の機会を増大させ、人類発展に重点を置いた方法で継続中及び発生しつつある諸問題に対応することにコミットしている。

5. 我々は、本会議の目的及びテーマについて大胆かつ断固たる行動を求める。我々は、持続可能な開発に対する我々のコミットメントを再確認し、持続可能な開発及び貧困撲滅に関連するグリーン経済を追求する我々の決意を表明する。我々はさらに、持続可能な開発のための制度的枠組みを強化する我々の決意を再確認する。総合すれば、我々の行動は実施ギャップを埋めるとともに、経済、社会、環境という持続可能な開発の 3 本の柱の間のより本格的な統合を達成するものになると考えられる。

II. 政治的コミットメントの更新

[A. リオ原則と過去の行動計画の再確認]

6. 我々は、引き続き国際連合憲章の目的及び原則に導かれ、国際法とその原則を全面的に尊重することを再確認する。

7. 我々は、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ 21」、「アジェンダ 21 の一層の実施のための計画」、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」、「持続可能な開発に関する世界サミット：実施計画」、「バルバドス行動プログラム及び実施のためのモーリシャス戦略」の実施に向けた進展を促進する我々のコミットメントを再確認する。「リオ原則」は引き続き国際社会を導き、協力、一貫性及び合意されたコミットメントの実施の基礎でなければならない。

8. 我々はまた、「開発資金国際会議のモンテレイ合意」、「開発資金に関するドーハ宣言」、「アフリカの開発ニーズに関する政治宣言」及び「後発開発途上国のためのイスタンブール行動計画」に対する我々のコミットメントを再確認する。

9. 我々は、共通だが差異ある責任の原則及び天然資源に対する各国の主権の原則に従い、我々の集団的尾及び各国の独自の取り組みを通じて世界的に持続可能な開発を強化する必要性を認識する。

[B. 持続可能な開発に関する主要サミットの成果の実施におけるこれまでの前進及び残されたギャップの評価並びに新たな課題への対応（統合、実施、一貫性）]

10. 我々は、1992 年の「地球サミット」以降の 20 年間に進展と変化があったことを認識する。貧困撲滅、経済的ダイナミズムの分野及び人々に力を与えた新たな情報技術に促進された結合性を含む進展の強く元気づけられる例がみられる。

11. しかしながら、我々は、金融、経済並びに不安定なエネルギー及び食料価格という複数の相互に関連した危機のために後退があったことも認める。食料不足、気候変動及び生物多様性損失は開発の利益に悪影響を及ぼした。新たに発生しつつある課題にはより緊急の対応が求められる従来の問題の一層の悪化が含まれている。我々は、約 14 億人の人々が依然として極度の貧困状態にあり、世界人口の 6 分の 1 が栄養不良であり、病気の流行が偏在する脅威であることを深く懸念している。持続不可能な開発が地球の限りある天然資源及び生態系の能力に対するストレスを高めている。地球は 70 億人を支えており、世界人口は 2050 年までに 90 億人に達すると予想されている。

12. 我々は、持続可能な開発に対する各国のコミットメントが深化したことに留意する。今や多くの諸国の政府が経済政策に環境及び社会問題を織り込むとともに、各国の政策や計画、法律及び制度、国際環境協定の批准及び実施を通じて持続可能な開発及び「アジェンダ 21」や関連合意の実施へのコミットメントを強めている。

13. しかしながら、我々は、全ての国の政府や非政府主体の取り組みにもかかわらず、持続可能な開発は遠い目標にとどまっており、国際的に合意されたコミットメントの実施には大きな障害とシステム上のギャップが残されていることを観測している。

出典：国際連合「我々が望む未来（環境省仮訳）」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

14. 我々は、貧困と飢餓を撲滅し、人類の活動が地球の生態系及び生命維持システムを尊重するようになお一層努力する決意である。我々は、我々の生活の仕方のあらゆる側面において持続可能な開発を主流として組み込む必要がある。我々は、持続可能な開発と持続可能な消費及び生産パターンを助長する特別の責任があることを認める。

15. 我々は、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国及びアフリカ諸国が直面している特別の課題を認識する。

16. 我々は、世界の多様性を認め、あらゆる文化及び文明が人類を豊かにし、地球の生命維持システムの保護に寄与していることを認識する。我々は、持続可能な開発にとっての文化の重要性を強調する。我々は、人類が自然と調和して生活するように導く持続可能な開発への全体的アプローチを求める。

[C. 主要グループの関与]

17. 我々は、持続可能な開発の達成の基本的要件は意思決定への広範な国民参加であることを強調する。持続可能な開発には主要グループ、すなわち、女性、子供と青少年、先住民、非政府組織（NGO）、地方政府、労働者と労働組合、企業と産業、科学界と技術界及び農業者、があらゆるレベルで意味ある役割を果たすことを求める。市民社会の全てのメンバーの特定の知識及び実際的ノウハウを国及び地方の政策立案に取り込むことによって全メンバーが持続可能な開発に積極的に関与できるようにすることが重要である。この点に関して、我々はまた、持続可能な開発の促進における国レベルの議会の役割も認める。

18. 我々は、市民社会の参画改善は情報アクセスの権利の強化及びこの権利を行使する市民社会の能力を構築することにかかっていることを認識する。技術は政府が国民と情報を共有し、国民が政策決定者に説明責任を課すことを容易にしている。この点に関して、情報及び通信技術への普遍的アクセスに向けて努力することが肝要である。

19. 我々は、持続可能な開発に向かうにあたり民間セクターの重要な役割を認める。我々は、企業及び産業が持続可能な開発及び貧困撲滅に関連するグリーン経済の促進にリーダーシップを示すことを強く求める。

20. 我々はまた、地方政府の重要な役割及び地方政府を持続可能な開発に関する意思決定のあらゆるレベルに全面的に統合する必要性を認める。

21. 我々は、持続可能な開発戦略の世界的、地域的及び各国の実施における「先住民の権利に関する国連宣言」の重要性を認識する。我々はまた、我々が対応している諸問題は今日の青少年及びそれに続く世代に大きな影響を及ぼすことから、子供や青少年の意見を反映させる必要性を認識する。

[D. 行動のための枠組み]

22. 我々は、統合された政策決定を促進し、実施ギャップを埋め、各制度間の一貫性を促進するために、世界的、地域的、各国及び地方のあらゆるレベルでガバナンス及びキャパシティを改善することにコミットする。

23. 我々は、持続可能な開発のための世界的パートナーシップの再活性化にコミットする。我々は、我々が直面している共通の持続可能な開発に関する挑戦に対処するために各国が協力し、全てのステークホルダーと手を携えなければならないことを認識する。

24. 我々は、全ての上場企業及び大手民間企業が持続可能性問題を考慮し、報告サイクルに持続可能性情報を盛り込むことを義務付ける世界的な政策枠組みを求める。

III. 持続可能な開発及び貧困撲滅に関連するグリーン経済

[A. グリーン経済、挑戦及び機会の文脈の骨組み]

25. 我々は、持続可能な開発及び貧困撲滅に関連するグリーン経済が主要目標、特に貧困撲滅、食料安全保障、健全な水管理、現代的エネルギー・サービスへの普遍的アクセス、持続可能な都市、海洋管理、回復力改善及び災害への準備並びに公衆衛生、人的資源開発及び青少年のための雇用を含む雇用創出に資する持続的、包含的かつ公平な成長などの優先事項、の達成に寄与すると確信している。これは「リオ原則」、特に共通だが差異のある責任の原則に基づくべきであり、また、全ての市民及び全ての国に機会と利益を提供するような人間中心かつ包含的なものであるべきである。

26. 我々は、グリーン経済を我々の全般的な目標にとどまらなければならない持続可能な開発を達成するための一つの手段とみなしている。我々は、持続可能な開発と貧困撲滅に関連するグリーン経済は天然資源の基盤を保護・強化し、資源効率を高め、持続可能な消費及び生産パターンを促進し、世界を低炭素開発の方向に動かすものであるべきことを認める。

27. 我々は、グリーン経済が固定化された一連のルールとしてではなく、公的及び民間セ

出典：国際連合「我々が望む未来（環境省仮訳）」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

クターにおける意思決定のあらゆる関連領域における持続可能な開発の 3 本の柱に関する統合的考慮を助長するための意思決定の枠組みであることを強調する。

28. 我々は、経済的、社会的及び環境面での開発の具体的現実並びに具体的な状況及び優先事項を尊重して、各国が適切な選択を行うことを認識する。

29. 我々は、グリーン経済の政策及び措置は、全ての諸国に、その経済構造や発展段階にかかわらず、経済開発の環境持続可能性への統合を改善する「win-win（双方に利益をもたらす)」機会を提供できると確信している。

30. しかしながら、我々は、開発途上国が貧困の撲滅と成長の持続における大きな課題に直面していること、そして、グリーン経済への移行は開発途上国の経済に追加的コストをもたらす可能性のある構造調整を伴うものであることを認める。この点に関して、国際社会の支援が必要である。

31. 我々は、グリーン経済への転換は全ての国にとって機会となるべきであり、脅威であってはならないことに留意する。従って、我々は、各国が持続可能な開発と貧困撲滅に関連するグリーン経済構築を支援する国際的取り組みは以下のようになってはならないことを決意する：

a) 新たな貿易障壁の設置
b) 援助及び資金供給に関する新たな条件の賦課
c) 技術ギャップの拡大ないし開発途上国の先進国に対する技術依存の悪化
d) 各国が持続可能な開発に向けた独自の道筋を追求する政策余地の制限

[B. ツールキット及び経験の共有]

32. 我々は、各国が依然としてグリーン経済構築の初期段階にあり、お互いに学びあうことができることを認める。我々は、発展途上国を含む一部の諸国におけるグリーン経済開発のポジティブな経験に留意する。我々は、各国のニーズ及び選好に適合した政策及び措置の組み合わせが必要であることを認識する。政策の選択肢には、とりわけ、規制、経済及び財政手段、グリーン・インフラストラクチャーへの投資、財務上のインセンティブ、補助金改革、持続可能な政府調達、情報開示及び自主的パートナーシップが含まれる。

33. 我々は、各国のグリーン経済政策設計及び実施を促進するための国際的知識共有プラットフォームの創設を支持する。このプラットフォームには以下の事項が含まれる：

a) 政策選択肢のメニュー
b) グリーン経済政策を地域、各国及び地方レベルに適用する際のグッド・プラクティスのツールボックス
c) 進展を計測する一連の指標
d) 発展途上国を支援しうるテクニカル・サービス、技術及び資金供給のディレクトリー

34. 我々は、国際機関、国連システムの関連機関及びその他の組織と協議の上、国連事務総長に上記のプラットフォーム創設を要請する。

35. 我々は、加盟各国に後段のセクション IV で示す適切な国際的枠組みの中でその経験に関してプレゼンテーションを行うよう求める。

36. 我々はまた、全ての主要グループ、特に企業と産業に、この点についての経験を共有するよう求める。

C. 行動の枠組み

37. 我々は、異なる国及び異なるセクターのニーズに適合する一連の差異ある戦略を有する価値を認識する。

38. 我々は、全ての諸国が複数のステークホルダーとの協議という透明性あるプロセスを通じて独自のグリーン経済戦略を策定することを奨励する。

39. 我々は、国連が他の関連する国際機関と協力して、発展途上国の要請に従ってグリーン経済開発を支援することが奨励する。

40. 我々は、企業及び産業が、産業セクターごとに組織され、各国横断的に協力し、政府、労働者及び労働組合並びにその他のステークホルダーと協議して、ネットの雇用創出を含む具体的目標及び進展の基準を盛り込んだそれぞれのセクターのグリーン経済ロードマップを作成することを強く奨励する。

41. 我々は、持続可能な開発及び貧困撲滅と関連するグリーン経済を達成するための国の主体及びステークホルダーによる、革新的パートナーシップ形成を含む自主的な国別コミットメント及び行動を認め、奨励する。

42. 我々は、グリーン経済構築に向けて大きな進展を実現するには全ての諸国において新

出典：国際連合「我々が望む未来（環境省仮訳）」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

たな投資、新たな技能育成、技術の開発、移転及びアクセス並びにキャパシティ・ビルディング（能力開発）が必要になることを認識する。我々は、この点に関して発展途上国に支援と提供する特別の必要性があることを認め、以下について合意する：

a) 発展途上国に新たな追加的かつ大規模な資金源を提供する
b) グリーン経済構築のための革新的な金融手段の役割を促進する国際的プロセスを立ち上げる
c) 環境に大きな悪影響を及ぼし、持続可能な開発とは相容れない補助金を段階的に廃止すると当時に、貧困層及び社会的弱者を保護する措置を講じる
d) 発展途上国を関与させたグリーン技術に関する国際的共同研究を促進、開発された技術は公有に属するものとしてとどめ、発展途上国にとって手頃な価格でアクセス可能なものとする
e) グリーン技術研究開発（R&D）の結節点として中核的研究拠点の創設を奨励する
f) 発展途上国の科学者、エンジニア及びエンジニアリング組織によるローカルなグリーン技術の開発及び伝統的知識の活用を行う取り組みを支援する
g) 関心を示す全ての諸国に国別の助言及び必要に応じて地域及びセクター別の助言を提供し、利用可能な資金にアクセスする上でこれら諸国を支援する能力開発スキームを創設する

43. 我々は、世界的な進展を測定する重要性を認識する。この点に関して、我々は、以下の指標的目標及びスケジュールを含むロードマップに導かれる。

a) 2012-2015 年：実施を評価する指標及び尺度を創設。技術移転、ノウハウ共有及び能力増強のためのメカニズムを創設
b) 2015-2030 年：実施と進展の定期的評価
c) 2030 年：進展の総合的評価

我々は、国連システムと密接に協力して、国連事務総長にこの点に関する一段の措置を詳述した報告書を第 67 回国連総会に提出するように要請する。

IV. 持続可能な開発のための制度的枠組み

A. 3 本の柱の強化/改革/統合

44. 我々は、地方、国、地域及び国際的レベルの強固なガバナンスが持続可能な開発の進展にとって非常に重要であると認識する。制度的枠組みの強化と改革は以下の諸点を含むべきである。

a) 持続可能な開発の 3 本の柱を統合し、「リオ原則」、特に共通だが差異のある責任に留意しつつ、普遍性、民主主義、透明性、費用効率及び説明責任の諸原則を踏まえて、「アジェンダ 21」及び関連成果の実施を促進する。
b) あらゆるレベルにおける統合的な意思決定の促進を通じて持続可能な開発アジェンダを達成するために、一貫した政府主導の持続可能な開発に関する政策ガイダンスを提供し、具体的行動を特定する
c) 地方、国、地域および世界的レベルで「アジェンダ 21」並びに関連成果及び合意の実施における進展をモニターする
d) 国際的金融・貿易機関を含め、国連システムの各機関、基金及びプログラムの間における一貫性を強化する

B. GA、ECOSOC、CDS、SDC の提案

[総会]

45. 我々は、国連の最高意思決定機関としての総会の中心的役割を再確認し、総会が国連活動の包括的枠組みの重要な要素として持続可能な開発を一層統合するように求める。

[経済社会理事会]

46. 我々は、経済社会理事会（ECOSOC）が国連システム及びその専門機関の調整並びにその補助機関、特に機能的委員会の監督の中核的メカニズムであることを再確認する。

47. 我々はまた、ECOSOC が経済及び社会問題に関する政府間協議の中核的フォーラムであり、当該分野における開発のための国連業務活動に対してガイダンス及び調整を提供していることを再確認する。

48. 我々は、持続可能な開発に関する合意の実施のモニタリングのための ECOSOC の調整セグメントのより良い活用すること、また、同様に、持続可能な開発の国連機関プログラム及びプログラムへの主流としての組み込みを促進するために ECOSOC の業務活動及び人道的セグメントを活用することを含む持続可能な開発の 3 本の柱の統合における ECOSOC の役割を促進することに合意する。

[持続可能な開発委員会]

49. 我々は、国連システムにおける持続可能な開発に関する高級レベル委員会としての持続可能な開発委員会（CSD）の役割を再確認する。我々は、より限定された一連の諸課題に対するより集中度が高く、均衡が取れ、応答性の高い関与及びその決定の実施強化を確保する措置を含めて、持続可能な開発の実施をより良く推進、促進及び調整するために委員会の仕事の方法、アジェンダ及び仕事のプログラムを改善するための選択肢を検討するこ

出典：国際連合「我々が望む未来（環境省仮訳）」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

とに合意する。我々はまた、自主的レビュー・プロセスを含む委員会のレビュー機能を強化する手段を検討することに合意する。

又は、

[持続可能な開発理事会]

49.（代替案）我々は、CSD を持続可能な開発の 3 つの側面の統合に関連した事項を検討する権威あるハイレベルな組織として機能する持続可能な開発理事会に改組することを決議する。

49.（第 2 代替案）持続可能な開発理事会の仕事はアジェンダ 21、リオ原則及び関連成果などの持続可能な開発に関する基本的文書に基づくべきである。同理事会は、とりわけ、持続可能な開発委員会の機能及びマンデートを全面的に実行すべきである。同理事会は持続可能な開発の 3 本の柱の統合を促進し、あらゆるレベルでの効果的な実施を促進し、効果的な制度的一貫性を促進する必要性によって導かれる。同理事会は「リオ+20」のフォローアップに主要グループを中心としたステークホルダーの関与の強化を支援すべきである。

49.（第 3 代替案）我々は、国連総会議長に対して、持続可能な開発理事会のマンデート、様式、機能、規模、構成、構成員、作業方法及び手続きを創設する目的を持って、公開された透明性が高く包含的な交渉を行い、第 67 回総会会期末以前にその結果を報告するように要請する。

C. UNEP、環境に関する提案の専門機関、IFI、各国レベルの国連業務活動

50. 我々は、持続可能な開発な経済的、社会的及び環境面での柱の均衡ある統合を促進するため、持続可能な開発の制度的枠組み内部における国際的環境関連ガバナンスを強化する必要性を再確認し、この目的のために：

51. 我々は、管理委員会における普遍的メンバーシップを創設することによりそのマンデートを達成するために国連環境計画（UNEP）の能力を強化することで合意し、政策調整を深化させ、実施手段を強化するためにその資金基盤の大幅増加を求める。

又は、

51.（代替案）我々は、UNEP に基づき、その管理委員会が普遍的メンバーシップを有し、安定的、適切かつ予測可能な資金拠出によって支えられる改定・強化されたマンデートを持ち、他の国連専門機関と対等に活動する環境のための国連専門機関の創設を決議する。ナイロビに本拠を置くこの専門機関は他の専門機関を緊密に協力するものとする。

52. 我々は、地球の状態と地球の収容能力に関する定期的レビューの必要性を強調し、国連事務総長に対し、関連国際機関及び国連システムと協議の上、この定期的レビューの準備の調整を要請する。

53. 我々は、国連システム全体の意思決定の科学的根拠の強化を求めるとともに、科学と政策立案の間のインターフェースが強化されるべきであると認識する。

54. 我々は、世界銀行と国際通貨基金（IMF）を中心とする国際金融機関、地域開発銀行、国連貿易開発会議（UNCTAD）及び世界貿易機関（WTO）が世界貿易規制において持続可能な開発に相応の考慮を払うべきであると認識する。この点に関して、我々は、国際金融機関に対して持続可能な開発の実施のために発展途上国に対するより良い支援の提供を確保するためにそのプログラム戦略の見直しを要請する。

55. 我々は、とりわけ、政策分裂に対処し、重複を回避するために、多国間環境協定（MEA）間の調整及び協力が必要であると認識している。我々は、化学製品及び廃棄物の分野における 3 つの条約の間の相乗効果を高めるためにすでに実施された作業を歓迎する。我々は、他の分野における MEA 間の調整及び協力を強化する一層の措置を求める。

56. 我々は、持続可能な開発のための業務活動、とりわけこの分野における国連システムの展開を強化する必要性を強調する。

57. 我々は、持続可能な開発を促進するために、オンブズパースン（Ombudsperson＝行政監督官）ないし将来世代のための高等弁務官の設置をさらに検討することで合意する。

58. 我々は、必要に応じて世界、地域及び各国レベルにおいて「リオ原則 10」に一段の効力を付与する措置を講じることに合意する。

D. 地域、国、地方

59. 我々は、各国の開発計画に織り込まれている包括的な持続可能な開発戦略が地域、国及び地方のレベルにおける持続可能な開発コミットメント実施のための需要名手段であることを再確認する。

出典：国際連合「我々が望む未来（環境省仮訳）」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

60. 我々は、能力開発、情報・経験の交換及び専門知識提供を通じて持続可能な開発を促進するにあたり、地域委員会を含む既存の地域及び地方メカニズムの強化を求める。

61. 我々は、各国レベルにおけるより一貫性と統合性のある企画及び意思決定の必要性を強調する。従って、我々は、各国に対して、必要に応じて、各国の持続可能な開発理事会を創設・強化し、全てのステークホルダーの統合及び全面的参加をもって、同協議会による最高意思決定機関における分野横断的な諸課題のメインストリーミングの調整、統合及び確保が可能になるように求める。

62. 我々は、国の持続可能な開発政策の主要な構成要素としての持続可能な都市開発政策の統合し、この点に関して、地方政府が中央政府とより緊密に協力できる権限を付与する必要性を認識する。我々は、持続可能な開発に関する行動の主導的力として都市間のパートナーシップが登場したことを認識する。我々は、国際機関からの支援を受けたものを含め、地方政府間の国際的協力を支援することにコミットする。

V. 行動とフォローアップのための枠組み

A. 優先順位/カギ/テーマ/分野横断的問題及び分野

63. 我々は、実施における進展には多くの分野別及び分野横断的な優先分野並びに異なる分野間のつながりに注意を払う必要性があることを認識する。我々はまた、これらの分野における進展の評価は、必要に応じて、熱望される目標、目的及び指標の明確化の恩恵を受けることができると認識する。従って、我々は以下の行動にコミットする。

[食料安全保障]

64. 我々は、食料に対する権利を再確認し、全ての諸国に自国内の食料生産、国内及び世界の農業食品市場へのアクセス改善及びサプライ・チェーン全体における廃棄物削減への投資増大を通じて食料生産の持続可能な強化の重点化とともに、女性、小自作農、青少年及び先住民の農業者に対する特段の配慮を求める。　我々は、国民の適切な栄養を確保することにコミットしている。

65.　我々はより透明性が高く開放されている貿易システム、さらに、必要に応じて、食料価格と国内市場の安定に寄与し、土地、水及びその他の資源へのアクセスを確保し、社会的保護プログラムを支援するプラクティスを求める。

66. 我々は、情報へのアクセスを改善し、教育とエクステンション・サービスを通じて農業者と専門家の間の相互作用を強化し、持続可能な農業のための適切な技術の活用を高めるあらゆるレベルにおけるイニシアティブを一層支援する。

[水]

67. 我々は、人生の全面的喜び及びあらゆる人権にとって不可欠な人権として安全で清潔な飲料水及び公衆衛生の権利の重要性を強調する。さらに、我々は、貧困と飢餓の撲滅、公衆衛生、食料安全保障、電力、農業及び農村開発を含む持続可能な開発にとっての水資源の死活的重要性を強調する。

68. 我々は、家庭、産業及び農業起源の水質汚染削減並びに水効率性、排水処理及び特に市街地拡大における排水の資源としての活用の促進を含む排水管理のための目標設定の必要性を認識する。

69. 我々は、統合的な水資源管理及び水効率性計画の策定及び実施に関して「ヨハネスブルグ実施計画（JPOI）」で行った我々のコミットメントを再確認する。我々は、「『命のための水』国際行動の 10 年（2005-2015 年）」に対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、特に能力開発、経験、ベスト・プラクティス及び学んだ教訓の交換並びに適切な環境に易しい技術及びノウハウの共有を通じた水資源管理のための協力イニシアティブを奨励する。

[エネルギー]

70. 我々は、2030 年までに消費及び生産の双方で拡張するための現代的エネルギー・サービスの基本的最小限レベルへの普遍的アクセスの提供及び全ての諸国において再生可能エネルギー源及び技術の開発及び活用の推進を通じて世界的エネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーのシェアを 2030 年までに倍増させることを目標とする、国連事務総長が開始した「全人類のための持続可能なエネルギー」イニシアティブをさらに前進させることを提案する。我々は、エネルギー源の効率的でより広範な活用を提供するために、発展途上国に対する十分な質を有し、時宜を得た形で届けられる適切な資金源の影響を求める。

71. 我々は、各国が低炭素開発に努めるべきであることに合意する。我々は、支援供与国及びパートナーがその開発協力の取り組みを調整するための堅固な枠組みを提供するエネルギー・プランニング・ツールのより広範な活用を奨励する。

[都市]

72. 我々は、地方政府に対する支援、効率的な輸送・通信ネットワーク、より環境に優しい建物と効率的な人間定住及びサービス送達システム、大気質及び水質の改善、廃棄物削減、災害に対する準備及び対応の改善、気候変動に対する復元力を通じて、持続可能な都

出典：国際連合「我々が望む未来（環境省仮訳）」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

市の企画及び構築への統合的かつ全体的アプローチの推進にコミットしている。

[環境に優しい雇用・社会参加]

73. 我々は、人的能力の開発が幅広い経済成長、力強く持続可能な地域社会の構築、社会福祉の促進及環境改善に不可欠であることを認識する。労働者は、特に若年層向けの良質な雇用を創出し貧困を撲滅させる大きな可能性を有するグリーン経済に参加し、その恩恵を得るのに必要な技能と保護を持たなければならない。

74. 我々はまた、自然資本、持続可能な土地及び水管理プラクティス、家族農業、環境に優しい農業、有機生産システム、持続可能な森林管理、経済目的のための生物多様性の合理的活用並びに再生可能及び非在来型エネルギーに関連する新市場の回復及び増進のための公共事業への投資を通じて大きな雇用創出機会が利用可能であることを認識する。我々は、企業及び産業が、中小企業への支援を通じたものを含め、世界的なサプライ・チェーン全体における環境に優しい雇用創出に寄与することを奨励する。

75. 我々は、社会福祉及び成長が、雇用と富を創出し、長期的価値を加え、幅広い包含を可能とする堅固かつ良質なインフラストラクチャーの基礎の上にも構築されることを認識し、認める。この点に関して、我々は持続可能な開発を促進するインフラストラクチャー投資の強化にコミットする。

76. 我々は、グリーン経済構築が環境関連の雇用創出に決定的に依存するものであることを理解し、以下の措置を講じることに合意する：

a) 環境関連の雇用のトレンド及び展開に関する知識を向上させ、関連データを各国の経済統計に統合する。
b) 技能マッピング及び環境関連の職業訓練プログラム促進を通じて考え得る技能不足に対応する。
c) 中小企業を含め、グリーン経済に投資する民間企業による良質な雇用の着実な創出を可能にする環境を創出する。

77. 我々は、正規経済に雇用されていない者を含め、社会の成員全てに社会的保護を提供する必要性を強調する。この点に関して、我々は、全ての市民に最低限の社会的保護を提供することを目的とする国及び地方政府のイニシアティブを強く奨励する。

[海洋、SIDS]

78. 我々は、海洋が地球の生命維持システムを持続させるために極めて重要であることを認識する。海洋及びその資源の不注意な開発は海洋が人類に食料、その他の経済的利益及び環境サービスを提供し続ける能力を危険にさらすことになる。我々は、海洋資源の保全、持続可能な管理及び公平な共有の重要性を強調する。我々はまた、島嶼国及び沿岸国に対するサンゴ礁の重要な経済的、社会的及び環境面の貢献を認識し、「サンゴ礁三角地帯イニシアティブ（CTI）」及び「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」に基づく協力を支援する。

79. 我々は、「グローバル海洋アセスメントのための通常プロセス」を信頼性の高い健全なプロセスとして支持し、2014 年までの海洋環境状態の第 1 回目の統合的アセスメントの完了を支援する。我々は、国別、地域的及び世界的な海洋政策の策定にあたってこのアセスメント結果を考慮するよう求める。

80. 我々は、国家管轄海域外における海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する問題を研究することを目的に国連総会が非公式無期限特別作業部会を設置したことに留意し、国家管轄海域外における海洋生物多様性の保全と持続可能な利用について対応する国連海洋法条約（UNCLOS）の実施協定に関する交渉を可及的速やかに開始することに合意する。

81. 我々は、廃棄物及び廃水処理に関する投資のためのさらなる能力開発と資源動員を含め、「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画」の実施を進めること並びに海洋ゴミ及び海洋汚染と戦うための国際行動計画を策定することを各国に要請する。

82. 我々はまた、海洋酸性化を観察する国際ネットワークの実施並びに一層の海洋酸性化を防止するために協調して取り組むことを提案する。

83. 我々は、2015 年までに世界の漁業資源を持続可能な水準に回復するという合意にもかかわらず、多くの資源が持続可能な開発不可能な水準まで枯渇し続けていることに留意する。我々は、各国に対し、持続可能な水準に達するまで枯渇漁業資源量を維持または回復することを改めて約束すること並びに 2015 年までの資源量回復に向けた、科学的根拠に基づく管理計画を実施することを約束するよう要請する。

84. 我々は、各国に対し、国際法に基づいて効果的手段を採用、実施することにより違法・無報告・無規制漁業（IUU）に対処するよう強く要請する。我々は、2009 年に食糧農業機関（FAO）によって承認された違法・無報告・無規制漁業を防止、阻止及び排除するための寄港国による措置についての合意に留意するとともに、当該合意の未加盟国に対して加盟を強く要請する。

85. 我々は、小島嶼開発途上国（SIDS）がその固有かつ特別な脆弱性に照らして依然とし

出典：国際連合「我々が望む未来（環境省仮訳）」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

て持続可能な発展に向けての特殊なケースであることを再確認する。SIDS の脆弱性は過去 20 年にわたって悪化し続けており、その主たる要因は、気候変動による悪影響の増大、より頻繁かつ強大な自然災害及び燃料、食料及び金融危機を含む外的ショックにあり、国際的支援が不十分であることもまたその要因である。

86. 我々は、SIDS の持続可能な開発の支援にあたる国連システム内の関係主体を改善・強化することを含め、「脆弱な生態系の保全や人的資源の開発を目的とした行動計画（BPOA）」及び「SIDS の持続可能な開発に関する行動計画の更なる実施のためのモーリシャス戦略（MSI）」の実施及び持続可能な開発を達成するために小島嶼開発途上国を支援する取り組みの強化を求める。我々はまた、小島嶼開発途上国の持続可能な開発に関する第 3 回国際会議を 2014 年に開催することを求める。

[自然災害]

87. 我々は、持続可能な発展の文脈において、災害リスクの削減に継続して対処するとともに、2015 年以降の開発アジェンダに含めることを改めて求める。 我々は、ポスト兵庫行動枠組みの採用と開発政策への統合を含め、国・地域・国際の各レベルにおける環境面の緊急事態への強固な対応及び予測と早期警戒システムの改善に向けた一層の調整並びに緊急対応、早期復旧及び開発努力の間のより緊密な調整を求める。

[気候変動]

88. 我々は、気候変動が現代において最も大きな脅威の一つであることを再確認するとともに、発展途上国が特に気候変動に対して脆弱であり、食料安全保障及び貧困撲滅に向けた努力を著しく損なうとともに、小島嶼開発途上国の領土保全、維持能力及びその存在そのものを脅威にさらしている気候変動の増大する悪影響を経験していることに対して強い懸念を表明する。我々は、ダーバンにおける国連気候変動枠組み条約第 17 回締約国会議（COP17）の成果を歓迎するとともに、全ての合意事項が速やかに実施されることを期待する。

89. 我々は、脆弱な人々に及ぼす影響に特に配慮しつつ、政策目的間のシナジーの実現と摩擦の最小化のために、水、エネルギー、食料、気候変動の間の相互関係に対処する国際イニシアティブ及びパートナーシップを奨励する。

[森林及び生物多様性]

90. 我々は、森林の破壊と劣化を効果的に減速、停止、逆転させ、森林の持続可能な利用と管理並びに保全と回復を促す政策枠組みと市場手段を支持する。我々は、「すべてのタイプの森林に関する法的拘束力を持たない文書（NLBI）」の緊急の実施を求める。

91. 我々は、生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択された「名古屋議定書」を歓迎する。我々は、国際・地域・国レベルの政策と意思決定プロセスにおける生物多様性と生態系サービスの主流化を支持するとともに、生物多様性と生態系の持続可能で公平な利用を支える適切なインセンティブと政策を通じた自然資本への投資を奨励する。

[土地劣化、砂漠化]

92. 我々は、土地の持つ経済的、社会的重要性、とりわけ、成長、食料安全保障及び貧困撲滅への貢献を認識するとともに、アフリカの多くの耕作可能な土地の砂漠化の激化がアフリカ地域における持続可能な発展にとって深刻な課題となっていることに留意する。我々は、国連砂漠化防止条約（UNCCD）の実施に対する国際社会の支援の拡大を求める。

93. 我々は、「国際土壌パートナーシップ（GSP）」などの、土壌資源の保護に向けたパートナーシップ及びイニシアティブを支援することに同意する。我々はまた、健全で生産的な土地と土壌を実現する持続可能な土地管理政策の経済的便益についての幅広い認識の向上を目的とした科学的研究とイニシアティブを奨励する。

[山岳]

94. 我々は、山岳が気候変動のようなグローバルな変化に極めて脆弱であること、さらに多くの場合山岳が資源の持続可能な利用を進めてきたものの、しばしば過小評価され、時には高い貧困率と自然リスク及び食料不足にさらされている先住民を含むコミュニティの故郷となっていることを認識する。我々は、山岳及びその生態系からもたらされる便益を認識する。我々また、山岳コミュニティが生態系保全を通じて提供するサービスに対して、補償し、報いるための国際・地域・国・地方のメカニズムを探求する必要性を認識する。

[化学物質及び廃棄物]

95. 我々は、化学物質について、そのライフサイクルを通じた、より強固で首尾一貫し、効果的かつ効率的な国際レジームに向けた努力を促進するために「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）」を強化することを求める。開発途上国の統合的なアプローチによる健全な化学物質及び廃棄物の管理を支援するためには持続可能で適切な長期的資金供給が重要になる。

96. 我々は、バーゼル条約、ロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約間の一段の調整及び協力を賞賛するとともに、環境面で健全な廃棄物管理のための能力と技術を向上させることを目的とした官民パートナーシップを求める。我々はまた、家電廃棄物及び海洋環境におけるプラスチックに関する新たな問題について懸念を持って

出典：国際連合「我々が望む未来（環境省仮訳）」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

留意する。これらの問題は、とりわけ適切な政策と物質及びエネルギー回収のための環境にやさしい技術によって対処されるべきである。

[持続可能な消費と生産]

97. 我々は、国連持続可能な開発委員会第 19 回会合交渉において詳述された文書に基づき、持続可能な消費と生産（SCP）に関する国際協定の一貫として、持続可能な消費と生産に関する計画 10 年枠組みを構築することに合意する。

[教育]

98. 我々は、全ての人々が質の高い教育へアクセスを持つことは、持続可能な発展と社会的包摂のための不可欠な条件であること認識する。我々は、より高度な教師訓練とカリキュラム開発を含めて、持続可能な発展の追求に対する教育システムの貢献を強化することにコミットする。

99. 我々は、大学が、キャンパス内に施設の持続可能性の具体例を設置するとともに、全ての学科共通の単位として持続可能な発展について教えることにより、ベスト・プラクティスと変革のモデルとなることを求める。これによって、持続可能なプラクティスが学習と行動に組み込まれることになる。

100. 我々は、持続可能な発展に向けた教育についての国際教育交流活動を奨励する。こうした活動には、持続可能な発展の推進に関連する学問分野及び学際的分野における国際研究についての研究奨励制度及び奨学制度の創設が含まれる。

101. 我々は、持続可能な発展の推進に不可欠な価値観、カギとなる学問分野、包括的で学際的なアプローチについて、新世代の学生を教育するために、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」が終了する 2014 年以降においても、持続可能な発展に向けた教育を推進することに合意する。

[ジェンダーの平等]

102. 我々は、持続可能な開発が正規、非正規両面における女性の経済的貢献と関連し、それに依存していることを認識する。我々は、持続的な社会的及び経済的不平等が貧困生活者の大多数を占める女性及び子供に影響を及ぼし続けていることに懸念をもって留意する。

103. 我々は、女性が経済における完全なる参加者となることを阻んできた障害の除去並びに女性が持続可能な開発の推進者となる可能性を解き放つよう求めるとともに、我々の社会全体においてジェンダーの平等を促進する措置を優先的に実施することに合意する。このような手段には、教育、雇用、資源の所有、正義へのアクセス、政治における代表、制度的意思決定、介護及び家庭とコミュニティの管理が含まれる。

104. 我々は、生活の全ての側面におけるジェンダーの平等と女性への権利付与の実現並びにジェンダーの平等と持続可能な開発の促進とのリンケージへの一層の関心喚起における国連女性機関による取り組みを支持する。

B. 進展の加速及び測定

105. 我々は、持続可能な発展に向けた進展を測定、加速させるためには目標、ターゲット及び節目（マイルストーン）が不可欠であることと認識し、2015 年までに以下を策定するための包括的プロセスを開始することに合意する：

a) 持続可能な発展の 3 つの側面の統合的で均衡の取れた取り扱いを反映し、「アジェンダ 21 」の原則と整合的であり、国による異なるアプローチを許容しつつも普遍的で全ての国に適用可能な、「持続可能な開発目標（SDG)」
b) 定期的なフォローアップと達成に向けた進展についての報告のメカニズム

106. 我々は、このプロセスに全てのステークホルダーの参加を呼びかけるとともに、国連事務総長にそのプロセスの調整を求める。

107. 我々は、持続可能な開発目標は、持続可能な消費と生産パターンとともに、海洋、食料安全保障と持続可能な農業、全ての人々への持続可能なエネルギー、水のアクセスと効率性、持続可能な都市、環境関連の雇用、良質な雇用と社会的包含、災害リスク削減と回復力などの優先分野を含みうることを提案する。

108. 我々は、持続可能な開発目標は、ポスト 2015 年の「国連開発アジェンダ」の一部となる目標群を 2015 年に確立するとの観点から、ポスト 2015 年期間に向けた開発アジェンダにおいて MDG を補完、強化すべきものであると考える。

109. 我々はまた、これらの目標に向けた進展は、適切な指標によって測定され、可能であれば 2030 年までに達成される特定のターゲットによって評価されるべきであることを提案するとともに、国連事務総長にこの点に関する提案を行うことを求める。

110. 我々は、持続可能な開発目標に向けた進展のモニタリングを支えるのに必要なデータ及び情報について、それらを収集、分析するための全ての国の能力を強化することを決意する。我々は、国連事務総長に対し、関心のある支援供与国、国連システム、国際機関そ

出典：国際連合「我々が望む未来（環境省仮訳）」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

の他の機関の支援を得て、この点に関するグローバルなパートナーシップを促進するよう要請する。

111. 我々はまた、福祉の指標としての国内総生産（GDP） の限界を認識する。我々は、経済的､社会的及び環境上の側面を均衡の取れた形で統合する GDP を補完する指標の開発と強化を一層進めることに合意する。我々は、国連事務総長に対し、国連システム及び他の関連組織との協議の上、このプロセスを開始することを要請する。

C. 実施方法

[資金]

112. 我々は、多くの先進国による、その国民総生産所得（GNP）の 0.7%を開発途上国への政府開発援助に当てるという目標及び国民総生産（GNP）の 0.15%から 0.20%を後発開発途上国への政府開発援助に当てるという目標を達成するコミットメントを含む、全ての政府開発援助コミットメントを実現するよう求める。合意されたタイムテーブルを達成するため、援助国は既存のコミットメント達成に向けた支援拠出割合を増やすためのあらゆる必要かつ適切な手段を取るべきである。我々は、いまだ目標を達成していない先進国に対し、各国の約束に従い、後発開発途上国のためのイスタンブール行動計画（2011-2020 年）に沿って、国民総生産（GNP）の 0.15%から 0.20%を後発開発途上国への政府開発援助に当てるという特定目標を含め、国民総生産（GNP）の 0.7%を開発途上国への政府開発援助に当てるという目標に向けた追加的な具体的努力を強く求める。

113. 我々は、開発途上国の優先順位とニーズに沿う形で、資源配分において持続可能な開発を優先すること並びに持続可能な開発に向けた開発途上国への資金協力の提供を大幅に増加させることを求める。

114. 我々は、パリ宣言、アクラ行動アジェンダ、及び効果的な開発協力に向けた釜山パートナーシップを考慮し、援助が効果的で、説明責任を果たし、かつ開発途上国のニーズと優先順位に対応したものとなるよう、援助の有効性を高めることを求める。持続可能な開発を促進するため、開発途上国が、民間部門によるものも含む十分な資金への強固で予見可能なアクセスを得ることを確保する資源の効果的な管理を含め、国際及び各国レベルの両方において一貫性をさらに高める必要性がある。

115. 我々は､南南協力及び三角協力を強化､支援する持続的取り組みを歓迎する｡我々は、南南協力が南北協力の代替となるものではなく、むしろ補完するものであることを強調する。我々はまた、三角協力が開発協力の効果的な形態としてより一層活用されるべきであることを強調する。

116. 我々は、マルチ・ステークホルダー・パートナーシップを通じたものを含め、持続可能な開発を推進する上での民間セクターの重要な役割を再確認する。公共政策は企業及び産業による長期投資及び社会的、環境的に責任ある行動につながる安定した投資環境と規制枠組みを構築すべきである。

117. 我々は、資金フローの規則性及びより透明かつ民主的なシステムに向けたガバナンス・プロセス改革を伴う「地球環境ファシリティー（GEF)」の強化を求める。我々は GEF の資源へのアクセスに関する手続の簡素化及び後発開発途上国と小島嶼開発途上国への支援を強く求める。

[科学技術]

118. 我々は、環境と開発に関する「リオ宣言」､「アジェンダ 21」 及び他の国連サミット及び会議の成果に含まれる、科学技術に関するコミットメントを再確認する。

119. 我々は、持続可能な発展を推進するにあたって、各国の科学、技術及びイノベーション能力を強化することの重要性を認識する。この点に関して、我々は、効果的なメカニズム、高度な手法、適切な実施環境及び開発規模の拡大と開発途上国への技術移転に関する障害の除去の必要性を強調する。

120. 我々は、投資と技術移転、開発及び普及につながる国際協調を強化することに合意する。

[能力開発]

121. 我々は、地域及び準地域レベルにおける決定事項の実施を進めるための能力開発及び経験と専門知識の交換を含め、協力及び情報交換の促進を図ることを目的として、開発途上国における既存の地域、準地域の機構及びメカニズムに対して支援を提供すること並びに必要であればその構築を促す必要性を再確認する。

122. 我々は、技術支援と能力開発に向けた「バリ戦略プラン」の迅速な実施を求める。

123. 我々は、開発途上国における科学的能力を強化するため、国際的な環境と持続可能な開発の評価に関連するプロセスに開発途上国の科学者が参加、代表されることを強く求める。

出典：国際連合「我々が望む未来（環境省仮訳）」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

[貿易]

124. 我々は、WTO 加盟国に対し、普遍的で、ルールに基づき、開かれた、差別的でなく公平な多国間貿易システムの実現並びに多国間貿易交渉に関するドーハ開発ラウンドの早期かつ均衡の取れた、野心的かつ開発指向の成果に向けて一層努力することを強く求める。我々は、2005 年の WTO 香港閣僚会議においてなされた、後発開発途上国を受益者とするコミットメントが完全に実現されることを求める。

125. 我々は、開発途上国、特に後発開発途上国が、多国間貿易システム及びこれらの諸国がグローバル市場に組み込まれることによる恩恵を受けることができるように、国際経済及び金融機関が協力する差し迫った必要性があることを再確認する。

126. 我々は、脆弱なグループを保護する保障措置を維持しつつ、化石燃料、農業、漁業に関するものを含めて、持続可能な開発への移行を妨げている市場を歪め、環境へ悪影響を及ぼす補助金の段階的な撤廃を支持する。

127. 我々は、グリーン経済への移行により創出されるものを含め、開発途上国、特に後発開発途上国が新しい輸出機会を見出だし、それを獲得することを支援する、国際及び地域組織による貿易に関する能力開発と円滑化活動を支持する。

[コミットメントの登録簿/抄録]

128. 我々は、「リオ＋20」 における自主的なコミットメントを歓迎し、国連事務総長がこれらを説明責任の枠組みとして機能する登録簿/抄録に蓄積するよう推奨する。

出典：国際連合「我々が望む未来（環境省仮訳）」
http://www.mri.co.jp/SERVICE/rio20/zerodraft.pdf

国際連合機構図

国連の主要機関

信託統治理事会

安全保障理事会

補助機関
軍事参謀委員会
常設委員会及びアドホック組織
旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)
ルワンダ国際刑事裁判所(ICTR)
平和維持活動・ミッション
テロ対策委員会

総会

補助機関
主要委員会
人権理事会
会期委員会
常設委員会及びアドホック組織
その他の補助機関

諮問的補助機関
国連平和構築委員会(PBC)

経済社会理事会

機能委員会
麻薬委員会
犯罪防止刑事司法委員会
開発のための科学技術委員会
持続可能開発委員会
女性の地位委員会
人口開発委員会
社会開発委員会
統計委員会

地域委員会
アフリカ経済委員会(ECA)
ヨーロッパ経済委員会(ECE)
ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)
アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)
西アジア経済社会委員会(ESCWA)

その他
先住民に関する常設フォーラム
国連森林フォーラム
会期/常設委員会
専門家、アドホック、及び関連組織

国際司法裁判所

専門機関*7
国際労働機関(ILO)
国連食糧農業機関(FAO)
国連教育科学文化機関(UNESCO)
世界保健機関(WHO)
世界銀行グループ
- 国際復興開発銀行(IBRD)
- 国際開発協会(IDA)
- 国際金融公社(IFC)
- 多国間投資保証機関(MIGA)
- 国際投資紛争解決センター(ICSID)

国際通貨基金(IMF)
国際民間航空機関(ICAO)
国際海事機関(IMO)
国際電気通信連合(ITU)
万国郵便連合(UPU)
世界気象機関(WMO)
世界知的所有権機関(WIPO)
国際農業開発基金(IFAD)
国連工業開発機関(UNIDO)
世界観光機関(UNWTO)*3

事務局

各部局
事務総長室(OSG)*3
内部監査部(OIOS)
法務局(OLA)
政治局(DPA)
平和維持活動局(DPKO)
フィールド支援局(DFS)*4
人道問題調整部(OCHA)
経済社会局(DESA)
総会・会議管理局(DGACM)
広報局(DPI)
管理局(DM)
後発開発途上国ならびに内陸開発途上国、小島嶼開発途上国のための高等代表事務所(UN-OHRLLS)
国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)
国連薬物犯罪事務所(UNODC)
安全保安局(DSS)

国連ジュネーブ事務所(UNOG)
国連ウィーン事務所(UNOV)
国連ナイロビ事務所(UNON)

計画と基金

国連貿易開発会議(UNCTAD)
- 国際貿易センター(ITC)(UNCTAD/WTO)

国連薬物統制計画(UNDCP)*1
国連環境計画(UNEP)
国連児童基金(UNICEF)
国連開発計画(UNDP)
- 国際婦人開発基金(UNIFEM)
- 国連ボランティア(UNV)
- 国連資本開発基金(UNCDF)

国連人口基金(UNFPA)
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)
世界食料計画(WFP)
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)*2
国連人間居住計画(UN-HABITAT)

研究及び研修所

国連地域間犯罪司法研究所(UNICRI)
国連訓練調査研修所(UNITAR)
国連社会開発研究所(UNRISD)
国連軍縮研究所(UNIDIR)*2
国際婦人調査訓練研修所(UN-INSTRAW)

その他の国連機関

国連プロジェクトサービス機関(UNOPS)
国連大学(UNU)
国連システム・スタッフ・カレッジ(UNSSC)
国連エイズ合同計画(UNAIDS)

その他の信託基金*8

国際的パートナーシップのための国連基金(UNFIP)
国連民主主義基金(UNDEF)

関連機関

世界貿易機関(WTO)
国際原子力機関(IAEA)*5
包括的核実験禁止条約機構準備委員会(CTBTO Prep.com)*6
化学兵器禁止機構(OPCW)*6

注：主要機関からの実線は直接の報告関係を示す。
点線は、補助機関の関係にないことを示す。

1. 国連薬物統制計画(UNDCP)は国連薬物犯罪事務所(UNODC)の一部である。 2.UNRWA及びUNIDIRは総会に対してのみ報告する。 3.国連倫理事務所(The United Nations Ethics Office)、国連オンブズマン事務所(the United Nations Ombudsman's Office)、情報技術担当チーフオフィサー (the Chief Information Technology Officer)は、事務総長に直接報告する。 4.特別な場合、フィールド支援局事務次長は平和維持活動担当事務次長に直接報告する。 5.国際原子力機関(IAEA)は,安全保障理事会と総会に報告する。
6.CTBTO準備委員会とOPCWは総会に報告する。 7.専門機関は、政府間レベルでは、ECOSOCを通して、また事務局間レベルでは、主要執行理事会(Chief Executives Board for coordination = CEB)を通して、国連や専門機関とともに活動する自治機関である。
8.国際的パートナーシップのための国連基金(UNFIP)は副事務総長の主導の下にある信託基金である。国連民主主義基金(UNDEF)諮問理事会は事務総長の承認のため、資金計画案の勧告をする。

2008.7.17

出典：国際連合広報センター「国際連合機構図」
http://www.unic.or.jp/know/pdf/organize.pdf